

令和6年度  
包括外部監査報告書

「委託に関する財務事務の執行について」

横浜市包括外部監査人  
公認会計士 櫻山 加奈子



## **(本報告書における記載内容の注意事項)**

### **・監査の「指摘」**

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

### **・監査の「意見」**

監査の「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

### **・端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### **・報告書の数値等の出典**

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	2
5. 監査の視点	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
<b>第2 選定した特定の事件の概要等</b>	<b>3</b>
1. 横浜市の定める規則・マニュアル	3
2. 市における契約方式の分類	5
3. 市の委託料の推移	8
4. 監査対象事業と実施した監査手続等	9
<b>第3 包括外部監査の総括</b>	<b>19</b>
1. 予定価格は適切に設定されているか	20
2. サービス水準の確保に留意しているか	21
3. 委託先の選定は適切に行われているか	22
4. 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか	24
5. 横浜市のモニタリングは適切に行われているか	25
6. その他	27
<b>第4 包括外部監査の指摘及び意見</b>	<b>28</b>
<b>I. 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局</b>	<b>28</b>
1. 国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託	28
2. 令和5年度「エコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務	36
3. 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託	40
4. 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区環境影響評価事後調査業務委託	45
5. 海軍道路桜育成等業務委託	49
<b>II. 総務局</b>	<b>52</b>
1. 総務事務センター運営業務委託	52
2. 令和5年度市史資料等保存活用業務委託	57
3. 内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託	60
4. 南部方面備蓄庫期限切れ備蓄食料資源化委託	65
<b>III. デジタル統括本部</b>	<b>67</b>
1. 横浜市情報システム最適化指針作成支援業務委託	67
2. 令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)	69
3. 令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託 その2	71
4. 基幹システム運用管理業務委託	73
5. 令和5年度メール受信・無害化システム保守業務委託	76
6. クラウドサービス接続環境構築業務委託(その1)	78
7. クラウドサービス接続環境構築業務委託(その2)	80

## 目次

8. 庁内Web検索システム更新業務委託	84
<b>IV. 国際局</b>	<b>86</b>
1. 令和5年度横浜国際協力センター管理運営業務委託	86
2. 令和5年度公民連携による脱炭素トミノを通じた横浜型脱炭素エコシステムの形成に向けた業務委託	93
3. 令和5年度Y-PORTセンター公民連携オフィスGALERIOを活用したY-PORT事業の推進業務委託	99
4. 令和5年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託	101
5. 小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託	104
<b>V. 市民局</b>	<b>107</b>
1. 横浜市マイナンバーカード交付にかかる特設拠点等運営業務委託	107
2. 横浜市役所や市内商業施設等におけるマイナンバーカード相談会及び申請サポート運営等業務委託	114
3. 住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託	117
4. 横浜市コールセンター運営業務委託	121
5. 令和5年度横浜市自治会町内会業務調査委託	125
<b>VI. にぎわいスポーツ文化局</b>	<b>127</b>
1. 横浜文化体育館再整備事業 横浜BUNTAI維持管理	127
2. 横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館維持管理委託費	132
3. 令和4年度及び令和5年度横浜市市民利用施設予約システムサービスセンター運用業務委託	135
<b>VII. 経済局</b>	<b>141</b>
1. 令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業業務委託	141
2. 令和5年度横浜市中央職業訓練校 IT・Webプログラミング科訓練業務委託	146
3. 令和5年度計量器定期検査業務委託	150
4. 食肉市場汚泥搬出委託	155
5. 令和5年度大学研究室発スタートアップ創出支援業務委託	159
6. 令和5年度小中学生等を対象とする起業家教育プログラム運営業務委託	164
7. 外国人起業活動支援体制構築事業委託	169
8. 令和5年度横浜市景況・経営動向調査業務委託	173
9. 中央卸売市場本場じんかい積込及び搬出委託	175
10. 中央卸売市場本場電力量計検定委託	179
<b>VIII. こども青少年局</b>	<b>181</b>
1. 令和5年度横浜市産後母子ケア事業(産科医療機関)業務委託	181
2. 横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務委託	185
3. 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託(生活援助・子育て支援)	189
4. ひとり親世帯フードサポート事業	191
5. ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託	194
<b>IX. 健康福祉局</b>	<b>198</b>
1. 「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託	198
2. 令和5年度 市営墓地・納骨堂使用者募集に関する業務委託	201
3. 令和5年度「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託	204

## 目次

4. 資格取得・就労支援事業委託	208
5. 横浜市福祉特別乗車券交付業務委託(単価契約)	211
6. 認知症初期集中支援チーム(港南区)	214
<b>X. 資源循環局</b>	<b>217</b>
1. プラスチック製容器包装中間処理(Bエリア)業務委託	217
2. プラスチック製容器包装中間処理(Cエリア)業務委託	220
<b>XI. 都市整備局</b>	<b>223</b>
1. 令和5年度横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)改定検討	223
2. 公共掲示板撤去委託	226
3. 令和5年度綱島東口デザイン・エリアマネジメント検討業務委託	229
4. 令和5年度戸塚西口共同ビル中央プロムナード照明設備更新等業務委託	234
5. 令和5年度高速鉄道3号線延伸の経済波及効果に関する検討業務	238
6. 令和5年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託	240
7. 横浜市駐車場整備地区等実態調査による駐車施策の検討業務委託	244
8. 令和5年度横浜市生活交通/バス路線利用状況調査業務委託	248
9. エキサイトよこはま22 グランドデザイン検討業務委託	250
10. 令和5年度木造建築物安全相談事業	255
<b>XII. 港北区</b>	<b>258</b>
1. 港北区総合庁舎受変電監視装置年間保守契約	258
<b>XIII. 栄区</b>	<b>260</b>
1. 令和5年度 さかえ区民活動センター運営事業業務委託	260
2. 令和5年度 栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委託	264
3. 栄区役所窓口防犯カメラ設置委託	268

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

#### (1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「委託に関する財務事務の執行について」

#### (2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

行政運営の効率化を進める方法の一つとして外部委託の導入があり、横浜市も外部委託を行っている。横浜市は政令市の中でも規模が大きいため、その委託にも相当なボリュームがある。

普通会計でみると、令和4年度決算での委託料総額は1,857億円で、10年前の平成24年度決算と比較すると、920億円ほど増加し約2倍になっており(平成24年度決算での委託料は937億円)、委託は大きく拡大している。

委託に関する財務事務については、市が実施する必要性がある事業なのか、事業内容の見直しは必要ないか、相手先の選定に際しては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるのかなど、様々な論点が考えられる。また、委託料の積算過程は明確となっているか、委託先は事業開始前に想定していた成果を達成しているか、発注者である市は委託先の事業内容や成果を十分にモニタリングしているのかなどの論点も考えられる。

これまでの包括外部監査では、ある特定の事業を特定の事件(監査テーマ)として選定した際に、その事業で行われている委託に関する財務事務については検証しているが、委託に関する財務事務に限定し、市全体で組織横断的に直接監査する試みはなされていない。このことから、包括外部監査で組織横断的に監査を実施することによって、制度の運営状況に問題はないか、制度そのものに見直すべき点がないかなどを検証する意義は高いと考える。

以上のとおり、金額が増加傾向にあるなどその重要性が増していること、様々な論点が考えられること、組織横断的な検証がこれまでなされていないことなどから、市の委託に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められるため、委託に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(監査テーマ)として選定した。

### 3. 外部監査の対象期間

令和5年度の執行分

必要に応じて令和4年度以前または令和6年度の執行分を含む。

## 第1 外部監査の概要

### 4. 外部監査の実施期間

令和6年6月10日から令和7年2月19日まで

### 5. 監査の視点

#### (1) 委託に関する財務事務の法規性に問題はないか

委託に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

#### (2) 委託に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

委託に関する財務事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

### 6. 監査対象部署

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、総務局、デジタル統括本部、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、資源循環局、都市整備局、港北区、栄区及び財政局

### 7. 監査従事者

包括外部監査人	櫻山加奈子	公認会計士
監査補助者	加藤 聡	公認会計士
	神戸 政之	公認会計士
	斉藤 将	公認会計士
	鈴木 亮子	公認会計士
	谷川 淳	公認会計士
	宮本 和之	公認会計士

### 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。



## 第2 選定した特定の事件の概要等

### 1. 横浜市の定める規則・マニュアル

委託に関する契約事務に関して横浜市(以下「市」という。)が定める主な規則・マニュアル等は次のとおりである。

#### (1)横浜市契約規則

地方公共団体が行う委託契約は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の定める条例、規則等に従うこととなる。

契約に関する条例、規則等について市は、横浜市契約規則(以下「契約規則」という。)を定めており、市の契約事務は、地方自治法など法令その他に別に定めるものを除くほか、契約規則の定めるところによる。

#### (2)横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用のある調達契約に関し、契約規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めたもの。

#### (3)横浜市契約事務委任規則

市長の権限に属する契約に関する事務の委任について、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

#### (4)契約事務に関する決裁事項及び専決事項

横浜市契約事務委任規則に基づき委任された事務の決裁処理について、決裁事項及び専決事項について定めたもの。

#### (5)横浜市物品及び役務検査事務取扱規程

市が発注する物品の買受け、物品の製造の請負及び役務の提供に係る契約に係る検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (6)横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱

市が発注する物品の買受け、物品の製造の請負及び役務の提供に係る契約に係る検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (7)横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱

市(医療局病院経営本部を除く)が発注する物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い、電力供給等の契約に係る一般競争入札、指名競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 選定した特定の事件の概要等

### (8)横浜市公募型見積合せ実施要綱

市(医療局病院経営本部を除く。)の発注する物品の調達等(物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の製作)、業務の委託において、別に定めるもののほか、公募型見積合せによる契約の相手方の決定について必要事項を定めたもの。

### (9)横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

市(水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。)の発注する委託について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱について、契約規則及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則その他別に定めるもののほか、必要事項を定めたもの。

### (10)横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準

プロポーザル方式により受託候補者を特定し、随意契約を行う場合、関係要綱等に定めがあるもののほか、必要事項を定めたもの。

### (11)横浜市物品・委託等競争入札参加者要領

市(医療局病院経営本部を除く。)において行う物品の調達等(物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の製作)、委託及び不用品の売払いに係る競争入札に参加する者が守らなければならない事項について、別に定めるもののほか必要事項を定めたもの。

### (12)委託契約約款

委託者及び受託者が、契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。)を履行する際に従うべきもの。

### (13)財務事務の手引き・契約編

財政局契約部が作成している契約事務についてのマニュアル。

契約に関する一般的な法律知識及び市の制度を説明した第1部<総説>と、工事・物品・委託の契約で主に発注課が行う事務手続を説明した第2部<契約事務マニュアル>とで構成されている。

## 2. 市における契約方式の分類

### (1)入札

委託の入札方法は次の4方式である。

#### ① 一般競争入札(政府調達協定対象契約)

発注する案件ごとに入札参加条件を設定し、入札参加希望者を募り、資格を有していると確認された者により競争入札を行う方式。

政府調達協定の対象(特定調達契約)となる案件が対象となる。

#### ② 一般競争入札(条件付)

発注する案件ごとに入札参加者を募集する条件を設定し、入札公告により入札参加者を募り、競争入札を行う方式。当該入札において最低価格を提示した落札候補者のみに入札参加資格等の審査を行う。

政府調達協定案件を除く、予定価格 100 万円超の第 1 類委託契約(※)が対象となる。

※ 市においては、予定価格 100 万円以上の庁舎等の維持管理業務など特定の業務については、財政局契約第二課が契約を行っており、このような契約を第 1 類委託(以下「第 1 類」という。)と定めている。また、各区局で契約している委託を第 2 類委託(以下「第 2 類」という。)と定めている。

第1類	第2類
財政局契約第二課契約	各区局契約 (金額によらず)
<予定価格 100 万円未満> 各区局契約	

### 第1類

● 庁舎等の維持管理業務	ア 機械器具類の保守点検 イ 清掃業務 ウ 樹木保護管理業務 エ 害虫駆除業務 オ その他の庁舎等の維持管理委託業務
● 物の運搬業務	廃棄物の運搬業務 その他の運搬業務
● 廃棄物処理業務	
● クリーニング業務(寝具乾燥を含む。)	
● 会場設営業務	
● 検査・測定業務 (大気、水質等の測定、分析に限る)	
● 警備業務	

## 第2 選定した特定の事件の概要等

### 第2類

●工事(製造を含む。)の施行に係る委託	ア 設計、監理監督業務 イ 地質調査業務 ウ 測量業務 エ その他の工事関係業務委託(コンサルタント業務を含む。)
●その他の委託	ア コンピュータ業務 イ 統計、調査、研究業務 ウ 企画デザイン業務 エ 写真撮影業務 オ 映画、ビデオ等の制作業務 カ 広告業務 キ 不動産鑑定業務 ク 公の施設運営業務 ケ 健康診断、臨床検査等業務 コ その他の委託業務

### ③ 公募型指名競争入札

発注する案件ごとに入札参加者を募集する条件を設定し、案件公表により入札参加希望者を募り、条件を満たしていると確認された者を指名し、競争入札を行う方式。  
政府調達協定案件を除く案件が対象となる。

### ④ 指名競争入札

発注する案件ごとに、入札参加資格を有する者の中から一定の指名基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式。  
政府調達協定案件を除く案件のうち、一般競争入札(条件付)及び公募型指名競争入札以外の案件が対象となる。

## (2) 随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合には随意契約が認められている。契約方法は主に次の4方式である。

### ① 公募型見積合せ

見積り参加者を募集する条件を設定し、案件公表により参加希望者を募り、市に最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする方式。  
予定価格100万円以下の案件が対象となる。

### ② 見積合せ

見積書を徴取する事業者を数者選定し、市に最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする方式。  
公募型見積合せによらない予定価格100万円以下の案件が対象となる。

### ③ 単独随意契約

特定の1業者から見積書を徴取し、契約を行う方式。

互換性、排他的特許権、業務の継続性などにより契約の相手方が特定される契約。

### ④ 不落随契

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに該当する随意契約の方式。

2回目の入札でも落札者がいない場合は、最低価格の入札者と価格交渉を行い、交渉が成立すれば随意契約を締結する。

## (3) その他の契約手続

委託には、コンピュータのシステムの開発や建築設計などのように、契約の相手方の決定について価格以外の要素の比重が高く、価格競争による入札に適しないものがある。

このような場合に市では、次の方式により契約の相手方を決定し随意契約を締結している。

### ① 公募型プロポーザル

発注者が技術提案書の提出者を公募して、当該業務に最も適切な技術提案を行った者を契約の相手方とする方式。

設計、システム開発、デザインなど、業務の内容により価格競争による競争入札に付することが適当でないが、履行可能業者が複数存在する案件が対象となる。

### ② 指名プロポーザル

発注者が技術提案書の提出者を指名して、当該業務に最も適切な技術提案を行った者を契約の相手方とする方式。

設計、システム開発、デザインなど、業務の内容により、価格競争による競争入札に付することが適当でないが、履行可能業者が複数存在する案件が対象となる。

### ③ 公開コンペ

発注者が応募作品の提出者を公募して、最も優秀な作品の提出者を契約の相手方とする方式。

広報番組作成、ポスターデザインなど、価格競争による競争入札に付することが適当でない案件が対象となる。

### ④ 指名コンペ

発注者が応募作品の提出者を指名して、最も優秀な作品の提出者を契約の相手方とする方式。

広報番組作成、ポスターデザインなど、価格競争による競争入札に付することが適当でない案件が対象となる。

### 3. 市の委託料の推移

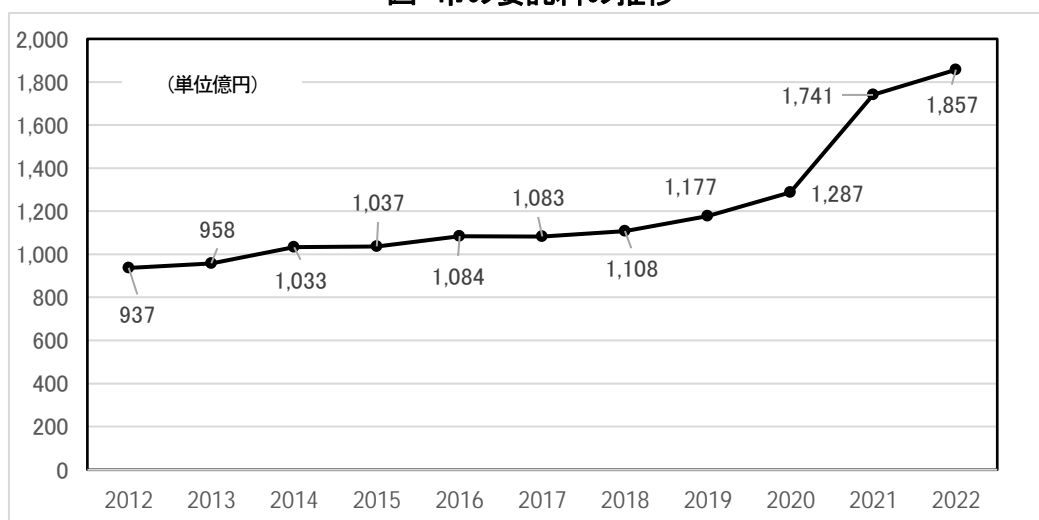
全国の市区町村の普通会計(※)決算に係る主要な情報をまとめた市町村決算状況調が毎年度総務省より公表されており、本年度の包括外部監査実施時点では令和4年度分までが公表されている。平成24年度から令和4年度までの推移である。

令和4年度決算での委託料総額は1,857億円で、10年前の平成24年度決算と比較すると、920億円ほど増加し約2倍になっており(平成24年度決算での委託料は937億円)、委託は大きく拡大している。

#### ※普通会計について

各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上の会計で、総務省の定める基準をもって各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、このことへの対応として普通会計が設定されている。

図 市の委託料の推移



(市町村決算状況調べより監査人作成)

## 4. 監査対象事業と実施した監査手続等

### (1) 監査対象とする事業の抽出手順

本年度の包括外部監査では、市が令和5年度に実施した委託事業から次の手続及び考え方に基づき、監査対象事業を抽出した。

#### ① 令和5年度の委託料のデータの入手

市より、令和5年度の委託料のデータを入手して、局別に委託料の発生状況を分析した。

#### ② 監査対象部署の選定

委託料のデータ及び過年度の包括外部監査の実施状況等を踏まえ、監査対象部署を特定した。過年度の包括外部監査の実施状況等については、原則として令和元年度から令和5年度の包括外部監査で監査対象とされた部署は監査対象外とした。

監査対象とした部局は次表のとおりである。また、市には行政区が契約主体となっている委託契約があるが、行政区から港北区と栄区を監査対象部署とした。

表 監査対象とした部局(令和5年度時点の名称)

主管局名称	監査対象	主管局名称	監査対象
温暖化対策統括本部(※1)	○	資源循環局	○
政策局	—	建築局	—
総務局	○	都市整備局(※1)	○
デジタル統括本部	○	道路局	—
財政局	○	港湾局	—
国際局	○	消防局	—
市民局	○	会計室	—
にぎわいスポーツ文化局	○	教育委員会事務局	—
経済局	○	選挙管理委員会事務局	—
こども青少年局	○	人事委員会事務局	—
健康福祉局	○	監査事務局	—
医療局	—	議会局	—
環境創造局	—		

#### ※1 組織変更について

市は令和6年4月1日に組織変更を行っている。上表の温暖化対策本部が脱炭素・GREEN×EXPO 推進局に、都市整備局のうち国際園芸博覧会推進課、上瀬谷整備推進課及び上瀬谷交通整備課が脱炭素・GREEN×EXPO 推進局に移行している。

#### ③ 市の契約事務についてのヒアリング

市の契約事務についての諸規則や主な流れ等について、財政局契約第二課にヒアリングを実施した。

## 第2 選定した特定の事件の概要等

### ④ 監査対象部署へのアンケート調査の実施

財政局契約第二課へのヒアリングを踏まえ、監査対象部署へのアンケートを実施した。

アンケートは、委託料のデータより、原則として監査対象部署ごとに 50 事業を抽出して、次の項目について調査を実施した。

表 監査対象部署へのアンケート調査

質問項目	摘要
契約方式	次のどの項目に該当するか ①一般競争入札(政府調達協定対象契約) ②一般競争入札(条件付) ③公募型指名競争入札 ④指名競争入札 ⑤公募型見積合せ(随意契約) ⑥見積合せ(随意契約) ⑦単独随意契約 ⑧不落随契 ⑨公募型プロポーザル(随意契約) ⑩指名プロポーザル(随意契約) ⑪公開コンペ(随意契約) ⑫指名コンペ(随意契約) ⑬その他
予定価格	—
落札率	—
応札・応募者数	—
複数年度契約	複数年度契約に該当するか否か。
令和6年度の状況	次のどの項目に該当するか 令和6年度も新たに契約締結予定 令和6年度も新たに契約締結済み 令和6年度は契約予定なし
第1類／第2類	第1類と第2類のどちらに該当するか

市の委託事業には指定管理事業も含まれている。指定管理者制度は令和3年度の包括外部監査で監査対象とされていることから、本年度の包括外部監査では指定管理料は対象外とした。

### ⑤ 監査対象事業の選定

アンケート調査を踏まえ、一部署 10 事業前後を目安として監査対象事業を選定した。

## (2) 監査対象事業

市が令和5年度に実施している次の委託事業を監査対象とした。決算額は令和5年度の金額である。



「指摘」欄もしくは「意見」欄を「○」としている事業は、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」に監査の実施結果を記載している。「指摘」欄、「意見」欄とも「－」としている事業は、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」の記載を省略している。

① 監査対象事業・脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 (単位:千円)

委託事業	課	決算額	指摘	意見
1 国際園芸博覧会における GX 展開の基本事項検討業務委託	国際園芸博覧会推進課 (現:GREEN×EXPO 推進課)	55,000	－	○
2 令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務	国際園芸博覧会推進課 (現:GREEN×EXPO 推進課)	34,999	－	○
3 市道環状4号線(北町地区)道路設計委託	上瀬谷交通整備課 (現:上瀬谷整備推進課)	82,580 25,000	－	－
4 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託	上瀬谷整備推進課	335,060	－	○
5 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区環境影響評価事後調査業務委託	上瀬谷整備推進課	38,219	－	○
6 海軍道路桜育成等業務委託	上瀬谷整備推進課	19,800	－	○

上表の事業は、令和5年度は都市整備局で実施されていたが、令和6年4月1日に上記所管課が脱炭素・GREEN×EXPO 推進局に移行したため、監査の実施結果は、本報告書の「第4 I. 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局」の章に記載している。

② 監査対象事業・総務局 (単位:千円)

委託事業	課	決算額	指摘	意見
1 総務事務センター運營業務委託	労務課	557,958	－	○
2 横浜市市庁舎アトリウム等運營業務委託(令和5年度)	管理課	42,571	－	－
3 横浜市市庁舎緊急地震速報システム点検保守業務委託	管理課	801	－	－
4 令和5年度人材育成支援システム保守業務委託	人事課	995	－	－
5 横浜市健康づくり支援システム運用保守管理業務委託	職員健康課	1,149	－	－
6 令和5年度市史資料等保存活用業務委託	行政マネジメント課	40,103	－	○
7 内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託	行政マネジメント課	29,700	－	○
8 庁内文書配送業務及び仕分作業業務委託	行政マネジメント課	22,633	－	－
9 令和5年度ワークモチベーション調査業務委託	行政マネジメント課	7,975	－	－
10 危機管理システム運用保守業務委託	緊急対策課	30,874	－	－

## 第2 選定した特定の事件の概要等

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
11	繁華街安心カメラシステム保守点検業務委託	緊急対策課	25,115	—	—
12	津波警報伝達システム蓄電池交換作業業務委託(生麦貝ノ浜緑地公園)	緊急対策課	19,866	—	—
13	防災スピーカーの効率的・効果的な設置に向けた調査業務委託	緊急対策課	3,477	—	—
14	南部方面備蓄庫期限切れ備蓄食料資源化委託	地域防災課	2,395	—	○
15	令和5年度災害対策LPガスボンベ設置保守点検委託	地域防災課	2,268	—	—

### ③ 監査対象事業・デジタル統括本部

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	横浜市情報システム最適化指針作成支援業務委託	デジタル・デザイン室	8,250	—	○
2	令和5年度「YOKOHAMA Hack!」運営業務委託	デジタル・デザイン室	25,955	—	—
3	ServiceNow社製ソフトウェアライセンス提供業務委託	デジタル・デザイン室	642,578	—	—
4	令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)	企画調整課	80,618	○	—
5	令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託その2	企画調整課	186,965	○	○
6	AIST 包括フレームワーク適用支援・保守業務委託	住民情報基盤課	30,690	—	—
7	基幹システム運用管理業務委託	住民情報基盤課	596,088	—	○
8	住民記録システム端末機器更新業務委託	住民情報基盤課	99,950	—	—
9	基幹システム帳票印刷業務委託	住民情報基盤課	77,987	—	—
10	令和5年度横浜市行政情報ネットワークにおけるEDR及びMDR運用保守業務委託	DX基盤課	231,452	—	—
11	令和5年度メール送信システム保守業務委託	DX基盤課	6,977	—	—
12	行政情報ネットワーク運用保守業務委託	DX基盤課	100,320	—	—
13	令和5年度メール受信・無害化システム保守業務委託	DX基盤課	28,206	—	○
14	クラウドサービス接続環境構築業務委託(その1)	DX基盤課	91,228	—	○
15	クラウドサービス接続環境構築業務委託(その2)	DX基盤課	41,761	—	○
16	庁内Web検索システム更新業務委託	DX基盤課	2,783	—	○

④ 監査対象事業・国際局 (単位:千円)

委託事業	課	決算額	指摘	意見
1 令和5年度横浜国際協力センター管理運営業務委託	国際協力課	39,580	—	○
2 令和5年度公民連携による脱炭素ドミノを通じた横浜型脱炭素エコシステムの形成に向けた業務委託	国際協力課	26,962	—	○
3 令和5年度 Y-PORT センター公民連携オフィス GALERIOを活用した Y-PORT 事業の推進業務委託	国際協力課	14,993	—	○
4 令和5年度 Y-PORT 事業ウェブサイト運用保守業務委託	国際協力課	1,461	—	—
5 令和5年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託	政策総務課	37,786 2,000	—	○
6 神奈川区多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託	政策総務課	6,931	—	—
7 小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託	政策総務課	3,960	—	○

⑤ 監査対象事業・市民局 (単位:千円)

委託事業	課	決算額	指摘	意見
1 横浜市マイナンバーカード交付にかかる特設拠点等運営業務委託	窓口サービス課	2,841,969	—	○
2 マイナンバーカード訪問申請支援及び申請・受取相談会運営等業務委託	窓口サービス課	76,317	—	—
3 戸籍システム及び戸籍の附票システム標準化に係るコンサルティング業務委託	窓口サービス課	44,410	—	—
4 横浜市役所や市内商業施設等におけるマイナンバーカード相談会及び申請サポート運営等業務委託	窓口サービス課	28,969	—	○
5 コンビニ交付システム証明書発行機能サービス提供業務委託	窓口サービス課	7,488	—	—
6 マイナンバーカード交付・電子証明書発行等に係る区戸籍課における警備業務委託	窓口サービス課	135,530	—	—
7 コンビニ交付システム証明書発行機能構築展開委託	窓口サービス課	46,481	—	—
8 住基ネット用統合端末等の機器運用保守委託	窓口サービス課	46,402	—	—
9 住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託	窓口サービス課	21,155	—	○
10 横浜市コールセンター運営業務委託	広聴相談課	239,250	—	○
11 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業(令和5年度)	地域施設課	164,651	—	—

## 第2 選定した特定の事件の概要等

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
	サービス対価C)				
12	菅田地区センター体育室天井改修その他 工事(建築・電気)業務	地域施設課	50,704	—	—
13	令和5年度横浜市自治会町内会業務調査 委託	地域活動推進課	2,500	—	○
14	パスポートセンター文書等配送業務委託	パスポートセンター	2,111	—	—

### ⑥ 監査対象事業・にぎわいスポーツ文化局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	横浜文化体育館再整備事業 横浜 BUNTAI 維持管理	スポーツ振興課	187,090	—	○
2	横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館 維持管理委託費	スポーツ振興課	284,958	○	○
3	令和5年度20街区MICE施設整備事業費	MICE振興課	152,097	—	—
4	令和4年度及び令和5年度横浜市市民 利用施設予約システムサービスセンター運 用業務委託	スポーツ振興課	105,317	○	○
5	令和5年度市民利用施設予約システムサー ビスセンター業務委託	文化振興課	28,978	—	—
6	令和5年度横浜市観光動態消費動向調査	観光振興・DMO 地域連携課	34,700	—	—
7	令和5年度横浜国際プール ESCO 事業	スポーツ振興課	32,299	—	—
8	横浜国際プールの利活用に関する基本計 画策定業務委託	スポーツ振興課	26,950	—	—

### ⑦ 監査対象事業・経済局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業 業務委託	雇用労働課	313,011	—	○
2	令和5年度横浜市中心職業訓練校 I T・Webプログラミング科訓練業務委託	雇用労働課	25,317	—	○
3	令和5年度計量器定期検査業務委託	消費経済課	21,855	—	○
4	食肉市場汚泥搬出委託	中央卸売市場 食肉市場運営課	15,274	○	○
5	令和5年度大学研究室発スタートアップ 創出支援業務委託	新産業創造課	9,997	○	○
6	令和5年度小中学生等を対象とする起 業家教育プログラム運営業務委託	新産業創造課	5,995	○	○
7	外国人起業活動支援体制構築事業委託	新産業創造課	5,775	—	○
8	令和5年度横浜市景況・経営動向調査	企画調整課	4,109	—	○

第2 選定した特定の事件の概要等

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
	業務委託				
9	中央卸売市場本場じんかい積込及び搬出委託	中央卸売市場 本場運営調整課	1,832	—	○
10	中央卸売市場本場電力量計検定委託	中央卸売市場 本場運営調整課	5,016	—	○

⑧ 監査対象事業・こども青少年局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	令和5年度産前産後ヘルパー派遣事業業務委託	地域子育て支援課	59,274	—	—
2	令和5年度横浜市産後母子ケア事業(助産所)業務委託	地域子育て支援課	78,838	—	—
3	令和5年度横浜市産後母子ケア事業(産科医療機関)業務委託	地域子育て支援課	45,052	○	○
4	横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務委託	企画調整課	309,787	○	○
5	横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務(追加分)	企画調整課	99,999	—	—
6	令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築業務委託	地域子育て支援課	161,929	—	—
7	令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築にかかるおためし券電子化等要件定義・基本設計業務委託	地域子育て支援課	19,800	—	—
8	令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築にかかるおためし券電子化等システム構築業務委託	地域子育て支援課	48,400	—	—
9	横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託(生活援助・子育て支援)	こども家庭課	9,648	○	—
10	思春期・接続期支援事業(子への学習支援)委託	こども家庭課	9,493	—	—
11	ひとり親世帯フードサポート事業	こども家庭課	16,022	—	○
12	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務等委託	こども家庭課	98,517	—	—
13	ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託	こども家庭課	28,985	—	○

⑨ 監査対象事業・健康福祉局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	令和5年度非課税世帯向け給付金に係る事務局運営委託	総務課	931,549	—	—
2	令和5年度横浜市生活支援体制整備事業業務委託	地域包括ケア推進課	156,240	—	—



## 第2 選定した特定の事件の概要等

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
3	横浜市中核機関運営事業	福祉保健課	112,081	—	—
4	「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託	生活支援課	65,984	○	—
5	松風学園 給食調理業務委託 (令和5年度)	松風学園	59,441	—	—
6	令和5年度 市営墓地・納骨堂使用者募集に関する業務委託	環境施設課	44,458	○	○
7	横浜市国民年金システム標準化に向けてのコンサルティング業務委託	保険年金課	26,730	—	—
8	令和5年度「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託	福祉保健課	19,525	○	○
9	資格取得・就労支援事業委託	高齢健康福祉課	19,250	○	○
10	横浜市福祉特別乗車券交付業務委託 (単価契約)	障害自立支援課	14,908	○	○
11	令和5年度精神科救急患者移送業務委託の実施	精神保健福祉課	11,297	—	—
12	時間外の地域包括支援センター相談電話対応業務委託(令和5年度)	地域支援課	9,240	—	—
13	区福祉保健センター業務等のBPR検討支援業務委託	福祉保健課	8,954	—	—
14	認知症初期集中支援チーム(港南区)	高齢在宅支援課	7,500	○	—
15	令和5年度介護付有料老人ホーム運営指導委託	高齢施設課	7,269	—	—

### ⑩ 監査対象事業・資源循環局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	鶴見工場焼却残さ輸送委託	鶴見工場	105,413	—	—
2	鶴見工場ボイラーチューブ等清掃委託	鶴見工場	28,380	—	—
3	プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査にかかるプラスチック資源リサイクル等業務委託	政策調整課	999	—	—
4	プラスチック製容器包装中間処理(Bエリア)業務委託	業務課	442,749	—	○
5	プラスチック製容器包装中間処理(Cエリア)業務委託	業務課	946,450	—	○

### ⑪ 監査対象事業・都市整備局

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	令和5年度横浜市都市計画マスタープラン	企画課	8,547	—	○

第2 選定した特定の事件の概要等

委託事業	課	決算額	指摘	意見
ラン(全体構想)改定検討				
2 公共掲示板撤去委託	景観調整課	6,282	—	○
3 令和5年度綱島東口デザイン・エリアマネジメント検討業務委託	綱島駅東口周辺開発事務所	5,940	—	○
4 泉ゆめが丘地区交通量調査委託	市街地整備推進課	1,320	—	—
5 令和5年度戸塚西口共同ビル中央プロムナード照明設備更新等業務委託	市街地整備調整課	12,320	—	○
6 令和5年度高速鉄道3号線延伸の経済波及効果に関する検討業務	都市交通課	11,011	—	○
7 令和5年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託	都市交通課	18,700	○	○
8 横浜市駐車場整備地区等実態調査による駐車施策の検討業務委託	都市交通課	17,831	—	○
9 令和5年度横浜市生活交通バス路線利用状況調査業務委託	都市交通課	5,412	—	○
10 青葉区東部地区における移動サービス等の検討調査業務委託	都市交通課	11,935	—	—
11 エキサイトよこはま 22 グランドデザイン検討業務委託	都心再生課	73,810	—	○
12 令和5年度木造建築物安全相談事業	防災まちづくり推進課	4,697	—	○

⑫ 監査対象事業・港北区

(単位:千円)

委託事業	課	決算額	指摘	意見
1 港北区子供の遊び場(11か所)遊具点検及び安全措置業務委託	地域振興課	339	—	—
2 港北区総合庁舎清掃等委託	総務課	11,880	—	—
3 港北区総合庁舎自家発電設備点検保守業務委託	総務課	770	—	—
4 港北区総合庁舎直焚冷温水発生機保守点検業務委託	総務課	3,065	—	—
5 港北区総合庁舎受変電監視装置年間保守契約	総務課	770	—	○
6 港北区総合庁舎搬送設備点検保守業務委託	総務課	2,191	—	—
7 港北区総合庁舎消防用設備等点検保守業務委託	総務課	2,462	—	—
8 港北区子ども家庭支援課総合案内員派遣業務	子ども家庭支援課	16,297	—	—

## 第2 選定した特定の事件の概要等

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
9	令和5年度港北区寄り添い型生活支援事業業務委託	こども家庭支援課	17,380	—	—
10	港北区内市立保育所5園の午睡用寝具乾燥・消毒業務委託	こども家庭支援課	2,358	—	—
11	港北区内市立保育所5園機械警備業務委託	こども家庭支援課	663	—	—
12	港北区内市立保育所5園定期清掃委託	こども家庭支援課	744	—	—

### ⑬ 監査対象事業・栄区

(単位:千円)

	委託事業	課	決算額	指摘	意見
1	令和5年度さかえ区民活動センター運営事業業務委託	地域振興課	26,797	—	○
2	令和5年度 栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委託	区政推進課	3,212	—	○
3	設置型ベビーケアルーム導入設置委託	総務課	3,155	—	—
4	栄区役所窓口防犯カメラ設置委託	総務課	2,658	—	○
5	栄区自治会町内会長感謝会	地域振興課	240	—	—

### (3)実施した主な監査手続

#### ① 資料の閲覧と主管部署等へのヒアリング

監査対象として抽出した委託事業について、次の資料等を閲覧し、事業概要等について主管部署へのヒアリング、質問等を実施した。

#### 表 閲覧した資料

資料名		
○ 仕様書	○ 契約原議書	○ 収支報告書
○ 設計書	○ 検査証	○ 再委託に関する書類
○ 予定価格調書	○ 契約書	○ その他
○ 入札・見積経過調書	○ 実績報告書	

#### ② 措置状況の確認

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容を確認した。また、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認した。

#### ③ 包括外部監査報告書の作成

「第3 包括外部監査の総括」に記載した監査の具体的視点に基づき、資料の閲覧、主管部署等へのヒアリングなどの監査手続を実施し、指摘もしくは意見のある事業について、「第4 包括外部監査の指摘及び意見」に監査の実施結果を記載した。



### 第3 包括外部監査の総括

今回の包括外部監査は、横浜市の11の部局、2つの行政区から138の委託事業を抽出して委託に関する財務事務の監査を実施した。

監査を実施した結果、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である監査の「指摘」を24項目、監査の「指摘」以外で改善・検討を求める事項である監査の「意見」を118項目記載している。

表 監査の指摘及び意見の状況

監査対象部署	監査対象事業数 A	Aのうち指摘もしくは意見のある事業数	指摘の数	意見の数
脱炭素・GREEN×EXPO推進局	6	5	—	10
総務局	15	4	—	6
デジタル統括本部	16	8	2	10
国際局	7	5	—	11
市民局	14	5	—	7
にぎわいスポーツ文化局	8	3	3	7
経済局	10	10	3	26
こども青少年局	13	5	3	6
健康福祉局	15	6	12	4
資源循環局	5	2	—	2
都市整備局	12	10	1	21
港北区	12	1	—	2
栄区	5	3	—	6
合計	138	67	24	118

包括外部監査を実施するにあたっては、主に次の5つの具体的視点を踏まえて監査手続を実施して監査の指摘及び意見を作成している。

1. 予定価格は適切に設定されているか
2. サービス水準の確保に留意しているか
3. 委託先の選定は適切に行われているか
4. 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか
5. 横浜市のモニタリングは適切に行われているか

以下、包括外部監査の指摘及び意見の総括を記載する。

## 1. 予定価格は適切に設定されているか

### (1) 具体的視点

事業を委託するにあたっては、競争入札、随意契約を問わず予定価格を定める必要がある。予定価格は、それぞれの事務の種類、性格、内容に応じて、その算定根拠を明確にするとともに適正化に努めなければならない。監査対象とした事業について、予定価格の算定根拠が明確となっているか、適正化に努めているかを監査の視点とした。

予定価格の算定根拠の明確化、適正化が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 標準作業量、標準処理量、標準賃金の把握に努めるとともに、コスト意識を持ち算定しているか。
- ② 同種事務を行っている他部課・他市等の情報の収集に努めるとともに、当該事業に関する市場の動向等を十分把握しているか。
- ③ 金額の年度別の推移や経済環境に留意し、見積額が適切かどうかの検証を行っているか。

### (2) 総括

#### ① 予定価格の作成について

監査対象事業のなかには予定価格の積算根拠が不明確な事業が散見された。

仕様書により複数の業務を行うことが求められている事業で、業務ごとに積算価格が示されているが、その金額が「一式 ●●●●円」とされており、積算根拠が不明となっている。このような事案では、参考見積書を徴しているケースがあるが、その参考見積書も「一式 ●●●●円」とされている事案や、参考見積書には見積金額の内訳として単価と工数が示されているが、設計書ではその金額とは異なる金額が用いられており、結果として単価と工数が不明となっている事案なども見受けられた。

#### ② 国土交通省の土木設計業務等積算基準の適用について

国土交通省の土木設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)を用いて予定価格を算定している事業が見受けられた。設計業務等、積算基準の考え方があてはまる事業であれば、これを利用することも方法であるが、設計業務とは関係ない業務で積算基準を用いているケースが見受けられた。

積算基準に代わる基準がないため、これを用いたとしている事業も見受けられたが、市においては、委託事業における予定価格の積算の精緻化に努める必要がある。

#### ③ 参考見積書の徴収について

予定価格算定のための参考見積書の徴取について、事務マニュアルでは複数者からの徴取を求めているが、一者のみからの徴取で予定価格を積算している事業が見受けられた。

市においては、参考見積書を徴収する際には原則として複数者から徴取する必要がある。

## 2. サービス水準の確保に留意しているか

### (1) 具体的視点

監査対象とした事業について、サービス水準の確保を図る取組がなされているかを監査の視点とした。

サービス水準の確保を図るためには 達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で具体的に示し、事業の実施過程においては定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかかな場合には適切な指導を行う必要がある。そこで、サービス水準の確保が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 仕様書に業務内容が具体的に示されているか。
- ② 事業の成果を示す指標が適切に定められているか。
- ③ 受託者が事業を実施する過程において、市がその内容を検証する仕組みが備わっているか。
- ④ サービスの低下が明らかかな場合に市は受託者に対して適切な指導を行っているか。

### (2) 総括

#### ① 成果指標の設定について

地方公共団体が行う事務事業については、成果指標と目標値を設定して事業の効果を客観的に把握する仕組みを構築する必要がある。このことについては委託事業も同様である。

委託事業によっては、その事業内容や目的により成果指標や目標値の設定になじまないものもあるが、そのような事業に該当しないのであれば、成果指標と目標値の設定を積極的に進めていく必要がある。

### 3. 委託先の選定は適切に行われているか

#### (1) 具体的視点

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるかを監査の視点とした。

- ① 委託先の選定にあたっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則等に留意し、入札や公募などによる競争性・公平性・透明性を確保した手続が実施されているか。
- ② 競争によらず委託先を決定する場合には、事務事業等の性質上、当該委託先以外への委託等の可能性を検証し、その理由を明らかにしているか。
- ③ 契約当初は1者との随意契約であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向等を把握し、競争性の確保に努めているか。

#### (2) 総括

##### ① ベンダーロックインに該当する場合の対応について

整備を行った情報システムについて、特定の販売会社や情報システムの開発会社(ベンダー)の製品、サービス等に囲い込まれ、他社システムへの移行が困難となる状況をベンダーロックインという。今回、監査対象とした事業のなかにも、ベンダーロックインに該当すると考えられる委託事業が見受けられた。

一般的なベンダーロックインのデメリットとしては、他社システムへの移行の困難さによる保守料の高止まりや価格改定時の費用増を受け入れざるを得なくなること、また、市場の競争や技術革新の恩恵を受けにくいことなどが挙げられる。今回の包括外部監査でも、保守業務に係る工数の妥当性が把握できず、保守料が高止まりしている可能性が考えられる事業が見受けられた。

システムの保守業務や開発業務に係る工数の妥当性を市側が検証するのは困難な面があり、ベンダーの提案内容どおりに進められている委託事業も多いと思われるが、そのような状況であっても、可能な限り工数の妥当性を確認する試みが必要と考える。

ある委託事業では、ベンダーの行う作業内容について、その目的や必要性を適宜ベンダーに確認しているとのことであった。このようにベンダーと常日頃からコミュニケーションを図ることで工数の妥当性を確認することも方法の一つと考える。

##### ② ベンダーロックインを防ぐための対応について

一方、市では、ベンダーロックインを防ぐ取組も見受けられた。

デジタル統括本部の監査対象事業である「令和5年度メール送信システム保守業務委託」と「令和5年度メール受信・無害化システム保守業務委託」については、メールの送受信に関する委託業務を同一の契約としている自治体がある一方で、市ではあえてメールの送信システムと受信システムを分けて構築し、その結果、保守業務の委託も別契約としているとの説明を受けた。

担当課では従前からベンダーロックインのリスクがあることを承知しており、たとえば保守業務委託契約金額が高止まりする可能性があることを認識している。そのため、同一業者がメールの送受信に係るシステムの構築・運用を行う効率性・経済性と、送受信に係るシステムの構築・運用を別々の業者にすることによる保守料の高止まりリスクを勘案し、意図的にシステムの構築から別の業者に委託するという選択を行っているものである。

こうした取組は、ベンダーロックインによるデメリットの一つである保守料が高止まりすることを回避するための好事例の一つと考える。

市においては、システムを新たに構築する、もしくはリプレイスする場合は、複数のベンダーの製品やサービスを組み合わせることや、あるいは契約の期間及び条件の見直しを行うなど、ベンダーロックインのリスクを評価し、ニーズに応じた最適な形態を検討することが求められる。

#### ③ 総合評価落札方式の採用について

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。

標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者とする現行の入札方式(価格競争方式)とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される。

現在、市においては、3億円以上の工事に原則として総合評価落札方式を採用しているが、3億円以上の事業は委託事業にも散見される。金額帯によっては、委託事業においても総合評価落札方式の採用を検討することが望ましい。

#### ④ 一者応札への対応について

一者応札となった事案について、今後の入札手続において見直す事項はないか、問題意識をもって対応を検討する必要がある。

#### ⑤ 一者随意契約への対応について

事業内容によって一者随意契約とすることもやむを得ないと考える事業が見受けられたが、その場合でも契約金額の妥当性については十分に留意する必要がある。

## 4. 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか

### (1) 具体的視点

市と委託先との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書等で明確化しているかを監査の視点とした。

- ① 正確には想定できない不確定性のある事由によって損失が発生する可能性(リスク)について、リスクが顕在化した場合の対応は契約書等で具体的かつ明確にしておく必要があるが、そのような対応がなされているか。

### (2) 具体的視点に対する総括

#### ① 再委託に関するルールの再検討について

市が作成している委託契約約款では、再委託に関して次のように規定している。

#### 委託契約約款の規定

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

再委託については、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならないとされている。また、再委託については、情報漏洩のリスクが高まること、再委託先が増えるほど発注者が委託事業の進行状況を把握することに時間がかかること、事故が発生した場合の責任の所在が不明確になる可能性があることなどがデメリットとして考えられる。

再委託について、事業者から通知を受けた場合には、その業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分でないことを明確にするためにも、また、リスクの低減化を図るためにも、さらに市の説明責任を果たす観点からも、再委託する業務内容を明確にしておく必要がある。

このことについて、再委託に関する通知や許諾の手続が約款に定まっているものの、その具体的な内容が明確になっていない。

再委託に関して、再委託先の業者、再委託する業務内容について確認することに加え、契約の履行の全部又は主たる部分でないことを確認し、再委託の妥当性を判断する必要がある。再委託の妥当性の確認方法としては工数や作業時間、再委託金額などにより定量的で客観的に分かる方法で把握することが考えられる。また、これら検討の経過とその結果を第三者が見ても容易に理解できるよう記録として残すことも必要である。

監査対象事業の中には、再委託にあたって上記の検討を行って承諾を行っているが、その検討の経過と結果の記録が残されておらず、再委託を承諾していることの妥当性を第三者が確認できない事業が見受けられた。

市においては、再委託に関するルールの再検討を行う必要がある。

## 5. 横浜市のモニタリングは適切に行われているか

### (1) 具体的視点

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか、そのことを市はどのようにモニタリングしているかを監査の視点とした。

- ① 横浜市は、委託先の事業についての問題点を的確に把握し、把握した問題点に対して適切な対応を図っているかなど、発注者として委託先の事業内容を十分にモニタリングしているか。

### (2) 総括

#### ① 検査について

地方公共団体は、請負契約を締結した場合には、地方自治法施行令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督または検査をしなければならない(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項)。この定めにより地方公共団体は、給付の完了の確認するための検査を行う必要がある。

#### 地方自治法

(契約の履行の確保)

**第 234 条の 2** 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

市は、市が発注する物品の買受け、物品の製造の請負及び役務の提供に係る契約に係る検査の取扱いについて、横浜市物品及び役務検査事務取扱規程(以下「取扱規程」という。)を定めている。

取扱規程第 8 条第 1 項では、検査員が検査を行うときは、当該契約の履行を検査する検査員以外の所属職員(以下「担当職員」という。)および契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならないと定めている。

#### 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程より抜粋

(立会い)

第 8 条 局長は、検査員が検査を行うときは、当該契約の履行を検査する検査員以外の所属職員(以下「担当職員」という。)および契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、契約の履行場所、履行時刻等により担当職員を立ち合わせることが極めて困難な場合で、担当職員が立ち会わなくても検査の執行に支障がないと認められるときは、担当職員の立会を省略することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人が立会に応じないときは、検査員は、契約の相手方又はその代理人が立会わないまま検査を行うことができる。

### 第3 包括外部監査の総括

このことについて、委託事業の完了日および完了届日が3月31日に集中しているため、検査日も必然的に3月31日に集中することになる。

検査員は検査に必要な知識及び技能を有する所属職員の中から局長により任命された職員であることから人員数には限度がある。たとえば、施設の維持管理業務などの検査は、検査員が履行場所である当該施設に出向いての立会が求められることになるが、検査員と担当職員が3月31日に履行場所に出向いて検査を実施するというのは、現実的にはかなり難しいことであろうと考える。

施設の維持管理業務という契約内容の性質上、検査員は現地でその状況を把握することは必要である。一方、年度末に集中する検査日に現地に出向いての検査は難しい。維持管理業務における検査の実効性を確保しつつ、実際の運用が可能な方法を検討していく必要がある。

#### ②コスト情報の入手のあり方について

委託事業においては、支払った委託料(コスト)に見合った価値(成果)を生み出していることが重要であるが、そのことを確認するためには、受託者からコスト情報を入手する必要がある。このことについて、コスト情報の入手が不十分な事業が見受けられた。

施設の維持管理事業の委託については、業務を実施するための人件費をはじめとして、施設設備の維持管理や修繕、当該施設の目的に沿ったイベントの実施など様々な取組を受託者に求めているケースが多いと思われる。監査対象とした施設の維持管理の委託事業のなかには、取組ごとのコスト情報を入手している委託事業も見受けられたが、そのようなコスト情報は入手しておらず、取組ごとのコストを把握していない委託事業も見受けられた。

委託事業によっては、今後の取組のあり方を検討するためにも、より詳細なコスト情報を入手して、コストと成果のバランスを分析する必要がある。

市においては、委託事業におけるコスト情報の入手のあり方についても検討していく必要がある。



## 6. その他

### (1) 具体的視点

上述した1～5以外にも論点がないかを検討した。

### (2) 総括

#### ① 過年度の包括外部監査の措置状況について

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容の確認を行い、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認したが、特段の問題は見受けられなかった。

#### ② 偽装請負への対応について

今回の監査対象事業の中には、「横浜市コールセンター運營業務委託」(市民局広聴相談課)や、「令和5年度さかえ区民活動センター運営事業業務委託」など労働集約的な業務が見受けられた。

このような委託事業は、市と業務に従事する者(労働者)との間で指揮命令関係が存在しないことが要件となる。仮に指揮命令関係が存在すれば、契約書上は請負もしくは準委任(以下「請負等」という。)の形式をとっていても労働者派遣事業に該当し、それは一般に「偽装請負」とよばれる。

「偽装請負」は、労働者派遣法等に定められている派遣元(委託先)及び派遣先(注文主)の様々な責任が曖昧になり、労働者の雇用や安全衛生面など基本的な労働条件が十分に確保されない事態が生じる可能性があることなどが問題とされている。

監査対象とした事業については、いずれも、偽装請負を疑わせる事案は見受けられなかった。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### I. 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

#### 1. 国際園芸博覧会における GX 展開の基本事項検討業務委託

##### (1)概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	国際園芸博覧会における GX 展開の基本事項検討業務委託		
所管部署	都市整備局国際園芸博覧会推進課(※1)		
契約先	株式会社乃村工藝社		
令和5年度支出額(税込)	55,000 千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年11月15日から令和6年3月25日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	55,000	—
	契約額(Ⓑ)	55,000	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	令和5年11月7日に開催したプロポーザル評価委員会の評価結果に基づき、1位として決定した選定業者を受託候補者として特定し、随意契約の協議を行っている。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

※1 令和6年度は脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課

##### ② 事業内容

令和9年3月から9月まで、横浜市の旧上瀬谷通信施設で国際園芸博覧会 GREEN×EXPO 2027(以下「GREEN×EXPO 2027」という。)が開催される。

GREEN×EXPO 2027 は、日本の自然観や花と緑あふれる暮らし、脱炭素や地球温暖化など人類が直面する課題に対して、GX(グリーントランスフォーメーション)などによる解決策を日本・横浜から世界に示す「新しいグリーン万博」である。

GX とは、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組をいう。

市は、「横浜市中期計画」に掲げる戦略「Zero Carbon Yokohama の実現」を推進するとしており、GX を取り巻く国の動向とも連動し、GREEN×EXPO 2027 で「GX ショーケース」を展開し、国内外に提示していくことが重要としている。

本委託事業は、GREEN×EXPO 2027 会場全体を GX で支えるとともに、GX に係る様々

な企業の新技術提示やライフスタイルの提案等を会場の一部で重点的に見せる「GX ショーケース」について、基本的な事項を基本構想としてとりまとめることを目的としている。

2027年国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)では、本委託事業の具体的な業務として次表の業務を定めている。

**表 国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託の業務内容**

1)GX展開に関する基本事項検討	
ア 基本構想とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GX展開の意義・理念・テーマ(コンセプト)</li> <li>・空間構成と施設配置の基本方針</li> <li>・展示計画の基本方針</li> <li>・管理運営の基本方針</li> <li>・行催事の基本的事項</li> <li>・今後の進め方と検討課題</li> </ul>
【基本構想の想定項目】	
イ パースの作成	
2)報告書の作成	
3)打合せ協議	

**③ 旧上瀬谷通信施設について**

旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地であり、令和2年3月に策定された土地利用計画に基づき、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」に区分して整備を行うとしている。

GREEN×EXPO 2027は、「公園・防災地区」で開催され、終了後、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園として、発災時には広域防災拠点となることが予定されている。

**旧上瀬谷通信施設の土地利用計画図**



(横浜市ホームページより)

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

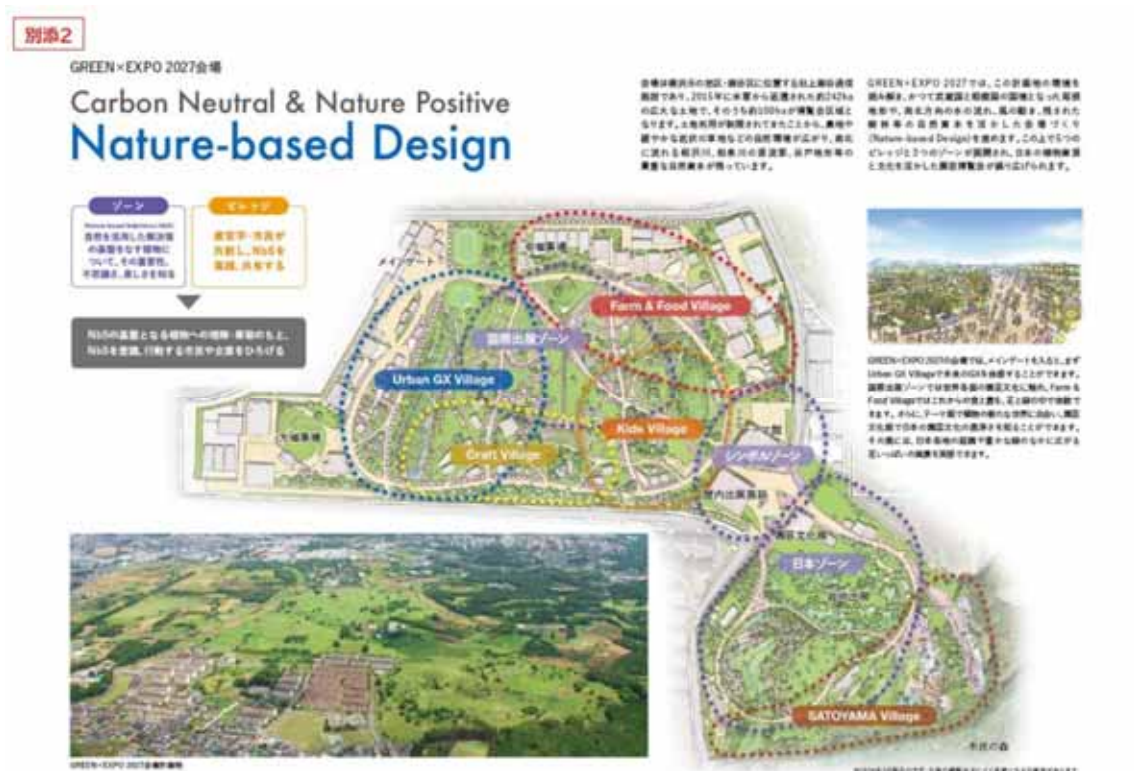
##### ④ GREEN×EXPO 2027 の会場について

市が公表している GREEN×EXPO 2027 の令和 6 年 3 月 19 日時点の会場図は次のとおりである。

本委託事業は、次図の Urban GX Village を対象としている。Urban GX Village は、GX が実現する未来都市の風景を提案するとして、カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術を世界に発信するとしている。

なお、Urban GX Village は、令和 5 年度に実施されている本委託事業では GX Village と呼称されている。

##### GREEN×EXPO 2027 の会場図



(横浜市ホームページより)

##### ⑤ 国際園芸博覧会について

GREEN×EXPO 2027 は、世界園芸博覧会 (A1 クラス) の国際園芸博覧会である。

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造等を目的に開催されるものである。国際園芸家協会 (AIPH、本部: 英・オックスフォードシャー) の承認を得て行われ、最上位 (A1 クラス) の国際園芸博覧会 (世界園芸博覧会) は、国際博覧会に関する条約に基づき設置されている博覧会国際事務局 (BIE、本部: 仏・パリ) の認定が必要となる。

わが国における世界園芸博覧会は、平成 2 年 (1990 年) に開催された国際花と緑の博覧会 (大阪花の万博) がある。

**(2) 監査の指摘**

特に記載すべき事項はない。

**(3) 監査の意見****【意見－1】業務従事者選定通知書の日付誤記について**

委託契約約款第9条第3項において、「受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない」とされている。この定めに従い受託者は、市に業務従事者選定通知書を提出している。

この業務従事者選定通知書は日付が2023年1月15日とされているが、契約の開始期間である2023年11月15日とされている必要がある。

市においては、受託者の提出書類の日付の妥当性に留意する必要がある。

**【意見－2】設計価格の直接人件費について**

市は、国土交通省が公表している土木設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)をベースとして、本委託事業の設計価格を次のように積算している。

**表 国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託の設計価格**

構成費目・細別	数量	単位	金額(円)	摘要
直接人件費				
(1)GX展開に関する基本事項検討	1	式	17,531,100	第1号内訳書参照
(2)報告書の作成	1	式	560,400	第2号内訳書参照
(3)打合せ協議 (当初、中間10回、納品)	1	式	2,046,600	第3号内訳書参照
直接人件費計			20,138,100	①
直接経費			1,520,000	②
直接原価			21,658,100	③=①+②
その他原価			10,844,367	④=①*53.85%
業務原価			32,502,467	⑤=③+④
一般管理費等			17,497,533	⑥=⑤*53.85% =17,502,578
業務価格			50,000,000	⑤+⑥、万円止め
消費税及び地方消費税相当額			5,000,000	業務価格×10%
業務委託料			55,000,000	

(設計書より)

上表の摘要欄に記載している第1号内訳書、第2号内訳書、第3号内訳書は次表のとおりである。



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

**表 第1号内訳書(GX 展開に関する基本事項検討)**

技術者の職種	数量	単位	単価(円)	金額(円)
理事・技師長	32.0	人/日	70,900	2,268,800
主任技師	136.0	人/日	62,200	8,459,200
技師(A)	37.5	人/日	55,200	2,070,000
技師(B)	71.0	人/日	45,300	3,216,300
技術員	48.0	人/日	31,600	1,516,800
計	324.5			17,531,100

(設計書より)

**表 第2号内訳書(報告書の作成)**

技術者の職種	数量	単位	単価(円)	金額(円)
技師(B)	4.0	人/日	45,300	181,200
技術員	12.0	人/日	31,600	379,200
計	16.0			560,400

(設計書より)

**表 第3号内訳書(打合せ協議)**

技術者の職種	数量	単位	単価(円)	金額(円)
理事・技師長	6.0	人/日	70,900	425,400
主任技師	12.0	人/日	62,200	746,400
技師(A)	6.0	人/日	55,200	331,200
技師(B)	12.0	人/日	45,300	543,600
計	36.0			2,046,600

(設計書より)

「(1)概要 ② 事業内容」に記載したとおり、本委託事業では GX 展開に関する基本事項検討として、次の 6 項目について基本構想をとりまとめるとされている。

- ・ GX 展開の意義・理念・テーマ(コンセプト)
- ・ 空間構成と施設配置の基本方針
- ・ 展示計画の基本方針
- ・ 管理運営の基本方針
- ・ 行催事の基本的事項
- ・ 今後の進め方と検討課題

上記の第 1 号内訳書より市は、GX 展開に関する基本事項検討として 324.5 人日の数量(人日)を見込んでいるが、上記 6 項目ごとの数量(人日)が示されておらず、それぞれの項目の内訳が不明となっている。

市は、設計価格の積算にあたって、令和 5 年 8 月 25 日付で受託者となる株式会社乃村工藝社(以下「乃村工藝社」という。)と他の 1 社に参考見積書の提出を依頼し、両社から参考見積書を手入している。乃村工藝社の参考見積金額は 50,000 千円で、もう一社の参考

見積金額を下回っており、乃村工藝社の提示した金額が設計価格とされている。

乃村工藝社の参考見積書では、上記 6 項目ごとに直接人件費の数量(人日)が見積もられており、合計で 352 人日、直接人件費の合計額は 20,554 千円となっている。設計価格の直接人件費は 20,138 千円で参考見積書と異なっており、参考見積書の数量(人日)がそのまま設計価格に反映されていない。

本委託事業の設計価格における直接人件費の数量(人日)については、仕様書で求めている業務内容との関係が不明確で、直接人件費の設計価格の妥当性が確認できない状況となっている。市においては、設計価格の内訳を明確にしておく必要がある。

### 【意見-3】土木設計業務等積算基準の適用の是非について

本委託事業で用いられている積算基準では、直接人件費と直接経費のうち旅費交通費など積上計上されるものを見積り、その合算額(以下「直接原価」という。)に 53.85%を乗じて、その他の直接経費と間接原価の合計額(以下「その他原価」という。)を積算するとされており、本委託事業でもこの方法により、その他原価は 10,844 千円と積算されている。

また、直接原価とその他原価の合計額(以下「業務原価」という。)に 53.85%を乗じて一般管理費等を積算するとされており、この方法により一般管理費等は 17,497 千円と積算されている。

積算基準では、その他原価には、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むとされているが、本委託事業について、どのような費目の発生を見込んでいるのか、設計書からは確認できない。

設計書では、直接経費のうち積上計上されるものを 1,520 千円と積算しており、この金額は乃村工藝社の参考見積書と同額である。参考見積書は資料購入費 1,000 千円、交通費印刷費 520 千円と費目を限定しているが、設計書では費目は限定していない。

一般管理費等についても、53.85%という比率を用いることが本委託事業の実態に即しているのかは不明確である。

本委託事業は、設計価格における直接経費、その他の原価、一般管理費等について、費目とその発生額をどのように見込んでいるのかが明確となっていない。そのため、積算基準で定められている比率をそのまま適用することが合理的なのかが不明確となっている。

市においては、設計価格の積算に積算基準を用いることについて、積算基準を適用することに合理性があることを明確にしておく必要がある。

### 【意見-4】GX Centerに係る事業費試算(基本構想段階)に用いるデータについて

本委託事業は、仕様書において、「今後の進め方と検討課題」として、本基本構想のとりまとめ後、基本計画への留意事項や、GREEN×EXPO 2027 閉幕までのスケジュールと概算事業費、課題を整理するとされている。

受託者は成果物として報告書を作成して市に提出しており、報告書に「GX Centerに係る事業費試算(基本構想段階)」が記載されている。

試算は、基本構想段階におけるものであり、今後、検討・検証を進める中で変動する可能性があるとしている。

報告書は、過去事例として大阪・関西万博における 2019 年資料を用いており、為替レ-

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

ト(円ドルレート)も 110 円で試算するなど、昨今の状況と異なっている条件を用いている。また、Urban GX Village 全体ではなく、そのなかの GX Center のみを対象としており、さらに、GX Center についても、建物までのインフラ一式などの工事費は試算の対象外となっている。

GREEN×EXPO 2027 の事業費については注目度が高く、Urban GX Village の事業費に対する関心も非常に高いものがあると思われる

市においては、Urban GX Village の事業費に関する情報の開示についてはその方法やタイミングに十分に留意していく必要がある。

**表 GX Center に係る事業費試算(基本構想段階)**

■試算与件			
1. 構想段階の試算として、建築・展示工事については過去事例を基にした㎡単価によるシミュレーションを行う。			
2. 上記、過去事例は、大阪・関西万博における 2019 年資料であり、国際事務局(BIE)に登録申請する際に提出した経済省作成書類により抜粋したものである(各出展参加国向けに、与件計画を示した資料、また為替レートは 110 円にして試算)。			
3. 出展パターンとして、【敷地引渡し】、近似面積である【大型建築(敷地 3,500 ㎡パターン)】を基にしたシミュレーションとする。			
4. 以下項目は試算に含まず。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物までのインフラ工事一式</li> <li>・運営費におけるスタッフの交通費、宿泊費</li> <li>・粗造成以降の特殊な造園や修景などのランドスケープ関連費用</li> <li>・その他特殊アイテム</li> </ul>			
5. 運営費は、会期中の管理運営費 6.83 億(展示費用約 50%)＋会期中の広報運営費 2.88 億(150 万程度/日×192 日間)＋事前準備他 2 億と設定。 行催事費は、ルーティン 4.34 億(200 万程度/日×192 日間、ゲネ・リハ等 0.5 億)、スポット 5.8 億(A0.2 億×8 回、B0.1 億×27 回、ゲネ・リハ等 1.5 億)、事前準備他 2 億と設定。機運醸成段階から運営と行催事は随時、連動しながら推進する想定。			
6. なお、今回の試算は基本構想段階におけるものであり、今後、検討・検証を進める中で変動する可能性がある。			
<b>試算にあたっての設定面積</b>			
敷地面積	約4,000	㎡	P.31面積設定より記載
延床面積	1,750	㎡	
展示面積	1,225	㎡	
<b>試算 大項目 (税込)</b>			
建築工事	2,041,821	千円	使用単価 1,167 千円/延床㎡
展示工事(内装・コンテンツ費)	1,365,708	千円	使用単価 1,115 千円/展示㎡
運営費	1,180,000	千円	
行催事費	1,214,000	千円	
			使用単価については次ページ参照

(報告書より)



GX Village の施設配置計画案



(報告書より)

GX Village の施設配置計画案(別案)



(報告書より)

## 2. 令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務		
所管部署	都市整備局国際園芸博覧会推進課(※1)		
契約先	株式会社乃村工藝社・株式会社ロフトワーク 共同企業体		
令和5年度支出額(税込)	34,999千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年11月22日から令和6年3月29日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	34,999	—
	契約額(B)	34,999	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

※1 令和6年度は脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課

#### ② 事業内容

GREEN×EXPO 2027の開催を契機として市は、大学生や企業の若手社員等、20年30年先のヨコハマ及び社会を担う次世代の若者が参加し、議論するための会議体(プラットフォーム)である「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」を設置するとしている。

本委託事業は、「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」の第1期として、会議体の体系や運営方法の企画・検討、参加者を含む関係者との調整、会議体の立ち上げから招集及び開催運営、定期報告会の開催や会議体の拡大手法の検討等を、専門知識やノウハウを有する事業者に委託して実施するものである。

令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)では、本委託事業の具体的な業務として次表の業務を定めている。

表 令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務の業務内容

大分類	中分類(仕様書):業務内容
(1)会議体系の企画・提案	(ア)ヨコハマ未来創造会議(仮称)のコンセプト企画及び検討補助
	(イ)運営方針の企画及び検討
	(ウ)全体スケジュール・運営計画作成
(2)会議体の開催・運営	(ア)参加者募集・管理
	(イ)会議体の開催及び運営

大分類	中分類(仕様書):業務内容
	(ウ) 中間報告及び年度末報告会の開催
	(エ) 会議体の議論の進行、とりまとめ及び進捗管理
	(オ) 年度成果のとりまとめ及び次年度活動計画の作成
情報共有・展開手法の企画・検討・構築及び広報展開	(ア) 会議体内部における情報共有ツールの構築または提供
	(イ) 会議体外部への情報発信ツールの構築または提供
	(ウ) 上記情報発信ツール及び SNS 等を活用した情報発信
	(エ) 広報用キービジュアル(VI)作成
横浜市の GX 展開の基本計画へのアイデア取り込み	横浜市の GX 展開の基本計画へのアイデア取り込み
次年度以降の事業計画	次年度以降の事業計画
その他、業務補助	(ア)「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」の立ち上げに際し、委託者が実施するイベントの運営補助を行うこと。
	(イ)「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」の運営に必要な関係部署や学識経験者及び著名人等との調整、連絡等において、委託者と連携し、かつ業務の補助を行うこと
	(ウ)「GREEN×EXPO2027」及び本市環境施策への参加企画を提案すること。
(7) 打ち合わせ	打ち合わせへの参加、議事録の作成等
(8) 報告	活動報告書の作成

### ③「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」について

「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」(以下「創造会議」という。)は、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて継続して実施し、閉幕後もレガシーとして継承し、市の目指す都市像や「Zero Carbon Yokohama」などの持続可能な社会を具体化する取組に関わっていくことを目指す。

創造会議は、GREEN×EXPO 2027 の開幕までは、主に次の役割を担うことを目指す。

- ・GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた機運醸成の展開、国内外への発信
- ・「横浜市が目指す都市像」の具体化に向けた議論・意見交換、本市の施策・事業への参加
- ・創造会議及び本市施策・事業への参加を通じた次世代を担う仲間のネットワーク化

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見一5】設計価格の直接原価の積算について

市は、本委託事業の設計価格を次表のように積算している。

「(1)概要② 事業内容」に記載したとおり、本委託事業の業務は 8 項目に区分されており、設計価格はこの項目ごとに積算されている。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務の設計価格

細別	数量	単位	単価(円)	金額(円)
会議体系の企画・提案	1	式	6,500,000	6,500,000
会議体の開催・運営	1	式	6,500,000	6,500,000
情報共有・展開手法の企画・検討・構築及び広報展開	1	式	5,000,000	5,000,000
横浜市のGX展開の基本計画へのアイデア取り込み	1	式	3,000,000	3,000,000
次年度以降の事業計画	1	式	3,000,000	3,000,000
その他、業務補助	1	式	3,818,000	3,818,000
打ち合わせ	1	式	2,000,000	2,000,000
報告	1	式	2,000,000	2,000,000
業務価格				31,818,000
消費税及び地方消費税相当額(10%)				3,181,800
業務委託料				34,999,800

(設計書より監査人作成)

上表 8 項目の金額内訳は、市資料によると次表のとおりである。

表 令和5年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務の設計価格 (単位:千円)

細別	人件費	直接経費	その他原価	業務原価	一般管理費	業務価格	端数調整後
会議体系の企画・提案	2,113	1,000	1,120	4,233	2,243	6,477	6,500
会議体の開催・運営	2,658	200	1,409	4,267	2,261	6,529	6,500
情報共有・展開手法の企画・検討・構築及び広報展開	1,544	1,000	818	3,363	1,782	5,145	5,000
横浜市のGX展開の基本計画へのアイデア取り込み	591	1,000	313	1,905	1,009	2,914	3,000
次年度以降の事業計画	484	1,200	256	1,940	1,028	2,969	3,000
その他、業務補助	1,041	1,000	552	2,594	1,374	3,968	3,818
打ち合わせ	700	200	371	1,272	674	1,946	2,000
報告	512	500	271	1,284	680	1,964	2,000
業務価格	9,647	6,100	5,113	20,860	11,056	31,916	31,818
	①	②	③=①× 0.53	④=(①+ ②+③)	⑤④× 0.53	④+⑤	

(設計内訳より監査人作成)

本委託事業は、公募型プロポーザルを実施して受託者を決定している。プロポーザルについては受託者を含む 2 者から参加意向申出書の提出があり、市は、2 者に参加資格があることを確認し、令和 5 年 11 月 6 日付でプロポーザル関係書類提出要請書(以下「要請書」)を發出して提案書等の提出を要請している。

要請書では参考見積書の提出も要請している。要請書に添付されている「令和 5 年度「ヨコハマ未来創造会議(仮称)」企画・運営補助業務委託」に係る提案書作成要領」では、概算業務価格(上限)が 35,000 千円(税込)であることが明示されており、提案者は 35,000 千円を上限として参考見積書を提出している。

受託者である株式会社乃村工藝社・株式会社ロフトワーク 共同企業体(以下「共同企業体」という。)の参考見積書では、上記 8 項目ごとに直接人件費の数量(人日)が見積もられており、その見積もりが設計価格に反映されている。

直接経費については、共同企業体の参考見積書は次表の内容となっている。

**表 共同企業体の参考見積書における直接経費の記載**

工種	単位	数量	単価(円)	金額(円)
コンセプトコピーライティング	式	1		500,000
会議体のゲスト等謝礼				500,000
オンラインコミュニケーションツール				300,000
Web サイト制作				1,500,000
ロゴ・キービジュアル制作				800,000
直接経費(積上計上分)				2,500,000
計				6,100,000

(共同企業体参考見積書より監査人作成)

共同企業体の参考見積書では、直接経費(積上計上分)2,500 千円の内容が明示されていない。

設計書は、共同企業体の示した 6,100 千円を直接経費の合計額として、8 項目それぞれに直接経費を計上している。このことについては、参考見積書で明示されている工種との関係が把握できない。

本委託事業の設計価格における直接経費は妥当性が確認できない状況となっている。市においては、直接経費の内訳を明確にしておく必要がある。

#### 【意見-6】土木設計業務等積算基準の適用の是非について

本委託事業の設計価格は、国土交通省が公表している土木設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)をベースとしており、その他原価は5,113 千円、一般管理費は11,056 千円と積算されている。

積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用するとされているが、本委託事業は土木事業に係る設計業務とは言い難く、積算基準の考え方をあてはめてよいのかが不明確である。

本委託事業は、設計価格における直接経費、その他の原価、一般管理費等について、費目とその発生額をどのように見込んでいるのかが明確となっていない。そのため、積算基準で定められている比率を適用することが合理的なのかが不明確となっている。

市においては、設計価格の積算に積算基準を用いることについて、積算基準を適用することに合理性があることを明確にしておく必要がある。



### 3. 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託		
所管部署	都市整備局上瀬谷整備推進課(※1)		
契約先	株式会社オオノ横浜支店		
令和5年度支出額(税込)	335,060千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年7月31日～令和6年3月19日		
予定価格(税込)	341,154千円		
契約額(税込)	335,060千円		
予定価格に対する契約額の比率	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格( )	341,154	335,177
	契約額( )	336,600	335,060
	/	98.67%	99.96%
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本地区は、全国初の市街化調整区域を含む市施行の土地区画整理事業であり、約248.5haの広大な土地を4つの地区に分け、そのうち市街化調整区域とする「農業振興地区」と市街化編入する「観光・賑わい地区」「物流地区」に対して、約250名の私有地権者の申出換地方式による換地を行っていく。</p> <p>また、令和9年3月の国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めており、土地区画整理事業を実施する上でも、地権者の申出による仮換地指定、その後の工事実施といったスピード感をもって事業を進めていく必要がある。</p> <p>地権者が多い中、事業スケジュールを踏まえると、意向の確認と並行して換地設計を行いつつ、その意向が事業計画に影響することを理解し、意向の変化に柔軟に対応することが求められるが、その中で、令和2年度の「令和2年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託」の公募型プロポーザル方式において、当該業者は、当地区の特性を理解し、課題に柔軟に対応できるノウハウや体制を提案により判断し、受託者として選定されている。</p> <p>本業務は、現在発注している「令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託」で作成した換地設計案をもとに、地権者に土地利用の最終申出をいただき、その結果や</p>		

項目	内容
	関係部署・機関との調整内容を踏まえ、仮換地指定に向けた換地設計や仮換地指定の通知書等の作成を行うものである。 選定業者はプロポーザル方式により受託者として決定し、これまでの検討経緯や地権者、関係機関・部署との調整状況、民有地権者の土地利用の申出内容を熟知していることから、現在「令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託」を受託している株式会社オオバと随意契約する。
過年度の包括外部監査	該当事項なし

※1 令和6年度は脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課

## ② 事業内容

本委託事業は、平成27年6月30日に返還された旧上瀬谷通信施設について、令和2年3月に策定した旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画や、令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託で検討された内容を踏まえ、民間土地所有者、関係機関と協議調整を行いながら、仮換地指定に向けた換地設計や通知書等の作成を行うものである。

また、第1回変更事業計画書を踏まえた補助実施計画書の作成等を行い、さらに、事業が円滑に進むよう、土地区画整理審議会の運営支援等各種事業促進業務を行うものである。

具体的な業務内容は、令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託変更特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)より抜粋すると次表のとおりである。

表 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託の業務内容

項目	内容
(1) 計画準備	本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握し、適切で効率的な業務遂行にあたっての方針や作業スケジュールを記載した業務計画書を作成する。
(2) 条件整理	令和4年度までに実施した調査・検討内容を確認し、本業務に反映するための条件整理を行う。
(3) 換地	
ア 土地評価	令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託で作成した仮申出を踏まえた換地設計案の結果に基づき、地権者に意向確認を行い、土地利用の意向の変更を踏まえ、本申出及び仮換地指定に向けて換地設計を更新するため、整理前後の画地について評価の修正変更を行う。
イ 換地設計	令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託で作成した仮申出を踏まえた換地設計案の結果に基づき、地権者に意向確認を行い、土地利用の意向の変更を踏まえ、本申出及び仮換地指定に向けて換地設計を更新するため、第1回変更事業計画書に沿うよう、換地設計の変更を行う。また、更新した換地設計を基に、本申出のための換地設計の個別説明用の資料を作成する。
ウ 仮換地指定	(3)イの換地設計を基に、仮換地指定の通知を作成する。仮換地指定の通知は地権者ごとに2通ずつ作成する。
エ 代位登記	物流街区と他の地区に分割換地された従前の土地について、分筆に必要な申請書類等の作成を行う((3)イ及びウの結果420筆とする)。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
(4) 補助実施計画作成	
ア 補助実施計画書作成	令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託で取りまとめた変更事業計画書を踏まえた補助実施計画書の作成を行う。土地区画整理事業への補助金(社会資本整備総合交付金やその他の国庫補助等)導入を確実にするため、国土交通省との協議資料を作成し、補助導入に関する支援を行う。
イ 費用便益分析の作成(再評価)	公募事業者の決定など、事業効果等の視点から再度、事業の必要性や効果等を客観的に評価し公表することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とし、費用対効果分析の変更実施を行う。また、横浜市公共事業評価委員会に諮り、評価対象事業の実施の妥当性及び改善措置の必要性について意見を聴くための資料作成等を行う。
(5) 測量	
ア 画地確定測量計算修正	令和4年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託で取りまとめた画地確定測量結果を踏まえ、本申出により換地変更となった画地について、解析計算により、それぞれの画地の画地点間の辺長、面積及び座標値を算出し、図上にて公共施設用地及び宅地の面積を確定し、仮換地指定の精度を高める基礎資料として作成する。
(6) 事業促進業務	
ア 土地区画整理審議会等の運営支援	土地区画整理事業において設けられる諮問機関である審議会及び評価委員会において、各種事項等について審議するための運営資料の作成や運営事務支援を行う。
イ 事業推進支援	事業推進を図るため、地元地権者との合意形成円滑化に向けた支援とともに、施行者支援として各種検討資料の作成など、事業促進に関する支援等を行う。
(7) 打合せ及び資料作成	本業務着手時及び成果品納品時のほか、適宜打合せを行う。本業務内容に関して庁内関係区局及び関係者・関係機関と協議を行う場合は、協議資料の作成を行う。また、打合せへの出席や資料準備・説明及び記録作成を求める場合がある。

### ③ 旧上瀬谷通信施設地区の土地所有状況について

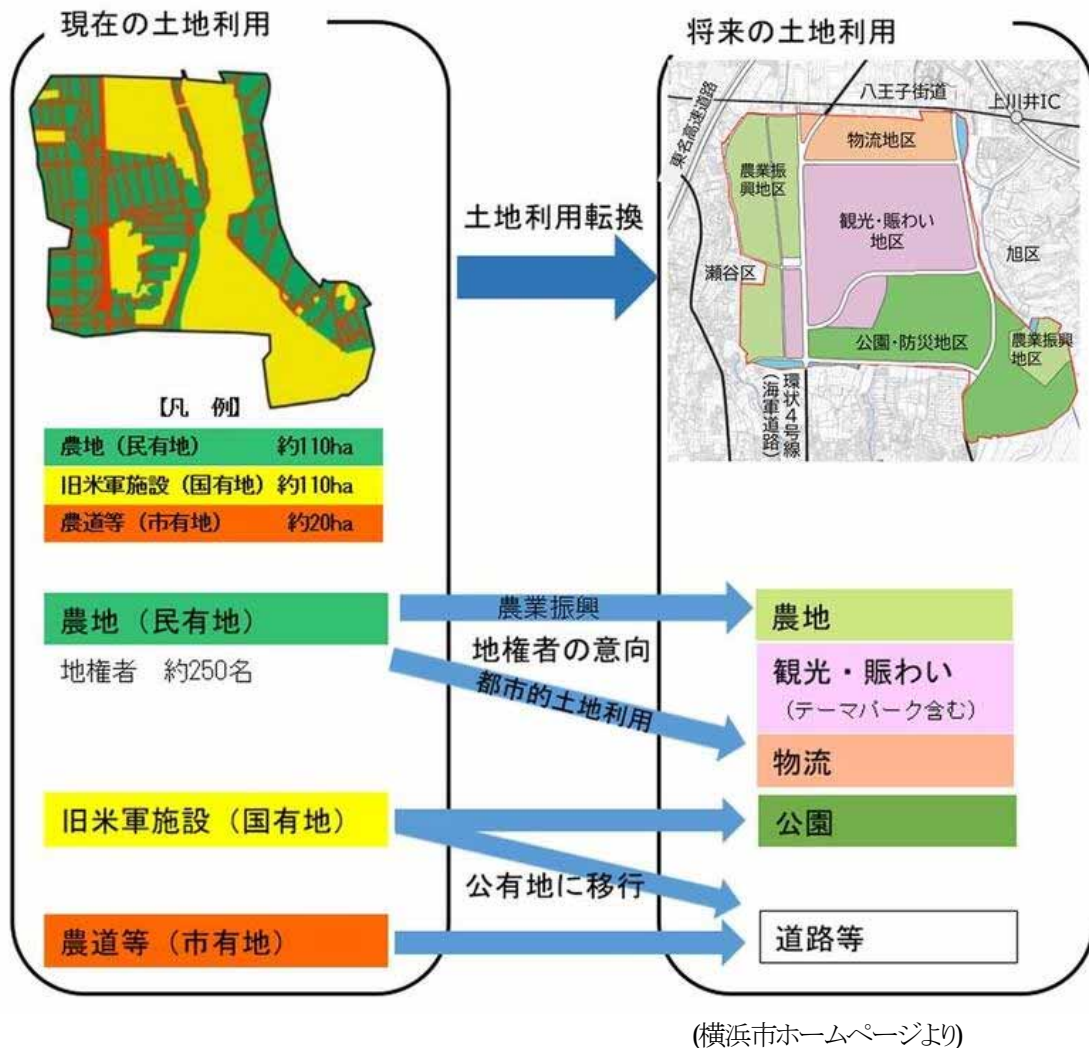
返還時の土地面積は2,422,396㎡で、国有地が1,095,099㎡、市有地が226,801㎡、民有地が1,100,496㎡で、国有地と民有地がそれぞれ約45%ずつ、市有地が約10%を占めている。

約45%を占める民有地には約250名の地権者が存在するが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきた。

約250名の地権者は、旧上瀬谷通信施設地区区内にモザイク状態で土地を所有しているため、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行うためには、土地利用をゾーン別にまとめる必要があった。そのためには、市が主体となって土地区画整理事業を進めてほしいとの要望が地元よりあり、市が事業者として土地区画整理事業を進めている。



旧上瀬谷通信施設地区の土地区画整理事業の概要



(2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

【意見一】 地元合意形成円滑化支援について

本委託事業の業務の一つに事業推進支援業務がある。この業務は、事業推進を図るため、地元地権者との合意形成円滑化に向けた支援等を行うものである。

特記仕様書より受託者は、成果品として報告書を市に提出するとされており、その報告書に地元合意形成円滑化支援の課題と今後の進め方が示されている。

表 課題と今後の進め方

地権者組織手法を決定していくためには、地権者意向等を踏まえたうえで、検討を深掘していくために、

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- ・各手法コストの検討・組織手法のスキーム図と登場人物を把握すること
- ・法人の種類(株式会社・合同会社・一般社団法人)の違いの把握
- ・共同借地事業の長期安定化のための組織運営

といった項目について、調査、整理が課題となる。今後の組織手法の検討を進めていくにあたり、各手法の組織運営およびコストの比較を行い、地権者の理解を深め、組織手法の検討を行っていく必要がある。

そのため、上記項目について調査、整理を行い、各手法の登場人物の役割、またそれにかかるコストの比較を明確に示した資料作成と分科会運営を行い、共同借地事業の長期安定化が図れる当地区にふさわしい組織手法の検討を支援していく必要がある。

旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会「観光・賑わい地区分科会」(以下「分科会」という。)第1回資料によると、「観光・賑わい地区」は地権者が共同で土地利用を行う地区となっている。共同での土地利用を実現するためには、換地対象となる100名以上の地権者が一体となる必要があり、一体となり協力して目的に向かう組織が必要となるとされている。

土地区画整理事業における地権者組織手法について受託者は、第2回分科会で次の4つの事例を提案している。

- 事例1:任意組織による運営方式
- 事例2:管理運営委託方式
- 事例3:地権者法人方式(株式会社)
- 事例4:土地信託方式

旧上瀬谷通信施設跡地を今後どのように活用していくのかについては市民の関心も高く、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業でどのような地権者組織手法が採用されるかについても関心が寄せられると思われる。

組織手法の選択については地権者の意向に負うところが大きいと思われるが、決定過程における市の関わりについては、説明を求められる機会が生じる可能性がある。

市においては、本委託事業で受託者が示している課題と今後の進め方の内容に十分に留意していく必要がある。

## 4. 令和5年度旧上瀬谷通信施設地区環境影響評価事後調査業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度旧上瀬谷通信施設地区環境影響評価事後調査業務委託		
所管部署	都市整備局上瀬谷整備推進課(※1)		
契約先	日本工営都市空間株式会社神奈川事務所		
令和5年度支出額(税込)	38,219千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年6月8日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	39,358	39,358
	契約額(B)	38,500	38,219
	B/A	97.82%	97.10%
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業については、環境影響評価法に基づく手続を行う必要があり、これまで配慮書、方法書、準備書、評価書の作成及び手続を行い、令和4年度には「環境影響評価事後調査計画書(工事中その1)」を作成している。令和5年度は、観光・賑わい地区の事業予定者公募を踏まえ、造成工事計画を反映させた「環境影響評価事後調査計画書(工事中その2)」の作成、追加の水質調査等を実施する必要があり、令和4年度に引き続き、本委託で実施する。</p> <p>事後調査の実施に向けた検討を行うにあたっては、配慮書、方法書、準備書、評価書の各段階における県及び市環境影響評価審査会での審議状況や県知事、市長意見等を踏まえ、評価書の記載に基づき、事後調査やモニタリングの方法等を事後調査計画書としてとりまとめる必要がある。</p> <p>事後調査等については、準備書段階で実施した予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として実施するものであることから、その内容について熟知している必要がある。また、水質等の調査・分析を行っており、現地の状況についても熟知していることから業務が効率的に進む。したがって、業者については、令和元年度から令和4年度にかけて、配慮書、方法書、準備書、評価書の作成及び手続支援の業務を受託した日本工営都市空間((旧)玉野総合コンサルタント)株式会社へ随意契約により本業務を委託する。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

※1 令和6年度は脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### ② 事業内容

本委託事業は、令和 4 年度に実施した「環境影響評価法に基づく、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価手続」について、令和 5 年度の事後調査等を実施するとともに、別途検討される観光・賑わい地区等の土地造成方針を踏まえて、事後調査計画の再検討を行うものである。

本委託事業の変更特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)では、本委託事業の具体的な業務として次表の業務を定めている。

表 環境影響評価事後調査委託の業務内容の概要

項目	内容
(1)計画準備	
(2)事後調査等の実施	① 令和 5 年度工事中に実施した環境配慮の内容整理 ② 事後調査等の実施 ア 水質(地下水の水質を除く) (ア)水の濁り (イ)水の汚れ イ 地下水の水質 ウ 湧水の流量 エ 河川の形態、流量 オ 動物、植物、生態系 カ 文化財
(3)事後調査計画の再検討	
(4)関連他事業との調整	
(5)印刷製本	
(6)打ち合わせ及び資料作成	
(7)報告書の作成	

### ③ 環境影響評価について

環境影響評価(環境アセスメント)とは、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的により望ましい事業計画を作り上げていく制度である。

環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われることを目的としている。面積 100ha 以上の土地区画整理事業は第一種事業とされ、環境アセスメントが義務付けられている。

環境アセスメントの手続において事業者が作成する図書を環境アセスメント図書といい、手続に応じて次の 5 つが環境影響評価法で定められている。

- 計画段階環境配慮書(配慮書)
- 環境影響評価方法書(方法書)
- 環境影響評価準備書(準備書)
- 環境影響評価書(評価書)
- 環境保全措置等の報告書(報告書)

#### ④ 事後調査について

評価書の手続が終わり、事業に着手した後でも、事業実施中や供用後の環境の状態などを把握するために様々な調査を行う。このような調査を事後調査という。事後調査の必要性については、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合など、環境への影響の重大性に応じて検討する。事業者は、この検討結果を踏まえ、事後調査を行う必要性について判断し、評価書に記載する。

事業者は、事業実施中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、事業終了後に図書にまとめ、報告・公表を行う。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見－8】 関連他事業との調整について

本委託事業は、特記仕様書で関連他事業との調整として下記業務を受託者に要請している。

- 対象事業の実施区域内又はその周辺で行われる関連事業の実施にあたり、必要となる情報の提供を行うとともに、必要に応じてその調整のための作業を行う。
- 事後調査結果の年度成果作成にあたっては、事後調査計画書の記述を意識して、土地区画整理事業によって基盤整備がなされた場所において実施される公園整備等の関連事業の事後調査において活用できる内容とするように、連携に努める。

特記仕様書に基づき受託者が市に提出している報告書では、関連他事業との調整について次のように記述されている。

- ㊦ 令和5年10月以降の本格的な工事開始前に、工事施工者に対し、工事に際し環境面で配慮する事項をわかりやすく説明する資料が必要となった。そこで、評価書において整理した、工事に際し周辺環境への影響を回避・低減するための措置を「工事中の環境配慮事項説明資料」として取りまとめた。
- ㊧ 対象事業実施区域内で現地調査を行う場合、工事を妨げることなく、安全かつ円滑に調査を実施するため、施工者に対し調査内容を説明する資料が必要となった。併せて、令和5年度の調査範囲において、過去の調査で確認された重要な種のうち、造成工事による生息・生育環境への影響が大きいと考えられる種の生息・生育情報の共有化を目的として、「令和5年度版 動植物事後調査概要資料」を作成した。

関連他事業との調整として受託者は㊦、㊧とも説明資料を作成している。これら資料が有効活用されているかについては市が状況を把握しておく必要がある。

市においては、受託者の成果が活かせるよう対応を図っていく必要がある。

##### 【意見一9】一者随意契約とすることの合理性について

令和6年2月に市は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書(工事中その2)(以下「事後調査計画書」という。)を公表している。

事後調査計画書には事後調査結果報告書を提出する時期が記載されており、それによると、事後調査は令和10年度まで続くとされている。

また、事後調査の実施に向けた検討を行うにあたっては、配慮書、方法書、準備書、評価書の各段階における県及び市環境影響評価審査会での審議状況や県知事、市長意見等を踏まえ、評価書の記載に基づき、事後調査やモニタリングの方法等を事後調査計画書として取りまとめる必要があるとしている。

本委託事業は一者随意契約により契約を締結しており、その理由の一つとして、事後調査等は、準備書段階で実施した予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として実施するものであることから、その内容について熟知している必要があることを挙げている。

配慮書、方法書、準備書、評価書の作成など、事後調査計画書をとりまとめる段階までは、同一の事業者継続して委託することにも合理性があると考えられる。しかしながら、事後調査計画書を公表した後までこの考え方を継続することについては検討の余地がある。

事後調査計画書には事後調査等を行う項目や手法、実施時期なども明示されているが、従前の受託者でなければ対応できないものなのか、他で環境評価手続を実施している事業者では十分な対応は難しいのかは疑問である。従前の受託者でなければ対応できないとするならば、そのことについて十分な説明が必要である。

また、一者随意契約の理由として、水質等の調査・分析を行っており、現地の状況についても熟知していることから業務が効率的に進むことを挙げている。しかしながら、従前の受託者以外にも、本業務を効率的に進められる事業者が存在する可能性は否定できない。

市においては、受託者の選定をする際は、従前の受託者でなければ対応できない理由を十分に検討する必要がある。



## 5. 海軍道路桜育成等業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	海軍道路桜育成等業務委託		
所管部署	都市整備局上瀬谷整備推進課(※1)		
契約先	横浜農業協同組合		
令和5年度支出額(税込)	19,800千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和6年1月25日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	21,890	19,900
	契約額(B)	21,881	19,800
	B/A	99.96%	99.49%
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>横浜農業協同組合は、生産者団体として唯一全国のネットワークを構築している団体の一員であり、全国農業協同組合連合会を通じて全国から苗木を確保するネットワークを有しているため、海軍道路の桜再生に必要な約250本のコシヒガンの苗木を、高さを概ね揃えて確保することが可能である。</p> <p>確保した苗木については、最終的な定植の際の枯損を防止するため、市内の農地において、市内の気候等に精通している農家を中心として育成管理をする必要がある。同組合は、市内の組合員が所有する圃場及び遊休農地を活用することが可能であるため、一元管理のもとで育成することができるとともに、工事進捗に合わせて希望時期に植樹できる等、柔軟な対応が可能である。</p> <p>育成管理にあたっては、同組合が独自に有する営農技術顧問(2)を配置するとともに、県内の農業技術指導を専門に担っている神奈川県農業技術センター(3)と密接に連携し、適時に情報共有するとともに、一貫した育成管理を行う体制が確立されている。</p> <p>「桜を含む植栽を通じたコミュニティの形成に向けた取組」についても、同組合は、地域団体や教育機関との取組の十分な実績があり、同組合のノウハウを活用することで効果的に対外的なPRを行うことができる。</p> <p>2「営農技術顧問」 農家への栽培、助言及び流行病害虫に対しての情報や対処方法の提供を行う技術者</p>		

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	3「神奈川県農業技術センター」 農業現場で必要とする課題を的確に把握し、農業経営の改善に役立つ新しい技術や知見を早期に農家へ伝達および積極的な情報提供を実施
過年度の包括外部監査	該当事項なし

※1 令和6年度は脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課

#### ② 事業内容

瀬谷区の海軍道路(環状4号線)の桜は、直近10年で平均して毎年20本程度を撤去せざるを得ないなど、年々老木化が進んでいる。

市は、GREEN×EXPO 2027や、旧上瀬谷通信施設地区の新たなまちづくりをきっかけとして、桜をしっかりと再生していく必要があるとして、令和4年10月に「旧上瀬谷通信施設地区新たな桜の名所づくりに向けた基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定している。

本委託事業は、基本計画に基づき、海軍道路の桜並木再生に必要な桜の育成や、桜の記憶の継承及び桜を含む植栽を通じたコミュニティの形成に資する取組を実施するものである。

具体的な業務内容は、令和5年度旧上瀬谷通信施設地区海軍道路桜育成等業務委託変更特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)より抜粋すると次表のとおりである。

表 海軍道路桜育成等業務委託の業務内容

項目	内容
(1) 桜育成計画の作成	海軍道路の桜並木再生に必要な苗木確保、圃場植付(圃場の確保及び植付け)、苗木育成及び圃場管理、海軍道路への移植までの桜育成計画を作成する。
(2) 苗木確保	令和9年に予定しているGREEN×EXPO 2027までの植樹を目指し、本業務で桜並木再生に必要な250本のコシヒガンの苗木調達を行う。
(3) 圃場植付	
① 圃場の確保	育成を行う圃場を、市内において受託者の負担で確保する。
② 植付け	令和5年度に上記圃場に植付け及び育成管理を行い、育成後、令和7年度の冬季に海軍道路に移植を行う予定。また、海軍道路に移植するまでの間、継続的な育成を行うことを想定して植え付ける。
(4) 苗木育成及び圃場管理	海軍道路に移植後、将来に亘って多くの来街者を魅了する桜並木となるよう、花付きのよい良好な状態に育成するために、苗木育成及び圃場管理を行う。
(5) 打合せ協議	業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納品時に打合せを行う。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。



**(3) 監査の意見****【意見－10】 報告書の記載内容に不明瞭な点があることについて**

本委託事業は、受託者が 250 本のコシヒガンの苗木を調達し、その苗木を受託者が確保した圃場に植え付け、令和 7 年度の冬季に海軍道路に移植を行うまで育成管理を行うものである。

特記仕様書より受託者は、成果品として報告書を市に提出するとされており、その報告書に業務日誌と記録写真を含むとされている。

報告書に含まれている業務日誌(作業日報)及び記録写真を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

- 1) 契約期間の始まりである 1 月 25 日から作業日報を作成しているが、2 月 10 日までの作業日報に作業場所の具体的な記述がない。苗木の確保先での作業と思われるが、どこで実施した作業なのかが把握できない。
- 2) 受託者は横浜市戸塚区小雀に圃場を確保しており、250 本の苗木について、順次、小雀圃場への植え付けを実施している。小雀圃場への植え付けについて、いつ開始していつ完了したのか作業日報に明確な記載がない。
- 3) 250 本の苗木には「栃木 No.〇〇」など固有の番号が付されている。報告書には 250 本 1 本 1 本について、小雀圃場への植え付け前と植え付け後の記録写真がファイリングされており、その写真には日付が記入されたホワイトボードが写し込まれている。記録写真の一部を確認したところ、栃木 No.31 は、施工前(植え付け前)の日付は R6.3.10 だが完了日付は R6.3.7 となっている。ホワイトボードの記入ミスなのか、異なる苗木を撮影しているのか不明である。
- 4) 報告書には、令和 7 年度に海軍道路に移植を行う苗木として合格か不合格か、1 本 1 本について判定を記した書類がファイリングされており、この書類には植え付け後の写真も記載されている。この書類について、記録写真の撮影日と合否判定日の記載がなく、250 本の苗木について、いつの状況を示しているかが明確となっていない。
- 5) 4) について、判定項目 9 項目 21 点満点で合否を判定している。判定基準は本委託事業開始時に受託者から入手している業務計画書に記載されているが報告書に記載されていない。報告書にも記載されていることが望ましい。

以上より、報告書の内容には見直すべき点が散見される。市においては、報告書の内容に十分に留意する必要がある。

## II. 総務局

### 1. 総務事務センター運営業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	総務事務センター運営業務委託		
所管部署	総務局労務課		
契約先	アクセンチュア株式会社		
令和5年度支出額(税込)	557,958千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	569,580	—
	契約額(Ⓑ)	557,958	—
	Ⓑ/Ⓐ	97.96%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>下記の3条件を満たすのは、給与手当等サブシステムの開発業者でもある、契約先のみである。</p> <p>(1) 庶務事務システムの機能(パッケージ部分を含む)や各種設定内容を熟知し、安全かつ速やかにシステム全体の運用保守や障害復旧が行えること</p> <p>(2) センター業務用の給与手当等サブシステムについて、設計等を熟知しプログラムの修正を定常的に行うことができ、運用方法にも精通していること</p> <p>(3) 毎年のように基準や運用が変更となるセンター業務について、本市の制度及び過去の経緯を熟知し、システム・業務が一体となった運用を本市職員とともに実施できること</p> <p>(令和3年2月26日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業の背景と目的

市は、平成15年3月に策定した「電子市役所推進計画」に基づき、これまで庁内の各部署で分散して処理されていた出勤・休暇・超勤等の管理、出張旅費請求、給与手当の認定などの「総務事務」について、事務処理の流れを見直し、ICTを活用して事務処理の集中化を図るとともに、外部委託化を行っている。具体的には、平成18年2月からシステム開発に着手し、平成20年4月には、これら総務事務にかかるシステム開発、運用及び申請内容の確認作業等を集中して行う「庶務事務集中センター」を開設した。この結果、行政運営にか

かる間接的なコストを削減し、財源及び人的資源を直接市民サービスに充て、行政運営における内部執行体制のスリム化と市民サービスの向上を図っている。

平成 24 年度に「庶務事務システム開発運用等包括的業務委託」が終了したことに伴い、引き続き平成 25 年度以降においても、本委託事業の実施により、庶務事務システムの運用保守及び庶務事務集中センターの業務処理等を外部委託化し、より効率的な運営を目指している。

令和 2 年度より、庶務事務集中センターの業務範囲の拡充に伴い、「総務事務センター」(以下、本項において「センター」という。)として運営している。

### ③ センターの概要

センター施設は委託者が管理し、委託者の直接執行部門(総務局労務課)及び受託者による外部委託部門で構成する。

- ア. 委託者直接執行部門は、主に受託者の管理、事務手続等二次相談、関係制度所管課との調整及び必要な各種契約などの業務を担当する。
- イ. 外部委託部門は、庶務事務システム運用管理、給与手当等の申請確認及び認定作業、職員からの問合せ対応(ヘルプデスク)、非常勤職員の関係事務、旅費審査事務、業務改善の提案などを担当する。

### ④ 委託業務の概要

#### 1) 庶務事務システムの運用保守

##### ア. システムの対象事務

勤務関係事務、出張旅費関係事務、文書管理関係事務、給与手当関係事務、福利厚生関係事務、共通物品関係事務、年末調整関係事務

##### イ. 定常的なシステム運用作業

システムの安定的な稼働維持に必要なシステム監視作業、バッチ処理及びデータメンテナンス等の運用保守作業を実施する。

##### ウ. 障害時緊急対応

本システムに障害または異常があった場合、問題箇所の調査、原因の究明、対応策の検討を行った上、システム復旧のために速やかな対応を実施する。

##### エ. 抽出データの提供

##### オ. 他システムとの連携

#### 2) センター業務

センターで集約化した業務における各種申請の受付、確認・認定業務を行い、必要に応じて他の連携システムに必要な連携データを作成する。

##### ア. センター業務の対象事務

- 正規職員業務: 給与手当関係事務、年末調整関係事務、福利厚生関係事務、旅費審査業務、新採用関連業務

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- 非常勤職員業務:社会保険・共済関係事務、年末調整関係事務、住民税関係事務、マイナンバー関係事務、採用・退職関係事務

##### イ. 申請書類等の受付

##### ウ. 申請書類等の確認・認定

##### エ. 職員への申請内容照会

##### オ. 完了案件の送付

#### 3) ヘルプデスク業務

職員からのセンターへの問い合わせに対し、迅速かつ丁寧に回答する。回答に当たっては、FAQ や対応マニュアルを作成し、内容やサービスの品質が対応者によって差異を感じさせないものとする。

#### 4) 研修

本システムに係る業務を円滑に行うことを目的として、庶務事務システム操作研修(※令和5年度は実施しないこととする。)、所属担当者研修、年末調整説明会を実施する。

#### 5) 業務の引継ぎ

本委託事業の契約期間終了後、別の事業者が新たに本委託事業を行うこととなる場合、業務の引継ぎを事業者間で行う。

#### 6) コンサルティング業務

総務事務業務のさらなる効率化、サービスレベルの向上を図るため、継続的な業務改善の提案を行う。

#### 7) 業務報告等

受託者は、業務の状況を委託者と共有するために定例的に報告会議を行う。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-11】システム関連コストの経済性について

予定価格調書では予定価格の算定根拠は「別紙設計書のとおり」とされている。

当該「設計書」に示されている予定価格 569,580 千円の内訳は次表のとおりである。

表 設計書(予定価格)

(単位:円)

名称	形状寸法等	数量	単位	単価	金額
プロジェクト管理費	管理者	11	人月	2,000,000	22,000,000
	諸経費	—	—	—	29,210,000
センター運営経費	諸経費	—	—	—	75,000,000

名称	形状寸法等	数量	単位	単価	金額
システム運用保守費	SE	32.5	人月	1,500,000	48,750,000
センター業務処理費	スタッフ	74	人月	1,500,000	111,000,000
	スーパーバイザー	102	人月	500,000	51,000,000
	オペレータ	369	人月	400,000	147,600,000
ヘルプデスク費	スタッフ	3	人月	1,500,000	4,500,000
	スーパーバイザー	13	人月	500,000	6,500,000
	オペレータ	52.6	人月	400,000	21,040,000
研修費	スタッフ	0.8	人月	1,500,000	1,200,000
合計					517,800,000
消費税相当額					51,780,000
総計					569,580,000

市は、本委託契約の予定価格について、昨年度における契約を参考にして手当関係に係る制度改正などを踏まえた参考見積を本委託契約の事業者に対して依頼し、取得した参考見積の内容を精査して決定している。

また、本委託契約は、単独随意契約によって締結されており、その随契契約理由書には次のように記載されている。

#### 表 随意契約理由書

<p>本業務の遂行にあたり、次の条件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 庶務事務システムの機能(パッケージ部分を含む)や各種設定内容を熟知し、安全かつ速やかにシステム全体の運用保守や障害復旧が行えること</p> <p>(2) センター業務用の給与手当等サブシステムについて、設計等を熟知しプログラムの修正を定常的に行うことができ、運用方法にも精通していること</p> <p>(3) 毎年のように基準や運用が変更となるセンター業務について、本市の制度及び過去の経緯を熟知し、システム・業務が一体となった運用を本市職員とともに実施できること</p> <p>総務事務センターを引き続き安定的かつ一体的に運営するためには、上記の条件を満たし、給与手当等サブシステムの開発業者でもある、アクセンチュア株式会社以外の履行は不可能です。</p> <p>以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号及び横浜市契約規則第27条第1項第1号に基づき、随意契約の相手方として下記業者を選定します。</p>
---

上記の随意契約理由書にあるように、本委託事業は、給与手当等サブシステムの運用について、その安定性が重視される業務となっているため、システムの開発業者以外に委託する選択肢がなく、随意契約となっている。一方で、開発業者以外の選択肢がないことにより、現在の契約先以外との契約可能性が検討されておらず、それゆえ参考見積を他者から徴取するなど契約金額について第三者との比較もなされていない。したがって、現状の契約金額が適当といえるかどうかを客観的に判断することは難しいと言わざるを得ない。

本委託事業は、平成15年度に策定した「電子市役所推進計画」に基づき、平成15年度

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

「庶務事務集中化・アウトソーシング計画」を策定し、その経済性について試算を行った上で、導入されたものである。

具体的には、庶務事務システムについての開発費用(開発期間 1.5 年)とセンター運営にかかるコストの向こう 5.5 年分、合わせて 7 年分のコストを試算し、これについて、プロポーザルを実施している。これより、本委託事業はその導入時において、開発コストと同時にその後のランニングコストも考慮した事業者選定が行われている。

しかし、この試算は平成 18 年度から平成 24 年度の 7 年分に相当するもので、平成 24 年度から既に 10 年以上が経過している。そして、その間、システムの処理対象は拡大し、令和 2 年度の非常勤職員関連業務及び令和 3 年度の旅費審査業務の開始という大きな事業拡大を経て現在の事業規模に至っている。

このような状況を踏まえると、抜本的なシステムの再設計は難しくとも、将来的には業務全体の抜本的な経済性の試算が必要になると考える。本システムについては、陳腐化による著しい不具合が発生しているということはないとのことで当面利用し続けることに問題はないと考えるが、運営経費については現状が最適といえるかどうか説明できるようにする必要がある。

## 2. 令和5年度市史資料等保存活用業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度市史資料等保存活用業務委託		
所管部署	総務局行政マネジメント課		
契約先	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団		
令和5年度支出額(税込)	40,103千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	40,103	—
	契約額(B)	40,103	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>1 横浜に関する歴史資料の一元的管理、一体的活用に向けた取組 平成18年以降、開港資料館、歴史博物館、都市発展記念館等の歴史関係5施設を、横浜市ふるさと歴史財団が指定管理により一括運営を行い、各施設の特徴を生かした連携活用がなされている。横浜に関する歴史資料の一体性の確保には、そうした歴史関連施設との密接な連携により一元的管理と一体活用が重要である。</p> <p>2 市史資料活用に関する関係資料・施設等との緊密な連携 第一期「横浜市史(原始～大正期)」編纂過程で収集した資料は、現在開港資料館で保存、活用されている。市史資料室所蔵資料は、資料群として特に開港資料館所蔵資料との一体性が高いため、資料の相互利用や資料収集の調整等において密接な連携を図ることが必要である。</p> <p>3 歴史的資料の取扱等に関するノウハウの保持 資料の公開等活用、保存措置、整理に加え、レファレンス対応を含む窓口対応など、公開を前提とした歴史的資料の取扱いに関わるノウハウを蓄積、保有していることが必要である。</p> <p>以上の項目に適切に対応し、本業務を円滑に遂行することができるのは契約先しかない。(令和4年1月18日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

### ② 事業内容

受託者は、履行場所(横浜市史資料室)において、次の業務を行う。

#### 1) 資料公開・普及業務

- ア. 資料室の利用者に対して、申請の受付、資料の公開許諾等の確認、資料の出納、公開(閲覧)、貸出、レファレンス等、資料の利用に際して必要な対応を行う。
- イ. 資料台帳等の資料管理に係る各種データを管理し、更新及び資料検索用データの整備等の処理を行う。
- ウ. 公開準備の整っていない資料を整理し、公開に向けた目録作成業務を行う。
- エ. 公開可能な資料について、閲覧用目録を作成するとともに、資料公開に向け、マイクロフィルム撮影・デジタル化・複製プリント作製の準備作業等、必要な諸業務を行う。
- オ. 資料室ホームページにおいて、所蔵資料の概要掲載及び画像資料の紹介等を行うため、更新用ホームページの原稿を作成する。

#### 2) 資料収集・保存業務

- ア. 歴史的公文書及び昭和期以降の歴史的資料の収集(委託者の歴史的公文書移管判定に関する助言を含む。)及び新規に受け入れた資料の整理を行う。作成した目録は、委託者の要請に応じて電磁的記録による提供を行うものとする。なお、歴史的資料の新規受け入れに当たっては、事前に委託者の同意を得たもののみ受け入れるものとする。
- イ. 資料室及びその他資料の保管場所内において資料の効率のよい収納を行い、資料を適切な状態で保存、管理すること。
- ウ. 資料の劣化防止及び長期保存対策として、資料を収納している現行の保存封筒・箱を中性紙製の封筒・箱に順次入れ替えを行う。
- エ. 保存文書の劣化状況や歴史的価値の再評価等を踏まえ、適宜、不要な資料を選別することで、適切な保存環境の維持に努めること。

#### 3) 資料調査・活用業務

- ア. 情報誌「市史通信」(年 3 回)・紀要(年 1 回)・報告書(年 1 回)の編集・版下作成及び関係機関等への配付を行う。
- イ. 展示会、講演会、市民講座等を開催する。その広報のためのポスター等の作製、配布を行う。
- ウ. 市が主催する資料室関連の市職員向け研修事業について、調査研究員の派遣等の協力をする。
- エ. 市内の歴史資料取扱機関等と調整を図り、資料を活用した効果的な連携事業を実施するとともに、事前準備としての調査研究事業も一体として進める。
- オ. 横浜市立図書館をはじめ、横浜市各区局が主催する展示会への企画協力、講座への調査研究員の派遣、出版における編集協力等の連携を図る。
- カ. 所蔵資料を活用した出版物の編集を進める。

#### 4) その他委託者が必要な業務と認めたもの



## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

## 【意見-12】 予定価格の妥当性について

本委託事業の令和5年度における契約金額は40,103千円であった。その業務ごとの内訳は次表のとおりである。

名称	数量	単位	単価	金額
資料公開業務等	1	式	7,297,273	7,297,273
資料収集・保存業務	1	式	13,428,000	13,428,000
資料調査・活用業務	1	式	15,732,000	15,732,000
小計	—	—	—	36,457,273
消費税等	—	—	—	3,645,727
総計	—	—	—	40,103,000

市は、本委託契約の予定価格について、前年度の契約実績に加え、予算の範囲内で、設定したとしており、上記の各業務における費目別の内訳があつて、それを積算しているわけではないとのことである。業務にかかるコストという観点からは、人件費や経費、又は備品費や交通費などが内容であろうと想像できるが、当該年度においてそれらがどれくらい発生するかの見積りは業務内容と密接に関係するはずであり、費目ごとの積算は必要である。

特に、本委託事業の受託者は、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団であり、市の歴史文化関連業務とも深い関係がある法人である。その法人に単独随意契約で委託している以上は、契約金額については詳細な説明ができる状態でなければならない。

以後、本委託事業全体でどのような費用が発生するかを考慮して契約金額の基になる予定価格を決定する必要がある。

なお、令和6年度の設計書においては、表中の各業務にかかる人数及び時間を考慮し、業務に必要な活動を基にした形で設計書が作成されていることを確認した。

### 3. 内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託		
所管部署	総務局行政マネジメント課		
契約先	ポストン・コンサルティング・グループ合同会社		
令和5年度支出額(税込)	29,700千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年6月7日から令和6年7月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	29,993	—
	契約額(B)	29,700	—
	B/A	99.02%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	令和5年5月9日に開催したプロポーザル評価委員会の評価結果に基づき、1位として決定した選定業者を受託候補者として特定し、随意契約の協議を行っている。(令和5年5月16日付業者選定調書より)		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

#### 1) 業務の目的

市では、今後、総人口及び生産年齢人口の減少、更なる高齢化の進展が想定されており、厳しい財政状況の中、限られた経営資源の中でも市民の信頼に応えながら必要な施策を推進するため、財政ビジョンを土台とした持続可能な行政運営を実現する必要がある。市役所内部経費についても、これまで以上に効率化・適正化を進めていかなければならない。

本委託事業は、専門性を要し、契約の仕様や価格の点検が難しい内部経費について、事業者の外部視点を活用して契約内容等を点検・分析し、行政サービス水準を維持しながら、仕様や価格の適正化等により更なる行政コストの削減を実現するための支援業務委託である。

#### 2) 見直しの対象とする経費等

##### ア. 見直しの対象とする経費

- 情報システム費等(運用・保守等)
- 庁舎管理費(区庁舎・市庁舎)
- その他(受託者の提案等により本市が選定する契約)

### イ. 見直しの対象とする契約規模

10億円から15億円程度(下記3)イの市が見直し対象と決定する契約金額の合計)

### ウ. 成果指標:内部経費適正化によるコスト削減金額

## 3)令和5年度の業務内容

### ア. 業務実施計画書の提出

受託者は、この業務が適切に実行されるための業務実施体制(現場責任者及び業務担当者の配置)、業務工程(スケジュール)、作業内容、進捗管理方法、コスト削減の実現に向けた市の所管部署・事務局への具体的な活動支援内容等をまとめた業務実施計画書を提出すること。

受託者は、国又は地方公共団体のコスト削減支援業務に精通し、本業務と同様の知見及び業務経験を有する者を配置すること。

### イ. 契約資料等に基づく契約内容等の分析及びコスト削減策の企画立案

受託者は、市が提供する契約資料や所管部署へのヒアリング等に基づき、現状の契約内容等の分析及びコスト削減策の企画立案を行い、中間報告書として市に提出すること。

なお、中間報告書は、コスト削減策の根拠やデータ等を示して作成すること。

見直しの対象とする契約及び契約内容は、中間報告書等をもとに、関連する法律、政令、省令、告示、条例、規則、市が示す関連規程等のほか、横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業者の受注機会の増大の趣旨や行政サービス水準維持の観点等から、市が決定する。

### ウ. コスト削減に向けた具体的活動支援

受託者は、市が仕様書等の見直しを図り、翌年度の契約に反映するため、コスト削減の実現に向けた具体的な活動支援(実際の契約手続きは、自治法等の関係法令や市における契約ルールにのっとり市が行うことから、そのための必要な支援一式をいう。)を行う。特に、コスト削減の実現に向けた移行への具体的な活動支援を行うこと。

会議や打合せ等を実施した場合は、日時、出席者、実施事項等の概要を記載した報告書を作成し、市に提出すること。

### エ. 業務打合せ

受託者は、本業務の実施に関して市と打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めること。

打合せは、原則として、市役所又は市が指定した場所で行う。打合せの実施方法等については、市と協議のうえ決定する。

業務打合せの実施毎に、日時、出席者、実施事項等の概要を記載した報告書を作成し、市に提出すること。

## 4)令和6年度の業務内容

### ア. 成果指標の測定

成果指標は、内部経費適正化によるコスト削減金額とする。

受託者は、令和6年4月以降、市が提供する契約資料等に基づき、成果指標を測定し市

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

に提出すること。提出様式や提出時期等は、市と協議のうえ決定する。成果指標は、市と協議のうえ決定する。

### イ. 最終報告書の提出

受託者は、見直しを行った契約ごとの削減策やコスト削減金額等を取りまとめた最終報告書を作成し、市に提出すること。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-13】本委託事業の実効性の担保について

本委託事業の業務説明資料には「業務の目的」として次のように記載されている。

#### 表 業務説明資料 4 業務の目的

<p>本市では、今後、総人口及び生産年齢人口の減少、更なる高齢化の進展が想定されており、厳しい財政状況の中、限られた経営資源の中でも市民の信頼に応えながら必要な施策を推進するため、財政ビジョンを土台とした持続可能な行政運営を実現する必要がある。市役所内部経費についても、これまで以上に効率化・適正化を進めていかなければならない。</p> <p>本業務は、専門性を要し、契約の仕様や価格の点検が難しい内部経費について、事業者の外部視点を活用して契約内容等を点検・分析し、行政サービス水準を維持しながら、仕様や価格の適正化等により更なる行政コストの削減を実現するための支援業務委託である。</p> <p>事業者の能力・知見を活用することで、より高い成果を実現するため、成果連動型民間委託契約方式を活用し実施する。</p>
--

市に対して、経費削減の支援を外部者に委託することとなった経緯を質問したところ次のような回答であった。

「他都市で外部視点を活用したコスト削減の取組を実施し、一定の効果が出ていたことから、サウンディング調査を通じて本市での実現可能性を確認した上で、委託による実施を庁内決定しました。

これまでも庁内の各所管課でコスト削減につながる見直しがなされてきましたが、これまでにない新しい視点での見直しの実現を狙っています。」

確かに、外部のコンサルタントなどにその組織が取り組むべき事業、事務及び手続についてその要否や改善案を提言してもらうことはあり得ることである。この場合のメリットとしては、①客観的な視点で組織内への忖度が少ない提案が可能になる、②他の組織や他の業界の事例や成功ポイントを活用できる、③専門家のノウハウや知識が活用できる、④組織の人手不足を外部リソースでカバーできる、といったことが挙げられる。

一方で、次のようなデメリットもある。すなわち、①コンサルタントなどに支払う報酬が高額である、②依頼しても成功するとは限らない、③組織内に業務改善の知見(ノウハウ)が残らない可能性がある、といった点が挙げられる。

本委託事業について、上記のメリットはそのまま全て当てはまることであり、市が本委託事

業を採用した理由もそこにあると考えられる。また、その考え自体に不合理な点はない。

一方、デメリットについても念頭においた取組は必須である。

上述したとおり、①から③のデメリットが考えられるが、①については、高額な報酬を支払う以上、市として事業の必要性・効果を丁寧に説明していくことが求められる。

②については、市が意欲的に挑戦する際には必ず付きまとうものであり、十分な準備と失敗の際の分析という対応を行うことに尽きる。

問題は③である。本委託事業の場合、対象となる業務の各活動単位や仕様について改善及び削減、又は統合をもって設計の見直しを行い、もって個々の業務について契約金額の低減を図ることが主眼になると思われる。この結論に至るプロセスの重要部分についてコンサルタントに依存しすぎたり、あるいは契約金額の削減という成果だけを重視しすぎたりすることによって、本委託事業のノウハウが市に残らない場合があり得る。

市は、令和7年度には、それぞれの契約所管部署においても環境変化に合わせて仕様を見直すことや、入札における競争環境を創出することなど本委託事業と同様な視点による行政コストの削減ができるようにしている。本委託事業における一義的な成果である契約金額の削減額も重要であるが、できる限りそのプロセスを吸収して、市内部にて内製化できるよう努められたい。

#### 【意見-14】 予定価格の積算根拠と契約金額における内訳の乖離について

次表は、予定価格の積算根拠となっている設計書の内訳明細書と契約書に添付されている設計書の内訳明細書を記載したものである。

表 予定価格の積算根拠と契約金額における内訳

細別・形状・寸法	単位	予定価格の積算根拠となっている設計書			契約書に添付されている設計書		
		単価	数量	税抜金額	単価	数量	税抜金額
<b>(1) 業務実施計画書の提出</b>							
パートナー	人時	9,363	20	187,260	100,000		
マネージャー	人時	8,863	100	886,300	75,000	20	1,500,000
コンサルタント	人時				50,000		
アナリスト	人時				30,000		
	小計			1,073,560			1,500,000
<b>(2) 契約資料等に基づく契約内容等の分析及びコスト削減策の企画立案</b>							
パートナー	人時	9,363	20	187,260	100,000		
マネージャー	人時	8,863	200	1,772,600	75,000		
コンサルタント	人時	7,775	300	2,332,500	50,000	200	10,000,000
アナリスト	人時	6,900	300	2,070,000	30,000		
	小計			6,362,360			10,000,000
<b>(3) コスト削減に向けた具体的活動支援</b>							
パートナー	人時	9,363	20	187,260	100,000		
マネージャー	人時	8,863	200	1,772,600	75,000		
コンサルタント	人時	7,775	300	2,332,500	50,000	200	10,000,000
アナリスト	人時	6,900	300	2,070,000	30,000		
	小計			6,362,360			10,000,000
<b>(4) 業務打合せ</b>							

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

細別・形状・寸法	単位	予定価格の積算根拠となっている設計書			契約書に添付されている設計書		
		単価	数量	税抜金額	単価	数量	税抜金額
パートナー	人時	9,363	55	514,965	100,000		
マネージャー	人時	8,863	95	841,985	75,000		
コンサルタント	人時	7,775	175	1,360,625	50,000	110	5,500,000
アナリスト	人時	6,900	175	1,207,500	30,000		
小計				3,925,075			5,500,000
一般管理費				9,543,345			—
<b>(5) 成果指標の測定及び最終報告書の提出(成果連動払い分)※</b>							
小計				72,727,272			72,000,000

※ (5) 成果指標の測定及び最終報告書の提出(成果連動払い分)は令和 6 年度に実施する。したがって、令和 6 年度包括外部監査(※今回の監査)の対象は表中の(1)から(4)の各業務である。

内容がかなり異なるように見えるのは、一つには、「予定価格の積算根拠となっている設計書」の項では一般管理費を別記しているが、「契約書に添付されている設計書」の項では別記していないためである。「契約書に添付されている設計書」の項では、表中の(1)から(4)の各業務に直課できないコストについては単価の中に混入させて表記しているようである。

表中の(1)から(4)の各業務にかかる予定価格は、市の基準単価(公共工事設計労務単価表等)及び想定される工数により設定している。しかし、一般管理費の金額が、(1)から(4)の各業務にかかる予定価格の合計(17,723,355円)の53.8%(全体の35%)にもなっており、全費用に占める割合が非常に大きい。そのため、市が予定した業務(作業)が、受託者によってどのように実施されるのか不明瞭である。

特に、「契約書に添付されている設計書」によると、本委託事業に直接的にかかる時間は530時間しかなく、「予定価格の積算根拠となっている設計書」の2,260時間と大きく乖離している。どの職階の人材がどの程度の時間本委託事業に関わるのかが判然とせず、予定価格の設計書の金額は、契約金額の妥当性の根拠としては機能していないと言わざるを得ない。

本委託事業は、自治体での取組事例が少なく、市での実績もない状況であったため、市として基準単価等に基づき予定価格の設計を行ったことには一定の合理性のあるものの、契約金額の妥当性の根拠としては機能していないことから、市は委託業務の実態把握に努めたうえで、実態にあった設計を行う必要がある。

## 4. 南部方面備蓄庫期限切れ備蓄食料資源化委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	南部方面備蓄庫期限切れ備蓄食料資源化委託		
所管部署	総務局地域防災課		
契約先	株式会社デスポ		
令和5年度支出額(税込)	2,395千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年11月16日から令和6年3月15日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	2,772	—
	契約額(B)	2,399	—
	B/A	86.58%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

業務内容は次のとおりである。

- ア. 南部方面備蓄庫に保管してある、期限切れの備蓄食料を令和5年12月28日(木)までに搬出し、受託者の作業場まで運搬する。
- イ. 運搬した備蓄食料を資源化、再資源化できるものと資源化できないものに分別する。
- ウ. 資源化できるものについては資源化(肥料化・資源化)し、受託者により適法に利用すること、また資源化できないものについては、適法に廃棄すること。

表 備蓄食料種類及び数量(重量は概算)

種類	1食	1箱	1箱	1箱	箱数(D)	内容量	廃棄物	総重量(C×D)
	内容量	内容量計(A)	廃棄物計(B)	重量(C=A+B)		総重量(A×D)	総重量(B×D)	
クラッカー	90g	6.3kg(70袋)	4.0kg	10.3kg	161箱	1,015kg	644kg	1,659kg
ビスケット	58g	5.8kg(100食)	1.2kg	7.0kg	1,961箱	11,374kg	2,354kg	13,728kg
保存パン	100g	2.0kg(20缶)	2.2kg	4.2kg	378箱	756kg	832kg	1,588kg
おかゆ	280g	5.6kg(20袋)	1.2kg	6.8kg	203箱	1,137kg	244kg	1,381kg
スープ	10g	0.45kg	1.2kg	1.65kg	153箱	69kg	184kg	253kg

※ 重量は概算である。

(仕様書より)



## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-15】入札参加者が多数になるような入札実施時期について

本委託事業においては、「(1)概要 ① 委託契約の概要」に記載したとおり、公募型指名競争入札を実施した結果、入札参加事業者が1者であった。

本委託事業の参加資格調書によると、入札の参加条件は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定められた資格を有する者であること。</li><li>2 公募型指名競争入札参加意向申出書提出期限日から入札日までの間いずれかの日において横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</li><li>3 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において「資源化委託」、細目「その他」に登録が認められている者であること。</li><li>4 所在区分が市内に登録されており、規模区分において中小企業に登録が認められる者であること。</li></ol> |
|---|

この条件に合致する事業者は、市内事業者が16者であり、そのうち市内中小企業は15者であった。このように参加できる事業者は市内にも十分存在しているが、入札が11月中旬に実施され、翌年3月15日に履行期限が設定されていることなどが事業者に敬遠された可能性が考えられる。

配送回収の時期や市内の団体及びフードバンクへの無償配布の時期等により、年度前半での入札等事業の着手は難しいとのことだが、備蓄庫の保管スペースを確保するためには年度の早い時期での履行が望ましい。そのためには委託数量の調整や契約方法を工夫し、なるべく多くの事業者が参加できるようにするべきである。

### 【意見-16】資源化及び廃棄の状況の市による確認について

市では、備蓄庫に保管してある賞味期限が近づいた備蓄食料について、市内の団体やフードバンク等へ無償で提供している。それでも残ってしまい、賞味期限が切れたものについては、本委託事業により資源化(肥料化・飼料化)できるものと資源化できないものに分別する。そして、資源化できるものについては資源化し、これを委託事業者が適法に利用するが、他方、資源化できないものについては、適法に廃棄するとしている。

このように本委託事業は、災害用に備蓄している食料について、最大限無駄なく利用しようとしており、他の公的機関の取組状況と比較しても(「災害備蓄食料の活用促進に関する調査の結果報告書」(総務省 H31.3)参考)、横浜市の取組は先進的といえる。

一方で、市は、資源化された飼料や肥料がどのように利用されているか、また、廃棄されたものがどのように処理されているかについては、概括的な情報しか把握していない。資源化されたものがどのように利用されているかは本委託事業の成果ともいえるものであり、その具体的な内容について市としても把握しておくことが望ましい。



### Ⅲ. デジタル統括本部

#### 1. 横浜市情報システム最適化指針作成支援業務委託

##### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市情報システム最適化指針作成支援業務委託		
所管部署	デジタル統括本部デジタル・デザイン室		
契約先	アビームコンサルティング株式会社		
令和5年度支出額(税込)	8,250千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年6月12日から令和5年11月30日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	8,910	—
	契約額(Ⓑ)	8,250	—
	Ⓑ/Ⓐ	92.59%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

市では、DXの実現に向け「デジタル×デザイン」をキーワードに、“デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる”ことを基本目的とした「横浜DX戦略」を策定し、その取組を推進している。

この戦略を推進するうえで、情報システムの適正かつ効率的な調達、情報セキュリティの確保に加えて、ICTガバナンスを実現するための指針を作成することを当該事業の目的としている。

具体的には、市における現行の「情報システム最適化指針」を見直し、現状に合った指針に変更するため、令和4年度に現状調査を実施し、次期情報システム最適化指針骨子(以下「骨子」という。)を作成した。この骨子に基づき、改訂版の情報システム最適化指針(以下「本指針」という。)を策定する。

- (1) 骨子に記載した「情報システムの適正かつ効率的な調達や運用」、「情報システム調達や運用におけるガバナンスの向上」、「横浜DX戦略の推進」を策定目的として、目次案に列記した各項目について明文化し、これを本指針の「本編」として作成する。
- (2) 将来に「目指すべき姿」、本編に記載している方針を実現するための「実現手法(ソリューション名・製品名)」等は、本指針の「別紙」として作成する。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-17】金額入り設計書作成のための参考見積書の複数徴収について

「財務事務の手引き・契約編」では金額入り設計書作成時の金額積算に当たって、事業者から参考見積書等を徴する場合について、次のように注意を喚起している。

#### 表「財務事務の手引き・契約編」より一部抜粋

<p>◆ 積算上の注意 ～省略～</p> <p>④ 積算に当たってやむを得ず業者から参考見積書等を徴する場合は、正規の見積徴収ではないことを明確に伝えるとともに、<u>原則として複数の事業者から参考見積書を徴収し、特定の業者に偏らないように配慮してください。</u>また、指名競争入札の場合は、指名予定業者からの見積書の徴収はできるだけ避け、相手方には必ずしも指名されるわけではないことを説明してください。</p>
---

この記載は、単独の事業者から参考見積書を徴収した場合では、一般的な取引価格と乖離する可能性があることから、複数の事業者から参考見積書を徴収することによって適切な予定価格の設定を裏付けるために設けられたものであると考えられる。

一方、本委託事業の金額入り設計書の作成にあたっては、市はアビームコンサルティング株式会社の1者のみから参考見積書を徴収し、市が設定した単価と参考見積書記載の数量(工数)を参考に積算を行っている。結果として、積算金額を算定するための基礎となる参考見積書を複数の事業者からは徴収していない。

したがって、金額入り設計書を適切に作成し、予定価格の妥当性を担保するためには、財務事務の手引きに従い、単独の事業者から参考見積書を徴収するのではなく複数の事業者から参考見積書を徴収して積算を行う必要がある。

## 2. 令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)		
所管部署	デジタル統括本部企画調整課		
契約先	キャリアリンク株式会社		
令和5年度支出額(税込)	80,618千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和5年6月16日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	74,866	81,459
	契約額(Ⓑ)	74,067	80,618
	Ⓑ/Ⓐ	98.93%	98.99%
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>・現在市内のマイナポイント支援ブースは非常に多くの市民が利用しており、(2月総利用者数:59,050名)5月末の申込期限に向けて、更なる混雑が見込まれる。併せて4月は区役所の繁忙期である。このような状況下において、混乱を来さず、安定的かつ効率的に支援を行うためには、マイナポイントの制度、横浜市全体の状況、区役所との連携などの知識・経験が必要であるため、本業務の対応ができるのは現行の業者のみである。</p> <p>・よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により現契約履行中の下記業者を随意契約の相手方として選定する。(令和5年3月22日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

国が実施するマイナポイント事業に関する市民向けの支援を効率的かつ効果的に行うため、関係業務を委託により実施する。マイナポイント第2弾は令和5年2月末に終了予定であったが、事業期間が令和5年5月末まで延長されることとなった(令和5年2月17日付事務連絡)。この延長に伴い、令和5年度においても委託契約を延長することとなった。委託内容については、次のとおりである。

○ 区役所等で、マイナポイント事業に関する相談対応及び予約・申込みの支援を行うものである。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- 委託内容は①マイナポイント事業に関する相談対応並びにマイナポイント予約及び申込みの補助②マイナンバーカードの健康保険証利用に関する登録支援③公金受取口座に関する登録支援④マイナポイントに関する支援業務についての電話対応である。

なお、本委託事業については、マイナポイント事業に関する相談対応及び申込み補助の当初対象者想定を1か所あたり230人/日としていたが、マイナポイント支援ブースに対する市民からの需要が高く、支援体制を強化することとしたため、1か所あたり300人/日と想定を変更したことに伴い、仕様を変更するとともに変更契約を締結している。

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-1】成果物に関する市による適切な確認の実施について

仕様書「9 納品成果物」では、納品成果物として業務報告書を令和5年6月16日までに提出することを求めている。業務報告書の具体的な報告内容として、実施期間の令和5年4月1日から令和5年5月31日までの来庁した人数、予約完了件数、申込完了件数、健康保険証の登録件数、公金受取口座の登録件数などの記載を求めている。

しかし、成果物である業務報告書を確認したところ、実施期間以降の令和5年6月分についても報告が行われていた。仕様書に定める実施期間は4月1日から5月31日までとなっていたところ、実施期間外の6月1日から6月30日までの分についても報告内容として記載が行われていたことから、業務報告書が令和5年6月16日の提出期限までに予定どおり提出されていたかに疑念が残る。

また、検査調書については令和5年6月16日付で「仕様のとおり業務が履行された。」との記載があるが、成果物の中に令和5年6月30日までの記録があることから、この検査時期についても適正に行われたものであるかどうか疑念が残る。

当該事例のように成果物の提出時期や仕様どおりに正しく履行されているかどうかなどに関する疑義が生じないよう、今後市として業者に対する適切な指導を実施することと、提出された成果物の適切な確認の実施を徹底する必要がある。

### (3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## 3. 令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託 その2

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託 その2		
所管部署	デジタル統括本部企画調整課		
契約先	キャリアリンク株式会社		
令和5年度支出額(税込)	186,965 千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年6月1日から令和5年10月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	230,450	188,589
	契約額(B)	175,811	186,965
	B/A	76.29%	99.13%
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	-		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

国が実施するマイナポイント事業に関する市民向けの支援を効率的かつ効果的に行うため、関係業務を委託により実施する。国がマイナポイント事業期間を令和5年9月末に延長したことに伴い、令和5年6月以降も業務を継続するため、新たに当該支援に係る業務を委託する。

なお、本委託事業についても、当初契約時の想定よりも、マイナポイント支援ブースに対する市民からの需要が高く、支援体制を強化することとしたため、仕様を変更するとともに変更契約を締結している。

## (2)監査の指摘

## 【指摘-2】成果物に関する市による適切な確認の実施について

令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)と令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託その2については、結果的に同じ業者が委託先となったため、成果物である業務報告書を比較しながら確認したところ、椅子やPCなどの配置体制の変更を行った区については、支援ブースの設置状況などの変更がわかるように適切な報告がなされていたが、体制の変更を行っていない各区については、同じ写真が使いまわされていることが分かった。

この場合、令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託(令和5年4月～令和5年5月実施)の業務実施時の写真が令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託その2

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

の業務実施期間(令和5年6月1日～10月31日まで)のものとして流用されていることから、令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託その2の業務実施時の体制を報告したものとしては適切ではないと考えられる。

また、令和5年度マイナポイントに関する支援業務委託その2の業務報告書の中には、従事者総数の記載が行われているが、業務実施期間の6月1日～10月31日と記載すべきところ、誤って4月1日～6月16日までと前回の委託に係る期間を記載してしまっている箇所があった。

今後同様の誤りがないうよう、市として業者に対する適切な指導を実施することと、提出された成果物の適切な確認の実施を徹底する必要がある。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-18】一者応札の解消について

市は、公募により広く入札情報が公開されること、また、企業規模・実績ベースでの入札条件設定により、「透明性」、「公平性」、「競争性」が担保されることから、契約の締結方法として、公募型指名競争入札を採用しているものの、令和3年度から継続して入札参加者が1者のみであり、参加者を増やすことが望ましい状況であった。

市は、市内に限定すると競争性が担保されないため、入札参加資格としての所在区分分を「市内」又は「準市内」で登録していることを要件としているが、横浜市の規模が大きいことや業務実施準備のための時間的な制約があること等を要因として、適切に公告しているものの当該業務委託契約を履行できる業者が少なかつたため、結果的に入札参加者が1者のみとなつたと考えている。

しかし、契約方式の原則は一般競争入札であることを踏まえ、競争性や業務の透明性、公正性を確保する観点から、たとえば、所在区分分の登録要件の変更など入札参加資格の見直しを行い、参加条件を緩和することで応札の機会を拡大することや、委託の範囲を一括りにするのではなく、多くの業者が参加しやすいように委託の範囲をエリア別にするなどの工夫を行うことで、入札参加者数を増やし、一者応札の解消に向け一層努められることが望まれる。

マイナポイントに関する支援業務委託自体は令和5年度で終了しているが、将来的にも各区役所でブースを設けて実施する類似事業がありうることから、今後類似のケースがある場合には入札参加者数を増やす施策を検討することが必要である。

## 4. 基幹システム運用管理業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	基幹システム運用管理業務委託		
所管部署	デジタル統括本部住民情報基盤課		
契約先	富士通Japan株式会社 神奈川支社		
令和5年度支出額(税込)	596,088 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	598,580	—
	契約額(B)	596,088	—
	B/A	99.58%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本業務の実施にあたっては、次の条件を満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基幹システムについて、全体の機能、構成及び運用方法を熟知していること。</li> <li>2 使用しているOSの仕様及び性能を熟知していること。</li> <li>3 区役所との通信及びネットワーク構成について熟知していること。</li> <li>4 障害時にシステム全体に与える影響を正確かつ迅速に把握し、確実な障害対応ができること。</li> </ol> <p>以上の点から、当事業を履行できるのは基幹システムの開発業者である富士通株式会社から業務承継された当該事業者しかありません。</p> <p>よって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により下記業者を随意契約の相手方として選定します。</p> <p>(令和5年1月17日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

住民情報基盤課では、住民記録、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、税務及び住民基本台帳ネットワークの基幹システム並びに情報共有基盤を運用しており、これらは市民生活に直接関係することから、基幹システム及びネットワークの安定的かつ効率的な運用を確保する必要がある。

本委託事業は、基幹システムの安定稼働並びに障害発生時の迅速な対応を行う。このた



## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

め、これらの知識及び技術を有する民間業者に当該業務を委託して、より効果的に業務の実施を図るものである。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-19】 部分完了届出書の記載について

本委託事業は部分払いとなっているため、業者が提出する「業務部分完了届出書」の提出を受けて市が契約の履行確認を行い、「物品役務部分検査調書」を作成する。検査の結果、問題がなければ支払が行われることとなる。

そのため、業者が提出する「業務部分完了届出書」と市の確認結果である「物品役務部分検査調書」に齟齬がないかどうかを確認した。

確認の結果、令和5年5月分の役務提供について、業者が作成した「業務部分完了届出書」の提出日付は令和5年5月31日と記載されていたが、市の確認結果である「物品役務部分検査調書」の部分完了届年月日は令和5年6月15日と記載されており、日付が整合していなかった。

市に確認したところ、実際に業者から市に「業務部分完了届出書」の提出がなされたのは令和5年6月15日であり、業者には提出日を記載するように促すことが望ましかったとのことであった。日付の誤りがある場合には、検査の段階で適時に修正を促すことができるよう、適切な確認を行う必要がある。

#### 【意見-20】 ベンダーロックイン回避のための対応について

本委託事業は、「1 者随契の場合の理由」に記載のとおり「当事業を履行できるのは基幹システムの開発業者から業務承継された当該事業者しかありません。」という理由をもって、単独随意契約となっている。市は、金額入り設計書作成のための参考見積書を入手するとともに、その工数の妥当性を確かめて積算を行っているが、結果的に予定価格とほぼ同額で契約が締結されている。こうした状況を考慮すると、本委託事業はいわゆるベンダーロックインに該当するものと考えられる。

#### 表 「政府情報システムに関する会計検査の結果について(令和3年5月会計検査院)より一部抜粋

ベンダーロックイン…整備を行った情報システムについて、特定の販売会社や情報システムの開発会社(ベンダー)の製品、サービス等に囲い込まれ、他社の参入が困難となる状況
---

確かにシステムの運用管理業務については、システムの開発業者が最も知見を有しているものと考えられるし、特に基幹システムについては、古くから継続的に改修が行われており、ソースコード等についても既存ベンダーしか把握していない可能性もあり、本委託事業について単独随意契約となるのはやむを得ないと考えられる。一方で価格の競争性が働かないことから運用管理に係る適正な金額が見えにくく、運用管理契約の金額が高止まりしている

可能性も否定できない。

一方、デジタル庁は令和 3 年に成立・施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を受け、令和 4 年 6 月 7 日付「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を地方公共団体と対話を行いながら進める。」としている。この基幹業務等システムの統一・標準化によって、下表のようにベンダーロックインの回避についても言及している。

**表 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」より一部抜粋**

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアや OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

市としても、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」などに従い、「住民情報系システムの標準化対応について」(令和 3 年 6 月 3 日)を公表している。現在国が示している、標準化に向けたスケジュールに定める期限内移行は困難な状況にあると考えられるが、ベンダーロックインをはじめとした様々な課題に対応するため、引き続き中長期的に基幹業務等システムの統一・標準化に向けて適切に対応することが望まれる。

## 5. 令和5年度メール受信・無害化システム保守業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度メール受信・無害化システム保守業務委託		
所管部署	デジタル統括本部 DX 基盤課		
契約先	富士電機ITソリューション株式会社		
令和5年度支出額(税込)	28,206 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	28,206	—
	契約額(B)	28,206	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本業務は、公募型指名競争入札により調達した本システムについて、保守契約を結ぶものです。</p> <p>本業務の履行にあたっては、本システムの専門知識を有し、更に本市向けに構築したシステムの構造・内容について熟知していることが必要です。このため、本システムの設計・構築及びカスタマイズを行った推薦業者以外が保守サポートを行うことはできません。</p> <p>これらの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び横浜市契約規則第27条第1項第1号に基づき、以下の推薦事業者を単独随意契約の相手方として選定します。</p> <p>(令和5年2月20日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

メール受信・無害化システムについて、安定した稼働及び障害発生時の早期の復旧、機能追加等のサポートを行うとともに、運用上必要な技術サポートを行うものとする。メール受信システム・メール無害化システムを構成するOSやソフトウェア、システム構成・設計を保守範囲とする。ライセンスについては市が別途調達するものとする。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

**(3) 監査の意見****【意見-21】「問い合わせ対応表」の適切な記録・更新について**

仕様書に記載されている納品物の中に業務報告書の一部として「問い合わせ対応表」が挙げられている。「問い合わせ対応表」を介しての市と業者のやり取りについては、仕様書で下表のように定めている。

**表 「仕様書」より一部抜粋**

7 業務内容	～省略～
(2) 問い合わせ対応	本市担当者からの問い合わせに対し、問い合わせ対応を行うこと。問い合わせ対応表を作成し、発生日、件名、質問種別、質問内容、期限、回答内容、ステータス、回答日等について管理すること。

提出された「問い合わせ対応表」を確認したところ、多くの項目はステータスが「完了」となり、市と業者の相互間で適切な対応がなされていたが、一部項目について質問内容と回答内容を確認したところ、業者からの完了報告が行われたにもかかわらず、ステータスの更新が行われずに調査中・対策実施中のステータスで止まっているものが散見された。

この適時の更新漏れの理由として、仕様書では「期限」についての管理が求められているが、「問い合わせ対応表」には市側の要望する期限の記載箇所がなく、いつまでに質問対応すべきかの期日が明らかとなっていないことも一因として考えられる。

したがって、仕様書に記されているとおり「問い合わせ対応表」に市が要望する「期限」の記載箇所を設けることも含め、市からの質問内容と業者の回答内容やステータスを適切に記録・更新する必要がある。

**【意見-22】ライフサイクルコスト高額化回避のための継続的な検討について**

本委託事業は、「1 者随契の場合の理由」に記載のとおり「推薦業者以外が保守サポートを行うことはできません。」という理由をもって、単独随意契約となっている。市は、金額入り設計書作成のための参考見積書を入手するとともに、その工数の妥当性を確かめて積算を行っているが、結果的に予定価格と同額で契約が締結されている。こうした状況を考慮すると、本委託事業はいわゆるベンダーロックインにより、ライフサイクルコストが高止まりする可能性がある案件に該当するものと考えられる。

確かにシステムの保守業務については、システムの構築業者が最も知見を有しているものと考えられるが、一方で価格の競争性が働かないことから保守に係る適正な金額が見えにくく、保守契約の金額が高止まりしている可能性も否定できない。また、調達額が安くても、保守管理費用が高く、結果的にライフサイクルコストが大きくなってしまっているケースもあり得る。

したがって、たとえば次回システムの更新時には、システムの調達から保守までのライフサイクルコストを考慮し、保守管理費用も含めた競争力のある調達手法を検討するなど、より適切な契約事務を執行するための施策を引き続き検討する必要がある。

## 6. クラウドサービス接続環境構築業務委託(その1)

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	クラウドサービス接続環境構築業務委託(その1)		
所管部署	デジタル統括本部 DX 基盤課		
契約先	株式会社インターネットイニシアティブ		
令和5年度支出額(税込)	91,228 千円		
契約の締結方法	一般競争入札(政府調達に関する協定対象契約)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	188,313	—
	契約額(B)	91,228	—
	B/A	48.44%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

令和4年12月に市は、横浜市行政情報ネットワーク(以下、「YCAN」という。)を総務省ガイドラインにおける「β´モデル」へ移行した。YCANの「β´モデル」への移行に伴い、市ではクラウドサービスを利用することで、BCP対策や誰もが働きやすい環境づくり、生産性の向上等につながる「場所を選ばず組織を超えて連携できるワークスタイル」の実現を目指すこととしている。

本委託事業では、上記の実現に資するMicrosoft365等クラウドサービスとの接続環境の設計・構築を行う。令和5年9月30日までにサービス利用を開始できる環境を提供すること、「クラウドサービス接続環境構築業務(その2)」の受託業者と連携し、円滑に業務を進めることなどが求められている。

### (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3)監査の意見

#### 【意見-23】文書分類の登録誤りについて

執行伺書及び契約締結伺書を確認したところ、執行伺に係る起案では文書分類が「情報通信基盤(大分類)＞契約関係書類(中分類)」として決裁されていたが、契約締結伺に係る起案では文書分類が「情報資産＞契約関連書類」となっていた。

市に確認したところ、「情報資産」はパソコンやソフトウェア等の物品・ライセンス資産管理業務に適用する分類のため、本件については「情報通信基盤」として文書分類を行うことが適切だったとのことであった。

中分類はいずれも契約関係書類であり、保存期間について影響する事案ではないが、行政文書を正しく分類することによって事務の効率性が担保されるのであるから、横浜市行政文書管理規則に従って適切に文書分類を入力する必要がある。

## 7. クラウドサービス接続環境構築業務委託(その2)

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	クラウドサービス接続環境構築業務委託(その2)		
所管部署	デジタル統括本部 DX 基盤課		
契約先	株式会社富士通エフサス 第二インフラビジネス統括本部		
令和5年度支出額(税込)	41,761 千円		
契約の締結方法	一般競争入札(政府調達に関する協定対象契約)		
契約期間	令和5年7月4日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	69,901	—
	契約額(B)	41,761	—
	B/A	59.74%	—
入札参加者数	2 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

市の庁内ネットワークは、昨年度より、業務端末・システム(マイナンバー利用事務系を除く。)をインターネット接続系に配置する、総務省ガイドラインにおける「βモデル」へ移行しており、クラウドサービスを利用することで、BCP 対策や誰もが働きやすい環境づくり、生産性の向上等につながる「場所を選ばず組織を超えて連携できるワークスタイル」の実現を目指すこととしている。

本市では、令和4年度の「Office365 等導入アセスメント及び概念実証(以下「PoC」)(※1)という。)実施業務委託」にて、導入アセスメント、PoC 環境構築及び PoC を実施している。

本委託事業ではその結果を踏まえ、令和5年度から運用を行うための Microsoft365(以下「M365」という。)に関する要件定義、設計および構築業務を実施する。

本委託で構築した環境の運用及びメンテナンス作業も本委託の実施範囲とする。

※1:Proof of Concept の略で、開発に先立って、新しい技術やアイデアなどの実現可能性を確かめるために行う実証実験のこと。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。



**(3) 監査の意見**

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知総財務第 14 号)において、総務省は各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請している。これに従い、市においても平成 28 年度決算より、統一的な基準による財務書類の作成・公表を行っている。

**表 横浜市 HP より一部抜粋**

官公庁の会計で不足が指摘されるストック情報とコスト情報への対応として、横浜市では企業会計的手法による財務書類による財政情報の提供を行っています。  
平成 20 年度決算からは総務省普通会計決算統計等をもとに財務書類を作成・公表してきましたが、27 年 1 月の国の要請を踏まえ、28 年度決算より、複式仕訳の視点の考慮、固定資産台帳の整備を前提に、また団体間の比較可能性にも資する、統一的な基準による財務書類を作成・公表することとしました。

全ての自治体は、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の財務 4 表や固定資産台帳を「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「公会計マニュアル」という。)に準拠して作成している。

従来の現金主義・単式簿記による現金の増減という一面のみに着目して会計処理を行うのではなく、企業会計同様に発生主義・複式簿記に基づき、支出についても経常的支出として単年度の費用となるのか、支出の効果が後年度にわたって持続する固定資産となるのかといった区分経理の考え方が重要となる。

固定資産台帳については、総務省は「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(以下「手引き」という。)を定め、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示している。

市では財政局が「固定資産台帳計上の手引き」(以下「市の手引き」という。)を定め、固定資産台帳の計上に関するより具体的な基準を示している。

**【意見-24】財務会計システムへの支出科目の登録誤りについて**

本委託事業に係る支出については、生産性の向上等につながる「場所を選ばず組織を超えて連携できるワークスタイル」の実現によって業務を効率的または効果的に遂行することができると考えられることから、市は将来の費用削減が確実であると認められる場合に該当するものとしてソフトウェア勘定で計上するために、支出額全額を支出科目「データ入力その他委託料(資産)」として財務会計システムへの登録を行っている。

本委託事業に係る仕様書の中を確認すると、下記のように設計・構築業務の完了後の Microsoft 社提供の各種サービスのエンドユーザーへの展開・教育資料作成などについての記載がある。

**表 仕様書より一部抜粋**

(8) エンドユーザーへの展開、資料の作成及び教育  
 ✓ Teams 及び Exchange Online をユーザーに展開するための方針を作成し、展開計画書としてまとめ、本市担当者の承認を得ること。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- ✓ エンドユーザーに **Teams** 及び **Exchange Online** を展開するにあたって、以下のような教育資料を、動画ファイル及び文書ファイルで作成し、提供すること。動画ファイルについては、合計 **60** 分程度を目安にし、研修等で活用できるものとする。なお、これらのファイルは市内の **CMS**、ファイルサーバーまたはメール等で掲載及び配布可能な権利・形式で提供すること。編集の可否は問わない。
  - 概要説明
  - 操作方法
  - 業務の効率化や働き方改革の推進に資する、日常業務における **M365** の利用シーンや活用法
- ✓ **Teams** で円滑な組織内コミュニケーションを図るため、組織内に展開できる利用ルールのひな型を提供すること。なお、永続的に編集及び組織内配布が可能な権利・形式で提供すること。

自治体が自ら使用するシステムについて、「手引き」では将来の費用削減が確実な場合に限ってソフトウェアとして資産計上することが記載されているものの、「手引き」にはトレーニング費用等の導入費用に関する記載が明記されていない。一方より詳細なルールを定めている「市の手引き」では、ソフトウェアの取得価額に含める範囲について次のように記載がある。

#### 表「市の手引き」より一部抜粋

##### (イ) 取得価額に含める範囲について

ソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び本市の仕様にあわせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、取得価額に算入します。

また、既存のシステムからのデータ移行・データのコンバート・職員研修に係る資料等に係る支出は費用として扱うため原則として取得価額に計上しません。

「市の手引き」を斟酌すると委託内訳書記載の「エンドユーザーへの展開、資料の作成及び教育」に係る費用については、ソフトウェアとして資産計上するのではなく、費用として処理するほうがより適切であったと考えられる。なお、教育資料などを長期的に使用することが確実に見込まれるのであれば、全額を発生した事業年度の費用とせず、長期前払費用として処理し、使用の見込期間に応じて費用処理を行うケースも考え得る。

したがって、本委託事業の支出額全額を支出科目「データ入力その他委託料(資産)」とするのではなく、契約書に添付されている委託内訳書記載の「8 エンドユーザーへの展開、資料の作成及び教育」相当額については、原則として「データ入力その他委託料(費用)」として財務会計システムに登録する必要があった。

#### 【意見-25】システム関係支出を資産計上と費用処理に区分するルール等の本部内共有について

本委託事業のようにシステムの構築に係る支出は、市の求める **DX** 化の加速を実現するために今後増加していく可能性が高い。こうした環境下ではシステム構築に係る支出について、公会計の求める企業会計的手法によって、ストック情報(資産計上)とコスト情報(費用処理)を明確に区分する重要性がより高まっている。

システム構築に係る資産計上と費用処理の区分について、「手引き」や「市の手引き」にルールが定められているが、市の様々なシステムの重要な部分を担うデジタル統括本部では、システム関係の支出が多額に及ぶことから、より適切な事務の執行が求められる。

したがって、まずは本部内で「市の手引き」のソフトウェアに係る記載の十分な周知を図り、設計書を作成する段階で資産計上部分と費用処理部分とを予め分けるなどの工夫や、区分を誤るリスクが高い、費用処理である研修・トレーニング費用などの項目を本部内で共有できるような仕組みを構築することが望ましい。

## 8. 庁内 Web 検索システム更新業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	庁内 Web 検索システム更新業務委託		
所管部署	デジタル統括本部 DX 基盤課		
契約先	インフォ・ラウンジ株式会社		
令和 5 年度支出額(税込)	2,783 千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和 6 年 2 月 16 日から令和 6 年 3 月 29 日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	7,975	—
	契約額(B)	2,783	—
	B/A	34.90%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第 1 類/第 2 類	第 2 類		
1 者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

市は、職員が庁内での情報発信・共有等を行うために、庁内ネットワーク上の内部サイトから必要な情報を検索してアクセスするため、内部サイトの全文検索機能を有するシステムを利用している。

本委託事業は、システムで利用しているサーバー OS のサポート終了に伴う更新と検索精度の向上を目的に、内部検索システムの更新等を行うものである。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見-26】落札率が低い場合の予定価格の積算と差異分析について

「財務事務の手引き・契約編」では金額入り設計書作成時の金額積算にあたって、落札率が低い場合については、次のように注意を喚起している。

##### 表「財務事務の手引き・契約編」より一部抜粋

<p>▶ 積算上の注意 ～省略～ ⑤ 事業者から徴した参考見積りの金額が、同時に徴した他の事業者の金額や過去の業</p>
--

務実績と比較して、2分の1に満たない金額であるなど、著しく異なる場合は、参考見積りの詳細な内訳書を徴して確認をしたり、著しく異なる参考見積りを除外して積算をしたりするなど、できるだけ適正になるように努めてください。

本委託事業については、落札率が34.9%と予定価格に対して低い契約額となっている。予定価格よりもかなり安価に契約することができたため経済性が発揮されたと考えられる一方で、外観的には委託内容の品質が担保されていないのではないかという可能性を否定できない。

予定価格と契約額に乖離がある場合には、委託先の業務実施内容・結果を正しく評価することはもちろん必要であるが、それに加えて予定価格と契約額の差異の原因を検証することや、次回契約時に参考見積書の徴収方法を工夫することなどを通じて、将来行う契約事務の執行に役立てることが望ましい。

具体的には、本委託事業についても外部委託によって定期的に更新を実施する可能性が高いと考えられるため、次回の契約時にはより適切な予定価格の設定を行うことが望まれる。たとえば「プロジェクト管理工数」の工数積算時に今回の業務実績を参考とすることや、予定価格に比して安価にもかかわらず問題なく業務を完了させた今回の落札業者からも必ず参考見積書を徴収するなど、より適正な契約事務執行のための工夫が望まれる。

## IV. 国際局

## 1. 令和5年度横浜国際協力センター管理運営業務委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜国際協力センター管理運営業務委託		
所管部署	国際局国際協力課		
契約先	公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)		
令和5年度支出額(税込)	39,580千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	39,581	—
	契約額(B)	39,580	—
	B/A	99.99%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>横浜国際協力センター(以下「センター」という。)は開設から30年以上経過しており、入居機関が支障なく活動できる状態を維持するには、施設の不具合等に迅速に対応する必要がある。また、入居機関との円滑な連絡調整を行うには、日常的に緊密なコミュニケーションをとることが求められる。そのため、本事業を実施する事業者はセンターに入居しているか、近隣に所在することが望ましい。また、センター及び入居機関の活動の情報発信を行うには、各機関の活動内容を熟知し、動向を把握していることが求められる。</p> <p>公益財団法人横浜市国際交流協会(以下「YOKE」という。)は、センターに入居しており、横浜の国際都市としての発展に向け、国際交流・国際協力の促進を図ることを目的に活動している法人である。また定款で、「横浜に拠点を置く国際機関等の支援」等を事業として行うとしていることから、本委託事業を適格に進めることができる唯一の組織である。加えて、YOKEは前身団体をあわせると、これまで開館以来30年以上にわたり、センターを管理運営し、当該業務における豊富な経験を有している。以上の理由から、当該事業者が本委託業務を履行できる唯一の事業者となり、同事業者と単独随意契約する。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

センターは、複合 MICE 施設である横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)の一部に設置されている。パシフィコ横浜は、センターのほか、会議センター、地下駐車場、展示ホール、国立大ホール、ホテルが合築された施設である。

本委託事業は、センターの運営、設備更新、応接室、Y-PORT センター公民連携オフィス(以下「公民連携オフィス」という。)の管理を行うことを主な業務としている。

横浜国際協力センター管理運営業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)で定めている本委託事業の業務は次表のとおりである。

**表 横浜国際協力センター管理運営業務の業務内容**

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 横浜国際協力センター運営</li> <li>(2) 設備更新</li> <li>(3) アスベスト浮遊量調査</li> <li>(4) 応接室管理(共用部含む)</li> <li>(5) Y-PORT センター公民連携オフィス管理(共用部含む)</li> </ul>
--

特記仕様書で定めている市が YOKE に管理を委託している施設は次表のとおりである。

**表 管理を委託する施設の概要**

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置 会議センター・ホテル棟内の 5 階及び 6 階部分</li> <li>(2) 概要 専用部分: 応接室、Y-PORT センター公民連携オフィス(横浜市使用部分) 共用部分: 共用スペース(トイレ、廊下、エレベーター、機械室、倉庫等)、その他構造躯体に関する部分</li> </ul>
---

Y-PORT センターは、平成 27 年に発足した公民連携による国際技術協力(Y-PORT 事業)を実施するプラットフォームである。多様な関係者と連携しながら、新たな事業スキームを確立し、新興国の都市課題の解決と、市内企業のビジネス機会の創出を目指しており、平成 29 年に、公民連携による共同オフィス(公民連携オフィス)を設置している。

Y-PORT 事業は、横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力である。アジアをはじめとした新興国では、急速な都市化の進展に伴う人口増加と無秩序な市街地の拡大や、都市インフラや住宅整備の遅れに伴う生活環境や自然環境の悪化といった都市問題が発生している。これらの課題に対して、これまでに市が培ってきた都市づくりのノウハウと市内企業の有する環境技術などを活用し、連携を進めることで国際技術協力を推進するものである。これにより国際都市横浜のブランド価値を高めるとともに、市内企業の海外展開の推進を目指している。

## ③ 横浜国際協力センター

センターの施設運営に関して必要な事項を定めている横浜国際協力センター運営要綱(以下「運営要綱」という。)では、地球規模の課題解決に取り組む国際機関等の誘致を行い、その活動を支援するとともに、市の国際協力事業を推進することをセンターの目的と定めている。

運営要綱ではセンターの施設概要、入居対象及び用途区分を次表のとおり定めている。



表 センターの施設概要と用途区分

項目	内容	
施設概要	(1)所在地	横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号 パシフィコ横浜内の横浜市専有部分(5階及び6階の一部)及び付随する共用部分
	(2)延床面積	8,142.34 m <sup>2</sup>
	(3)管理運営方法	市から管理運営団体への管理委託等による運営
入居対象	(1)国際機関	
	(2)横浜市の国際化に貢献する団体	
	(3)横浜市の国際協力推進に貢献する団体	
	(4)市長が特に認める団体等	
用途区分	(1)国際機関入居スペース	
	(2)団体等入居スペース	
	(3)国際協力事業推進スペース	ア Y-PORT センター公民連携オフィス イ その他本市の施策のための使用スペース
	(4)管理運営団体スペース	
	(5)共用スペース	

国際機関等の入居スペース、共用会議室及びそれらに伴う共用スペース等は、市が YOKE に貸し付け、YOKE が当該部分を管理している。

本委託事業は、市が YOKE に貸し付けていない応接室、公民連携オフィス等の管理業務を委託するものである。

#### ④ 入居機関について

市が YOKE に貸し付けている部分は専有部分と共用部分(共有スペース)に区分されている。専有部分は入居機関へ貸し付けられているほか、一部が共用会議室等として使用されている。

センターの入居機関の概要は次表のとおりである。

表 入居機関とその概要(令和6年3月末日現在)

機関名	概要
国際熱帯木材機関(ITTO)	昭和61年に横浜に本部が設立された、熱帯林資源の保全と持続可能な経営、利用、そして持続的かつ合法的に管理された熱帯木材資源の貿易拡大と多角化を促進している政府間組織。
国際連合世界食糧計画 日本事務所(WFP)	飢餓のない世界を目指し最前線で活動する国連機関の日本事務所。イタリア・ローマの国連世界食糧計画本部と日本政府との連絡・調整業務、企業や各種団体・NGOとの協力関係の推進、および広報活動を行っている。
国際連合食糧農業機関 駐日連絡事務所(FAO)	世界の農林水産業の発展と農村開発に取り組む国連専門機関の駐日連絡事務所。日本政府との連絡調整を行うほ

機関名	概要
	か、世界の食料安全保障や栄養改善、飢餓・貧困撲滅などの問題について、より理解を深められるよう広報活動を行っている。
国際農業開発基金(IFAD) 日本連絡事務所	1977年設立の国連専門機関。主にアフリカ、アジア等の開発途上国に対し、融資や無償資金供与を通して、持続可能な農業開発を促進・支援している。
アメリカ・カナダ大学連合 日本研究センター(IUC)	主に北米の大学生・大学院生などを対象に、中・上級日本語の集中教育を行う日本語教育・研究機関。卒業生は、日本関係のあらゆる分野で、研究者や政府関係者あるいは実業家として活躍している。
シティネット横浜プロジェクト オフィス(CYO)	アジア太平洋地域の都市問題の改善・解決を目指す非営利の国際組織。アジア太平洋地域の都市が直面する都市問題にソリューションを提供している。
YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA)	海外インフラビジネスの拡大を図るとともに、都市課題の解決に貢献するため、平成29年7月に市内企業が中心となって設立された一般社団法人。Y-PORT事業に関する地域再生計画における地域再生推進法人として活動している。
横浜市国際交流協会 (YOKE)	横浜の国際都市としての発展に寄与することを目的として、多文化共生のまちづくりや国際協力・交流活動を推進する事業を行っている。

### ⑤ 入居機関への貸付料について

運営要綱では入居機関への貸付料について次のように定めている。

<p>(貸付料)</p> <p>第6条 センターの管理運営団体への貸付料は、財産の交換・譲渡・貸付等に関する条例及び横浜市公有財産規則に基づき、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)管理運営団体が、自ら使用する場合、第4条第1号に定める国際機関に転貸する場合及び本市との協定等において無償貸与を約束している場合については、無償とすることができる。</p> <p>(2)管理運営団体が、団体等に転貸する場合については、原則有償とする。</p>
---

運営要綱第6条で言及されている財産の交換・譲渡・貸付等に関する条例第4条第1号の規定は次のとおりである。

<p>第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用、公共用または公益事業の用に供するとき。</p>
---

上記の定めにより入居機関の貸付料は、YUSAは有償、YUSA以外は無償となっている。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

##### ⑥ 公有財産使用貸借契約について

市はYOKEと令和4年4月1日に公有財産の使用貸借契約(以下「使用貸借契約」という。)を締結している。

使用貸借契約書第2条により市は、財産の交換・譲渡・貸付等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、次表の物件を無償(減額)にて貸し付けるとしている。

表 使用貸借契約による貸付物件

住所	区分	数量
横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号 横浜国際協力センター	建物	3,578.21 m <sup>2</sup> (専有) 2,673.11 m <sup>2</sup> (廊下、給湯室等共用)

##### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

##### (3) 監査の意見

###### 【意見-27】 国際機関連絡会の活動内容の不開示について

本委託事業には横浜国際協力センター運営業務(以下「センター運営業務」という。)が含まれている。委託契約書の別紙1「委託業務詳細」では、センター運営業務の内容を次のように定めている。

- (1) 横浜国際協力センター運営にかかる入居機関との連絡・調整
- (2) 国際機関連絡会の開催(内容等については別紙2のとおり)
- (3) SNS等を活用した横浜国際協力センター及びセンター入居機関の活動の情報発信
- (4) 応接室の使用に係る連絡・調整業務
  - ア 応接室の鍵の管理及び貸出、返却に係る業務
  - イ 別途甲が定める様式による予約管理
  - ウ 別途甲が定める様式による使用実績の記録
- (5) 甲による長寿命化対策工事等の円滑な実施への協力
- (6) 委託対象床への適切な資格を持った防火・防災管理者の選任

上記(2)国際機関連絡会について、委託契約書の別紙2「国際機関連絡会について」では、年6回会議を開催し、議題は次のとおりとされている。

- ア 参加機関・団体の活動に関する事項(計画及び報告)
- イ 参加機関・団体からの連絡事項(依頼事項等)
- ウ センターの管理に関する事項(工事、点検、休館日等)
- エ その他参加機関・団体の間で共有すべき事項

令和6年4月30日付で受託者が市に提出している「令和5年度横浜国際協力センター管理業務委託料の精算及び実績報告について」(以下「実績報告」という。)における国際機関連絡会に関する記載は次のとおりである。

(ア)「国際機関連絡会」

開催時期:5月、7月、9月、11月、2024年1月、3月の第2水曜日

参加者数:延べ80人

国際機関連絡会の記載のみで、具体的な開催日は記載されておらず、各会議でどのような話し合いが行われたかの記載もない。

YOKE のホームページから確認できる YOKE の「2023 年度事業報告書・決算書」(以下「事業報告書」という。)においても国際連絡協議会に関する記載は上記と同一である。

市においては、国際機関連絡会の開催状況について、実績報告及び実績報告書で詳述するよう YOKE に要請する必要がある。

### 【意見-28】入居機関との使用貸借契約締結による関係の明確化について

センターの入居機関について、YOKE と使用貸借契約が締結されているかを確認したところ、次表のような状況であった。

表 入居機関との契約関係

機関名	概要
国際熱帯木材機関 (ITTO)	YOKE との使用貸借契約はなく、市と取り交わしている文書もない。
国際連合世界食糧計画 日本事務所 (WFP)	市と協定書を締結しているが、YOKE とは使用貸借契約を締結していない。
国際連合食糧農業機関 駐日連絡事務所 (FAO)	市とは覚書を交わしているが、YOKE とは使用貸借契約を締結していない。
国際農業開発基金(IFAD) 日本連絡事務所	市とは覚書を交わしているが、YOKE とは使用貸借契約を締結していない。
アメリカ・カナダ大学連合 日本研究センター (IUC)	市と協定書を締結しており、YOKE との間では使用貸借契約を締結している。
シティネット横浜プロジェクト オフィス (CYO)	市と規約を締結しており、YOKE との間では使用貸借契約を締結している。
YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA)	市と協定書を締結しており、市が貸付人となって YOKE との間で公有財産賃貸借契約を締結している。
横浜市国際交流協会 (YOKE)	市の方針決裁に基づき、市が貸付人となって公有財産賃貸借契約を締結している。

IUC 及び CYO は YOKE と使用貸借契約を締結しているが、WFP、FAO、IFAD は、市との協定書、覚書はあるが、YOKE とは使用貸借契約は締結していない。ITTO は、昭和 63 年 4 月 27 日に国会承認、昭和 63 年 5 月 27 日に効力発生とされている日本国政府と ITTO との間の協定と、昭和 62 年 11 月 27 日付の横浜市長から外務大臣に発出された文書はあるが、市と ITTO、もしくは YOKE と ITTO の間ではセンターの使用貸借に関する文書は取り交わしていない。

YUSA については、「(1)⑥公有財産使用貸借契約について」に記載している使用貸借

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

契約とは別に、市は YOKE と公有財産賃貸借契約を締結しており、YOKE と YUSA との間でも公有財産賃貸借契約が締結されている。

本委託事業で受託者は、「**【意見－27】国際機関連絡会の活動内容の不開示について**」で言及した国際機関連絡会の開催のほか、入居機関との連絡・調整、SNS 等を活用した入居機関の活動の情報発信を行うとされている。YOKE と入居機関は無関係とはいえ、YOKE と入居機関との間で使用貸借契約を締結して関係を明確にしておく必要がある。

市においては、YOKE と使用貸借契約を締結していない入居機関について、契約の締結につながるよう対応を図る必要がある。

## 2. 令和5年度公民連携による脱炭素ドミノを通じた横浜型脱炭素エコシステムの形成に向けた業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度公民連携による脱炭素ドミノを通じた横浜型脱炭素エコシステムの形成に向けた業務委託		
所管部署	国際局国際協力課		
契約先	一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA)		
令和5年度支出額(税込)	26,962 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年7月11日から令和6年3月22日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	26,995	—
	契約額(Ⓑ)	26,962	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.88%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>～ の条件を全て満たす事業者は YUSA のみであることから、同事業者と単独随意契約する。</p> <p>横浜市内を拠点として活動する組織体制を有していること、また、海外都市からの脱炭素化にかかる協力要請が廃棄物やエネルギー、都市開発など事業分野が広範にわたる中で多くの市内企業が裨益できるよう、脱炭素化に関する様々な分野の市内企業との連絡体制を有していること、さらに、市の Y-PORT 事業のパートナー都市からの脱炭素ビジネス情報の収集やビジネスマッチング後の現地での継続的な支援を行うための海外拠点を有していることが求められる。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、公民連携による国際技術協力(Y-PORT 事業)において、(1)海外拠点による市内企業等の事業化支援、(2)専門人材による市内企業の事業化支援、(3)GX ビジネス交流会等による市内企業等のビジネスマッチング支援の3つの取組を柱としている。これらの取組により、海外脱炭素市場へのビジネス展開を目指す市内企業の海外での脱炭素ビジネス化につなげ、持続可能な横浜型の脱炭素エコシステムを形成することを目的としている。

「1. 令和5年度横浜国際協力センター管理運営業務委託」に記載した横浜国際協力セン



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

ターの入居機関の一つである一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE(以下「YUSA」という。)と1者随意契約により契約を締結している。

委託仕様書で定めている本委託事業の業務は次表のとおりである。

**表 令和5年度公民連携による脱炭素ドミノを通じた横浜型脱炭素エコシステムの形成に向けた業務委託の業務内容**

(1)海外拠点による市内企業等の事業化支援	
(ア)	現地の脱炭素市場に関連する公共・民間ニーズを収集し、(2)に掲げる専門人材と情報共有を行う。
(イ)	現地の民間団体や商工会などとのネットワークの開拓・強化・拡大に努め、脱炭素を中心に市内企業の技術や横浜市の事例の広報を行い、結果を報告書にまとめる。
(ウ)	市内企業と現地企業とのマッチング活動を経常的に行い、フォローアップを継続する。なお、(3)イで定めるGXビジネス交流会をマッチング機会の一つとして連携する。
(エ)	次年度の海外拠点の展開先を提案する。
(2)専門人材による市内企業の事業化支援	
(ア)	海外拠点から収集する情報のうち、特に脱炭素化にかかると見られる案件情報(ニーズ)を収集・データ化する。併せて、市内企業の技術(シーズ)を収集・データ化する。
(イ)	収集した情報をもとに、企業訪問などを通して、Y-PORT 事業への新規参画企業を掘り起こす。
(ウ)	製品・技術を有するが市場参入に課題のある企業への海外都市・企業への売り込み方などのアドバイスを通して、海外ビジネス受注を支援する。
(エ)	事業化見込みの高い案件を特定し、海外拠点とも連携しながら、当該市内企業に対し伴走支援する。なお、優先度の高い海外都市やクライアント候補の提案にあたっては、専門人材自らが渡航すること。
(オ)	個別製品の導入による温室効果ガスの排出削減効果を概算又は整理する。対象製品は、専門人材の活動の中で特定すること。併せて、次年度以降の水平展開を見据え、施設・工業団地を想定したロードマップと相手先を検討するとともに、フィリピン、ベトナム、タイを対象に、温室効果ガス削減算定のための基礎情報を収集・整理・分析する。
(カ)	次年度以降の効果的な人材活用に向けて JICA や開発コンサルタント等との意見交換を通じて、専門人材の拡充方策を策定する。
(3)GXビジネス交流会等による市内企業等のビジネスマッチング支援	
(ア)	横浜関連企業と海外事業者間によるGXビジネス交流会を実施する。
(イ)	市内大学学生の人材育成や学生に市内企業の魅力を知ってもらうという観点から、ビジネス交流会の中で、市内企業と学生との間でシナジーが生まれるような形で、学生に積極的に参加してもらえらる仕組みを企画し実施する。
(ウ)	ビジネス交流会の前後において、ビジネス交流会の周知やフォローアップも含め、市内企業による国等の公的支援制度の活用を促すためのセミナーや事例共有のためのワークショップ等を通年に渡って開催する(年3回程度)。
(4)持続可能なエコシステム形成に向けた検討	
(ア)	Y-PORT 事業への市内企業の参画促進方法の立案
(イ)	海外ビジネスの受注に至った市内企業からの成功報酬等の事業化支援のマネタイズ手



法の検討
(ウ)ビジネス交流会の協賛金や出展料制度の立案
(エ)KPIを用いた事業評価と次年度計画の策定

### ③ YUSA について

YUSA は、横浜市内を活動拠点にした、海外へのインフラビジネス展開を目指す市内企業を中心に 30 社以上の会員企業によって構成された団体である。また、同団体は、廃棄物やエネルギー、都市開発などの専門分野を対象にして企業同士が事業形成に取り組む専門部会を複数持ち、脱炭素分野を含む幅広い分野にわたり市内企業とのネットワークを有している。併せて、タイ・バンコク、フィリピン・セブ、ベトナム・ダナンに海外連携事務所を設置している。また、YUSA は、地域再生計画(「海外脱炭素ドミノ推進による横浜型脱炭素エコシステム創出事業」)に基づく地域再生推進法人 に、公募により指定された唯一の団体である。

( )地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、一般社団法人やNPO 法人からの申請により、地方公共団体が団体を地域再生推進法人として指定することができる。地域再生推進法人は、地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加すること等ができ、地域再生事業の担い手としての公的位置づけが付与される。

### ④ Y-PORT 事業における海外脱炭素ビジネスの推進について

市は、公民連携による国際技術協力「Y-PORT 事業」を進めており、市が培ってきた都市づくりのノウハウと市内企業が有する環境技術等を活用し、新興国等の都市課題解決と市内企業の海外展開支援を行っている。

本委託事業は、「Y-PORT 事業」の一環として国からの交付金を受領して実施されている。令和 5 年度から令和 7 年度の 3 か年度にわたる「地域再生計画」を作成し、国交付金事業の採択を受けている。また、YUSA を同計画の「地域再生推進法人」に指定して、市内企業の海外脱炭素ビジネスの推進を通じて、海外都市の脱炭素化への貢献と市内経済の活性化に取り組むとしている。

表 認定を受けた地域再生計画の概要

項目	内容
計画の名称	海外脱炭素ドミノ推進による横浜型脱炭素エコシステム創出事業
計画の目的	公民連携で海外都市の脱炭素ドミノを推進し、市内企業等の海外での脱炭素ビジネス形成を通じ、市内経済活性化を目指す
計画期間	令和 5 年度から令和 7 年度まで(3 年間)
内容	次の 3 つの取組を並行して進め、市内企業の海外事業の形成を支援する。 海外連携都市等におけるビジネス情報の収集 Y-PORT センターでの脱炭素(GX)分野の事業化支援 アジア・スマートシティ会議等におけるビジネスマッチング支援
国の財政支援	内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金事業(地方創生推進タイプ)」に採択されている(交付対象事業費:1 億円(3 年間)。うち国費 1/2)。

(国際・経済・港湾委員会資料(令和 5 年 5 月 29 日)より監査人作成)

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### ⑤ KPIを用いた事業評価と次年度の計画の策定について

委託仕様書では、事業完了時において、令和5年度から7年度までのY-PORT事業の地域再生計画に定められた目標に対する達成状況について分析し、翌年度の重点分野や地域等の計画を立案するとされている。

仕様書で定めている数値目標(KPI)は次表のとおりである。

表 数値目標

数値目標	目標値			実績
	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度
脱炭素専門人材を通じた事業化件数(件)	3	4	5	3
海外連携拠点を通じたビジネスマッチング件数(件)	10	20	30	22
脱炭素コンベンションの参加者数(人)	50	100	150	102
次世代国際人材育成に向けた市内大学学生の参加者数(人)	20	30	50	25

(地域振興計画・市提供資料より監査人作成)

上記の数値目標は、市が国に申請し承認された地域再生計画に基づいており、目標値の設定において受託者は関わっていないが、この目標値を達成するために市は、受託者と定期的に進捗会議を開催している。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-29】脱炭素専門人材を通じた事業化について

「(1)⑤ KPIを用いた事業評価と次年度の計画の策定について」に記載したとおり、本委託事業には4つの数値目標が設定されている。その一つである脱炭素専門人材を通じた事業化について、令和5年度は3件の目標を設定しており、実績も3件であった。

令和5年度の事業化の実績3件はいずれもベトナムの実績である。

セブ連携事務所は、令和6年10月時点まで商談成立に至った事例はなく、令和5年度の活動のフォローアップを継続している状況とのことである。

バンコク連携事務所も、令和6年10月時点では商談成立に至った事例はないとのことである。脱炭素専門人材を通じた事業化件数の目標値は、令和6年度4件、令和7年度5件とされているが、セブ連携事務所とバンコク連携事務所で実績を上げることができるかがポイントの一つと考える。

市においては、引き続き進捗状況を把握していく必要がある。

**【意見－30】市外企業への対応について**

本委託事業の KPI としている事業化件数については、市内企業(または市内企業を含む企業グループ)による事業化のみを捕捉して事業成果をモニタリングしている。

受託者が市に提出している業務委託報告書によると、Y-PORT 事業への新規参画を促している企業のなかに所在地が横浜市外の企業が見受けられるが、市外企業への対応は次のとおりとのことである。

海外都市の課題は複雑で多様なため、特に市内の中小企業単独では現地ニーズや課題に応じたソリューション(解決策)を提供することが難しいケースに多々直面しています。そこで、当事業では市内企業との連携を前提にした市外企業の事業提案を呼び込むため、ビジネスマッチングや勉強会には市外企業にも参加を呼び掛けています。

市内の中小企業単独では難しいケースもあり、市外企業の参加を促すことも必要と思われるが、市の事業として行っている以上、市においては、市内企業と市外企業のバランスに留意して事業が進められているかについて、留意していく必要がある。

**【意見－31】伴走支援について**

本委託事業では、「事業化見込みの高い案件を特定し海外拠点とも連携しながら、専門人材による渡航も含めて当該市内企業に対し伴走支援」を行うとされている。業務委託報告書によると令和 5 年度は 3 件の伴走支援を行っている。また、令和 6 年度は 10 社以上の伴走支援を目標としているとのことである。

伴走支援について、専門人材に要する費用は委託事業の事業予算を充てており、コンサルティング料などは関連企業から受領しておらず、専門人材の渡航費用なども受領していない。YUSA と関連企業の間では金銭的なやり取りは発生せず、契約書等の取り交わしも行っていない。

伴走支援については、案件により状況が異なり、支援の内容も様々で業務量や実施期間をあらかじめ予測することが難しく、かつ、必ずしも成果に結びつくとは限らない。そのため、どこまで実施するか、いつまで実施するかなどの見極めが重要である。その意味で、地方公共団体が委託する事業としては特殊な面がある。

伴走支援について市は、市が行う委託事業としては特殊な面があることに留意しておく必要がある。

**【意見－32】市内大学学生への取組について**

本委託事業では、「ビジネス交流会の中で、学生に積極的に参加してもらえる仕組みを企画し実施する。」とされている。このことについては、地域再生計画において新たな担い手となる次世代の人材育成を目的の一つに掲げていることによるものであり、数値目標の一つとして、市内大学の学生参加者数を設定している。

令和 5 年度は横浜市立大学の学生のみを対象としていたが、令和 6 年度は横浜市国際学生会館に寄宿している市内大学への留学生を対象を拡大している。

市においては、市内の私立大学等への取組などについても受託者と対応を検討していくことが望ましい。

##### 【意見一33】令和8年度以降に向けての対応について

本委託事業は国の財政支援を受けているが、交付対象事業の経費総額は100,000千円、国の補助割合は1/2、事業実施期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっている。

国の財政支援は令和7年度までとされているが、令和8年度以降の事業のあり方については現時点から検討を行って方向性を明確化していくことが望ましい。

たとえば、業務委託報告書では、専門人材による市内企業の事業化支援として、製品・技術を有するが市場参入に課題のある企業への海外都市・企業への営業アドバイスを通した海外ビジネス支援の実績が示されている。このような業務に従事している専門人材を、令和8年度以降、どのように活用していくかなどは早い時期に明確化しておくことが望ましい。

令和8年度以降も事業を継続するのであれば、その財源をどのように確保するかが大きな課題である。財源の確保については、YUSAの自己収入の拡大が必須であり、そのことについて市がどのようなサポートが可能かを検討することも重要である。

業務委託報告書では、ビジネス交流会の協賛金や出展料の導入に言及している。協賛金については、本委託事業の枠外の取組ではあるが、2024年度のアジア・スマートシティ会議において協賛企業を初めて募り、複数企業からの協賛金を事業歳入とすることができたとのことである。また、出展料の導入については、令和7年度の実施検討項目とのことである。さらに、伴走支援についても、令和8年度以降は、地域再生推進法人が会費徴収等によって事業の必要経費を確保していくことも想定しているとのことである。

市においては、本委託事業を令和8年度以降も継続することを前提とするのであれば、YUSAにおける自己収入の拡大を含め、事業の継続に向けた取組を早いタイミングで進めていくことが望ましい。

### 3. 令和5年度Y—PORTセンター公民連携オフィスGALERIOを活用したY—PORT 事業の推進業務委託

#### (1)概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度Y—PORTセンター公民連携オフィスGALERIOを活用したY—PORT事業の推進業務委託		
所管部署	国際局国際協力課		
契約先	日本工営株式会社 神奈川事務所		
令和5年度支出額(税込)	14,993千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年7月21日から令和6年3月22日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	14,993	—
	契約額(Ⓑ)	14,993	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

本委託事業は、市内企業の海外インフラビジネス展開促進に向けて、Y—PORTセンター公民連携オフィスGALERIOでの活動や持続可能な都市づくりの実現に向けた知見を共有する国際会議「アジア・スマートシティ会議(以下「ASCC」という。)」の開催等を通じて、市が持つ都市づくりの実績や市内企業が有する優れた技術に関する海外への情報発信を行うとともに、海外の最新のインフラビジネス情報を市内企業等に提供することを目的とするものである。

#### (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3)監査の意見

##### 【意見—34】土木設計業務等積算基準の適用の是非について

市は、国土交通省が公表している土木設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)をベースとして本委託事業の設計価格を次のように積算している。

第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 令和5年度Y—PORTセンター公民連携オフィスGALERIOの設計価格

名称・形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
1 直接人件費					
(1)Y-PORT 事業への市内企業及び海外関係者等の参画促進	1	式	1,595,800	1,595,800	
(2)アジア・スマートシティ会議の企画及び開催補助	1	式	2,100,700	2,100,700	
(3)アジア・スマートシティ会議参加都市・企業の脱炭素ニーズ収集	1	式	968,200	968,200	
(4)報告書の作成	1	式	352,100	352,100	
(5)打合せ協議	1	式	121,800	121,800	
2 直接経費	1	式	954,000	954,000	
3 間接原価	1	式	2,767,136	2,767,136	直接人件費×0.35÷(1-0.35)
4 一般管理費	1	式	4,770,967	4,770,967	(直接人件費+直接経費+間接原価)×0.35÷(1-0.35)
合計				13,630,703	
消費税及び地方消費税相当額				1,363,070	
委託代金額				14,993,773	

(設計書より)

市は参考見積書を入手しており、参考見積書に基づき直接人件費と直接経費を積算している。この直接人件費に積算基準で用いられている比率(0.35/(1-0.35)=53.85%)を乗じて間接原価を算出し、直接人件費、直接経費及び間接原価の合計額に再び53.85%を乗じて一般管理費を算出している。

積算基準は土木事業に係る設計業務等に適用するとされているが、本委託事業は土木事業に係る設計業務とは言い難く、積算基準の考え方をあてはめてよいのかが不明確である。

本委託事業は、設計価格における直接経費、間接原価、一般管理費等について、費目とその発生額をどのように見込んでいるのかが明確となっていない。そのため、積算基準で定められている比率を適用することが合理的なのかが判断できない状態となっている。

市においては、設計価格の積算に積算基準を用いることに合理性があることを明確にしておく必要がある。



## 4. 令和5年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託		
所管部署	国際局政策総務課		
契約先	公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)		
令和5年度支出額(税込)	39,786千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	40,000	—
	契約額(B)	40,000	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	～ の条件を全て満たす事業者は YOKE のみであることから、同事業者と単独随意契約する。 単に日本語教育や地域人材育成に精通しているだけでは不十分であり、横浜市における多文化共生社会実現に向けた地域の課題や現状及び本市施策に精通していること、地域日本語教室等とのネットワークを既に有していること、また日本語教育に関するノウハウを有することの全てを満たすこと。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、市が設置している「よこはま日本語学習支援センター」(以下「YNC」という。)の運営を通じて、市域における地域日本語教育の推進のための基盤を整備することを目的とするものである。

YNC は、本委託事業における地域日本語教育の総合的な体制づくりを進める基盤の整備を行う役割のほかに、多言語相談・情報提供窓口である横浜市多文化共生総合相談センターと連携し、相談に応じるなど情報提供を行う役割を担っている。

表 令和5年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託について

(1)横浜×日本語×多文化共生	横浜の地域特性を踏まえた日本語学習支援を通じ、多文化共生のまちづくりを推進する。
(2)地域日本語教育の体制づくり	地域日本語教室、国際交流ラウンジ、学校、公的機関、教育機関、企業など、外国人



## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

	住民が生活を送る中でつながる機会のある関係機関・組織が連携し、日本語学習の環境整備を促進する。
(3)日本語学習支援	横浜市多文化共生総合相談センターと連携し、日本語学習に関する相談対応・情報提供を行う。また、日本語教室等への支援や効果的な日本語教育事業を企画・実施する。

業務仕様書で定めている本委託事業の業務内容は次表のとおりである。

### ③ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について

本委託事業は、文化庁の文化芸術振興費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)の交付を受けて実施されている。

この補助金は、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的としている。

このように本委託事業は、留学生等に対し、進学や就職等を目的とした日本語教育を実施する事業とは目的や対象者が異なっている。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-35】事業内容について

受託者が市に提出している実施報告書より、本委託事業について市は、次の事項について受託者と対応を検討していくことが望まれる。

#### 1) 他部門との連携

市職員または市内公共施設等のスタッフで、多文化共生業務を進めようとしている方を対象とした多文化共生セミナー「2022 年度地域日本語教育推進モデル地域活動報告会」を実施している。受講者は、市職員(監査事務局、道路局、区役所)、学校(小学校、高校)、国際交流ラウンジ、保育園、地域子育て支援拠点、地域ケアプラザ等に勤める公共施設等のスタッフとのことである。

本委託事業は、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられることを目的としており、福祉や教育、市民活動を担う部門との連携や協力、適時の情報交換などが必要と思われる。本委託事業の目的や意義などを他部門と共有できるか、そのためにはどのような試みが有効かに留意していく必要がある。

## 2) 事業の集約化・集中化

本委託事業の目的は、市域における地域日本語教育の推進のための基盤を整備することで、受託者は、市域におけるハブとなり、区域の取組を後方支援・全体を底上げしていく役割を担うとされている。

受託者は、企業従業員向け日本語教室など外国人を対象とした研修や、日本語教室運営者等向けの研修など日本語学習の支援を行うとする者への研修などを実施しているが、事業の目的を踏まえ、受託者が直接行っている研修は事業の集約化・集中化することにより見直しを図っていく必要がある。

このことについては、令和5年度契約において事業の整理を行い、令和5年度で終了した事業が複数あるとのことである。また、令和6年度に実態調査を実施しており、その結果に基づき、必要な事業を整理していくとのことである。

市においては、引き続き業務内容の見直しを進めていく必要がある。

## 3) 情報冊子「にほんごコミュニケーション」について

本委託事業では、日本語学習に役立つ情報をまとめた情報冊子「にほんごコミュニケーション」を年3回3,000部発行している。主な送付先は、区役所各課(戸籍課、地域振興課、区政推進課)、市内の公共施設(図書館、国際交流ラウンジ、区民活動支援センター、地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点)、日本語教育機関、留学生の在籍学校、業界団体、社会福祉協議会、ハローワーク等である。

これらの施設に配布することも有意義と思われるが、商店やスーパーマーケットなど、日本語学習を必要とする市民が普段の生活で頻繁に利用する箇所への配布を検討することが望ましい。

## 4) 「よこはま日本語学習支援センターのホームページの運営」

本委託事業で実施している「よこはま日本語学習支援センターのホームページの運営」について、現在は日本語と英語で運営されているが、英語以外の外国語への対応を検討することが望ましい。

## 5) 「YOKE にほんご相談室」

「YOKE にほんご相談室」としてセンター5Fで相談対応を行っている。令和5年度の相談件数は162件で、主な相談内容は次のとおりである。

- ア 日本語学習支援希望(日本語教師の求人・ボランティア希望・講座情報)
- イ 日本語学習希望者からの教室紹介希望
- ウ 研修講座企画
- エ 研修講師の紹介依頼

ア、イについては、各区に設置されている国際交流ラウンジや地域振興課で、把握している範囲での情報提供を行っているが、ウ、エは「YOKE にほんご相談室」以外に相談窓口がない状況となっている。

センターは市内各所からの交通の便が良い場所とは言い難い。相談体制について見直す余地がないか検討することが望ましい。

## 5. 小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託		
所管部署	国際局政策総務課		
契約先	公益財団法人横浜市国際交流協会 (YOKE)		
令和5年度支出額(税込)	3,960千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月17日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	3,960	—
	契約額(B)	3,960	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業の実施にあたっては、センターに入居する全ての国際機関について、精通しており、その役割や取組を対外的に正しく説明ができ、また、講座での生徒からの質問に対しても、端的に回答ができることが要される。</p> <p>また、小学校の年間スケジュールは、年度初めに決まることや、夏休みの課題へと繋げるために春から初夏にかけて出前授業の要望が多いことを鑑み、年度当初から契約後速やかに当講座をスタートさせることとしている。</p> <p>YOKEは、センターに入居する国際機関の活動支援等を通じて日ごろから各国際機関と連携関係を深めてきた実績から、国際機関の使命や取組等を十分に把握するとともに、本業務に関する協力を十分に受け、速やかに調整することができる関係を既に有している。</p> <p>一方、他の事業者では、契約締結から講座開始までの短期間で同様の関係を構築することは不可能である。さらに、横浜市の国際平和施策の重要な取組のひとつとして位置づけられている「多文化共生」についても、本事業で提供する講座の中で、現状や活動状況を正確に伝え、理解を深めてもらうことが大切である。</p> <p>当団体は、外国人の生活基盤支援を行うなか、外国につながる子どもの学習支援にも従事していることから、現場での経験に基づいて多様性を認め合うことの大切さを小学生等に伝えることができる。</p> <p>以上より、本業務を受託するために必要な全ての要件を満たすのは、YOKEのみであるため、当該団体と随意契約を行う。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、横浜市国際平和の推進に関する条例第2条第2項に定める国際平和に関する市民の理解を深めるための啓発及び教育を目的として、自らが行うことができる国際平和に関する行動や市の国際平和実現に向けた取組、センターに入居する国際平和と発展に貢献する国際機関等の役割や取組等に関して学ぶことができる、学習プログラムの企画運営、実施に向けた調整や参加募集のための広報活動等を委託するものである。

仕様書で定めている本委託事業の業務は次表のとおりである。

**表 小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託の事業内容**

(1) 学習プログラムの企画運営・総合調整・管理等 事業趣旨を踏まえた学習プログラムを企画し、実施に当たっての関係機関等との調整、また学習プログラム全体の管理等を行う。
(2) 学習プログラムの運営 (1)で企画等した内容について、広報等を実施した上で実施対象である参加校を選定し、学習プログラムを実施する。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-36】設計書の不明確な内訳について

本委託事業の設計書に含まれている内訳書における設計価格の内訳は次表のとおりである。

**表 小学生等を対象とした国際平和プログラム業務委託の設計価格**

構成費目・細別	数量	単位	単価(円)	金額(円)
(1) 学習プログラムの企画運営・総合調整・管理等にかかる費用				
・人件費及び謝金	1	式	950,000	510,000
・郵送及び通信 関連経費	1	式	260,000	300,000
(2) 学習プログラム運営費				
・小学校等への広報経費(広報紙改訂及び印刷費等)	1	式	690,000	690,000
・小学校等との調整経費(郵送・通信・配布物印刷費等)	1	式	200,000	200,000
・学習プログラム実施経費(講師交通費・消耗品費等)	1	式	500,000	500,000
・学習プログラム教材費(ガイドブック改訂及び印刷費、動画作成及び改訂費等)	1	式	1,000,000	1,400,000
消費税及び地方消費税相当額				360,000
			委託代金額	3,960,000

(設計書より)

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

設計書に含まれている内訳書について、単価と金額の関係が不明確な項目が見受けられる。たとえば「人件費及び謝金」は、単価は 950,000 円に対して金額は 510,000 円となっている。「郵送及び通信関連経費」、「学習プログラム教材費(ガイドブック改訂及び印刷費、動画作成及び改訂費等)」の 2 項目も単価と金額の関係が不明確である。

単価を合計すると 3,600,000 円となり、金額の合計額と同額である。内訳書の各項目の金額の間違いと思われるが、市においては設計書の作成内容に留意する必要がある。

##### **【意見-37】コスト情報の把握の必要性について**

本委託事業について市は、受託者から収支報告書等を受領していない。

市によると本委託事業は準委任契約に該当していると考えているとのことである。準委任契約では、受任者は善管注意義務を負う(民法第 644 条)とされ、委託者は、受託者が善管注意義務を果たして適切に業務を遂行したかどうかを確認する必要性が高い。

準委任契約では、受託者は、業務を遂行したことについて委託者への「報告書」をもって行うが、この報告書は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

## V. 市民局

### 1. 横浜市マイナンバーカード交付にかかる特設拠点等運營業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市マイナンバーカード交付にかかる特設拠点等運營業務委託		
所管部署	市民局窓口サービス課		
契約先	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社		
令和5年度支出額(税込)	2,841,969 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	3,210,277	—
	契約額(B)	3,180,199	—
	B/A	99.06%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	令和4年12月20日付で国からマイナンバーカードの申請が急増している状況であるため、令和5年度も令和4年度と同等の体制を維持することという通知がなされた。委託事業者の変更が生じた場合、一定期間の特設センターの閉所が避けられないことから、同事業者への随意契約とした。(市への質問回答により)		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

市では、「ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す」という国の方針を踏まえ、各区役所での交付体制を強化するとともに、特設拠点を開設することで、マイナンバーカードの交付体制等を更に充実させ、マイナンバーカードの申請、交付対応に取り組んできた。本委託事業は、特設拠点を設置することでマイナンバーカードの交付体制等を充実させ、市民への円滑な交付を行うこと目指す。仕様書の「4 業務内容」によれば具体的な業務内容は下記のとおりである。

#### 1) 全体計画の策定、管理運営・報告、及び必要に応じた計画の見直し

マイナンバーカードの市民への円滑な交付を達成するための全体計画を策定、管理運営し、計画の進捗状況と今後の方針について定期的に報告すること。また、特設拠点内での申請サポート、出張申請サポート、出張申請受付、特設拠点における申請時来庁方式での申請受付等、随時実施すること。

## 2)特設拠点の管理運営、及び業務の見直し

現在開設している市内4か所(横浜、センター北、上大岡、二俣川)の特設拠点を管理運営し、特設拠点の業務設計について必要に応じて見直すこと。また、下記を実行すること。

- ア. 特設拠点の什器備品の調達
- イ. 特設拠点の管理運営(二俣川特設拠点のみ清掃等の実施を含む)
- ウ. 特設拠点の業務の見直し
- エ. マイナンバーカード輸送業務
- オ. 交付時来庁方式業務
- カ. 出張申請サポート及び出張申請受付業務
- キ. 申請時来庁方式業務
- ク. 電子証明書更新等業務
- ケ. 交付前事務業務

## 3)コールセンター業務の管理運営及び業務の見直し

コールセンターの管理運営及び業務の見直しを行うこと。

## 4)マイナンバーカードの交付予約等にかかるシステムの管理運用及びシステム改修

予約システムの管理運用及び必要に応じてシステム改修を行うこと。

## 5)広報の実施

作成した全体計画を基に、申請喚起や受取勧奨、特設拠点の認知向上等を目的として、効果的な広報を実施すること。広報媒体との交渉や、コンテンツ制作等は受託者が行うが、実施にあたっては、委託者と協議し、承諾を得た後に実施すること。なお、市が管理している媒体等での広報を実施する場合は、受託者がコンテンツ制作を行い、掲載に関する手続は委託者が行うこととする。受託者は、随時情報収集に努め、委託者へ提案すること。実施にあたっては、効果的な広報媒体を用い、適切な時期に、次の広報を行うこと。

- ア. 地域情報紙等における記事や広告の掲載
- イ. 周知チラシの制作・印刷および配布・配架
- ウ. 公共交通機関・駅でのポスター掲示や車内モニター放映等の交通広告
- エ. 横浜市ウェブサイト(トップページ、目的別ページ)掲載用コンテンツの制作
- オ. 広報よこはま等の横浜市が管理する媒体での広報
- カ. その他、SNS等、周知に有効と思われる手法での広報

## (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3)監査の意見

### 【意見-38】 予定価格の設定根拠について

予定価格調書では予定価格の算定根拠は「設計書のとおり」とされている。



第4 包括外部監査の指摘及び意見

「設計書」に示されている予定価格 2,918,433 千円(税抜)の内訳は次表のとおりである。

表 設計書(予定価格)

(単位:円)

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
1 全体計画・品質管理費	毎月	12	月	44,000,000	528,000,000
2 広報費	3月	1	式	30,000,000	30,000,000
3 業務設計費	毎月	12	月	6,400,000	76,800,000
4 特設拠点管理運営					
(1)施設管理費					
ア 横浜駅西口	毎月	12	月	77,000	924,000
イ センター北	毎月	12	月	42,000	504,000
ウ 上大岡	毎月	12	月	41,000	492,000
エ 二俣川	毎月	12	月	110,000	1,320,000
オ 清掃					
(ア)二俣川	毎月	12	月	140,000	1,680,000
(イ)嘔吐物処理	4月～3月	(4)	回	60,000	(240,000)
(2)運営管理費					
ア 横浜駅西口	毎月	12	月	5,600,000	67,200,000
イ センター北	毎月	12	月	6,600,000	79,200,000
ウ 上大岡	毎月	12	月	5,500,000	66,000,000
エ 二俣川	毎月	12	月	5,300,000	63,600,000
オ 券面プリンター	3月	1	式	7,000,000	7,000,000
(3)スタッフ人件費					
ア ディレクター(特設拠点)	毎月	(9187.5)	時間	6,700	(61,556,250)
イ アシスタントディレクター(特設拠点)	毎月	(23887.5)	時間	5,000	(119,437,500)
ウ スタッフ(特設拠点)	毎月	(233362.5)	時間	2,500	(583,406,250)
(4)出張申請受付・出張申請サポート					
ア 出張申請受付・出張申請サポート現地調査費	毎月	(50)	件	100,000	(5,000,000)
イ 出張申請受付・出張申請サポート消耗品費	毎月	(800)	回	20,000	(16,000,000)
ウ 出張申請受付・出張申請サポート交通費	毎月	(800)	回	20,000	(16,000,000)
5 コールセンター管理運営					
(1)施設利用料	毎月	12	月	11,000,000	132,000,000
(2)管理人件費	毎月	12	月	2,000,000	24,000,000
(3)オペレーター人件費					
ア スーパーバイザー(平日)	毎月	(29155)	時間	3,200	(93,296,000)
イ スーパーバイザー(土日祝)	毎月	(5142.5)	時間	4,000	(20,570,000)
ウ オペレーター(平日)	毎月	(180320)	時間	2,600	(468,832,000)
エ オペレーター(土日祝)	毎月	(28627.5)	時間	3,300	(94,470,750)
(4)多言語翻訳対応費	毎月	12	月	580,000	6,960,000
(5)回線使用料	毎月	12	月	54,000	648,000
(6)通話料					
ア 固定電話	毎月	(248040)	件	26	(6,449,040)
イ 携帯電話	毎月	(578760)	件	150	(86,814,000)
ウ その他	毎月	(6000)	件	70	(420,000)
(7)有人チャットオペレーター人件費	毎月	(3990)	時間	310	(1,236,900)
6 予約システム運営費					

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
(1)運用・保守	毎月	12	月	6,900,000	82,800,000
(2)ライセンス	毎月	12	月	5,000,000	60,000,000
(3)MFA 対応デバイス対応費	3月	(300)	個	6,000	(1,800,000)
(4)区役所設置機器	毎月	12	月	1,600,000	19,200,000
7 輸送費					
(1)横浜エリア(R5.4.1～5.31)	毎月	(25)	日	95,000	(2,375,000)
(2)横浜エリア(R5.6.1～R6.3.31)	毎月	(119)	日	190,000	(22,610,000)
(3)センター北駅	毎月	(144)	日	190,000	(27,360,000)
(4)上大岡駅	毎月	(144)	日	190,000	(27,360,000)
(5)二俣川エリア	毎月	(144)	日	95,000	(13,680,000)
(6)臨時便	4月～3月	(12)	日	95,000	(1,140,000)
(7)交付前事務(レターパック)	4月～3月	(100)	個口	520	(52,000)

概算数量の場合は数量及び金額を( )で囲んでいる。

(市提出資料より)

市では、予定価格について、年間計画やシステムの仕様、業務フロー等を構築し、それらを基にいくつかのコンサル系の企業等から見積を取得し、その金額を参考にしながら算出している。このことは、事業者の提示した見積の内容を他者のものと比較するなど全体的、概括的に妥当性の検討が行われていることを意味し、設計書の各項目について、その業務に要するであろう従事者の単価と人工の合理性を検討した後にこれを積み上げて積算金額を算出し、さらにこれらを合計して予定価格とするやり方は採用していないということである。

たとえば、上表の「1 全体計画・品質管理費」は、経費の費目としては人件費と考えられるが、個々の業務内容と従事者の能力(職階)や延べ人数の具体的な関係を明確にした上で金額的妥当性の検討はなされていない。

仕様書の「4 業務内容」の「(1)全体計画の策定、管理運営・報告、及び必要に応じた計画の見直し」には、『「2 目的」を達成するための全体計画を策定、管理運営し、計画の進捗状況と今後の方針について定期的に報告すること。また、特設拠点内での申請サポート、出張申請サポート、出張申請受付、特設拠点における申請時来庁方式での申請受付等、随時実施すること。実施時期については、委託者と協議すること。』と記載されているため、上記の金額には単なる計画策定に携わるマネージャーの人件費だけでなく、当該計画書やマニュアル類の作成を補佐するスタッフの人件費なども含まれている可能性がある。しかし、こういった実際に要した人件費の内容がどの程度予定価格に盛り込まれているかは不明であり、それゆえ、「1 全体計画・品質管理費」の金額が妥当であるかどうかは非常に不明瞭である。

このような人件費の金額にかかる妥当性の問題は、契約金額についても競争的な要素が加えられた事業者選定過程を経ていれば概ね問題ないと考えられるが、コンペティションによる随意契約の場合、契約金額が固定されており、価格が競争に曝されることはない。特に、本委託契約のようにイベント的に発生する業務の場合には自治体が今日まで蓄積してきたノウハウや実例では常識的な価格体系が想像しにくい可能性が高い。したがって、委託契約においては、具体的な業務内容と従事者の能力(職階)や延べ人数の関係が明確になるように設計書を作成するとともに、当該業務に従事する従業員の能力(職階)ごとの人件費単価について上限を決めておくなどの対応を取ることが望ましい。

## 【意見-39】マイナンバーカードの交付にかかる計画と実績の乖離について

本委託事業においては、実施に先立ち受託者から全体計画書(日付は令和5年4月11日であり、令和5年度開始当初の事情で策定されたもの)が提示されている。当該全体計画書ではマイナンバーカードの交付予測をシミュレーションし、それに基づき月7万件を令和5年度における交付目標としている。以下に令和5年度交付件数シミュレーション結果(市内4拠点の合計数)と交付実績を対比して表記する。

表 令和5年度交付件数シミュレーション結果(市内4拠点の合計数)と交付実績

(単位:件)

月	交付件数シミュレーション結果(A)	交付実績(B)	B-A
R5年4月	75,482	93,259	17,777
R5年5月	75,482	90,375	14,893
R5年6月	71,888	57,372	▲14,516
R5年7月	79,076	32,220	▲46,856
R5年8月	71,888	36,670	▲35,218
R5年9月	75,482	40,845	▲34,637
R5年10月	79,076	18,113	▲60,963
R5年11月	68,293	14,306	▲53,987
R5年12月	68,293	12,445	▲55,848
R6年1月	68,293	10,717	▲57,576
R6年2月	68,293	12,258	▲56,035
R6年3月	79,076	15,082	▲63,994
合計	880,622	433,662	▲446,960

※ 交付件数シミュレーション結果は「令和5年度全体計画書」による。また、交付実績は「月次報告」による。

これによると4月及び5月は9万件を超える交付実績をあげているが、6月に急落し、10月以降は1万件台に留まっている。合計件数についても、当初シミュレーション結果では令和5年度1年間で約88万件を予想していたが、実際には43万件ほどであった。

これについて、市では次のように分析している。

- マイナポイント第2弾の付与条件の1つに、令和5年2月までにマイナンバーカードを申請していることというものがあり、2月は申請が急増、その後数か月は受取も多くなった。
- 2月までにカードを申請した市民のマイナポイントの申請期限が9月までとなっていたため、9月まではカードの受取も多かったが、マイナポイントの申請期限以降(10月以降)はカードの受取も激減した。

確かにマイナポイントの付与という喚起策は非常に強力であり、月次の交付実績に与える影響は多大であったと思われる。一方で、年度で見ると、約88万件と予想していたのが、43万件となっており、50%にも満たない達成率である。これについては、一定の累計交付実績が達成された後は交付枚数が伸びないことも当然に想定すべきであり、そのまま線形に交付実績が伸びていくことは想定していないにせよ、伸び率の鈍化をシミュレーションに反映さ

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

せていないことは公正な業務の範囲を逸脱している。実際、最近の市におけるマイナンバーカード交付状況を見ると、以下のようになっている。最近 6 か月で 10 万件ほどの伸びとなっており、月平均では約 17,000 件である。

**表 市におけるマイナンバーカード交付状況**

区分	人口 ※1	累計交付枚数 ※2	交付率 ※2
令和 6 年 3 月末時点	3,753,645	2,962,776	78.9 %
令和 6 年 9 月末時点	3,752,969	3,064,708	81.7%

(総務省ホームページより)

※1 令和 6 年 3 月末時点の人口は令和 5 年 1 月 1 日の人口であり、令和 6 年 9 月末時点の人口は、令和 6 年 1 月 1 日の人口である。

※2 データの取得時点が異なるため、横浜市公表の数字とは若干異なる。

今後、交付枚数の月次推移については、低調になることを見越して事業規模と方法を再考すべきである。

方法について、市は、令和 5 年 10 月から市職員が市民の自宅や入居施設に訪問し、カードの申請を受け付けるサービスを開始している。また、市内商業施設等でのカードの申請サポートやこれらのサービスに関する駅ポスターやチラシ、アプリへの掲載といった広報を実施しているとのことであった。

一方で、事業規模については、令和 6 年度(監査実施年度)においても 2,607,086,740 円の契約を結んでおり、ほぼ変更がない。市の現状の体制は、マイナンバーカード保有率 100%に到達することを前提としているが、実際には保有率 100%に到達するほどの手続件数になることは考えづらいため、100%見込ではなく、過去の実績に基づいた手続等の想定件数に合わせた体制とすることも検討していく必要がある。

#### 【意見-40】コールセンターにかかる計画と実績の乖離について

概要に記載したとおり本委託事業では、コールセンターを設置して、マイナンバーカードの交付予約や申請予約、その他の問合せなどに応じる体制を講じている。このコールセンター設置に先立ち、受託者はコールセンター開設準備計画書 ver.1.0 を市に提出している。当該開設準備計画書では、コールセンターへの入電件数を予測し、概ね月平均で 48,633 件、令和 5 年度合計入電件数を 583,600 件と予測してオペレーターの配置など体制を構築している。以下に準備計画書の記載内容と令和 5 年度における実績を対比して表記する。

**表 令和 5 年度入電件数予測(平日・土日祝)と実績** (単位:件)

月	入電件数予測(A)	実績(B)	B-A
R5 年 4 月	63,000	35,062	▲27,938
R5 年 5 月	63,600	32,622	▲30,978
R5 年 6 月	67,400	20,759	▲46,641
R5 年 7 月	63,850	14,586	▲49,264
R5 年 8 月	68,000	15,996	▲52,004
R5 年 9 月	63,000	22,128	▲40,872
R5 年 10 月	33,300	11,020	▲22,280

月	入電件数予測(A)	実績(B)	B-A
R5年11月	31,900	9,208	▲22,692
R5年12月	33,400	7,797	▲25,603
R6年1月	33,300	7,896	▲25,404
R6年2月	30,500	9,420	▲21,080
R6年3月	32,350	10,771	▲21,579
合計	583,600	197,265	▲386,335

※ 交付件数シミュレーション結果は「コールセンター開設準備計画書 ver.1.0」による。また、実績は「月次報告」による。

これによるとコールセンターへの入電件数の実績は当初予測には全く届かない結果となっており、特に下半期に至っては予測の3分の1未満であった。

これについて、市では、58万件の試算根拠として、令和4年秋に健康保険証の廃止に関する報道がなされた際に入電数が2～3倍になり、その後の入電予測が立てづらい状況だったため、最大を見積もって算出した結果であるとし、その後においては、健康保険証に関する続報やその他の国の大きな発表・報道等はなくなり入電件数としては落ち着く結果となった、としている。

このような状況への対応として、市では、コールセンターの離職率が比較的高い職場であることから離職があっても補充せずに規模の縮小を図るなどの対策は実施している。しかし、本委託事業は令和3年度(契約金額:2,463,185千円)及び令和4年度(契約金額:2,785,483千円)においても実施してきた業務であり、一定程度のノウハウの蓄積は期待できるものである。それにも関わらず予測と実績がこれほど乖離することについては説明が難しく、過大な予測に基づいた体制を想定し、そのための予算を組んでいるようにしか見えないことも事実である。本来的にこのような体制で良かったのかどうかは今後検証されるべきである。



## 2. 横浜市役所や市内商業施設等におけるマイナンバーカード相談会及び申請サポート運営等業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市役所や市内商業施設等におけるマイナンバーカード相談会及び申請サポート運営等業務委託		
所管部署	市民局窓口サービス課		
契約先	キャリアリンク株式会社		
令和5年度支出額(税込)	28,969千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	183,770	—
	契約額(Ⓑ)	29,071	—
	Ⓑ/Ⓐ	15.82%	—
入札参加者数	6者		
入札辞退者数	1者		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

仕様書によると事業内容は大きく分けて次の4つである。

- 1) マイナンバーカード申請・受取に関する相談・説明対応及び申請サポート業務
- 2) 実施会場の選定及び会場使用の交渉等
- 3) 実施会場使用に伴う支払業務
- 4) 相談会業務等実施に伴う広報活動等

- 1) マイナンバーカード申請・受取に関する相談・説明対応及び申請サポート業務(以下「相談会業務等」という。)

ア. 実施場所

- 横浜市役所2階
- 受託者において選定する横浜市内の商業施設等

イ. 実施日

令和5年4月3日(月)以降の履行期間中、以下の日程で実施すること(4月1日及び2日は実施しない)。

- 原則として毎週火曜日及び日曜日は、横浜市役所で実施する。
- 商業施設等での申請サポートについては、原則として土曜日は必ず実施することとし、

また、日曜日についても、商業施設等1か所は必ず実施する。基本的に3日間以上の連続実施ができるよう、調整を図ることとする。

ウ. 申請に関する相談への対応

マイナンバーカードの申請・受取、マイナンバーカードの安全性や利活用方法、マイナポイントの概要等に関わる相談を受けること。受託者は、説明資料として、マイナンバーカードの申請・受取方法に関する案内リーフレットを作成する。説明においては、当該リーフレット等を使用し対応を行い、必要に応じて、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)等を案内すること。なお、相談者が申請後であっても、同様に対応することとする。

## 2)実施会場の選定及び会場使用の交渉等

商業施設等の実施場所の選定や、実施施設への使用交渉及び調整等は、受託者が正規雇用している者が、責任をもって行うこととする。

ア. 横浜市内で実施会場を選定し、会場使用に関する交渉及び必要な許認可等の申請を行う。

イ. 実施日以前に、会場の確認、レイアウト調整、人員整理・誘導等の調整を行う。

ウ. 実施会場は、基本的には商業施設を想定し、人流が多い場所や、多くの人の目に触れる場所など、想定する申請者数を見込める場所を選定すること。また、全市域において申請及び相談機会を創出し、マイナンバーカードの取得促進を図るため、申請件数の動向等を踏まえ、選定すること。その他、委託者が実施場所を指定する場合は、受託者と協議することとする。

エ. 効果的な場所の選定の結果、委託業務の履行期間内において、同じ会場で複数回実施しても構わないこととする。

オ. 会場の選定時は、委託者と事前に十分に調整し、協議の上、決定すること。

## 3)実施会場使用に伴う支払業務

選定した会場(横浜市役所以外)において会場使用料等が生じる場合は、事前に委託者に連絡し、その承諾を得ることとし、受託者にて支払を行う。なお、会場使用料等はすべて受託者の負担とし、委託金額に含めること。※1回の実施にあたり、会場使用料の想定は、20万円程度とする。

## 4)相談会業務等実施に伴う広報活動等

相談会業務等の集客や、マイナンバーカードの認知度向上に向け、効果的な広報活動を実施する。広報活動内容は、委託者と協議し、承諾を得た後に実施すること。

## (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3)監査の意見

### 【意見-41】 予定価格の設定について

次表は本委託事業の予定価格設定の根拠とされる設計書に記載されている金額等と委託事業者決定後の契約書に添付されている設計書の金額等を記載したものである。



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

**表 予定価格設定時の設計書と委託事業者決定後の契約金額の設計書** (単位:円)

業務内容	数量	単位	予定価格の設計書		委託事業者決定後の設計書	
			単価	金額	単価	金額
一般従事者人件費(4月)	(1,600)	時間	4,000	(6,400,000)	1,130	(1,808,000)
一般従事者人件費(5月)	(1,664)	時間	4,000	(6,656,000)	1,130	(1,880,320)
一般従事者人件費(6月)	(1,664)	時間	4,000	(6,656,000)	1,130	(1,880,320)
一般従事者人件費(7月)	(1,664)	時間	4,000	(6,656,000)	1,130	(1,880,320)
一般従事者人件費(8月)	(1,728)	時間	4,000	(6,912,000)	1,130	(1,952,640)
一般従事者人件費(9月)	(1,664)	時間	4,000	(6,656,000)	1,130	(1,880,320)
責任者人件費(4月)	(400)	時間	5,500	(2,200,000)	1,300	(520,000)
責任者人件費(5月)	(416)	時間	5,500	(2,288,000)	1,300	(540,800)
責任者人件費(6月)	(416)	時間	5,500	(2,288,000)	1,300	(540,800)
責任者人件費(7月)	(416)	時間	5,500	(2,288,000)	1,300	(540,800)
責任者人件費(8月)	(432)	時間	5,500	(2,376,000)	1,300	(561,600)
責任者人件費(9月)	(416)	時間	5,500	(2,288,000)	1,300	(540,800)
採用費	1	式	2,000,000	2,000,000	0	0
研修費	1	式	1,000,000	1,000,000	150,000	150,000
業務構築費	1	式	5,000,000	5,000,000	454,080	454,080
備品・消耗品費	1	式	5,000,000	5,000,000	200,000	200,000
広報費	1	式	25,000,000	25,000,000	5,430,000	5,430,000
運搬費	1	式	13,000,000	13,000,000	0	0
会場使用料	1	式	62,400,000	62,400,000	5,668,200	5,668,200
<b>合計(税抜)</b>			<b>167,064,000</b>		<b>26,429,000</b>	

※ 概算数量の場合は数量及び金額を( )で囲んでいる。(市提出資料より)

上記のように本委託事業の予定価格は 167,064 千円(税抜)であったが、実際に入札を実施した後、契約に至った金額は 26,429 千円(税抜)であった。

このような大きな乖離が発生した理由について、市では人件費と会場利用料が大きく乖離したことによると考えている。人件費については、マイナンバーカード交付促進にかかる他の委託契約の積算根拠を参考に算出してしまったため、本委託事業の高額な人件費単価の影響を受けてしまっている。また、会場利用料については、実施想定最大の回数かつすべての会場で利用料がかかる想定で積算していたものの、実際にはすべての会場でかかるわけではなく、入札者もその分低額での積算だったことが原因と市では考えている。

本委託事業の入札には、委託事業者を含めて 6 者(1 者辞退)が参加しており、これにより実勢価格より高額での契約を回避できたが、入札参加者が少なかった場合やコンペティションによる随意契約などで契約者を選定していた場合、この予定価格で契約していた可能性もある。今後は、予定価格の設定は実勢価格を反映すべく、必要な情報収集を行っていく必要がある。

なお、市が作成している検査調書によると本委託事業自体は、適切に遂行されている。

### 3. 住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託		
所管部署	市民局窓口サービス課		
契約先	アビームコンサルティング株式会社		
令和5年度支出額(税込)	21,155千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和6年1月30日から令和8年1月31日まで ※ R6～7年度債務負担行為設定済		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	153,636	—
	契約額(B)	150,392	—
	B/A	97.89%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

令和5年6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組むこととした。

市では、デジタル統括本部が全体移行計画を策定し、これに基づいて対象となる20業務の所管課ごとに標準準拠システムへの移行に向けて取り組んでいる。

このような状況を受け、住民記録や印鑑登録に係るシステムについて、国が達成目標時期として掲げている令和7年度に標準準拠システムに移行することを目的として「住民記録システム及び印鑑登録システムに係る標準準拠システム移行業務委託」を実施している。については、これに伴うプロジェクト管理、業務見直しの検討等、システムの切り替えが滞りなく実施されるよう支援することが本委託事業の目的である。

住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システム移行に向けて、国の方針を注視しつつ、市全体移行計画及び個別移行計画を踏まえ、標準準拠システム移行に関する以下の業務を行う。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### 1)標準準拠システム導入に係るプロジェクト管理

- ア. 標準準拠システム導入に関し、新ベンダーの提示するプロジェクト計画が、市全体移行計画及び個別移行計画に沿った内容となっているか、また、予定するスケジュールに問題がないか確認し、必要な提案を行う。
- イ. 定期的に進捗会議を開き、プロジェクトの進捗状況の確認や課題、リスク等について調査、検討及び提案を行う。また、会議資料及び議事録の作成を行う。

### 2)業務見直し方針の検討

導入する標準準拠システムでの業務フローや、仕様書の改版や関連法令の改定に伴う運用変更等について、業務見直し方針の検討や提案を行う(区へのヒアリングを含む)。また、区戸籍課で行う住民基本台帳事務と関連の深い事務についても運用を検討する。

### 3)各種会議、WGへの参加

- ア. 新ベンダーとの進捗連絡会議に参加し、進捗状況の確認等を行い、進捗状況に応じて適切な提案を行う。
- イ. 過渡期及び標準化後の他業務システムとの連携、インフラ整備、ガバメントクラウド等、本委託に係る庁内連絡会議やWG等へ参加し、分析や課題解決に向けた検討及び提案を行う。

### 4)職員向け研修の実施支援

区役所職員等へ研修を実施するにあたり必要な支援を行う。

### 5)その他業務遂行に必要な支援

上記のほか、本市と協議のうえ業務遂行に必要な支援を行う。

## (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3)監査の意見

### 【意見-42】 予定価格の設定について

次表は本委託事業の契約金額の内訳について、設計書と受託事業者が提出している見積書より記載したものである。なお、本委託事業は令和5年1月に開始され、令和7年度まで債務負担行為が設定されているが、ここでは監査対象年度である令和5年度分のみを対象範囲とする。

表 契約金額の内訳

業務内容	担当者	単価 (円)	工数 (日)	税抜金額 (円)
<b>【R5年度プロジェクト管理】</b>				
<b>(1)標準準拠システム導入プロジェクト管理支援 ※</b>				
(1)プロジェクト立ち上げ支援	マネージャー	225,792	1	225,792

第4 包括外部監査の指摘及び意見

業務内容	担当者	単価 (円)	工数 (日)	税抜金額 (円)
①事業者が提示するプロジェクト計画書のレビュー、 ②キックオフ会議への参加	シニアコンサルタント	124,992	2	249,984
	コンサルタント	103,320	2.5	258,300
(2)システム導入事業者が主催する定例進捗会議への参加 ①定例進捗会議への参加と議事録レビュー	マネージャー	225,792	2	451,584
	シニアコンサルタント	124,992	4	499,968
(3)仕様凍結に向けた工程完了判定会議への参加(要件定義工程、外部設計工程) ①各工程の成果物のレビュー、 ②工程完了判定会議への参加	コンサルタント	103,320	5	516,600
	マネージャー	225,792	4.5	1,016,064
	シニアコンサルタント	124,992	17	2,124,864
①各工程の成果物のレビュー、 ②工程完了判定会議への参加	コンサルタント	103,320	10	1,033,200
	(2)業務見直し方針の検討、(3)各種会議、WG への参加			
(1)WG(業務、データ連携、インフラ、運用保守等)への参加	シニアコンサルタント	124,992	24	2,999,808
	コンサルタント	103,320	24	2,479,680
(2)庁内関係会議への参加	マネージャー	225,792	4	903,168
	シニアコンサルタント	124,992	5	499,968
	コンサルタント	103,320	4	516,600
(5)その他業務遂行に必要な支援				
(1)プロジェクト全体管理	ダイレクター	426,384	3	1,279,152
	マネージャー	225,792	3	677,376
	シニアコンサルタント	124,992	24	2,999,808
雑費				500,000
合計				19,231,916

※ R6年度プロジェクト管理、R7年度プロジェクト管理の内容にはさらに発展的なものが加わる。

※ 「(4)職員向け研修の実施支援」及び「(6)現行ベンダの作業のプロジェクト管理」は、R6年度以降に実施予定である。(市提出資料より)

本委託事業にかかる費用は、全て性質的にはコンサルティング会社の従業員の人件費である。契約金額は、それぞれの作業に要すると想定される予定日数に単価を掛けることで積算している。

一方、この人件費の単価は、従業員の職階により 10 万円から 40 万円超となっているが、単価そのものが妥当な金額かどうかの検証はなされていない。

市は、契約金額の元になっている予定価格について、この分野に精通すると考えられる 2 つの事業者から参考見積を徴取し、その平均を取って設定している。つまり、積算の単価や要する時間ではなく、総額的に把握し予定価格としている。無論、この方法自体は多くの事業について行われているものであり、考えられる適当な対応の一つではある。

しかし、少数の関係事業者から参考見積を取って予定価格を設定する方法は、市の行政実務としての蓄積が乏しい新しいタイプの委託事業などの場合、市としては事業者の言いなり

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

の金額で契約せざるを得ない場合が往々にして考えられる。それでも多くの事業者が入札に参加しているならば、契約金額決定プロセスに競争原理が働くことも期待できるが、入札者が1者である場合やコンペティションによる随意契約のように金額が固定されている場合は、もはや契約金額の妥当性についてはどのような形でも検証されないこととなる。

昨今においては、市の様々な業務についてコンサルティング会社に業務を委託することが多いと考えられる。その背景には、業務の専門化や職員数の少なさがあることも理解できるため、今後もこのような委託事業が実施されることが想定される。そのため、市としても、委託事業について本当に委託しか方法がないのか、また委託するならば、どのような仕様や金額で契約するのが適切かを検討した上で契約することが求められる。業務によっては、専門的な業務に対応できる職員を養成し業務を内製化していくことも必要かもしれない、また、総合評価落札方式の入札とし契約金額についても競争状態を創出することも考えられる。さらには、コンサルティング会社等に委託する場合の人件費については許容できる単価を予め決めておくなどの対策も必要である。

## 4. 横浜市コールセンター運營業務委託

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市コールセンター運營業務委託		
所管部署	市民局広聴相談課		
契約先	NEC VALWAY 株式会社		
令和5年度支出額(税込)	239,250 千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	平成31年8月1日から令和6年7月31日まで ※ 長期継続契約		
予定価格(税込)と契約額(税込) ※ 初年度の契約で計算	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	157,412	—
	契約額(Ⓑ)	156,600	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.48%	—
入札参加者数	3者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、市や区における各種手続、施設やイベント等の市政情報、市営交通案内や生活情報などの案内、区役所代表電話の交換業務を午前8時から午後9時まで年中無休で対応するものである。

区役所代表電話の交換業務は、コールセンターの対応時間帯と同じ終日対応の区が17区、閉庁日・閉庁時間帯及び第2・4土曜開庁対応の区が1区である。

なお、本委託事業は、「横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2号アに基づき、5年間の長期継続契約を結んでいる。

#### 1) 対応業務

##### ア. 市政案内業務

- 市政案内業務は、市民等からの問合せに対し、回答する業務である。
- 市役所・区役所における各種申請、届出、手続き、窓口案内
- 市営交通案内
- 横浜市における公共施設に関する情報の案内
- 横浜市が主催、共催または後援するイベント等に関する案内
- 国及び他の地方公共団体における各施設等の所在地、電話番号の案内
- その他、市民局長が認めるもの



## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### イ. 区代表電話業務

- 区代表電話業務は、委託者が指定する区役所の代表電話に入電した電話による問合せに回答する業務であり、また適切な業務所管課へ転送する業務である。
- 市役所・区役所における各種申請、届出、手続き、窓口案内
- 横浜市における公共施設に関する情報の案内
- 横浜市が主催、共催または後援するイベント等に関する案内
- 国及び他の地方公共団体における各施設等の所在地、電話番号の案内
- 業務所管課への転送
- その他、市民局長が認めるもの

### 2) 運営管理業務

- ア. 品質管理
- イ. Q&Aの整備・維持管理
- ウ. 定期報告
- エ. 業務マニュアル等の作成と改訂
- オ. 委託者が指定する視察、研修の対応
- カ. 業務及び応答内容の分析と提案

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-43】 サービスレベルの項目について

本委託事業は、区代表電話業務により市民等からの問合せに原則ワンストップで回答するためのコールセンターを運営するものである。

コールセンターを運営していく際、その応答・応対については市が一定の品質を委託事業者に要求している。この要求事項がサービスレベルであり、仕様書によればその内容は次のとおりである。

表 サービスレベル一覧

項番	項目	定義	計算方法等	サービスレベル
1	呼損率	総入電呼数のうち、応答できなかった呼損数の割合	$\text{呼損率} = \frac{\text{呼損数}}{\text{総入電呼数}} \times 100$ $\text{呼損数} = \text{総入電呼数} - \text{総応答呼数}$	1か月平均で10%以下
2	回答完結率	オペレーターが回答した件数のうち、横浜市コールセンターで回答完結できた件数の割合	$\text{回答完結率} = \frac{\text{回答完結件数}}{\text{総応答呼数}} \times 100$	<b>【市政案内業務】</b> 1か月平均で90%以上 <b>【区代表電話業務】</b> 1か月平均で35%以上
3	平均通話時間	電話が接続されていた時間の平均。サービスレベルの数値を超えた場合は、その原因と思われる事象を報告する。	$\text{平均通話時間} = \frac{\text{通話時間} + \text{保留時間}}{\text{総応答呼数}}$	<b>【市政案内業務】</b> 1か月平均で5分以内 <b>【区代表電話業務】</b> 1か月平均で3分以内



第4 包括外部監査の指摘及び意見

項番	項目	定義	計算方法等	サービスレベル
4	平均応答時間	オペレーターに接続されるまでに要した待ち時間(応答時間)の平均	平均応答時間=応答時間合計÷総応答呼数	1か月平均で10秒以内
5	平均保留時間	オペレーターが保留している時間の平均	平均保留時間=保留時間合計÷総応答呼数	1か月平均で1分以内
6	平均後処理時間	オペレーターが通話終了後、記録など要件を完了するのに要した時間の平均	平均後処理時間=後処理時間の合計÷総応答呼数	【市政案内業務】 1か月平均で5分以内 【区代表電話業務】 1か月平均で3分以内
7	平均対応時間	通話・保留・後処理時間の合計の平均	・平均対応時間=対応時間合計÷総応答呼数 ・対応時間=通話時間+保留時間+後処理時間	【市政案内業務】 1か月平均で10分以内 【区代表電話業務】 1か月平均で6分以内
8	オペレーター定着率	当月中に退職したオペレーター数の、本業務に従事したオペレーター数に対する割合を退職率とし、100と退職率の差を定着率とする。スポット業務終了時期、繁忙期終了時期など特別な事情がある場合はそれを考慮する。	・オペレーター定着率=100-オペレーター退職率 ・オペレーター退職率=当月退職者数÷(当月末在籍者数+当月退職者数)×100	1か月平均で80%以上
※サービスレベルとは別に、次の実績についても月毎に報告すること。				
9	応答時間遵守率	総入電呼数に対して、20秒以内に応答した呼数の割合	応答時間遵守率=20秒以内に応答した呼数÷総入電呼数	1か月平均で80%以上

一方、委託事業者が毎月提出しているサービスレベルの実績の中で、回答完結率、応答時間遵守率にかかるとは次のとおりであった。

表 令和5年度におけるサービスレベル実績(回答完結率、応答時間遵守率) (単位:%)

月	2 回答完結率			9 応答時間遵守率
	横浜市 CC	区役所代表	市役所代表	
	基準値:1ヶ月平均で90%以上	基準値:1ヶ月平均で35%以上 ※	サービスレベル対象外	サービスレベルではないが、1か月平均で80%以上
R5.4	60.6(不合格)	42.8(合格)	25.2	70.9(不合格)
R5.5	61.1(不合格)	42.9(合格)	28.1	69.2(不合格)
R5.6	57.8(不合格)	43.4(合格)	28.3	69.6(不合格)
R5.7	61.4(不合格)	45.1(合格)	26.0	66.7(不合格)
R5.8	59.4(不合格)	43.0(合格)	25.8	70.0(不合格)
R5.9	60.5(不合格)	45.0(合格)	25.2	62.3(不合格)
R5.10	57.8(不合格)	42.6(合格)	27.9	69.6(不合格)
R5.11	59.2(不合格)	41.8(合格)	27.0	70.0(不合格)
R5.12	60.2(不合格)	42.5(合格)	30.2	71.8(不合格)
R6.1	63.0(不合格)	45.9(合格)	28.1	45.7(不合格)

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

月	2 回答完結率			9 応答時間遵守率
	横浜市 CC	区役所代表	市役所代表	
	基準値:1ヶ月平均で90%以上	基準値:1ヶ月平均で35%以上 ※	サービスレベル対象外	サービスレベルではないが、1か月平均で80%以上
R6.2	62.5(不合格)	45.6(合格)	28.5	46.9(不合格)
R6.3	61.9(不合格)	44.5(合格)	32.4	39.8(不合格)

※ 契約当初から変更している。

(サービスレベル実績より)

このようにサービスレベル実績を見ると、「回答完結率(横浜市コールセンター)」及び「応答時間遵守率」については、令和5年度の全ての月でサービスレベルの基準に達していない。

市によると、「回答完結率(横浜市コールセンター)」は、電話を掛けてきた方の質問内容によって回答が完結できるかどうか変わってしまうためであり、また、「応答時間遵守率」も状況次第で変わってしまう指標であるとのことである。

「応答時間遵守率」はサービスレベルではなく報告事項ではあるが、少なくとも「回答完結率(横浜市コールセンター)」については、現状のところサービスレベルとしては機能していないと言わざるを得ない。「回答完結率(横浜市コールセンター)」の水準を現実的な値として設定とするか、あるいは、そもそもサービスレベルから除外するかは、市の判断にもよるが、いずれかの対応が必要である。

## 5. 令和5年度横浜市自治会町内会業務調査委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市自治会町内会業務調査委託		
所管部署	市民局地域活動推進課		
契約先	株式会社tvkコミュニケーションズ		
令和5年度支出額(税込)	2,500千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年9月13日から令和6年1月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	2,500	—
	契約額(B)	2,500	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

少子高齢化や人口減少が急速に進行するなか、市内の自治会町内会(以下「自治会町内会」という。)が持続可能な運営を行うためには、効率的な運営を行っていく必要がある。

本委託事業では、自治会町内会の業務量を数値化して把握するとともに、業務の中で負担が大きい内容や負担軽減のニーズが大きい内容などを調査し、デジタルツールの活用や業務の外部委託など効率的な運営に資する手法(以下「改善手法」という。)に関する提案を報告書としてまとめるものである。

## 表 本委託事業の概要

項目	内容
1)対象となる自治会町内会	5団体(300~600世帯規模。団体は市から指示する。)
2)事業内容	
ア. 業務の調査	自治会町内会を訪問し、対面による調査を原則とする。現地で自治会町内会の業務を担当する会員から、業務の全体像、業務の詳細や負担感のある内容等を聞き取る。明確な課題のある業務や効率化の効果が見込める業務に対しては、再度聞き取りを実施するなど、課題抽出や業務内容の把握を詳細に行う。 調査の視点については以下のとおりである。  ○業務の執行体制(事務分担、人員配置) ○業務の量 ○業務の流れ(プロセス)

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の各作業に要する処理時間</li> <li>○コア業務(自治会町内会員でなければならない内容)、ノンコア業務(自治会町内会員でなくともできる内容)</li> <li>○定型性、専門性などの特性</li> <li>○効率化、外部委託の可能性 等</li> </ul>
イ. 改善手法の検討	調査で把握した内容を踏まえ、 <b>BPR (Business Process Re-engineering)</b> の考え方で、他の自治会町内会にも参考となるようなデジタルツールの活用及び業務の外部委託化を主な手法としつつ、幅広く改善手法を検討する。
ウ. 報告書等の作成	<b>DX</b> 等に関する専門的知見に基づき、検討結果(問題点や課題、ニーズ、改善手法など)を提案として報告書を作成する。また、本委託事業に協力してくれた自治会町内会向けに業務改善に関する提案書を作成する。
エ. <b>DX</b> 支援等に関する助言	自治会町内会業務に関する聞き取り項目、 <b>DX</b> の可否、 <b>DX</b> 可能な場合の最適なデジタルツール及び <b>BPR</b> 、調査結果を踏まえた助言等を市に対して行う。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-44】成果物の今後の有効活用について

本委託事業の目的は、今後も自治会町内会が継続的に活動していけるよう、運営をサポートすることである。サポートの方法としてはデジタルツールの活用や業務の外部委託化などを想定しており、これによってより効率的な運営を図ることで人手が足りない状況を克服していこうとするものである。

本委託事業の成果物としては、調査報告書が市に提出されている。この調査報告書には、自治会や町内会業務におけるデジタルツールの活用や業務の外部委託化による効率化の事例がわかりやすくまとめられており、本委託事業で対象となった5つの自治会町内会だけでなく、今回の事業の対象とならなかった自治会町内会にも広く活用されて欲しいものである。

しかし、世帯数や会費など自治会町内会の内部的な情報も含まれるため、調査報告書の記載内容をそのままの形で他の自治会町内会に推奨する、あるいは共有するといったことができていない。

市としては、令和6年度に他の自治会町内会向けに本報告書の内容を踏まえたデジタル化の手引を作成し、デジタルツールの活用手法などを周知する予定である。本委託事業の成果は今後の自治会町内会の存続に非常に有益であると考えられることから、本委託事業の成果物そのものの活用という形に拘らずとも、本委託事業で得た知見や方法論を他の自治会町内会と共有する方法を模索する必要がある。

## VI. にぎわいスポーツ文化局

## 1. 横浜文化体育館再整備事業 横浜 BUNTAI 維持管理

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜文化体育館再整備事業 横浜 BUNTAI 維持管理		
所管部署	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課		
契約先	株式会社 YOKOHAMA 文体		
令和5年度支出額(税込)	187,090 千円		
契約の締結方法	その他(一般競争入札後、PFI 契約)		
契約期間	平成29年11月6日から令和21年3月31日までの23年間		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	31,387,410	—
	契約額(B)	31,330,000	34,005,060
	B/A	99.82%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は横浜文化体育館再整備事業の一環として、旧横浜文化体育館敷地の一部において PFI 事業の BTO 方式により、新たな横浜文化体育館としてのメインアリーナ及びサブアリーナの設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営を行うものである。そのうち、この横浜 BUNTAI 維持管理委託はメインアリーナに係る分である。

BTO 方式とは、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、その施設の所有権を公共に譲渡(Transfer)した上で、その施設の維持管理・運営(Operate)を行う方式をいう。

概要は次表のとおりである。(横浜文化体育館再整備事業<全体概要>より)

表 事業概要

項目	内容
事業スキーム	PFI-BTO 方式により業者に施設の設計から管理運営まで一括して委託する。併せて事業用定期借地権を設定し、民間収益施設を誘致し、整備・運営させる。
事業主体	横浜市
所有権	土地・建物ともに横浜市
整備方法	自らの提案に基づき、PFI 事業者が設計・管理を行う。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
管理・運営方法	PFI 事業者が利用料金収入と横浜市から支払われるサービス購入費で施設を管理・運営する。
事業期間	整備:メインアリーナ 平成29年12月～令和6年3月 サブアリーナ 平成29年12月～令和2年7月 管理・運営:開業後～令和21年3月31日 (メインアリーナ・サブアリーナにより異なる)
事業収支	整備費:約258億円 管理費:82.7億円 利用収入:約8.9億円(令和6年度)
横浜市の役割・支援	施設整備費の全額及び維持管理・運営費の一部をサービス購入費として支払



メインアリーナは「横浜 BUNTAI」、サブアリーナは「横浜武道館」と名称を決定

表 本委託事業における役割

項目	内容
契約の相手側の役割	1) 施設の設計及び建設 2) 施設所有権の移転 3) 施設の維持管理、運営及び修繕
横浜市の役割	1) 設計及び建設のモニタリング 2) 設計完工の確認及び施設整備の対価支払 3) 維持管理等のモニタリング及び維持管理等の対価支払

### ③ 契約概要

契約に至る経緯は次表のとおりである。

表 契約に至る経緯

項目	内容
平成29年9月	総合評価一般競争入札を行い、落札者(株式会社フジタグループ)を決定
落札者は特別目的会社(SPC)である株式会社 YOKOHAMA 文体を設立	
平成29年11月6日	「PFI法」(注)第12条の規定により横浜市会定例会に契約議案を上程し、議決を受けて特別目的会社である株式会社 YOKOHAMA 文体と特定事業契約を締結



注)「PFI 法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

前項②に記載のとおり、本委託事業は横浜 BUNTAI 維持管理委託と「**VI.2 横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館維持管理委託費**」とを併せて契約していることから、1(1)①の表で記載している予定価格及び契約額は「**VI.2 横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館維持管理委託費**」も含む金額である。

当初契約額の内訳は次表のとおりである。

**表 当初契約額の内訳**

項目	内容	
横浜 BUNTAI	設計・建設の対価	12,548,685 千円
	維持管理・運営の対価	1,072,688 千円
	修繕の対価	778,899 千円
	小計	14,400,283 千円
横浜武道館	設計・建設の対価	11,209,472 千円
	維持管理・運営の対価	4,964,521 千円
	修繕の対価	755,733 千円
	小計	16,929,726 千円
合計		31,330,000 千円

本委託事業は契約締結(平成 29 年 11 月)から事業期間末(令和 21 年 3 月)までの 21 年超という長期にわたることもあり、契約締結後、7 回に及ぶ物価あるいは金利変動に伴うサービス対価改定による契約金額変更を行っており、最終契約金額に関して予定価格は設定していない。

令和 5 年度の支出額 187,090 千円は横浜 BUNTAI の完成引き渡しは令和 6 年 2 月であったことから、令和 6 年 2 月・3 月の 2 か月分の維持管理委託料である。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-45】 役務検査実施場所と方法について

市では令和 5 年度の維持管理業務の提供を受けて、3 月末日付にて物品役務完了検査調書を作成している。次表はその抜粋である。

**表 物品役務完了検査調書の抜粋**

項目	内容
完了年月日	令和 6 年 3 月 31 日
完了届年月日	令和 6 年 3 月 31 日
検査年月日	令和 6 年 3 月 31 日
検査場所	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
検査方法	書類確認
評定	良
所見欄	事業計画通り、維持管理・運營業務が実施されていた。

施設管理者からは、通年の業務報告書に加え、四半期に一度、当該期間の業務をまとめた報告書が提出される。これらの報告書を閲覧することにより検査を実施しているとのことである。

検査については次のとおり、定められている。

#### 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程(以下「規程」という)より抜粋

(立会い)

第8条 局長は、検査員が検査を行うときは、当該契約の履行を検査する検査員以外の所属職員(以下「担当職員」という。)及び契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、契約の履行場所、履行時刻等により担当職員を立ち合わせることが極めて困難な場合で、担当職員が立ち会わなくても検査の執行に支障がないと認められるときは、担当職員の立会いを省略することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人が立会いに応じないときは、検査員は、契約の相手方又はその代理人が立ち会わないまま検査を行うことができる。

#### 横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱(以下「要綱」という)より抜粋

(検査方法及び場所)

第5条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等に基づき行うものとする。

2 検査は、原則として契約に定める履行場所で行うものとする。

この規程及び要綱に従うと、原則として検査員は担当職員立会いのもと、契約に定める履行場所で検査を実施しなければならないことになる。

しかし、本委託事業に関しては横浜 BUNTAI ではなく、市庁舎での書類確認により検査を実施していることから、要綱が定めるところに従っていないことになる。

これについて市は担当職員は四半期に1回以上の頻度で現地視察を行い維持管理業務に関する会議に参加し、検査員については第3四半期の部分検査の検査員は現地での会議に出席していることから現地の状況を把握していると考えているとのことである。

維持管理業務が契約内容どおりに実施されているかどうかの検査を検査員が現地に契約期間の終わりである1年の期末にも往査することなく、書類の閲覧のみとするのは、その適正性及び実効性の点で十分でない。

また、契約の相手方にも立会いを求め、施設を一巡同行させることによって、計画では予見しえなかった事項、あるいは修繕が必要と思われる箇所を発見し、その場で指摘や提案を行うこともできると思われる。

したがって、維持管理業務対象の施設が遠隔地にある、あるいは検査を行おうとする物に外部から確認ができない部分があるといった特段の事情がない限り、検査員と担当職員は期末日にも施設に出向き、自分の目でその維持管理状況を確認する必要がある。

**【意見一46】 建築設備保守管理年度業務計画における記載内容誤りについて**

建築設備保守管理年度業務計画に記載されている内容に関して、横浜 BUNTAI は令和6年2月完成引き渡しであったことから、実態と異なる記述がいくつか見受けられた。次表はその例示である。

**表 建築設備保守管理年度業務計画の記載の例示**

業務名		法定 点検	頻度	備考
3-4 空調機	定期点検		1回/年	8月で完了せず、9月も実施
3-4 空調機	中性能フィルター交換破棄		1回/2年	初回は2021年実施
3-5 空冷ヒートポンプ エアコン室外機	定期点検		1回/3年	フロン排出抑制法に基づく定期点検、2022年実施予定

こうした記述内容の報告書を受領した場合には、契約の相手先に対して質問を行い、記載内容が誤りであると判明したならば修正を求める必要がある。

## 2. 横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館維持管理委託費

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜文化体育館再整備事業 横浜武道館維持管理委託費		
所管部署	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課		
契約先	株式会社 YOKOHAMA文体		
令和5年度支出額(税込)	284,958 千円		
契約の締結方法	その他(一般競争入札後、PFI 契約)		
契約期間	平成29年11月6日から令和21年3月31日までの23年間		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	31,387,410	—
	契約額(B)	31,330,000	34,005,060
	B/A	99.82%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は「VI.1 横浜文化体育館再整備事業 横浜 BUNTAI 維持管理」と同じく横浜文化体育館再整備事業の一環として、旧横浜文化体育館敷地の一部においてPFI事業のBTO方式により、新たな横浜文化体育館としてのメインアリーナ及びサブアリーナの設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営を行うものである。そのうち、この横浜武道館維持管理委託はサブアリーナに係る分であり、事業概要はVI.1(1)②と同じである。

#### ③ 契約概要

横浜武道館維持管理委託は「VI.1 横浜文化体育館再整備事業 横浜 BUNTAI 維持管理」と併せて契約していることから、契約はVI.1(1)③と同じである。

横浜武道館の完成引き渡しは令和2年6月であったことから、令和5年度の支出額284,958千円は全額令和5年度における維持管理委託料である。

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-3】 雑用水槽上水補給量の計測不良について

委託先から受領している「維持管理業務2023年度報告書」を閲覧したところ、「横浜武道館エネルギー使用状況の分析報告書」において、以下の記述がなされていた。

「2023年5月から雑用水上水補給量の中央監視データが集計されなくなっていたため、2023年9月にセンサー交換を、10月に数値の校正を実施した。(中略)そのため2023年5

月から10月の間は実際の使用量と異なる可能性がある。

同様に維持管理業務 2023 年度報告書における「不具合事項一覧(横浜武道館)」には当該事項について、次の記述がなされている。(原文のまま)

**表 維持管理業務 2023 年度報告書の記述**

記載日	区分	場所	状況	改善案・進捗	結果
2023/8/10	設備	事務所	中央監視盤にける雑用水槽上水補給量の計測不良	8/22 ジョンソンコントロールズ調査の結果、リードスイッチ付発信器の故障と推定、予備品購入、交換予定	9/6 復旧

建築設備保守管理年度業務計画(横浜武道館)における保守点検実績の記録として、1. 建築物関係(5)省エネ対応「使用料の管理」は毎日実施している旨、加えて「エネルギーデータの収集」は毎月最終日に実施している旨、第1 四半期の「維持管理業務 四半期業務報告書」記録されている。

一方、同報告書における「不具合事項一覧」には雑用水上補給量の中央監視データが集計されていない旨が記載されたのは8月であることから毎日保守点検を実施しつつ不具合を認識しないまま、3か月が経過していたと判断せざるを得ない。

横浜文化体育館再整備事業では、エネルギー使用状況の分析や省エネ対応も含めた維持管理・運営業務を委託している。清掃や水洗トイレで使う雑用水は出来る限り、ろ過した雨水を利用するための設備が整備されているが、その効果を正確に測定できないのは残念なことである。環境に配慮し光熱水費削減の目的を円滑に遂行するためにも、日々の維持管理業務が的確になされるように市において注意を払ってモニタリングする必要がある。

なお、当該報告書を受領しても、市において検査で触れることなく「事業計画通り、維持管理・運営業務が実施されていた。」との評価を下している。報告書などの査閲に関して、十分な注意を払い現状を把握する必要がある。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-47】 役務検査実施場所と方法について

市では令和5年度の維持管理業務の提供を受けて、四半期ごとに「物品役務部分検査調書」を作成しているが、全てにおいて横浜 BUNTAI と同様に、検査場所は「にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課」、検査方法は「書類確認」、所見は「事業計画通り、維持管理・運営業務が実施されていた。」と記載されていた。

しかし「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱」及び同規程に従うと、原則として検査員は担当職員立会いのもと、契約に定める履行場所で検査を実施しなければならないため、本委託事業に関しては要綱が定めるところに従っていないことになる。

施設管理者からは、通年の業務報告書に加え、四半期に一度、当該期間の業務をまとめた報告書が提出される。これらの報告書を閲覧することにより検査を実施しているとのことである。

横浜 BUNTAI に記載した事項と同様に、検査は書類閲覧のみによるのではなく、検査の適正性及び実効性を確保するために、検査は維持管理の対象施設で行い検査員は現地での状況を把握する必要がある。

**【意見－48】施設における点検実施予定年月未記載などについて**

委託先から受領している「維持管理業務 業務報告書」における「自主定期点検実績表」を閲覧したところ、複数年に1回、あるいは適宜実施と記載されており、令和5年度未実施の点検項目もあるものの、実施予定年が未記載の項目がいくつか見受けられた。次表はその例示である。

**表 「自主定期点検実績表」の実施予定年が未記載の項目の例示**

業務名		法定点検	頻度	備考
2-4	雨水ろ過設備	薬注器の薬剤補給		適宜 (記載なし)
2-4	雨水ろ過設備	ろ材の交換		適宜 (記載なし)
3-7	空冷ヒートポンプエアコン 室内機	プレフィルター交換 破棄		1回/5年 (記載なし)

横浜武道館では雨水の有効利用を行い、雑用水全体の6%余りを雨水で賅っている。こうした仕組みを円滑に遂行するためにも、設備の点検計画が適正に策定され、点検漏れを防ぐ必要がある。

衛生面、安全面の点からも点検漏れが起こることのないよう、複数年に1度のタイミングで実施する検査項目は、実施予定年を記載するように求める必要がある。

**【意見－49】建築設備保守管理年度業務計画における不明瞭な記載内容について**

「維持管理業務 業務報告書」は四半期ごとに提出され、また年度報告書も令和6年5月末に提出されているが、建築設備保守管理年度業務計画に記載されている内容に関して、実態が曖昧な記述が次表のとおり見受けられた。

**表 建築設備保守管理年度業務計画における実態が曖昧な記述**

業務名		法定点検	頻度	備考
3-6	空冷ヒートポンプエアコン 室外機	定期点検		1回/3年 フロン排出抑制法に基づく定期点検、2022年実施予定
3-7	空冷ヒートポンプエアコン 室内機	定期点検		1回/3年 フロン排出抑制法に基づく定期点検、2022年実施予定

横浜武道館は建物の引き渡し令和2年(2020年)6月であったことから、この記述をみると定期点検は令和4年(2022年)に実施済みであるのかどうか不明瞭である。

複数年に1回の頻度で実施する検査項目については、実施済みであれば実施した年月を、未実施であれば実施予定年を記載させることにより、検査を確実に履行することを担保する必要があると考える。したがって、こうした記述内容の報告書を受領した場合には、契約の相手先に対して質問を行い、記載内容が誤りであると判明したならば修正を求めるとともに実施した年月、あるいは実施予定年を記載するように求める必要がある。



### 3. 令和4年度及び令和5年度横浜市市民利用施設予約システムサービスセンター運用業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和4年度及び令和5年度横浜市市民利用施設予約システムサービスセンター運用業務委託		
所管部署	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課		
契約先	株式会社 オーイーシー		
令和5年度支出額(税込)	<b>315,952</b> 千円 当該金額を発注した3課で按分負担 <b>105,317</b> 千円(にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課) <b>105,317</b> 千円(にぎわいスポーツ文化局文化振興課) <b>105,317</b> 千円(みどり環境局公園緑地管理課)		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和4年6月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	370,116	—
	契約額(B)	369,270	381,688
	B/A	99.77%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

施設利用のための予約抽選申込、利用予約申込を電話(音声応答)・インターネット等で受け付ける従来の横浜市市民利用予約システム(以下「予約システム」という。)は、業者によるサポートが令和5年9月に終了することから、新たな予約システムを構築するとともに、サービスセンターを構築、運営する業務である。

そのため、契約期間はシステム稼働(令和5年9月予定)後、約7ヶ月の運用保守及びサービスセンター運營業務も含んでいる。

新たな予約システムでは、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に合わせ、業務の効率的な運用や市民サービス向上を実現することを目指し、旧サービスセンターや予約システムの課題を調査・分析するとともに、業務効率化・市民サービス向上に資する施策を検討し、基本構想や次期システム要件の策定を行ってきた。

本委託事業は、横浜市市民利用施設予約システムサービスセンター(以下「サービスセンター」という。)において、これまでの検討結果を反映した新たな予約システムを構築・活用し、

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

施設予約サービスにおける業務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的とするものである。

業務委託基本仕様書によると、本委託事業の内容は次表のとおりである。

**表 事業内容**

業務分類	業務内容
サービスセンター構築業務	サービスセンター運営に必要となる設備、オペレーターを採用、教育等一切の準備業務
	予約システムの機器の構築、ソフトウェアのインストールや設定等によるシステムの構築業務
	予約システムのカスタマイズや開発業務
サービスセンター運営業務	サービスセンターの運営業務
	サービスセンター運営に必要となるシステムの運用保守業務

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘－4】定められた項目が未記載の情報セキュリティ事故報告書について

令和6年1月及び3月に委託先はサービスセンターにおいて4名分の登録内容確認票を別団体の代表者に誤って返送するなどといった個人情報漏洩事故を発生している。セキュリティ事故の際の対応については仕様書において次のとおり定められている。

#### 本委託事業の委託基本仕様書

##### 5-1 セキュリティ事故の対応

##### 5-2-2 情報セキュリティ事故管理

本プロジェクトにおいて情報セキュリティ事故(インシデント)が発生した場合、またはセキュリティ欠陥もしくはその脅威や疑い(事故が起こる可能性)を目撃した場合、速やかに受託者の情報セキュリティ責任者に報告する。また、独自に判断し解決を図ってはならない。報告指示体制の概要について以下に示す。

##### ・一次報告

情報セキュリティ事故の報告を受けた受託者の情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ事故一次報告項目について記録を残す。

##### 【一次報告項目】

- ・受付者情報(日時、受付者名、受付業務領域名、連絡先)
- ・報告者情報(報告者名、業務領域名、業者名(再委託先の場合、再委託社名)、連絡先、情報セキュリティ事故の内容)
- ・上位報告

受託者の情報セキュリティ責任者は事故報告があった場合は速やかに本市情報セキュリティ責任者に報告する。

##### ・事故の切り分け及び復旧作業

受託者の情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ事故が発生した場合、影響範囲の特定や影響範囲の局所化等を行い、適切な処置をとる。処置にあたっては、受託者の情報セキュリティ責任者及び本市に事前に報告し、承認を得る。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。受託者の情報セキュリティ責任者が重大な事故と判断した場合は、対策チームを設置し、本市と協議のうえ、その指示に基づき、適切な処置をとる。



・最終報告

受託者の情報セキュリティ責任者は、対応した全ての情報セキュリティ事故について、「情報セキュリティ事故報告書」を作成し、速やかに本市情報セキュリティ責任者に報告する。また、事故後の対応履歴等を参考に類似事故の防止、抑止のために本市と協議のうえ、再発防止策について検討し実行する。なお、対策にかかる費用負担は受託者の負担とする。

令和6年1月及び3月に発覚した2回の情報セキュリティ漏洩に関しては、委託先と市との間で度重ねヒアリングや会議が実施されてはいたものの、最終的な成果物として委託先から提出された報告書は、「横浜市市民利用施設予約システム登録内容確認票の誤送付に関する報告書」及び「横浜市市民利用施設予約システム郵送物誤送付に関する報告書」の2つであった。

委託基本仕様書において求められている再発防止策などについては記載されているものの、委託基本仕様書に定められている「情報セキュリティ事故報告書」というタイトルでの作成ではなく、[一次報告項目]として定められた受付者情報・報告者情報の記載がなかった。

記載内容について市と委託先に加え、この新システムの開発監理業務の委託先の3者間で協議を重ねた結果であり、受け入れるに相当すると市は判断したとのことである。

しかし、事案の内容からセキュリティ事故であることを明確にする観点からも報告書名を仕様書に記載の「情報セキュリティ事故報告書」とし、また、担当者の責任を明確にする観点からも受付者情報・報告者情報等について記載もれがないよう作成することを市は委託先に求める必要がある。

**【指摘-5】システム不具合の報告漏れ及び無許可のバグ修正着手について**

当該内容は次のとおりである。

令和6年2月14日に、個人登録を行っている利用者から、体育室利用は団体登録者のみとしているにもかかわらず、体育室の抽選申込が出来たことから、サービスセンターに問い合わせがなされた。



サービスセンター事業者が当該施設に確認を行い、所管課に相談することなく本事案の対応について施設の指定管理者と協議し、本件がシステムでの設定相違に起因すること及び当該施設の予約状況等を踏まえ、この個人登録者に対して利用を許可した。



2月29日に当該施設の指定管理者から所管課にこの事象について把握しているかの問い合わせがあり発覚。



同日、本市からサービスセンター事業者の確認を行い、事実である旨の報告を受けた。



対応状況  
指導をした状況を記載する。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

このように当案件は利用者からの問い合わせが発端であり、個人登録利用者が本来利用登録できないとされている体育室に利用登録できたことから、当該施設から本市へ連絡があり発覚した事案であること及び許可なくバグ修正に着手していたことに問題がある。

品質管理について「品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること」と仕様書には定められている。加えて、仕様書には問題管理として「プロジェクトの目的達成を阻害する課題を特定して、解決のための取組状況を報告すること。また、課題管理を実施し、適宜報告すること」とも定められている。

委託者である市に適宜報告することなく、原因究明や解決のための取組を実施していたのは、仕様書に定められている取り決めが守られていなかったといえ、仕様書で定めるところの機動的かつ適切な対応が必要である。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-50】 役務検査における横浜市の対応遅れについて

令和6年3月末の本契約満了時における「物品役務完了検査調書」において、市は役務評定として所見欄に次のとおり記載し、評点は「優・良・可・不合格」のうちの「可」をつけている。

- ・個人情報漏洩(コンプラ公表案件)、システム障害を複数回発生させた。
- ・セキュリティインシデントの本市への報告がなく、独断での判断が見られた。

なお市は次のとおり定めている。

#### 横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱

(評定が「可」の場合の措置)

第18条 検査員が評定を「可」とした場合は、直ちに財政局契約部契約第二課に連絡するものとする。また、局長は報告書を作成し、検査調書の写しとともに財政局に遅滞なく提出しなければならない。

業務完了日である令和6年3月31日をもって、検査員が評定を「可」とした件については、にぎわいスポーツ文化局から財政局契約第二課に令和6年4月に電話で必要書類や今後の流れなどについて確認を行い、5月に報告書を提出したとのことである。その後、財政局と資料内容の確認や財政局による事業者に対するヒアリングを経て、にぎわいスポーツ文化局長から財政局に対して、この検査評点を「可」としたことに関する局長名での報告書を作成しているが、当該報告書の日付は令和6年8月6日である。

上記横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱に定められている「直ちに」電話連絡しているが、報告書を「遅滞なく」提出しなければならないという点において対応が遅いと判断せざるを得ない。

委託業務の契約については状況に応じて機動的な判断を下さねば、結果的に市が不利益を被ることになりかねない。

横浜市物品及び役務事務取扱要綱が定めているとおり、検査の評点が「可」であるときは迅速な対応が必要である。

**【意見一51】開発遅れなどによる影響から考えるシステム構築等のプロジェクト管理について**

本委託事業については、新たな予約システムが円滑に稼働できるよう、開発全体のプロジェクト管理を次の内容で委託している。

**表 プロジェクト管理の内容**

項目	内容
件名	新たな横浜市市民利用施設予約システム開発監理業務委託
契約先	アビームコンサルティング株式会社
業務の目的	横浜市では、現在、横浜市市民利用施設予約システム(以下「予約システム」という。)にて、施設利用のための予約抽選申込、利用予約申込を電話(音声応答)・インターネット等で受け付けているが、システム機能の維持や保守への懸念から、新たな予約システム関連事務のあり方の検討を行ってきた。新たな予約システムでは、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に合わせ、業務の効率的な運用や市民サービス向上を実現することを目指し、令和2年度に新たな予約システムの基本構想を策定し、令和3年度に新たな予約システム開発のために必要な調達仕様書等の策定を実施してきた。 本件業務においては、これまでに策定してきた基本構想や調達仕様書の内容を十分に踏まえたうえで、令和5年9月に新たな予約システムが円滑に稼働できるよう、開発全体のプロジェクト管理を実施するものである。
履行期間	令和4年4月1日から令和5年12月31日まで
業務内容	システム構築プロジェクト全体監理 作業部会への参加 委託業務管理
契約金額	36,913 千円

このシステム開発監理業務について、アビームコンサルティングによる指摘事項一覧や市との議事録などを閲覧したところ、同社は細かに粘り強く監理業務を遂行している。しかしながら、新システムの開発業者におけるマンパワー不足やマネジメント人材が機能していないことや、利便性向上のために市からの仕様変更などの理由により、稼働時期を先送りする必要がある。

そのため、契約当初の新システム稼働予定日は令和5年9月から令和5年11月19日にリリースすることになった。合わせて旧システムからの切替えの処置も10月18日から11月19日となり、施設管理者向けシステム提供については10月31日から11月31日となっている。

なお、システムの稼働開始を令和5年9月から11月に変更したことに伴い発生した影響を以下に示す。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

受託会社	項目	当初予定	実際(稼働延期による影響)	
日立システムズ	旧システムの稼働期限	令和5年10月末	利用者システム	令和5年11月15日
	旧サービスセンターの稼働期限	令和5年10月15日	管理者システム	令和5年11月30日
オーイーシー	新システムの稼働開始	令和5年9月末	10月16日～11月15日 問い合わせ対応が追加 ※1	
	旧システムから新システムへの切り替え	令和5年10月31日	令和5年11月19日	
アビームコンサルティング	新システム開発監理業務	令和4年4月1日～令和5年12月31日	令和5年11月31日	
			左記に加えて 令和6年3月まで契約を延長 ※2	

旧システム会社である日立システムズとの予約システム保守及び運用契約もこうした状況を受けて令和5年10月に増額になっている(※1)。

このように本委託事業にかかるシステムの稼働開始時期を9月から11月に変更したために、支出が当初計画よりも大幅に増加している。なお、日立システムズ及びアビームコンサルティングに対する支出増加分(※1 及び※2)については委託契約約款に基づき、新事業者であるオーイーシーから市に支払いがなされている。

令和5年11月19日の新システム稼働開始以降も、令和6年3月までの間に11回にわたるシステム障害報告が提出されている。内容はダブルブッキングの発生及び利用者登録が仮登録であるにもかかわらず、施設予約のための抽選申込が行ってしまう、といった事案である。

本委託事業において開発を進めている予約システムに関しては、旧システム同様に少なくとも10年間は継続利用していくということである。ただし開発業者とは毎年、庁内の業者選定委員会に付議をしたうえで、承認された場合に契約を行い、委託契約を継続していくことになる。

業者の選定においては公募型プロポーザル方式を採用したが、プロポーザル提出は2者のみであった。今回の業者選定の過程における資料を閲覧したところ、瑕疵はなかったと判断した。

この新しい施設予約システムへの切替によって、システムへの登録がすべてオンラインで完結するなど、市民にとって利便性の向上が図られるが、実際には開発が遅れ、結果として市民へのサービスの提供が遅れてしまっている。本件のように市民への影響が大きく、かつ複数の局において共同で運営しているシステムの切替については、今回の事案にかかる開発遅延について検証を行うとともに、その後の再発防止策についても検討する必要がある。

## VII. 経済局

## 1. 令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業業務委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業業務委託		
所管部署	経済局雇用労働課		
契約先	株式会社ベネフィット・ワン		
令和5年度支出額(税込)	313,011千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	339,206	—
	契約額(Ⓑ)	338,550	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.81%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	1者		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業は、市内中小企業の従業員等(約7万2千人)に対して福利厚生を行う共済事業である。業者選定にあたり、事業に関する理解、企画力、当該業務に対するノウハウが重要な要素であり、単純な価格競争による競争入札では事業内容や会員へのサービスの低下に陥る恐れが高いため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用した。</p> <p>令和4年11月24日に開催した横浜市勤労者福祉共済事業業務委託プロポーザル評価委員会の評価結果に基づき、決定した選定業者を受託候補者として特定し、随意契約の協議を行った。(令和4年11月30日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、昭和45年に発足し横浜市勤労者福祉共済(ハマふれんど)の様々な事業を実施し、横浜市内の中小企業に従事する勤労者の福祉増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

横浜市勤労者福祉共済事業は、愛称として「ハマふれんど」とも呼ばれ、発足以来、市と中小企業事業主が協力し、スケールメリットを活かした福利厚生事業を実施し、市内にある従業員300人以下の事業所を対象に、次のような福利厚生メニューを提供している。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

1. 共済加入及び脱退等関連業務
2. 共済掛金関連業務
3. 祝金、弔慰金、祝品等の給付関連業務
4. 福祉事業関連業務
5. 事務室等の設置
6. コンピューターシステムの設置・保守・運用業務
7. 会員向け広報印刷物の発行関連業務及びホームページの設置運営等業務
8. 会員加入促進業務
9. その他付帯する業務

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見－52】一者応募の解消について

本委託事業は、市内中小企業の従業員等に対して福利厚生を行う共済事業であり、業者選定にあたり、事業に関する理解、企画力、当該業務に対するノウハウが重要な要素であるため、単純な価格競争による競争入札では事業内容や会員へのサービスの低下に陥る恐れが高いため、市は公募型プロポーザル方式(随意契約)を採用している。

委託事業者の募集を行うにあたり、公募前に受託可能な複数の事業者に参加を呼びかけたところ、2 者から参加意向申出書の提出を受け、いずれの参加を認めたものの、1 者が辞退した結果、一者応募となっている。市は、辞退理由を契約開始までの準備スケジュール面、現状の事業遂行で想定される経費負担面が影響しているのではないかと考えているという。

本委託事業と同様な業務を請け負っている者は他にも複数あり、市は公募への参加に向けて応募の呼びかけやヒアリング等を行っているものの、応募者数が増えない状況であるという。

業務の透明性や競争性、公正性等の観点から、受託可能な新たな事業者に対する定期的なヒアリングを実施する等、公募に対して応募してもらえるよう一層の働きかけを行うことで応募者数を増やし、また、業務仕様等の見直しの余地がないかどうかを検討する等、今後も一者応募の解消に向けてより努力することが望まれる。

#### 【意見－53】会員向けアンケート調査の回収率向上について

会員ニーズ等の把握や本事業内容の充実、会員の脱退防止のため、アンケート調査の実施により、会員ニーズや意見等の的確な把握を行うことが業務とされている。

### 令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業業務委託仕様書の規定

- |   |
|---|
| (14) その他付帯する業務<br>イ 会員ニーズ等の把握<br>受託者は、本事業の充実や会員の脱退防止等のため、次の業務を実施すること。 |
|---|



- (ア)福祉事業関連業務の応募や利用の状況、競争率等のデータを把握すること。  
 (イ)事業についてのアンケート等を実施し、常に会員ニーズや意見等の的確な把握に努めること。  
 また、その結果を、(13)の連絡会の場で委託者に報告すること。  
 (ウ)会員ニーズや意見等の状況については、その都度速やかに委託者に報告すること。

表 アンケート調査の実施概要

項目	内容
アンケート実施期間	令和5年8月15日～令和5年9月11日
アンケート回答件数	2,419件
回収率	3.2%
配布方法	会員向け会報 News 8・9月号に掲載
回答方法	WEB・FAX・郵便

アンケート調査は、書面による郵便回答の方法だけでなく、FAX や web による回答が行えるようにしているものの、その回収率が 3.2%と低迷している。

図 会員向けアンケートの用紙

The image shows a survey form for 'Hamafurendo Service'. The title is 'ハマふれんどサービスに関するアンケートについて' (About the Hamafurendo Service Survey). The form contains the following sections:

- Header:** Includes contact information for Hamafurendo (045-224-5666) and a QR code.
- Section 1 (Q1):** '最も利用しているハマふれんどサービス(ペネフィット・ステーション(仮)含む)を過去1年間でお使いになりましたか。' (Which Hamafurendo service (including Penetration Station (tentative)) did you use most in the past year?).
- Section 2 (Q2):** 'よく利用するサービスと、今後利用してほしいサービスを選択してください。' (Select services you use well and services you would like to use in the future.)
- Section 3 (Q3):** '利用していない理由をお知らせください。' (Please let us know the reason you are not using the service.)
- Section 4 (Q4):** '毎年定例、ハマふれんど会員向けの「気楽な定例会」の開催を検討しています。' (We are considering holding an 'Easy Regular Meeting' for Hamafurendo members.)
- Section 5 (Q5):** '年間5年度中に「ハマふれんどお祝い券」をお取りですか。' (Do you take the 'Hamafurendo Anniversary Coupon' 5 times a year?)
- Section 6 (Q6):** 'ペネフィット・ステーションのメニューで、「ペネアカウン」の登録(無料)が必要となります。' (Registration for 'Pen-Acount' is required for the Penetration Station menu.)
- Form:** A table to collect member information: 氏名 (Name), 〒 (Postal Code), 市町村 (City/Town/Village), 区 (Ward), 丁目 (Chome), 番 (Number), 号 (Number), 性別 (Gender), 年齢 (Age), 電話番号 (Phone Number).
- Footer:** A disclaimer stating that the survey is for internal use and that responses are confidential.

(市入手資料より)



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

市及び受託者は、会報誌に掲載するアンケートへの回答のみならず、ホームページのご意見 BOX 等を通じて日頃から事務室に寄せられる意見や審議会を通じて、会員の声の把握に努めていることに加え、スマホ等から回答可能とするなど回答の手段を増やし、またアンケート回答者に抽選でプレゼントを提供し、プレゼント内容を充実させることにより回収率を上げる工夫を行っている。

アンケート調査は、会員の満足度や思いを知るうえで、分析等により有用な手段となりうる。たとえば、ホームページ上でのアンケートの掲載場所を目立つようにする、質問内容の的を絞る等して設問数を少なくすることや、回答にかかる目安時間を提示する等の工夫を凝らすことでより一層の回収率を高め、多くの会員の声を聞き取ることは、会員ニーズの把握や事業活動の内容の見直しを検討するなど、今後の事業展開に有用であると考えられる。

事業内容のより一層の充実を資するため、アンケートの回収率を向上させる更なる施策を検討することが望まれる。

#### 【意見-54】アンケート調査結果の経年比較分析について

本委託事業に係るアンケート調査結果は、単年度ベースで集計し、分析することどまっている。

アンケート調査結果を複数年度にわたって集計し、その結果を期間比較分析することも有用である。アンケート調査結果に関して、市は単年度ベースでの分析を実施しているが、これに加えて複数年度にわたり回答者の属性別、設問項目別等に経年比較を実施することで、本委託事業に係る本質的な課題発見につながり会員の要望等をより精緻に汲み取ることができる。中長期や次年度以降の施策の検討に資することができ、会員サービスのより一層の向上を図ることができると考えられる。

単年度のアンケート調査結果の分析に加えて、複数年度にわたる経年比較分析を実施することで、今後の事業運営に生かすことの検討が望まれる。

#### 【意見-55】連絡会における議事録等の記録がないことについて

市と受託者は、以下の業務委託仕様書の規定に基づいて、毎月、連絡会を開催し月次報告、トピック等の打合せ、協議を実施している。

#### 令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業業務委託仕様書の規定

##### (13)連絡会の実施

毎月の業務進捗や課題等を共有するため、受託者は毎月1回、委託者との連絡会を開催すること。また、連絡会で使用する資料は受託者が作成すること。

業務の進捗状況等の連絡会は、業務委託仕様書に明記されている業務であるが、その結果に関して、連絡会議事録等として記録がない。

市は、連絡会議事(アジェンダ)や関連資料を保管しており、それを査閲したところ、連絡会の内容として各月の会員加入状況報告や利用実績報告、SEO (search engine optimization: 検索エンジン最適化のことで、検索エンジンの検索結果において、特定のウェブサイトが上位に表示されるよう、ウェブサイトの構成や記述などを調整することをいう。)の状況報告等に加えて、未納・不納事業所への対応状況や方針、各月の課題や検討事項等、

市と受託者との間での協議事項等が打合せされているようであった。

協議事項等は、業務遂行上、重要なことであり、課題や問題点、市と受託者間の合意事項等を明確化することで、連絡会で取り決めた対応の履行、不履行といった疑義が生じる等のトラブルを防止することができることに加え、過去からの経緯を知ることができ次年度以降に有効かつ効率的な業務遂行が行える。また、後継者への業務引継ぎが効果的に行える観点からも議事録等を作成し、記録を残すことは有用であると考えられる。

連絡会における議事録等を作成し記録として残し、今後の業務で活用することが望まれる。

## 2. 令和5年度横浜市中心職業訓練校 IT・Webプログラミング科訓練業務委託

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市中心職業訓練校 IT・Webプログラミング科訓練業務委託		
所管部署	経済局雇用労働課		
契約先	ヒューマンアカデミー株式会社		
令和5年度支出額(税込)	25,317 千円(債務負担行為の設定による令和6年度支出分を含む)		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年6月30日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	34,650	—
	契約額(Ⓑ)	34,650	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業は、国の委託制度を活用している。国は委託設計統一単価の詳細を公表しており、本訓練の教科内容等は職業能力開発促進法に基づき実施している。訓練の実施にあたっては高度な専門性、技術、経験が必要となること、更に、単に価格のみで決定するのではなく、訓練内容、就職支援等の内容の優れた事業者を選定することで、事業の目的達成が図れると判断する必要がある。</p> <p>離職中の就職希望者を対象とした職業訓練と就職支援を短期間に行うことが必要なことから、キャリアアップスクールや専門スクールを受託者として想定しているが、市内の登録業者では該当数が少なく、競争性が担保できないと判断したため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用した。</p> <p>令和5年1月17日に開催したプロポーザル評価委員会の評価結果に基づき、決定した選定業者を受託候補者として特定し、随意契約の協議を行った。(令和5年1月26日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、現在の雇用情勢や中途採用市場の動向を踏まえ、職業能力開発促進法に基づき、離職中の求職者や職業訓練の機会が少ない就職困難者(母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護受給者)を対象とした職業訓練を実施し、訓練中及び訓練修了後の

就職支援によって、より多くの訓練生を就職させることを目的としている。

本訓練科は、国が実施する「離職者等再就職訓練事業」として、厚生労働省職業能力開発局が所管する「委託訓練実施要領」及び関係法令に基づいて実施するもので、インターネットの基礎技術及び Web サイトの企画・提案、制作、運用・管理に関する知識・技能を習得し、企業における Web 運用管理者、Web サイト作成者等として勤務できる人材の育成を行う事業である。

訓練対象者は早期に就職を希望する離職中の求職者とし、定員の一部をひとり親家庭の親及び生活保護受給者を優先枠としている。

### ③ 職業訓練の対象者

本委託事業の職業訓練の対象者は、早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識の習得を希望する者で、公共職業安定所に求職登録を行い、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた者、また母子家庭の母及び父子家庭の父の場合、入校日(本訓練開始日)現在で 20 歳未満の子を扶養していることを、優先枠による入校の要件としている。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見一56】 訓練指導者・就職支援責任者等の要件確認方法について

訓練指導者・就職支援責任者等の資格要件等に関して、委託業務仕様書の人的配置の条項に、次のように規定されている。

#### 委託業務仕様書の規定

##### 6 人的配置

##### (1) 訓練指導者等

職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第 30 条の 2 第 2 項に規定する者(担当する科目の訓練内容に関する実務経験を 5 年以上有する者、学歴・資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なものを含む。)であること。

(中略)

##### (3) 就職支援責任者

専従的に訓練生に関する就職支援業務を執り行うため、就職支援責任者(登録キャリア・コンサルタント有資格者とする。)を1名配置し、訓練実施日数のうち 50%以上の日数において、訓練実施施設内にて終日業務を行うこととする。1 人の就職支援責任者が、複数科の就職支援を担当することを妨げないが、訓練担当講師や事務担当者が就職支援責任者を兼任することは認めない。

訓練指導者等・就職支援責任者に関して、委託業務仕様書の人的配置要件として職業訓練指導員免許を有する者や登録キャリア・コンサルタント有資格者であることがあげられて

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

いる。

市は、資格要件を具備しているかどうかについて、受託者から「業務従事者選定通知書」の提出を受け確認しているものの、対象者が実際に資格要件を満たしているかどうかに関して公的な資格を証明する書類等での確認を行っていない。

本委託事業は、中央職業訓練校に係る委託業務であり、職業能力開発促進法に基づいた公的な性格が強く、厳格な人的配置要件が付加されていることを鑑みれば、資格要件の確認は当該資格を証明する書類等の客観的な根拠に基づいて行うことが肝要である。

訓練指導者・就職支援責任者等の資格要件の確認に際しては、公的な資格を証明する書類等の客観的な根拠資料に基づくことが望まれる。

### 【意見一57】就職支援責任者等の出勤要件等の確認方法について

就職支援責任者等の出勤要件等に関して、委託業務仕様書の人的配置の条項に、次のように規定されている。

#### 委託業務仕様書の規定

##### 6 人的配置

##### (3) 就職支援責任者

専従的に訓練生に関する就職支援業務を執り行うため、就職支援責任者(登録キャリア・コンサルタント有資格者とする。)を1名配置し、訓練実施日数のうち50%以上の日数において、訓練実施施設内にて終日業務を行うこととする。1人の就職支援責任者が、複数科の就職支援を担当することを妨げないが、訓練担当講師や事務担当者が就職支援責任者を兼任することは認めない。

委託業務仕様書の人的配置要件として、就職支援責任者が、訓練実施日数のうち50%以上の日数において訓練実施施設内にて終日業務を行う必要がある旨が規定されている。

市は、就職支援責任者が、訓練実施日数のうち50%以上の日数において訓練実施施設内にて終日業務を行ったことの確認を受託者に対する口頭で実施しており、実際にその要件を充足していたかどうかの確認を書面等の根拠資料の閲覧などにより詳細な検証を行っていない。

本委託事業は、中央職業訓練校に係る委託業務であり、職業能力開発促進法に基づいた公的な性格が強く、就職支援責任者等の勤務、出勤条件等の厳格な要件が付加されていることを鑑みれば、客観的な根拠に基づいて行うことが肝要である。

市は、就職支援責任者等の出勤簿等で勤務実績や勤怠状況を確認するなど、委託業務仕様書に掲げる要件を満足しているかどうかを客観的な根拠資料に基づいてチェックし、適切にモニタリングすることが望まれる。

### 【意見一58】仕様書に記載のないアンケート調査業務を仕様書に明記する必要性について

本委託事業では、受託者が受講修了者に対して受講した公共職業訓練について、今後の参考とし、改善を図るために受講修了者アンケート調査を実施しているが、委託業務仕様書上、受託者が実施する業務内容として、アンケート調査に関する記載がない。

図 受講修了者アンケートの用紙

**公共職業訓練 受講修了者アンケート**

今回受講された公共職業訓練について、今後の参考とし、改善を図るために、アンケートを実施していますので、ご協力をお願いします。

1 訓練に関する次の項目について、「はい」か「いいえ」に○を付けてください。

(1) カリキュラム

ア 職業活動に当たり必要な技能・技術が身に付いた。 (はい・いいえ)

イ 訓練を受けた職種に関する理解が深まった。 (はい・いいえ)

(2) 講師の教え方

ア 教え方が分かりやすかった。 (はい・いいえ)

イ 声の大きさや話す速さが適切であった。 (はい・いいえ)

ウ 質疑に丁寧に対応してくれた。 (はい・いいえ)

(3) 施設・設備、教材

ア 机や椅子など受講環境に問題がなかった。 (はい・いいえ)

イ 受講者数に対し、訓練用の機器は不足していなかった。 (はい・いいえ)

ウ 教科書など、分かりやすい教材を使用していた。 (はい・いいえ)

(4) 就職支援

ア 面接や履歴書作成等の指導が受立った。 (はい・いいえ)

イ 受講者の立場になり、親身に相談に乗ってくれた。 (はい・いいえ)

ウ キャリアコンサルティングが自己理解や就職活動に役立った。 (はい・いいえ)

(5) その他

ア 訓練実施機関事務局の窓口の対応は丁寧だった。 (はい・いいえ)

イ クラスの雰囲気良く、積極的に訓練に取り組むことができた。 (はい・いいえ)

ウ オリエンテーション時に十分な訓練内容の説明があった。 (はい・いいえ)

2 訓練内容に関する満足度について、あなたの気持ちに一番近い項目(ア・イ・ウ)に○をつけてください。  
 ア よかった イ まあよかった ウ どちらでもない エ あまりよくなかった オ よくなかった  
 また、その理由をお書きください。(自由記入欄)

[ ]

3 講師に関する満足度について、あなたの気持ちに一番近い項目(ア・イ・ウ)に○をつけてください。  
 ア よかった イ まあよかった ウ どちらでもない エ あまりよくなかった オ よくなかった  
 また、その理由をお書きください。(自由記入欄)

[ ]

ご協力ありがとうございました。

1 (1)	1 (2)	1 (3)	1 (4)	1 (5)	合計

(市入手資料より)

受講修了者へのアンケート調査は、訓練生の声を聴くことにより、訓練内容のより一層の充実を図るべく見直しの検討に活用するなど、今後の事業展開に有用であると考えられる。

受託者に対して実施すべき業務を明確化させるため、アンケート調査に関する具体的な業務を仕様書上で明文をもって規定化することが望まれる。

**【意見-59】アンケート調査結果の経年比較分析について**

市は、職業訓練の受講修了者に対してアンケート調査を実施し、アンケートの結果をもとに、各コースの次回実施に向けて改善すべき点等を検討している。アンケート調査結果は、単年度ベースで集計し、分析をすることどまっている。

アンケート調査結果を複数年度にわたって集計し、その結果を期間比較分析することも有用である。アンケート調査結果に関して、市は単年度ベースでの分析を実施しているが、これに加えて複数年度にわたり回答者の属性別、設問項目別等に経年比較を実施することで、本委託事業に係る本質的な課題発見につながり訓練生の要望等をより精緻に汲み取ることができる。中長期や次年度以降の施策の検討に資することができ、職業訓練のより一層の質の向上を図ることができると考えられる。

単年度のアンケート調査結果の分析に加えて、複数年度にわたる経年比較分析を実施することで、今後の事業運営に生かすことの検討が望まれる。

### 3. 令和5年度計量器定期検査業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度計量器定期検査業務委託		
所管部署	経済局消費経済課		
契約先	公益財団法人横浜市消費者協会		
令和5年度支出額(税込)	21,855 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	21,626	—
	契約額(B)	21,626	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業の受託者は計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)の規定により、指定定期検査機関の指定を受けることが前提である。</p> <p>公益財団法人横浜市消費者協会は、令和2年度に横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱第5条に基づく横浜市指定定期検査機関選定委員会により、法第20条第1項に定める横浜市指定定期検査機関として承認され、指定された唯一の団体であり、本事業を履行可能な唯一の団体であるため。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

本委託事業は、適正な計量の実施を確保し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上を目的とし、横浜市内における計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第19条に基づく取引・証明に使用するばかり(質量計)の定期検査業務について、同法第20条により横浜市長が指定した指定定期検査機関への委託により実施される。

##### ③ 我が国の計量制度の変遷について

我が国における計量制度は、計量法に基づいて実施されている。従来、定期検査は、都道府県知事又は特定市町村の長が行うこととされ、計量士が行う代検査制度が取り入れられ、適正な計量の実施が図られてきたが、平成5年11月施行の計量法において、民間活力の導入を図り、より円滑な定期検査を実施できるようにするため、知事や特定市町村の長の指定により、一定の公益法人に定期検査を行わせることができる、指定定期検査機関制



度が採用されている。

また、平成13年4月から施行された計量法では、公益法人に限定せず民間企業の参入も可能とされ、また、事業の休廃止に関しての手續が知事又は特定市町村の長の認可から届出へと変更されている。計量行政に関しては、従来、国からの機関委任事務とされていたが、平成12年4月以降は法定受託事務ではなく、自治事務として位置づけられている。

計量法第1条において、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」と規定され、定期検査(同法第19条)、立入検査(同法第148条)等の諸規定により、適正な計量の実施が行われている。

市では、適正な定期検査の安全かつ効率的な実施を図るため、計量法の定めるところにより指定定期検査機関制度を導入している。定期検査業務を委託する指定定期検査機関の指定は、3年ごとに検査業務を行おうとする者を広く公募により指定している。

#### 計量法(抜粋)

(指定定期検査機関)

第20条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(中略)

(指定)

第26条 第20条第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

#### ④ 市の指定定期検査機関における業務内容について

市の指定定期検査機関における業務内容は、以下のとおりである。

- (1) 計量法第19条第1項に基づく定期検査のうち、計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査に関すること。
- (2) 横浜市手数料条例第2条第1項第82号、第84条及び第85条の手数料の収納に関すること。
- (3) 特定計量器定期検査受検者台帳の整理に関すること。
- (4) 不合格特定計量器の措置及び使用者への指導に関すること。
- (5) 届出済証貼付計量器の使用者への指導に関すること。
- (6) 未受検者への対応等に関すること。
- (7) 特定計量器定期検査済証明書 of 交付に関すること。
- (8) 計量器の使用法の指導に関すること。
- (9) 定期検査結果等の報告に関すること。
- (10) 適正計量の普及啓発事業に関すること。
- (11) その他計量器定期検査について特に必要と認める事項。

図 定期検査の対象となる計量器の使用例



(横浜市計量検査所からのお知らせより)

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-60】計量器定期検査業務の今後のあり方について

市は、計量法に基づく計量器検査業務を業務委託により実施している。定期検査業務の委託は、計量法第20条第1項の規定により、指定定期検査機関にのみ委託することができるものとされ、当該検査機関の指定は、計量法第26条により、業務を行おうとする者からの申請を受け、計量法第28条の基準を満たす者を指定することとされ、指定の有効期間は3年間とされている。

定期検査業務の委託先は、指定定期検査機関に限られている(計量法第20条第1項)ことから、市は、指定定期検査機関の指定について公募を実施している。令和2年度に公募を行ったところ、申請者は1者のみであり、指定先も当該申請者1者のみであった。当該指定の有効期間は令和3年度から令和5年度であり、定期検査業務の委託が可能である指定定期検査機関は1者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を採用している。

市は、計量分野に関連のある事業者に対して指定定期検査機関への公募に応募して欲しいとの働きかけを行っているものの、計量士等の人手不足を理由に応募者数を増やせない状況にあるという。計量士業界において、新たに計量士等を募集し雇用することは容易でない状況であるとともに、定期検査業務は公益性が強く、民間事業者が企業努力によって新たなサービスを作り、利益を獲得することが困難な可能性があるのではないかと考えられる。

仮に、現在の受託者が公募に対して応募することが困難となった場合、市は直営により対応せざるを得ないが、現状の市の職員体制のままでは、直営による運営は難しい状況であり、計量法に定める検査業務に支障が生じることが懸念される。

直営にあたっては、市の職員体制を確保することが必要となるが、他事業においても人員不足が課題となっている状況を踏まえると、市が業界団体とともに計量士や計量業務に携わる人材の確保、育成を行っていくことが必要不可欠である。また、市が所在する神奈川県においても計量検定所が設置されていることから、県と市が連携を図って計量検定所を運営していくことも一案であると考えられる。

今後、計量法に定める検査を継続的かつ適切に実施していくため、早期に人材育成や人員確保等の体制構築の検討を進め、具体的な計量器定期検査業務のあり方を検討することが望まれる。

#### 【意見一61】業務打合せにおける議事録等の記録がないことについて

市と受託者は、以下の業務委託仕様書の規定に基づいて、業務の進捗状況等に関して打合せを実施している。

#### 令和5年度計量器定期検査業務委託仕様書の規定

<p>(定期検査結果等の報告)</p> <p>第18条 受託者は、次に掲げるデータの前月分の入力を毎月5日(横浜市の休日を定める条例(平成3年12月条例第54号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日)までに完了し、電子データにて委託者に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定計量器定期検査月報</li> <li>(2) 特定計量器定期検査業務報告書</li> <li>(3) 計量器器数表</li> <li>(4) 廃業店舗等一覧表</li> <li>(5) 計量器不使用店舗等一覧表</li> <li>(6) 検定証のない計量器を使用している店舗等一覧表</li> <li>(7) 未受検者及び新規台帳加入店舗等一覧表</li> <li>(8) 市長が認めた納入通知書又は振替命令書により収納をする受検者について後納者一覧表</li> </ol> <p>2 委託者及び受託者は、月に一回程度業務の進捗状況等について打合せを行うものとする。</p> <p>(以下、略)</p>
---

業務の進捗状況等の打合せは、業務委託仕様書に明記されている業務であるが、その結果に関して、打合せ議事録等として記録がない。

市は、打合せ議事(アジェンダ)や関連資料を保管しており、それらを査閲したところ、各月の検査実施状況に加えて、新規申込案件や個別事案の対応状況報告、個別的な定期検査の実施方法、取扱い等、市と受託者との間での協議事項等が打合せされているようであった。

協議事項等は、業務遂行上、重要なことであり、課題や問題点、市と受託者間の合意事

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項等を明確化することで、打合せで取り決めた対応の履行、不履行といった疑義が生じる等のトラブルを防止することができることに加え、過去からの経緯を知ることができ次年度以降に有効かつ効率的な業務遂行が行える。また、後継者への業務引継ぎが効果的に行える観点からも議事録等を作成し、記録を残すことは有用であると考えられる。

打合せにおける議事録等を作成し記録として残し、今後の業務で活用することが望まれる。

## 4. 食肉市場汚泥搬出委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	食肉市場汚泥搬出委託		
所管部署	経済局中央卸売市場食肉市場運営課		
契約先	株式会社神奈川保健事業社		
令和5年度支出額(税込)	15,274千円		
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	21,037	—
	契約額(B)	21,037	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	3者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第1類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、横浜市中心卸売市場食肉市場内の汚水処理施設より発生するスクリーンかすと、と畜解体作業で発生する腹糞及び生体搬入車両より廃棄されるおが屑や敷き藁の混合物を、産業廃棄物(汚泥)として指定された焼却処理施設に搬出することを目的としている。

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-6】現場責任者選定通知書及び業務従事者選定通知書の受領失念について

現場責任者選定通知書及び業務従事者選定通知書に関して、委託契約約款の条項に、次のように規定されている。

#### 委託契約約款の規定

<p>(現場責任者等)</p> <p>第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日(横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。</p> <p>2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。</p> <p>3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。</p>
---

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

本委託事業に係る現場責任者選定通知書及び業務従事者選定通知書を査閲しようとしたところ、市が書類の受領を失念していたことが判明した。

現場責任者選定通知書は、市と受託者とのパイプ役として業務を遂行し、現場において業務をもれなく点検、確認し、業務全体を統括する現場責任者を明確にする意義を有し、また、業務従事者選定通知書は、業務の遂行上必要となる資格等を保有した者が業務に従事していることを明確化させるため、市による現場責任者選定通知書及び業務従事者選定通知書の入手手続が委託契約約款に規定されていると考えられる。

市は、必要手続の網羅性や正確性の観点から確認作業を徹底し、失念することのない適正な手続を行う必要がある。

### (3)監査の意見

#### 【意見－62】競争入札の参加資格要件の緩和について

市は、一般競争入札を採用しているものの、競争参加者が3者のみとなっている。本委託事業は、高度な専門性や資格を有しないと業務の実施ができない内容ではないことから、広く新規参入者にも参加してもらいたいと考えているものの、入札参加資格に条件を付しており、その条件としては、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登載されている者のうち、順位要件として、第1位のみ限定している。

一定の能力や資質を有する事業者に入札へ参加してもらいたいという市の意向は理解できるが、競争参加者が3者のみであったことの結果を踏まえると、競争性を損なう程度に過度な要件ではないかと考えられる。

入札参加資格として条件付きの要件を設ける場合は、合理的かつ必要最小限度の範囲に限定すべきである。競争性を確保する一つの案として、順位要件を、第1位に加え、第2位や第3位を含めるなど、要件を緩和することで入札参加者の範囲を拡大し、競争性を高めることができる。

横浜市中心小企業基本振興条例に基づく市内中小専門事業者への優先発注という観点があるものの、一方で業務の内容が、高度な専門性や資格を有しないと業務の実施ができないものでないのであれば、門戸を開放し広く新規参入者に参加機会を与え、より一層の競争性を確保することが望まれる。

#### 【意見－63】運搬車両の車検証の提出及び確認について

市は、受託者が本委託事業で使用する運搬車両に関して、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることの確認を行っているものの、使用する運搬車両が車検切れ等の問題がないかどうかの確認を行っていない。また、委託仕様書に車検証を提出する旨が記載されていない。

市の業務で使用する運搬車であることから、車検切れ等の問題がないかどうかを確実に確認することは重要であると考えられる。委託仕様書において本委託事業で使用する全ての運搬車両に関して車検証の提出及び確認することを規定し、車検切れ等の問題がないかどうかの確認をすることが望まれる。

**【意見一64】請求書受理日の明示的な証拠を保存する必要について**

本委託事業に関する請求日が、令和6年4月8日であることに対し、その請求に対する支払日が、令和6年5月10日である。

契約代金の支払に関して、委託契約約款に、次のように規定されている。

**委託契約約款の規定**

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下「支払遅延防止法」という。)には、次のように規定されている。

**政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定**

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(中略)

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第10条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

(中略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

(中略)

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

「請求を受けたとき」の時点に関しては、様々な請求を受ける方法(郵送やメール、手渡し等)がありうるため、受理日の解釈をめぐるトラブルを回避するべく、請求書受理者を定め、受理簿を設け、又は受理した請求書に受理日付印を押なつするなど請求書受理後の経過を明瞭にしておくことが肝要であると考ええる。

昨今では郵便事情も変わり、普通郵便に関しては投函日から配達までにかかる日数が数日間を要することもあり、受託者が請求書を作成した請求書日付と実際に市に配達された請求書受理日との間に相当期間の乖離が生じる可能性がある。

請求書受理に基づく支払は、委託契約約款及び支払遅延防止法に基づいて請求書を受理した日から30日以内に確実に実施する必要があり、請求書受理日を記録、管理をし、明示できるようにすることは説明責任を果たす観点からも重要である。また、受託者とのトラブル防止の観点や支払遅延ともなれば支払遅延利息が発生することから、請求書受理日を含む支払期限の管理は重要である。

請求書に請求書受理收受印を押印する、請求書受理簿を備置く等、請求書の受理日を記録、管理し明示的に証跡として残されることが望まれる。

## 5. 令和5年度大学研究室発スタートアップ創出支援業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度大学研究室発スタートアップ創出支援業務委託		
所管部署	経済局新産業創造課		
契約先	株式会社リバネス		
令和5年度支出額(税込)	9,997千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年10月18日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	9,999	—
	契約額(B)	9,997	—
	B/A	99.98%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

大学等における最先端の研究・技術シーズを生かして起業する大学発スタートアップは、その多くが、最先端の研究を生かした革新的なサービスや製品等による新たな市場の開拓や、研究技術の実装による社会課題の解決を目指していることから、「経済成長」と「社会課題解決」の双方の担い手として期待されている。

国内の大学発スタートアップの企業数は毎年増加傾向にあり、市内の大学においても、スタートアップを立ち上げる研究者が生まれて始め、研究・技術シーズの事業化への関心も高まっている。国が大学発スタートアップの創出を強力に推し進めている中で、市内においても大学研究室発スタートアップ創出の動きを一層加速させるため、本委託事業では、市内大学の研究者を対象として、研究シーズを活用した大学研究室発スタートアップ創出への関心を高めるためのイベントや、大学研究室発スタートアップ創出に際して生じる課題の解決につなげるための相談支援等を行う。

令和5年度においては、市内大学において継続的に大学研究室発スタートアップが創出される環境づくりのための先行事例として、市内大学の理系等の研究分野を対象として試行的に実施し、有効な支援方法の構築につなげることを目的とする。

## ③ 大学研究室発スタートアップについて

大学研究室発スタートアップは、「医学、薬学、情報システム、社会科学、データサイエンス等を含む理系等の研究分野で、大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたスタートアップ(経済産業省「大学発ベンチャーの実態等に関する調査」における「研究成果ベンチャー」に該当するもの。)を対象としている。

なお、大学の研究シーズを活用した新ビジネス創出の活性化による横浜経済の成長や研究シーズの実装による社会課題の解決という観点で、研究者自身の起業を主な対象とし、企業等との共同研究や、企業等への技術移転も対象に含むものとする。

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-7】 契約代金の支払遅延と請求書受理日の記録の必要性和市の管理体制の不備について

本委託事業に関する請求日が、令和6年4月15日であることに対し、その請求に対する支払日が、令和6年5月29日である。

契約代金の支払に関して、委託契約約款に、次のように規定されている。

#### 委託契約約款の規定

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

また、支払遅延防止法には、次のように規定されている。

#### 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(中略)

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第10条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法

(中略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(中略)

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

「請求を受けたとき」の時点に関しては、様々な請求を受ける方法(郵送やメール、手渡し等)がありうるため、受理日の解釈をめぐるトラブルを回避するべく、請求書受理者を定め、受理簿を設け、又は受理した請求書に受理日付印を押なつするなど請求書受理後の経過を明瞭にしておくことが肝要であると考えらる。

本委託事業では、業務が完了し検査を実施し合格した日は令和6年3月28日であり、その後受託者が発行した請求書日付は令和6年4月15日であるが、郵送により市に到着し受理をした日が明らかではないため、実際に市が「請求を受けたとき」は不明な状況である。また、支出命令書の起案日は令和6年5月1日で、その決裁日は令和6年5月16日であるが、支出命令書上の請求書受理日欄は令和6年5月1日、支払期限日欄は令和6年5月29日となっており、実際に受託者へ支払が実施されたのは支払済書に記載のある令和6年5月29日となっている。

本請求は請求書日付が令和6年4月15日であるが、郵送により市に到着し受理した日付が明らかになっていないため、支払いは令和6年5月29日に実施されているものの、請求を受けた日から30日以内に契約代金が支払われているかを確認する方法がない。

仮に、請求書日付である令和6年4月15日から数日後に郵送され市が受理していた場合、請求を受けた日から30日を超えた日に契約代金の支払が行われ、上記委託契約約款及び支払遅延防止法に抵触している可能性がある。なお、請求書受理日から支払日までの期間のうち30日を超える分は、遅延利息を計算し支払わなければならないとされている(支払遅延防止法第8条)。

昨今では郵便事情も変わり、普通郵便に関しては投函日から配達までにかかる日数が数日間を要することもあり、受託者が請求書を作成した請求書日付と実際に市に配達された請求書受理日との間に相当期間の乖離が生じる可能性がある。

請求書受理に基づく支払は、委託契約約款及び支払遅延防止法に基づいて請求書を受理した日から30日以内に確実に実施する必要があり、請求書受理日を記録、管理をし、明確に明示できるようにすることは説明責任を果たす観点からも重要である。また、受託者とのトラブル防止の観点や支払遅延ともなれば支払遅延利息が発生することから、請求書受理日を含む支払期限の管理は重要である。

請求書に請求書受理收受印を押印する、請求書受理簿を備置く等、請求書の受理日を記

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

録、管理し明示的に証跡として残されることが望まれる。

なお、この件についてこの報告書を印刷に出す3営業日前の令和7年1月29日になって市から、郵送ではなくてメールでやりとりしており請求書受理日が分かる資料があったとの連絡が監査人にあった。

資料提出の機会が十分あったにもかかわらず、市からの修正依頼や意見調整の希望は定められた期日までにはなかった。報告書完成間際での連絡は、市が業務委託の状況を十分に把握せず、監査人側に適切なタイミングで説明、報告ができなかったことによる。

結果として、市は委託業者に30日以内に支払いが行われていたが、市の業務に対する管理体制に問題があると考えられる。

### (3) 監査の意見

#### 【意見一65】事業計画における口頭での承認手続について

事業計画の作成に関して、業務委託仕様書の実施体制の条項に、次のように規定されている。

#### 業務委託仕様書の規定

##### 7 実施体制

##### (1) 事業計画の作成

受託者は、契約締結後15日以内に本業務の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。併せて、現場責任者を含め、本業務に従事する者の構成及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

受託者より事業計画の提出があったものの、市の承認は口頭のみでなされており、承認事実を事後的に確認することができない。また、契約締結後15日以内に作成され承認されたかどうかは明確になっていない状態でもある。

承認結果が書面等で記録されていない場合、当該承認結果は担当する職員のみが把握することとなり、業務委託仕様書に規定されている期限内に業務が履行されたかどうかを他の職員等が事後的に確認することができない。また、市による承認の記録が残されていないことは、説明責任を果たす観点から、市がモニタリングを適切に実施していることを対外的に示すことができない可能性がある。

承認手続について、口頭のみでなく、伺書等の書面によりその記録を残すことが望まれる。加えて、契約書や業務委託仕様書に規定された各条項に関しては契約後、それぞれ確実に履行されているかどうか配慮することが望まれる。

#### 【意見一66】業務価格(上限額)の積算根拠資料の保存について

市は、公募型プロポーザル(随意契約)方式を採用しており、継続して現在の受託者と契約している。市は、類似事例や事業者に対するヒアリング等を踏まえて業務価格(上限額)を決定し、その後、受託候補者となった事業者の提案書を踏まえ、設計図書を作成し予定価格を決定している。

予定価格は、適正な契約金額を決定するため、客観的かつ適正な金額で設定する必要

があり、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要がある(横浜市契約規則第13条第2項)。受託者のみの参考見積書だけでは取引の実例価格等を反映することは困難であると考えられる。

この点、業務価格(上限額)の設定に際して、取引の実例価格等が反映されず、業務価格(上限額)が過大となる可能性があるため、市は参考見積書に加えて、類似事業の経費、大学へのヒアリング、類似の事業を行う他者へのヒアリング等に基づいて伴走支援にかかる経費やセミナー実施にかかる経費等を勘案し補正を行っているが、業務価格(上限額)の検討及び算出過程が資料として残されていない。

業務価格(上限額)が適切に検討され、適正に積算されているかどうかを客観的かつ事後的に確認することができず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、業務価格(上限額)に実例価格等が反映されていないとすると、予定価格が過大となるリスクがあり、契約金額の妥当性にも疑念が生じうる。更に、業務価格(上限額)の積算根拠資料が保存されていれば、次年度以降に本委託事業や他の関連する業務でも活用することができる。

業務価格(上限額)及び予定価格の検討及び算出過程を根拠資料として整理し保存することが望まれる。

## 6. 令和5年度小中学生等を対象とする起業家教育プログラム運営業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度小中学生等を対象とする起業家教育プログラム運営業務委託		
所管部署	経済局新産業創造課		
契約先	株式会社角川アスキー総合研究所		
令和5年度支出額(税込)	5,995 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	5,999	—
	契約額(Ⓑ)	5,995	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.93%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>第二入札参加資格審査・業者選定委員会で令和4年度から3年継続の案件として付議し承認され、令和4年度の履行状況を評価したところ、総合的に以下のように評価できることから、引き続き契約を継続することが適当であると認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本事業の目的及び業務仕様書を理解し、事業内容を適正に実施している。</li> <li>○本市職員や関係機関と十分に連携・調整を行い、また他自治体での実績を生かして実施することで、委託内容を適正に履行しており、今年度までに得られた知見や関係性を次年度事業に活用することが期待できる。</li> </ul> <p>また、人材育成という事業の性質上、中長期的な事業期間が必要であり、単年度の事業では十分な成果を得ることが困難なため、同一事業者が継続して事業に当たることが求められる。もし受託者が変更となった場合、前年度までに実施した手法やノウハウが定着せず、事業の継続性が失われ、本事業への支障が予想される。現在の受託者により継続して取り組む必要があるため。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

人口減少・超高齢社会の進展により生じる課題や、気候変動やコロナ禍による社会の大きな変革に対応するには、既存産業からの転換(イノベーション)や、デジタル変革(DX)の必要に迫られている。このためにはイノベーションやDXを担う人材が不可欠だが、一方で、



人材の不足が課題となっている。

そこで、本委託事業では、小中学生を対象とし、早期から「社会課題やビジネスに目を向ける意識を醸成する」起業家教育を、横浜市教育委員会との連携により実施する。小中学生を対象としたキャリア教育やSDGs・イノベーションをテーマとしたワークショップ等を実施することで、社会課題や起業に対する意識の醸成を図り、次世代で活躍できる人材を横浜から輩出することを目的とする。

### ③ 起業家教育について

本委託事業における起業家教育は、起業家精神(チャレンジ精神、創造性、探究心等)と起業家的資質・能力(情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等)を有する人材を育成する教育、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力など、これからの時代を生きていくために必要な力の育成のために起業家精神と起業家的資質・能力の育成をするための教育(「生きる力」を育む起業家教育のススメ(経済産業省)より引用)と定義付けしている。

## (2) 監査の指摘

### 【指摘－8】 契約代金の支払遅延と請求書受理日の記録の必要性和市の管理体制の不備について

本委託事業に関する請求日が、令和6年3月31日であることに對し、その請求に対する支払日が、令和6年5月17日である。

契約代金の支払に関して、委託契約約款に、次のように規定されている。

#### 委託契約約款の規定

<p>(契約代金の支払)</p> <p>第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。</p>
--

また、支払遅延防止法には、次のように規定されている。

#### 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定

<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(政府契約の必要的内容事項)</p> <p>第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項</p>
--

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第10条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

(中略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(中略)

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

「請求を受けたとき」の時点に関しては、様々な請求を受ける方法(郵送やメール、手渡し等)がありうるため、受理日の解釈をめぐるトラブルを回避するべく、請求書受理者を定め、受理簿を設け、又は受理した請求書に受理日付印を押なつするなど請求書受理後の経過を明瞭にしておくことが肝要であると考えらる。

本委託事業では、業務が完了し検査を実施し合格した日は令和6年3月31日であり、その後受託者が発行した請求書日付は令和6年3月31日であるが、郵送により市に到着し受理をした日が明らかではないため、実際に市が「請求を受けたとき」は不明な状況である。また、支出命令書の起案日は令和6年4月18日で、その決裁日は令和6年5月1日であるが、支出命令書上の請求書受理日欄は令和6年4月18日、支払期限日欄は令和6年5月17日となっており、実際に受託者へ支払が実施されたのは支払済書に記載のある令和6年5月17日となっている。

本請求は請求書日付が令和6年3月31日であるが、郵送により市に到着し受理した日付が明らかになっていないため、支払いは令和6年5月17日に実施されているものの、請求を受けた日から30日以内に契約代金が支払われているかを確認する方法がない。

仮に、請求書日付である令和6年3月31日から数日後に郵送され市が受理していた場合、請求を受けた日から30日を超えた日に契約代金の支払が行われ、上記委託契約約款及び支払遅延防止法に抵触している可能性がある。なお、請求書受理日から支払日までの期間のうち30日を超える分は、遅延利息を計算し支払わなければならないとされている(支払遅延防止法第8条)。

昨今では郵便事情も変わり、普通郵便に関しては投函日から配達までにかかる日数が数日間を要することもあり、受託者が請求書を作成した請求書日付と実際に市に配達された請求書受理日との間に相当期間の乖離が生じる可能性がある。

請求書受理に基づく支払は、委託契約約款及び支払遅延防止法に基づいて請求書を受理した日から30日以内に確実に実施する必要があり、請求書受理日を記録、管理をし、明確に明示できるようにすることは説明責任を果たす観点からも重要である。また、受託者とのトラブル防止の観点や支払遅延ともなれば支払遅延利息が発生することから、請求書受理日を含む支払期限の管理は重要である。

請求書に請求書受理收受印を押印する、請求書受理簿を備置く等、請求書の受理日を記録、管理し明示的に証跡として残されることが望まれる。

なお、この件についてこの報告書を印刷に出す3営業日前の令和7年1月29日になって市から、郵送ではなくてメールでやりとりしており請求書受理日が分かる資料があったとの連絡が監査人にあった。

資料提出の機会が十分あったにもかかわらず、市からの修正依頼や意見調整の希望は定められた期日までにはなかった。報告書完成間際での連絡は、市が業務委託の状況を十分に把握せず、監査人側に適切なタイミングで説明、報告ができなかったことによる。

結果として、市は委託業者に30日以内に支払いが行われていたが、市の業務に対する管理体制に問題があると考えられる。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-67】 運営計画における口頭での承認手続について

運営計画の策定に関して、仕様書の運営体制等の条項に、次のように規定されている。

#### 仕様書の規定

##### 8 運営体制等

##### (3) 運営計画の策定

受託者は、契約締結後15日以内に本事業の運営計画を作成し、委託者の承認を得ること。なお、作成の際には令和5年度の運営計画に加え、本事業を3年継続した際のおおよその運営計画も合わせて提示すること。

受託者より運営計画の提出があったものの、市の承認は口頭のみでなされており、承認事実を事後的に確認することができない。また、契約締結後15日以内に作成され承認されたかどうかは明確になっていない状態である。

承認結果が書面等で記録されていない場合、当該承認結果は担当する職員のみが把握することとなり、仕様書に規定されている期限内に業務が履行されたかどうかを他の職員等が事後的に確認をすることができない。また、市による承認の記録が残されていないことは、説明責任を果たす観点から、市がモニタリングを適切に実施していることを対外的に示すことができない可能性がある。

承認手続について、口頭のみでなく、伺書等の書面によりその記録を残されることが望まれる。加えて、契約書や仕様書に規定された各条項に関しては契約後、それぞれ確実に履行されているかどうか配慮することが望まれる。

##### 【意見一68】業務価格(上限額)の積算根拠資料の保存について

市は、令和4年度に公募型プロポーザル(随意契約)方式を採用しており、継続して現在の受託者と契約を行っている。市は、類似事例や事業者に対するヒアリング等を踏まえて業務価格(上限額)を決定し、その後、受託候補者となった事業者の提案書を踏まえ、設計図書を作成し予定価格を決定している。

予定価格は、適正な契約金額を決定するため、客観的かつ適正な金額で設定する必要があり、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要がある(横浜市契約規則第13条第2項)。受託者のみの参考見積書だけでは取引の実例価格等を反映することは困難であると考えられる。

この点、市は、業務価格(上限額)の設定に際して、取引の実例価格等が反映されず、業務価格(上限額)が過大となる可能性があるため、参考見積書に加えて、類似事例がある近隣の他自治体等にヒアリングを実施し、その価格を参考としつつ市の財政状況にあった内容で大まかな業務内容を組みむことにより検討し補正しているが、業務価格(上限額)の検討及び算出過程が資料として残されていない。

業務価格(上限額)が適切に検討され、適正に積算されているかどうかを客観的かつ事後的に確認することができず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、業務価格(上限額)に実例価格等が反映されていないとすると、予定価格が過大となるリスクがあり、契約金額の妥当性にも疑念が生じうる。更に、業務価格(上限額)の積算根拠資料が保存されていれば、次年度以降に本委託事業や他の関連する業務でも活用することができる。

業務価格(上限額)及び予定価格の検討及び算出過程を根拠資料として整理し保存することが望まれる。

##### 【意見一69】経済局と教育委員会のより一層の連携について

本委託事業の履行評価者は、市経済局内の新産業創造課長、新産業創造課担当係長、新産業創造課職員の3名となっている。

本委託事業は、小中学生を対象とし、社会課題やビジネスに目を向ける意識を醸成する起業家教育を、横浜市教育委員会との連携により実施することを事業の目的としているが、事業の履行評価者は、市経済局の職員のみで構成されており、市教育委員会のメンバーが含まれていない状況である。

履行評価においては、評価者の客観性や専門性を確保するとともに、公正性や透明性等も踏まえることが重要であり、所管部署以外の者がメンバーに含まれ、審議されることで次年度以降の具体的な施策や事業計画の検討をより有意義なものにすることができると考えられる。

履行評価者として、市教育委員会のメンバーを評価者として含めることにより、経済局と教育委員会がより一層の連携を図り、本委託事業の目的の達成に向け努められることが望まれる。

## 7. 外国人起業活動支援体制構築事業委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	外国人起業活動支援体制構築事業委託		
所管部署	経済局新産業創造課		
契約先	株式会社 An-Nahal		
令和5年度支出額(税込)	5,775 千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	5,775	—
	契約額(B)	5,775	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業は、国のスタートアップビザ制度を活用し、外国人が起業活動をするにあたって必要なサポートをワンストップで行う仕組みを構築し、外国人の横浜市内での起業を支援するものである。また、起業する外国人材が、横浜の起業家等コミュニティに参加し、横のつながりを形成することで、横浜市内のビジネス環境におけるグローバル化を促進する。</p> <p>業務の実施にあたっては、海外等からの問合せに対し、多言語での対応を必要とするほか、留学生へのアプローチや、関連機関とのネットワーク構築、当該制度の紹介及び利用促進を行う必要があり、これらに対応できる企画・調整力、ノウハウ等が求められる。企業の専門的な知見、ノウハウ等については千差万別であるため、広く企画提案を募り、その内容を評価する公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

国は、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的とし外国人起業活動促進事業を実施している。この制度の下、市は外国人が市内で起業準備活動を行うことを促進するための計画(外国人起業活動管理支援計画)を策定し、「横浜市スタートアップビザ」の運用を開始している。

しかしながら、実際に外国人が日本国内で起業するためには、スタートアップビザの活用だけでは克服することが困難な、多くの障壁があり、また、必要な人に情報が届いておらず、スタートアップビザの活用が進まないという課題がある。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

そこで、本委託事業では、スタートアップビザについてのターゲットを絞った周知と、外国人が横浜市内で起業活動をするにあたって最大の障壁である言語の壁を取り除くため、日英の多言語対応が可能なワンストップ機能を横浜市スタートアップ成長支援拠点 **YOXO BOX** に追加し、ビザ認定までの問合せ・相談対応、ビジネスプランの磨上げ支援、起業準備活動計画の日本語書類作成支援、各種支援を行う機関・団体等の支援者とのネットワーク形成、ビザ認定後の起業準備活動支援オフィスや住居の賃貸、銀行口座開設、ビジネスパートナー探し等を、**YOXO BOX** や公益財団法人横浜企業経営支援財団、公益財団法人横浜市国際交流協会といった既存の支援機能を活用しながら実施することで、市において起業をめざす外国人による起業準備活動を促進することを目的とする。

### ③ 横浜市スタートアップビザ制度について

本制度は、市内において起業をめざす外国人による起業準備活動を促進するもので、通常、起業を志す外国人が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、出入国在留管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤職員を 2 名以上雇用するか、資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上必要であるなどの要件を整えておく必要がある。

本制度では、申請者が作成した起業準備活動を市に提出し、市が 1 年以内に「経営・管理」ビザの要件を満たす見込みであると判断した場合に確認証明書を発行し、この確認証明書と必要書類を出入国在留管理局に提出し審査を受けることにより、最長 1 年間(6 月後に更新が必要)の在留資格「特定活動」が認められる。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-70】 定量的な業績評価指標の設定とPDCA 管理について

本委託事業は、令和 5 年度からスタートした事業であり、その事業目標が業務委託仕様書において「確認証明書交付件数 6 件以上」と定められているものの、より具体的な評価指標や目標値の設定がなされていない。

立ち上がって間もない事業ではあるが、限られた予算の中で、事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図る仕組みを作ることが重要であると考えられる。そのためには、事業の定量的な成果指標と目標値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、課題が認められれば、課題の改善を図る、あるいは事業の見直しを行うことにより、継続して事業の最適化を図っていくことが肝要である。

また、中長期的な視点で何らかの数値目標や業績評価指標(KPI)を規定し、毎期の事業計画において年度の目標値を設定し、1 年間の活動を実施した結果に関しては実績値と比較検討し業績評価を実施することが考えられる。その業績評価結果に基づき、課題を分析し、どのように改善すればよいのか具体的な対策を検討して、次年度の事業計画や将来的な中長期的な計画に反映していくことで、確実に事業の目標達成に近づけることが可能となり、事業の最適化が実現できると考えられる。

本委託事業の最終目標が、スタートアップビザ制度を外国人が容易に利用できるように支援することで、起業家の裾野を広げ、多くの外国人が市内で創業し、事業を継続していくことにあるとすれば、今後、本委託事業が順調に進み、本制度利用者が増加していくことを前提とした場合には、実際の実組手法や委託の枠組み、内容等の検討を慎重に行うことに加え、より具体的な成果指標として、本制度を活用した外国人による起業件数や市内での事業継続年数等を設定することが一案であろう。

今後の事業をより最適化していくため、PDCA 管理の手法を取入れ、具体的定量的な業績評価指標(KPI)を設定し、年度ごとの目標数値を定量的に定め、年度ごとに実績値と目標値を比較検討して、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを構築することが望まれる。

### 【意見-71】業務価格(上限額)の積算根拠資料の保存について

市は、公募型プロポーザル(随意契約)方式を採用しており、継続して現在の受託者と契約している。市は、類似事例や事業者に対するヒアリング等を踏まえて業務価格(上限額)を決定し、その後、受託候補者となった事業者の提案書を踏まえ、設計図書を作成し予定価格を決定している。

予定価格は、適正な契約金額を決定するため、客観的かつ適正な金額で設定する必要があり、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要がある(横浜市契約規則第13条第2項)。受託者のみの参考見積書だけでは取引の実例価格等を反映することは困難であると考えられる。

この点、市は、業務価格(上限額)の設定に際して、取引の実例価格等が反映されず、業務価格(上限額)が過大となる可能性があるため、参考見積書に加えて、令和4年度に入手した他事業者の見積書等を参考にする等、事業検討時に委託実績がある事業者に委託した際の工数をベースとし、予算の状況にあった内容で大まかな業務内容を組むことにより補正しているが、業務価格(上限額)の検討及び算出過程が資料として残されていない。

業務価格(上限額)が適切に検討され、適正に積算されているかどうかを客観的かつ事後的に確認することができず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、業務価格(上限額)に実例価格等が反映されていないとすると、予定価格が過大となるリスクがあり、契約金額の妥当性にも疑念が生じうる。更に、業務価格(上限額)の積算根拠資料が保存されていれば、次年度以降に本委託事業や他の関連する業務でも活用することができる。

業務価格(上限額)及び予定価格の検討及び算出過程を根拠資料として整理し保存することが望まれる。

### 【意見-72】制度活用のより一層の促進について

本委託事業は、令和5年度にスタートした新規事業であり、その事業目標を「市からの確認証明書交付件数6件以上」と規定したものの、実績件数は2件であった。また、申請者からの年間問い合わせ件数にかかる業務量の目安として年間90件と設定したものの、実績件数は40件であった。

市は、実績数値としては目標値に到達しない結果であったが、本委託事業を通じてイベントの実施を通じた制度紹介や知見を活かした申請希望者に対する多言語対応、本制度の



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

認知度の低さといった課題を明確化することができ、それを踏まえた次年度以降の具体的な取組提案が見出せるなど実績数値以外の部分で今後に繋げられる結果を残せたとしている。

令和 6 年度では、市は、認知度の向上のために、海外事務所や海外のスタートアップ支援機関と連携した PR 活動、イベントや展示会等の場を通じたプレゼンテーションなどを実施しており、令和 6 年度の実績件数は令和 5 年度の件数よりも既に上回っているという。

本委託事業の目的が達成できるよう、関係支援機関との連携を図り、また、外国人材の受入れや共生に向けた環境整備等を実施する市国際局とのより一層の連携を深め、本制度が広く認知され活用されるようになることにより、事業目標として定めた目標値を達成することが望まれる。

## 8. 令和5年度横浜市景況・経営動向調査業務委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市景況・経営動向調査業務委託		
所管部署	経済局企画調整課		
契約先	株式会社帝国データバンク横浜支店		
令和5年度支出額(税込)	4,109千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	4,890	—
	契約額(B)	4,109	—
	B/A	84.03%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

市内企業の動向やニーズを早期かつ的確に把握し、経済・産業政策を効果的に展開することを目的とし、企業動向・ニーズを早期かつ的確に把握するため、市内企業及び市内に事業所を置く企業を対象にアンケート調査及びヒアリング調査等を実施する。

調査は、四半期ごとに通常調査及び特別調査を実施し、その結果を公表する(ただし、特別調査は各回ごとに実施の要否を決定する。)

- ・通常調査:対象企業に対して、自社業況、雇用人員、資金繰り及び設備投資動向など経営環境等に関するアンケート調査
- ・特別調査:経済情勢などから必要に応じ設定したテーマ及び設問に関する調査

対象企業数は、市内に本社を置く企業 1,000社とする。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

## 【意見-73】一者応札の解消について

市は、公募により、広く入札情報が公開されること、また、企業規模・実績ベースでの入札

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

条件設定により、「透明性」、「公平性」、「競争性」が担保されることから、契約の締結方法として、公募型指名競争入札を採用しているものの、入札参加者が令和5年度及び令和6年度において1者のみであり、競争性を欠いている状態である。

市は、本委託事業は市内企業等を対象に、自社業況や経営環境を問う通常調査のほか、時宜にかなったテーマについて特別調査を行うものであり、実施にあたり、適切な調査項目の提案及び公表資料の作成が求められることから、種目や順位要件等を付す必要があるという。また、最新の社会経済情勢や市内企業に関する知見を有することが必要であるが、市内に限定すると競争性が担保されないため、入札参加資格としての所在地区分を「市内」又は「準市内」で登録していることを要件としているものの入札参加者が増えない状況であるという。

契約方式の原則は一般競争入札であることを踏まえ、競争性や業務の透明性、公正性を確保する観点から、たとえば、入札公告の発出後に公募のアナウンスをする等、公募に対して応札を検討してもらえよう働きかけることを通じて、入札参加者数を増やし、一者応札の解消に向け一層努められることが望まれる。

## 9. 中央卸売市場本場じんかい積込及び搬出委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	中央卸売市場本場じんかい積込及び搬出委託		
所管部署	経済局中央卸売市場本場運営調整課		
契約先	株式会社ケイ環境企画		
令和5年度支出額(税込)	1,832 千円		
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	2,123	—
	契約額(B)	1,832	—
	B/A	86.29%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第1類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

当事業は、横浜市中心卸売市場本場内のじんかい集積所に集積されたじんかいをじんかい専用運搬車に積込んだうえ、横浜市資源循環局処理施設に運搬することである。

じんかいの範囲は本場内で発生する一般廃棄物(ただし、一部分別不能な散乱ごみ等を含む)である。また、じんかい専用運搬車は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の基準を満たさない車両は不可であるとしている。

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

第8章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減  
(定義)

第86条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定自動車 軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第58条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車(同法第3条に規定する普通自動車又は小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 貨物の運送の用に供する自動車であつて、ウに掲げる自動車以外のもの
- イ 人の運送の用に供する乗車定員11人以上の自動車であつて、ウに掲げる自動車以外のもの

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

ウ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第 365 号)第4条第6号に規定する自動車

(中略)

### 第4節 特定自動車の運行制限

(特定自動車の運行制限)

第96条の3 特定自動車の運転者又は使用者は、規則で定める排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。

(特定自動車から排出される粒子状物質の量)

第96条の4 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、規則で定めるところにより算定するものとする。

(対策を講じた特定自動車)

第96条の5 粒子状物質を減少させる装置の装着その他の知事が指定する対策を講じた特定自動車は、排出基準に適合するものとみなす。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見ー74】競争入札の参加資格要件の緩和について

市は、一般競争入札を採用しているものの、競争参加者が2者のみとなっている。本委託事業は、高度な専門性や資格を有しないと業務の実施ができない内容ではないことから、広く新規参入者にも参加してもらいたいと考えているものの、入札参加資格に条件を付しており、その条件としては、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登載されている者のうち、順位要件として、第1位のみと限定している。

一定の能力や資質を有する事業者に入札へ参加してもらいたいという市の意向は理解できるが、競争参加者が2者のみであったことの結果を踏まえると、競争性を損なう程度に過度な要件ではないかと考えられる。

入札参加資格として条件付きの要件を設ける場合は、合理的かつ必要最小限度の範囲に限定すべきである。競争性を確保する一つの案として、順位要件を、第1位に加え、第2位や第3位を含めるなど、要件を緩和することで入札参加者の範囲を拡大し、競争性を高めることができる。

横浜市中小企業基本振興条例に基づく市内中小専門事業者への優先発注という観点があるものの、一方で業務の内容が、高度な専門性や資格を有しないと業務の実施ができないものでないのであれば、門戸を開放し広く新規参入者に参加機会を与え、より一層の競争性を確保することが望まれる。

**【意見－75】仕様書に記載のないじんかい運搬車の車検証の確認業務を仕様書に明記する必要があるについて**

市は、じんかい専用運搬車に関して、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で定める基準の適合状況に加えて、本委託事業で使用する車両が車検切れ等になっていないかどうかを慣習的に車検証により確認している。

具体には、車検切れ等になっていないかどうかの確認を事前打合せの中で、じんかい専用運搬車の車検証を提示してもらい実施しているが、委託仕様書上、車検証の確認に関する記載がない。

**じんかい専用運搬車が基準に満たしているかどうかの確認の流れについて**

1. じんかい専用運搬車が、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の基準を満たすことについて、契約部への契約依頼時に条件として付す(当課→契約部)。
2. 落札者の決定及び契約決定通知(契約部→当課)。
3. 落札者から落札した旨連絡(落札者→当課)。
4. 当課と落札者との事前打合せ。(当課)
5. 事前打合せを行う中でじんかい専用運搬車の車検証を提示してもらい、車検証の備考欄にて基準を満たすことについて確認。

(市より提供された監査説明資料)

市の業務で使用する運搬車であることから、車検切れ等の問題がないかどうかを確実に確認することは重要であると考えられる。

本委託事業で使用する全てのじんかい専用運搬車の車検証の提出及び確認に関する規定を委託仕様書上で明文をもって規定化することが望まれる。

**【意見－76】事前協議における議事録等の記録がないことについて**

市と受託者は、以下の委託仕様書の規定に基づいて、具体的な積み込み作業時間の詳細、積み込み方法及び使用する機材類、じんかい集積所の整理等の詳細について事前協議を実施している。

**横浜市中央卸売市場本場じんかい積込及び搬出委託仕様書の規定**

- 6 作業内容等
- (1) 共通事項
- ア 事前協議
- (イ) 積み込み作業時間の詳細、積み込み方法及び使用する機材類、じんかい集積所の整理等の詳細については委託者と受託者とで別途協議して行うものとする。

業務の作業内容等の事前協議は、委託仕様書に明記されている業務であるが、その事前協議及びじんかい専用運搬車にかかる車検証の確認結果に関して、事前協議議事録等として記録がない。

事前協議の内容は、業務遂行上、重要なことであり、課題や問題点、市と受託者間の合意事項等を明確化することで、事前協議で取り決めた対応の履行、不履行といった疑義が

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

生じる等のトラブルを防止することができることに加え、過去からの経緯を知ることができ次年度以降に有効かつ効率的な業務遂行が行える。また、後継者への業務引継ぎが効果的に行える観点からも議事録等を作成し、記録を残すことは有用であると考えられる。

事前協議における議事録等を作成し記録として残し、今後の業務で活用することが望まれる。



## 10. 中央卸売市場本場電力量計検定委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	中央卸売市場本場電力量計検定委託		
所管部署	経済局中央卸売市場本場運営調整課		
契約先	株式会社電気計器サービスセンター		
令和5年度支出額(税込)	5,016千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	6,000	—
	契約額(B)	5,016	—
	B/A	83.60%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第1類		
1者随契の場合の理由	<p>電力量計の検定を受ける場合、事前に電力量計の調整が必要になるが、この調整作業には型式承認を受けた機器を使用する。この機器を所有しているのは電力量計調整業者か電力量計メーカーに限られている。メーカーは、新品を製造するところであり、既設の電力量計の調整は行わない。</p> <p>横浜市中央卸売市場本場は、水産物部・青果部がある。これらの他に関連する事業者が多く入居している。入居者の使用形態も倉庫関連・加工所・店舗・事務所など多様であり、かつ部屋の形状も多様で、電力量計の種類や設置場所が画一的ではない。さらに、毎年の電力量計の交換(検定)対象数量も100台以上と多量である。</p> <p>本委託の履行には、限られた時間内での部屋ごとの停電が必要である。事業者の不利益を最小としつつ履行するためには、本市場での豊富な業務経験と十分な履行体制を持つ企業でなければ不可能である。</p> <p>(株)電気計器サービスセンターは、電力量計の検定を受ける際の一連のサービスを専門に行っており、本業務の履行経験も十分にある。よって、本委託は特別な機器及び専門的技術を必要とするとともに、確実に履行可能な本市登録業者は同社のみであり、他社では履行が不可能であるため、随意契約としたい。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### ② 事業内容

本委託事業は、計量法に基づき専門業者により、検定対象電力量計の取り外し、調整、検定手続及び取付け等を行うものである。市が、あらかじめ予備として保有している電力量計を調整後検定を受け、その電力量計を場内各テナントの電力量計と交換することを目的としている。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見一77】業務打合せにおける議事録等の記録がないことについて

市と受託者は、以下の委託仕様書の規定に基づいて、電子メールや電話等により業務の進め方やスケジュール等の委託業務に関する打合せを実施している。

#### 委託仕様書の規定

2 受託者は、契約後速やかに委託者と委託業務について打ち合わせを行うこと。

委託業務に関する打合せは、委託仕様書に明記されている業務であるが、その結果に関して、打合せ議事録等として記録がない。

委託業務に関する打合せ内容は、業務遂行上、重要なことであり、課題や問題点、市と受託者間の合意事項等を明確化することで、打合せで取り決めた対応の履行、不履行といった疑義が生じる等のトラブルを防止することができることに加え、過去からの経緯を知ることができ次年度以降に有効かつ効率的な業務遂行が行える。また、後継者への業務引継ぎが効果的に行える観点からも議事録等を作成し、記録を残すことは有用であると考えられる。

委託業務に関する打合せにおける議事録等を作成し記録として残し、今後の業務で活用することが望まれる。

## Ⅷ. こども青少年局

## 1. 令和5年度横浜市産後母子ケア事業(産科医療機関)業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市産後母子ケア事業(産科医療機関)業務委託		
所管部署	こども青少年局地域子育て支援課		
契約先	一般社団法人横浜市医師会		
令和5年度支出額(税込)	45,052千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	48,000	—
	契約額(Ⓑ)	48,000	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>○ 保健師助産師看護師法に定める保健指導を行うことから、相手方が職能団体に限定される。</p> <p>○ 本事業の実施が可能な施設・設備を有する医療機関は全て横浜市医師会に加入しており、実施医療機関の選定及び指定に伴う事務作業を集約できる他の企業及び、団体が少ないため。</p> <p>○ 本事業を実施するにあたり、基準を満たす医療機関の選定を行える他の企業及び、団体が少ないため。(令和5年2月14日付業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

市内に住所を有する産後4か月未満(早産児については修正月齢4か月未満)の乳児及びその母であって、家族等から産後の援助を受けられない者について、ショートステイ及びデイケアを提供する事業であり、産後母子ケア事業としては平成25年度より実施している。

主な内容は次表のとおりである。

項目	内容
事業目的および内容	母体の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に実施する。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	産後の母体管理及び生活面の指導等について、事業開始当初から助産所との委託契約により実施しており、平成 26 年 12 月からは、横浜市医師会へも業務を委託し市内産科医療機関での実施に係る請求等事務手続きを一括して行っている。
委託内容	ア 本事業実施医療機関としての基準を満たす医療機関の選定及び実施医療機関指定に係る事務作業 イ 実施医療機関毎の事業実施報告及び委託料請求事務の取りまとめ ウ その他関連事務
委託料	産科医療機関からの請求等事務費 年間 132,000 円※1
実施医療機関での事業内容	ア 内容 産後の母体管理及び生活面の指導・乳房手当・乳房トラブルケア・家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 等 イ 対象者 市内に住所を有する生後 4 ヶ月未満の乳児及びその母であって、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他支援が必要と認められる者、または、各区福祉保健センター長が必要と認めるとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 ・母子のいずれかが感染性疾患に罹患している場合 ・母子のいずれかが入院加療が必要である場合
利用条件	ショートステイ 7 日以内(多胎 14 日以内)デイケア 7 日以内
実施医療機関に対する費用	1日あたりデイケア 18,600 円・ショートステイ 27,900 円から自己負担額(デイケア 2,000 円、ショートステイ 3,000 円)を差し引いた金額 ※但し、生活保護・市民税非課税世帯については、自己負担なし。

※1 産科医療機関の数に関わらず、定額である。

産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)は助産所(令和 5 年度は 11 機関)及び産科医療機関(令和 5 年度は 10 機関)で利用することが出来る。

助産所における産後母子ケア事業とこの産科医療機関における産後母子ケア事業とは、利用者に対して提供する事業や委託料は同じであるものの、助産所における母子ケア事業は受託者が助産所であるのに対し、産科医療機関における産後母子ケア事業は受託者が取りまとめを担う横浜市医師会であることから、両者を切り離しそれぞれ別の事業として実施運用している。

#### (2) 監査の指摘

##### 【指摘一】 横浜市医師会及び産科医療機関からの個人情報取扱に関する書類の未提出について

受託者及び本委託事業を実施する産科医療機関においては、下記の「個人情報取扱特記事項」に定められているとおり、職業として刑事法 134 条 1 項(注)に基づく守秘義務及び罰則がある医師以外は「個人情報保護に関する誓約書」及び「研修実施報告書」を市に提出しなければならない。

**注) 刑事法 134 条 1 項**

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 カ月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。

**個人情報取扱特記事項より抜粋**

(研修の実施及び誓約書の提出)

第 12 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

しかしながら、受託者である横浜市医師会及び3つの産科医療機関から「個人情報保護に関する誓約書」及び個人情報保護に関する「研修実施報告書」が提出されていなかった。

市では個人情報保護の重要性を認識させ、この事業を実施する上で取り扱う個人情報に関して、個人の権利及び利益を侵害することのないように、「個人情報保護に関する誓約書」や個人情報保護に関する「研修実施報告書」の提出を徹底する必要がある。

なお本委託事業については前述のとおり、横浜市医師会が受託者であり、産科医療機関の指定や選定に係る事務作業のみならず、事業実施報告及び請求などに関する書類の取りまとめを行う位置付けであることから、当然に個人情報を取り扱う事業者である。産科医療機関からだけでなく、受託者である横浜市医師会からの提出も必ずなされる必要がある。

**(3) 監査の意見****【意見一78】 応募する際に提出した書類内容の確認について**

産科医療機関が提出すべき申請書類の1つに「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査にかかる書類一式」があるが、ある産科医療機関が提出した令和 4 年 12 月 23 日付の立入検査にかかる書類において、「改善が必要な指摘事項」1 項目、「その他改善が必要な事項」2 項目の指摘を受けていた。

「改善が必要な指摘事項」については、医療法上の手続きについての指摘であり、改善報告が記載されていた。

一方、「その他改善が必要な事項」における次の事項は改善報告の記載がなかった。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

表 改善報告の記載がない事項

項目	事項
個人情報の取扱い	個人データの利用停止及び第三者への提供停止に係る申請様式等の具体的な手続きを定めてください、又、併せて、院内掲示の内容を見直してください

この事項について、横浜市は当該産科医療機関のその後の対応などについて産科医療機関の申請書類の取りまとめを行う横浜市医師会に確認を行っていない。令和4年12月時点の個人情報取扱い不備に関する指摘事項であることから、本来はこの指摘事項に対して、何らかの改善策をとっているかどうかを問い合わせ、改善策がとられていない場合には、選定対象から外すことを検討する必要もあったであろうと考える。

事業応募の際に提出された書類については、その有無のみならず内容についても注意を払い、この事業を実施する産科医療機関として不備がないかどうかを検討する必要がある。

#### 【意見－79】横浜市医師会に対する事務手数料定額制からの変更について

本委託事業における受託者は横浜市医師会であり、横浜市医師会は本委託事業を実施する産科医療機関の選定等にかかる事務作業や各産科医療機関から提出される報告書などの取りまとめを実施している。

また、横浜市からは本委託事業を実施する全産科医療機関分の委託料総額に事務手数料132,000円を加算した額が横浜市医師会に支払われているので、横浜市医師会は各産科医療機関への清算役割を担っていると考えられる。

本委託事業は現在10の産科医療機関において実施しているが、市は今後この数が増加すると見込んでいる。

現在、横浜市医師会への委託料は産科医療機関の数に関わらず、定額の年間132,000円であるが、今後、本委託事業を実施する産科医療機関の数が増加することを考えると、一産科医療機関に対する単価を設定するなどの対応を、現時点で行っておくことが望ましい。



## 2. 横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務委託		
所管部署	こども青少年局企画調整課		
契約先	デロイトトーマツコンサルティング合同会社		
令和5年度支出額(税込)	309,787千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年7月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	310,000	—
	契約額(Ⓑ)	309,787	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.93%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	令和5年6月9日に開催したプロポーザル評価委員会の評価結果に基づき、決定した選定業者を受託候補者として特定し、随意契約の協議を行っている。(令和5年6月13日付業者選定調書より)		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

市では、「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力ある都市をつくる」ことを基本目的として、「デジタル×デザイン」をキーワードに、令和4年9月に「横浜DX戦略」を策定した。その中で、「子育て」DXを重点テーマの一つに位置付けており、子育て世代から選ばれる都市となるため、アプリ等を活用した子育て支援サービスを利用しやすい環境の充実や、各種手続のオンライン化による利便性向上など、リーディングプロジェクトとして展開している。

また、横浜市中期計画においても、基本戦略として、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまちヨコハマ」をかかげ、子育て世帯に向けた支援を基本戦略に位置付けている。

そこで、「横浜市の子育て中の保護者および妊婦等に、手続きの負担軽減や利用者の属性に応じた情報発信による利便性や満足度を実感できるサービスを提供する」ことを目的に「子育て応援サイト・アプリ(仮称)事業」を実施し、その基盤となる「子育て応援サイト・アプリ」の構築と運営に必要な設計準備作業を行うものである。



## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘－10】再委託に関する書類の未提出について

受託者はこのアプリ構築業務において、7者に再委託しているが、仕様書で求められている再委託に係る書類の一部が提出されていなかった。

すなわち、仕様書の留意事項には以下のとおり記載されている。

##### 10.1 本業務の再委託

受託者は、受託者以外の者に作業を実施させる場合、予め再委託申請書、再委託先の要員を記載した作業要員一覧、再委託先が押印した秘密保持誓約書を本市へ提出し、承諾を受けること。

なお、本市の承諾を受けるまでは、再委託先が関与する一切の作業を認めない。

再委託申請書に代わり「下請人選定通知書」は提出されているが、「作業要員一覧」「秘密保持誓約書」が提出されていなかった。

市における重要事項及び個人情報を取り扱わせる本委託事業において、その重要性を認識させるために、「作業要員一覧」「秘密保持誓約書」の提出も徹底する必要がある。

### (3) 監査の意見

#### 【意見－80】再委託申請書の本市フォーマットの整備について

前項において記載したように、本委託事業において再委託に関しては「再委託申請書」に代わり「下請人選定通知書」が受託者から提出されている。

その形式は次のとおりである。

委託業務 下請人選定通知書		令和5年7月1日		
横浜市契約事務受任者				
所在地	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング			
商号又は名称	デロイトトーマツコンサルティング合同会社			
代表者職氏名	代表社員 ●● ●●			
下記のとおり下請人を選定しましたので、横浜市委託契約約款第6条の規定により通知します。				
委託業務名	横浜市子育て応援サイト・アプリ(仮称)構築業務・運営体制準備業務			
下請人名称	デロイトトーマツアクト株式会社			
下請人住所	東京都千代田区一番町××			
担当者氏名	●● ●●			
委託部分	子育て応援サイト・アプリのシステム開発			
下請人は、横浜市の競争参加資格者である場合は、横浜市の指名停止期間中であってはならない。				
		総括監督員	主任監督員	担当監督員

本委託事業の契約書には次のとおり定められている。

#### 10.1 本業務の再委託

受託者は、受託者以外の者に作業を実施させる必要があると判断した場合、クラウドサービスなど第三者のサービスを利用する場合、提案書にその旨および内容を提案書に記載すること。

受託者は、受託者以外の者に作業を実施させる場合、予め再委託申請書、再委託先の要員を記載した作業要員一覧、再委託先が押印した秘密保持誓約書を本市へ提出し、承諾を受けること。

なお、本市の承諾を受けるまでは、再委託先が関与する一切の作業を認めない。

市では受託者が、受託者以外の者に作業を実施させる必要があると判断した場合などにおいて、提案書に再委託を行う旨およびその内容を提案書に記載し市の承諾を受けてから行うことを認めている。そのため、受託者が再委託する旨を申請し、市が承諾する、という流れの手続きを経なければならない。

今回、受託者が提案書に記載していた再委託先は4者であった。そのうち1者は再委託先ではなくなり、新たに4者が再委託先として「下請人選定通知書」が提出されている。提案書に記載していた者を実際には再委託先とせず、新たに再委託する業務が増加したのは、限られた期間内に提案書を作成しなければならなかったことから、変更が生じるのはやむを得ないことと判断する。

それ故にこの事業を受託し再委託させる必要がある場合には、受託者が主となり委託者である市に対して再委託について「通知を行う」のではなく、「申請し、承諾を得る」という手続きに則らねばならないと考える。受託先から提出されたのが「再委託申請書」ではなく「下請負人通知書」であったことから、受託者が申請を行い横浜市の承諾を得る、という仕様に則っていない。

今後同様の仕様を検討する際は、併せて再委託申請書に記載を要する項目について十分に検討し、「作業要員一覧」及び必要に応じて「秘密保持誓約書」を提出することを失念することがないようなフォーマットを整備することが望まれる。

#### 【意見-81】公募型プロポーザル方式における公募を増やす工夫

本委託事業は提案書の提出者を公募する公募型プロポーザル方式で事業者を募った。参加意向申出書は6者から提出されたものの、そのうち5者が辞退したため、提案は1者のみからなされ、評価委員会での協議のもと、当該1者を受託者として選定するに至った。

公募型プロポーザル方式は広く民間の事業者から実施体制、実施方針、履行内容等について提案を求め、その中から最適な提案を行った事業者と随意契約を締結する方式である。したがって、1者のみからでなく複数の提案がなされ、価格だけでなく提案内容を総合的に評価したうえで、委託先を選定するという点に意義があると考えられる。

なお、本委託事業において辞退した事業者から聴収した辞退理由は次のとおりである。

- 横浜市および市民の皆様の利便性を担保できるサービスを期間内に検討・提案することが困難であるため
- 開発体制を構築することが困難であるため

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- 当初想定した体制に課題が生じたため
- 仕様を満たすことができないため

一方、本委託事業における公募型プロポーザル方式による業者選定は次表の日程で実施された。

**表 日程**

項目	日
案件の公表	令和5年4月18日
参加意向申出書の提出期限	令和5年5月8日
提案資格確認結果の通知	令和5年5月12日
質問書提出期限	令和5年5月19日
回答期限	令和5年5月26日
提案書提出期限	令和5年5月31日
提案に対するヒアリング実施	令和5年6月9日
選定結果の通知	令和5年6月15日

プロポーザルを募る際に公表した委託仕様書において当該子育て応援サイト・アプリ(仮称)の運用開始は令和6年3月を予定していたことから、実際に受託者が当該アプリを構築するには日程が非常にタイトであると考えた事業者が多かったように思われる。

事業者が保有する技術力や創造力、経験などを最大限活用したプロポーザルは積極的に複数の事業者から行われるような態勢の整備が必要である。

慢性的な人材不足や働き方改革が提唱される今日において、受託業者となる事業者側に配慮を行い、業者選定の過程から日程に余裕を持たせて進めることが望ましい。

なお、本委託事業はプロポーザル案件の公表時点で当該アプリの仕様が仔細に設定されていたが、仕様の段階からのプロポーザルを募ることとし業者選定をもっと前倒した日程で行うという方法もあろうかと思われる。

民間事業者の力を積極的に活用するために、公募型プロポーザル方式の様々な点において、臨機応変に工夫を行うことが望ましい。

## 3. 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託(生活援助・子育て支援)

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託(生活援助・子育て支援)		
所管部署	こども青少年局こども家庭課		
契約先	特定非営利活動法人さくらんぼ 他 7 者		
令和5年度支出額(税込)	9,648 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	10,000	—
	契約額(Ⓑ)	※1	—
	Ⓑ/Ⓐ	—	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

※1 単価契約の実績払いであるため、特に定めていない。

## ② 事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下、「ひとり親家庭等」という。)が、就職活動等の自立促進につながる事由や疾病等の事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に「家庭生活支援員」を派遣することで、ひとり親家庭等の生活の安定を図る事業であり、市において平成15年より実施している。

## 表 事業内容

項目	内容
支援内容	家事・保育サービス及びこれに附帯する便宜等
支援対象	ひとり親家庭等で、自立促進に必要な事由や疾病等の社会事由などにより、日常生活を営むのに支障が生じている世帯
利用見込み人数	延べ160世帯
自己負担額	0円
委託料	生活援助:1時間3,040円(深夜早朝は1時間3,390円) 子育て支援:1時間1,220円(深夜早朝は1時間1,690円)

### ③ 公募要件

受託事業者募集要領によると、公募要件は、本委託事業の受託を希望する事業者のうち、1及び2の要件を満たす事業者とされている。

- 1 次のすべての要件に該当する事業者であること
  - (1)令和3、4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において営業種目「333 福祉サービス」を登録していること
  - (2)所在地区分は「市内」又は「準市内」であること
- 2 次のいずれかの条件に該当する事業者であること
  - (1)介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること
  - (2)公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること
  - (3)保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-11】個人情報保護に関する取組について

本委託事業は、受託者が個人情報を取り扱うことから個人情報の重要性を認識し、この契約による事務をするに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない、とされている。

そのため「個人情報取扱特記事項」に定められているとおり、事業に従事する者は「個人情報保護に関する誓約書」及び「研修実施報告書」を本市に提出しなければならない。

任意に抽出した1事業者の提出状況を査閲したところ、毎月月末に実施状況確認書を提出しに来庁し、物品役務部分検査を受けている事業者スタッフの氏名が、この法人から提出されている個人情報保護の「研修実施明細書」13名の氏名の中に含まれていなかった。

当該スタッフに関しては、本市における他事業と兼務で従事していることから、兼務している他事業において個人情報保護研修を受講済みであるため、本件の事業における「研修実施報告書」には記載していなかったとのことである。兼務により他事業で個人情報保護研修を受講済みであっても、事業ごとに提出する「研修実施明細書」には氏名を明記する必要がある。

本委託事業のみならず、市における子育て支援の事業は幅広く手厚く実施されており、また事業に従事されている事業者は真摯に誠実に取り組まれていることが感じられた。大変細かい話ではあるが、当該事業において個人情報を取り扱うスタッフ全員が個人情報に関する研修を実施していることを漏れなく確認するために、事業ごとに個人情報保護の「研修実施明細書」に名前を記載する必要がある。

### (3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## 4. ひとり親世帯フードサポート事業

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	ひとり親世帯フードサポート事業		
所管部署	こども青少年局こども家庭課		
契約先	一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会		
令和5年度支出額(税込)	16,022千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	16,274	—
	契約額(B)	16,274	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	当該契約を締結している一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会(現:ひとり親家庭福祉会)は、市内唯一の母子寡婦団体であり、これまでの、フードサポート事業の経験や実績から、提供会実施のノウハウとネットワークを有している。 また、横浜市母子寡婦福祉会は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第6項に規定される市内唯一の母子福祉団体である。「母子家庭の母及び父子家庭の父の修業の支援に関する特別措置法」第6条において、優先的に母子福祉団体等からの物品及び役務の調達に務めることが求められるため(令和5年3月9日付業者選定調書より)		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、ひとり親世帯に対する支援として、フードバンク団体が収集した食品やフードドライブにより供給される食品などを有効活用し、フードロスの削減に取り組むとともにひとり親世帯の食の支援を行うことを目的とする。受託者は提供する食品の収集、運搬及び管理や、ひとり親世帯へ食品の提供を行うこととする。

なお本委託事業は新型コロナウイルス感染症対応として内閣府から交付された地方創生臨時交付金が原資となり開始した事業である。

## 表 事業概要

項目	内容
支援対象	横浜市に住所を有する者で、以下の方法によりひとり親世帯であることが確認で

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	きた世帯の者とする。 <b>(1)</b> 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成などの公的給付にかかる制度の利用申請に際して、ひとり親であることの確認を受けている世帯 <b>(2)</b> 戸籍謄本などの公的な証明書などにより、ひとり親世帯であることを確認できる世帯 <b>(3)</b> ひとり親支援団体の諸事業を利用・相談していることが確認できるひとり親世帯 <b>(4)</b> <b>(1)</b> から <b>(3)</b> のほか、受託者や行政機関、ひとり親支援団体等の聞き取りにより、ひとり親世帯であることが確認できる世帯ひとり親家庭等で、自立促進に必要な事由や疾病等の社会事由などにより、日常生活を営むのに支障が生じている世帯 月間延べ 1,000 世帯
利用見込人数	月間延べ 1,000 世帯を目途とする。
提供食品の収集	受託者は、本市に拠点を有するフードバンク実施団体の利用登録等を行い、円滑に食品の供給が受けられる体制を確保する。
提供食品の運搬	受託者はフードバンク実施団体から食品を受け取る際、また食品をひとり親世帯へ提供する際の食品の運搬を行うための体制を確保し、実施する。
提供食費の管理	供給を受けた食品は、供給元や受入日時・品目・数量、提供した日を記録し、その委託事業の終了の翌日から 5 年間その記録を保管すること
事業の広報	本事業の実施にあたっては、事業内容や提供を行う食品等の情報、提供を受けられる者の範囲、提供方法などに関し、受託者による広報のほか、横浜市が行う「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター」や、ひとり親世帯の支援を行う団体などと連携して広報を行うこと

#### 実績

延べ実施回数	定員	来場者数		
		合計	ひとり親の区分	
			児扶等公的給付受給世帯	その他
196 回	6,827 名	6,025 名	4,520 名	1,505 名

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見—82】 予定価格の算定根拠及び委託料の精算について

本委託事業については、概算数量に基づく委託料が概算払いで分割払いにて支払われ、年度末に下記の実施報告書が提出され精算が行われている。令和 5 年度は実施金額と予定金額との差額 252 千円が戻入れとなった。

仕様書には次のとおり定められている。

- ① 本事業費の支払いは概算払いによるものとし、設計書に定める分割払いの基準に基づいて各履行予定月に支払うこととする。
- ② 概算数量により支払を受けた精算が必要な費用について、受託期間終了後に一括して



数量確認を行い、精算を行うこととする。その際、委託者の求めに応じて履行の事実が確認できる資料を提出すること。

表:実施状況報告書

名称	予定数量	単位	単価(円)	予定金額(円)	実施数量	実施金額(円)	備考
従事者人件費(管理者・その他従事者)	1	式	8,002,860	8,002,860	1	8,002,860	
食品保管場所借上げ費用	1	式	1,056,000	1,056,000	1	1,056,000	
運搬経費	1	式	2,448,000	2,448,000	1	2,448,000	
個別配送費	100	回	1,200	120,000	12	14,400	コロナ感染等のため12件
会場諸経費(会場借上げ費)	216	回	2,000	432,000	154	308,000	有償会場は154
業務管理費	1	式	1,296,000	1,296,000	1	1,296,000	
一般管理費	1	式	1,440,000	1,440,000	1	1,440,000	
合計				14,794,860		14,565,260	
消費税				1,479,486		1,456,526	
税込額				16,274,346		16,021,786	

16,274,346	予定金額
16,021,786	実施金額
252,560	戻入金額

本委託事業は随意契約であり、見積徴収業者である受託業者が提出した見積書の金額がそのまま予定価格として設定されている。

予定価格の内訳として個別配送費と会場借上げ費のみは、単価設定がなされているが、それ以外の人件費や管理費、運搬経費などは算定根拠が明確にされておらず一式としての金額設定である。

そのため、受託期間終了後に行われる精算において、数量確認がなされているのは個別配送費と会場借上げ費のみであり、それ以外の費目については予定価格がそのまま委託料として支払われている点で妥当性に欠けると判断せざるを得ない。

なお、本委託事業の当初の利用見込みは「月間延べ 1,000 世帯」と設定されていたが、受託者からの報告書は「年間利用者数」が項目として設定されていたことから「6,025 名」と記載されており、モニタリングを適正に行うことができない状況であった。

令和 6 年度からは委託事業ではなく補助金給付対象事業に移行するということもあり、こうした実績値に関して、特段のモニタリングは実施されていないが、来年度以降の補助金事業としての取扱いに関しては補助金金額の根拠と精算につき、公正性の観点から適切に行う必要がある。

## 5. ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託		
所管部署	こども青少年局こども家庭課		
契約先	株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ 東京本社		
令和5年度支出額(税込)	28,985 千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル方式(随意契約)		
契約期間	令和5年7月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	29,000	—
	契約額(B)	28,985	—
	B/A	99.95%	—
入札参加者数	5 者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

市ではヤングケアラーの支援に向けて、令和4年度に「ヤングケアラーに関する実態把握調査」を実施した。調査の結果では「ヤングケアラー」という言葉自体の認知度が高いとは言えない状況であり、本人やその家族でさえ、無自覚のままケアラーになることもあるなど、市民にとって身近なこととして捉えにくいという課題が挙げられている。

そこで、「ヤングケアラー広報・啓発事業」を展開し、「ヤングケアラー」に対する認知度向上と理解の促進を図るものである。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見-83】効果検証の対象年齢層について

本委託事業は、市民に対するヤングケアラーに対する認知度を向上させ、理解を深めるための委託事業であり、次表の媒体などにより実施されている。

表 本委託事業を実施した媒体

種別	概要
Web 広告	Google, Yahoo! におけるランディングページ(注)制作誘導広告
	X(旧 Twitter) LINE におけるマンガページ誘導広告
	YouTube (TrueView インストリーム広告)
オフライン広告	JR 横浜駅等におけるデジタルサイネージ
	学校等配布用広告 ポスターや名刺サイズの広告
シネアド	市内 2 つの映画館にて、映画上映前の動画配信
イベント	令和 6 年 1 月 14 日(日)新都市プラザ B2F のイベントスペースにてノベルティのサンプリングやパネル設置、認知度アンケートなど

注)ランディングページとは、マーケティングキャンペーンにおいて、ユーザーが最初に目にする Web ページのこと

ランディングページ誘導（動画）広告

【掲載媒体情報】  
 期間：2023/12/25～2024/1/24  
 媒体：  
 ・YouTube  
 (TrueView インストリーム広告)

学校等配布用広告

B2 ポスター

小学校 4 年生未満向け 370 枚

小中高校生向け 200 枚



カード(名刺サイズ)

小学4年生未満向け 12万枚

小中高校生向け 10万枚

表



表



裏



裏



本委託事業における様々な媒体の認知・認識状況や、内容効果測定は、令和6年2月9日～13日の4日間、横浜市を対象エリアとして20歳代から60歳代までの年代ごとに200名(男性100名、女性100名)ずつを対象とし、合計1,000名に対して、インターネットによるアンケートを実施している。

結果の概要は次表のとおりであり、一定の効果をあげているものと評価できる。

表 結果の概要

項目	内容
広告認知状況	全体として16.6% 媒体としてはJR横浜駅でのサイネージが33.1%で最も高い
ヤングケアラーの内容理解度	広告やWebのランディングページの閲覧により「広告の内容が理解できた」53.4%、「ヤングケアラーについてイメージが湧いた」51.6%
興味喚起度・行動喚起度	広告やWebのランディングページの閲覧後、31.6%が「ヤングケアラーについて詳しく知りたいと思った」36.3%が「何か行動を起こしたいと思った」と回答

しかしながら、この効果の検証の対象者は20歳以上に限定されているところに疑問が生じる。小中高校を通して、ポスターの配布や名刺サイズのカードを配布し、子ども達からヘルプの声をあげてもらえるような手段を提起したのにもかかわらず、20歳未満の市民に対する効果の検証は行われていない。

本委託事業の仕様書には次のとおり記載されており、対象とする市民の年齢は限定していない。

5 業務内容

効果検証の実施

契約期間中に事業の効果検証として、市民を対象とした「ヤングケアラー認知度調査」を実施し、その調査結果を分析すること。なお、アンケートは郵送またはウェブサイトにて行うこと。

20歳未満の市民に対する効果の検証はインターネットによるアンケートであるならば、高校生や大学生などに対しても可能である。また、インターネットによらない検証手段もあろう。

20歳未満の市民に対しても、何らかの方法で効果の検証を行いうるものとする。

公的な支援を受けることなく自分が家族の世話をするのは当然のことと思込み、無自覚にヤングケアラーとして生活せざるを得ないでいることも達のために、こうした事業の効果の測定は20歳未満の市民も対象に含め、より効果的な活動へと繋げていく必要がある。



## IX. 健康福祉局

### 1. 「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託		
所管部署	健康福祉局生活支援課		
契約先	株式会社日本総合研究所		
令和5年度支出額(税込)	65,984千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年5月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	65,984	—
	契約額(Ⓑ)	65,984	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	本業務委託は、自治体情報システムの標準化・共通化への対応を支援する業務委託です。標準化システムへ移行するにあたり、現行の生活保護システムや標準準拠システムの調査分析、計画策定等を行う必要があります。令和7年度に生活保護システムを標準化対応させるためには、昨年度の調査等の結果や実績をいかして業務を進めていく必要があります。以上の理由から期間内に実施可能な業者は、令和4年度にも委託し調査分析等を進めていた、株式会社日本総合研究所のみです。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

国は、令和3年12月24日にデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定し、これを参考に各地方公共団体がデジタル社会構築に向けた各施策に取り組むように通知した。デジタル社会の実現に向けた重点計画では、「自治体の情報システムの標準化・共通化」が重点取組事項として挙げられている。

生活保護業務は、デジタル社会の実現に向けた重点計画で国が示している基幹系20業務の1つであり、目標時期である令和7年度末までに標準準拠システムへの移行を円滑に進めることを目的とした事業である。

生活支援課所管の標準化対象業務に係るシステム(生活保護システム、生活保護版レセプト管理システム)及び周辺システム(医療機関指定システム、介護機関指定システム)の調

達に向けた資料作成支援、移行計画の詳細化、庁内連携の調整業務、オンライン資格確認導入対応支援、端末機器更新対応、その他情報収集・提供業務を委託している。

## (2) 監査の指摘

### 【指摘-12】業務実施結果報告書の未提出について

生活保護関連業務に係る「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託基本仕様書によると、次のとおり、業務実施結果報告書を令和6年3月31日までに提出することとなっている。

#### 仕様書より抜粋

10 納品・検査確認 納品物はそれぞれ示す期限までに作成・提出し、本市の承認を受けること。		
(2) 提出物・提出方法・納期		
提出物	内容	納期
エ 業務実施結果報告書	契約期間中に実施した業務内容に対する報告書	令和6年3月31日

しかし、業務実施結果報告書は提出されていなかった。

市によると、「委託業務完了届」が業務実施結果報告書に該当するとのことであったが、委託業務完了届は、委託契約約款第28条第1項の規定による届であり、業務実施結果報告書には該当しない。現に、委託業務完了届には、納品物として「業務実施結果報告書」と記載していることから、該当しないことがわかる。

したがって、市は、仕様書に示した提出物である業務実施結果報告書を提出させる必要がある。

### 【指摘-13】プロジェクト計画書の提出遅延について

生活保護関連業務に係る「自治体情報システムの標準化・共通化」対応支援委託基本仕様書によると、次のとおり、プロジェクト計画書を契約締結日から3週間以内に提出することとなっている。

#### 仕様書より抜粋

10 納品・検査確認 納品物はそれぞれ示す期限までに作成・提出し、本市の承認を受けること。		
(2) 提出物・提出方法・納期		
提出物	内容	納期
ア プロジェクト計画書	本業務委託のプロジェクト範囲、業務実施体制、スケジュール等、プロジェクト全体の実施計画を示したもの	契約締結日から3週間以内

契約締結日が令和5年5月1日であるから、納期は令和5年5月22日となる。しかし、プロジェクト計画書は、素案が5月30日、初版が6月13日に提出されていた。



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

市と受託者との個別打合せ議事録を見ると、キックオフミーティングが5月15日、第2回打合せが5月18日、第3回目の打合せが5月26日となっており、第3回目の打合せ時に「プロジェクト計画書」を週明け(5月29日～)に市に提示するとの記録があった。

プロジェクト計画書の提出が遅延しているとの認識があり、市は提出を促していたものと推察されるが、今後は、提出物は仕様書に示した納期に間に合うよう、提出させる必要がある。

#### (3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## 2. 令和5年度 市営墓地・納骨堂使用者募集に関する業務委託

## (1) 概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度 市営墓地・納骨堂使用者募集に関する業務委託		
所管部署	健康福祉局環境施設課		
契約先	株式会社清光社		
令和5年度支出額(税込)	44,458千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	45,962	—
	契約額(B)	45,756	—
	B/A	99.56%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

市が運営する墓地・納骨堂は、市内に6箇所あり、それぞれ納骨形式、使用料、管理料、使用期間が異なる。墓地・納骨堂の申込みは年1回あるが、毎年すべての墓地・納骨堂の募集があるわけではなく、その年ごとに空いた枠数などに応じて募集を行っている。なお、久保山霊堂は遺骨の一時預かり施設として、新規使用者の申込みを随時受け付けている。

令和5年度は、日野こもれび納骨堂とメモリアルグリーンの募集を業務委託により行っている。委託業務の内容は、次のとおりである。

- 1) 募集申込書の郵送受付・抽選結果発送等に関する業務
- 2) 使用予定者決定通知書・使用料納入通知書・使用許可証等の発送作業
- 3) 問い合わせ対応業務
- 4) 墓地・納骨堂使用者情報等の入力作業
- 5) その他

## (2) 監査の指摘

## 【指摘-14】 研修実施明細書の記載漏れについて

受託者は、委託契約約款第9条第3項の規定に基づき、業務従事者選定通知書を市に提出している。

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

### 委託契約約款より抜粋

(現場責任者等)

#### 第9条

- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

また、個人情報取扱特記事項第10条の規定に基づき、研修実施報告書(第2号様式)及びその別紙である研修実施明細書を市に提出している。

### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

業務従事者選定通知書には、業務従事者氏名及び資格等が記載されており、研修実施明細書には、研修受講日、所属、担当業務及び氏名が記載されている。両記載内容を突合したところ、相違があった。具体的には、業務従事者選定通知書には12名が記載されていたが、研修実施明細書には11名しか記載されていなかった。

市によると、業務従事者1名は責任者として研修講師を行ったため記載不要との認識であったとのことであった。今後は、業務従事者全員につき記載するよう留意する必要がある。

## (3) 監査の意見

### 【意見-84】 運営計画の提出義務化について

令和5年度市営墓地・納骨堂使用者募集に関する業務委託仕様書によると、受託者は、委託業務実施体制や業務スケジュール、業務執行の手順等をまとめた運営計画を業務開始日までに策定しなければならない。

### 仕様書より抜粋

#### 1 委託業務にかかる基本的な考え方

##### (2) 施設の管理運営

受託者は、計画的かつ効率的に委託業務を遂行するため、市と協議のうえ次の考え方に基づいて、委託業務実施体制や業務スケジュール、業務遂行の手順等をまとめた運営計画を業務開始日までに策定し、委託業務を行うこと。

ただし、仕様書上、運営計画を市に提出することまでは求めていない。そのため、運営計画は市に提出されておらず、業務実施体制等を確認できる書類が市には存在しなかった。

市によると、当該受託者は平成23年度以来、継続して本委託事業を実施しているため、市として、業務実施体制や業務遂行の手順等に問題がないことを認識していることから、提出まで求めていないとのことであった。

しかし、当該委託契約は、公募型指名競争入札によっており、当該受託者以外の者が受託者となる可能性もある。市によると、市内中小事業者に限っても公募資格を満たす事業者

が19者いるとのことであった。

運営計画は、委託業務が適正に履行されるかについて、計画段階において検討するための重要な書類である。したがって、当該受託者が継続して受託するとしても、市は業務の適正な履行を確保するために、運営計画を提出させ検討する必要がある。当該受託者以外の者が受託者となる場合は、なおさらである。

市は、仕様書の記載を見直し、運営計画の提出を義務化する必要がある。

### 3. 令和5年度「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託		
所管部署	健康福祉局福祉保健課		
契約先	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
令和5年度支出額(税込)	19,525千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	19,555	—
	契約額(B)	19,525	—
	B/A	99.85%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>選定対象事業者は、令和4年度に公募型プロポーザル(令和4年2月特定)により「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託の特定を行った事業者です。</p> <p>横浜市地域福祉保健計画(以下、「市計画」という)は、2か年かけて策定しており、第5期市計画は、令和4・5年度にかけて策定します。本委託は単年度で業務が完結するものでなく、令和5年度の委託内容は、令和4年度の検討状況を踏まえたものになります。</p> <p>令和6年3月の完成を目指し、令和4年度中の策定・推進委員会等での議論、関係団体ヒアリング等を踏まえて、素案を作成し、令和5年度の5月に市会、関係団体等への説明を行い、6月にはパブリックコメントを実施します。本業務は、令和4年度から引き続き行う業務であり、市計画策定の議論内容を十分に熟知していないと、一連の作業に滞り、計画策定が予定通りに策定できません。</p> <p>以上の理由から、当該事業者を単独随意契約で選定します。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

平成31年3月に策定した「第4期横浜市地域福祉保健計画」(計画期間:平成31年度(令和元年度)～令和5年度)を見直し、「第5期横浜市地域福祉保健計画」(計画期間:令和6年度～令和10年度)を策定するにあたり、必要な支援業務を委託するものである。

業務内容は、1)「第5期横浜市地域福祉保健計画」の策定支援業務全般、2)第5期横浜市地域福祉保健計画の本冊子、概要版及び第5期区地域福祉保健計画策定・推進指針の作成業務、3)第5期横浜市地域福祉保健計画の外国語用の概要版の作成業務、4)

パブリックコメント実施に伴う支援業務、5)各種会議に関わる支援業務、6)市との打ち合わせ及び横浜市地域福祉保健計画事務局定例会に関する業務支援となっている。

## (2)監査の指摘

### 【指摘－15】安全管理措置報告書の未提出について

本委託事業においては個人情報を取扱うため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない(仕様書 8(1))。個人情報取扱特記事項(令和 5 年 4 月)では、下記のとおり、個人情報の適正な管理のために、受託者は安全管理措置報告書を市に提出しなければならないこととなっている。

#### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(適正な管理)

#### 第 2 条

- 3 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前 3 項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第 1 号様式)により委託者に報告しなければならない。

しかし、再々委託先の安全管理措置報告書が提出されていたものの、受託者の安全管理措置報告書が提出されていなかった。

確かに、受託者は、再々委託先(及び再委託先)を含めた従事者の監督を行わなければならない(個人情報取扱特記事項第 3 条)ため、再々委託先の安全管理措置を把握し、それを安全管理措置報告書により市に報告しなければならないが、受託者自身における安全管理措置についての報告も必須である。

したがって、市は、受託者における安全管理措置も含めた、安全管理措置報告書を提出させる必要がある。

### 【指摘－16】再委託の書面による承諾の未実施について

受託者は、各種リーフレット、冊子等の印刷を株式会社港洋社に再委託している。

個人情報取扱特記事項では、下記のとおり、受託者は、再委託にあたって、市の書面による承諾を受けなければならない。そのため、受託者は、市に再委託承諾願を提出している。

しかし、市は書面による承諾を行っていなかった。

市は、個人情報取扱特記事項第 6 条第 1 項の規定に従い、再委託について、書面による承諾を行う必要がある。

#### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(再委託の禁止等)

- 第 6 条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### 【指摘－17】再々受託者の個人情報管理体制に係る書面による承諾の未実施について

受託者は、各種会議の議事録作成を株式会社アート録音に再委託している。そして、再

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

受託者であるアート録音は、当該業務を個人に再々委託している。

この場合、個人情報取扱特記事項では、下記のとおり、受託者は、再々受託者における個人情報の取扱いに係る管理体制を確認した結果を市に報告し、市の書面による承諾を受けなければならない。

しかし、市は書面による承諾を行っていなかった。

市は、個人情報取扱特記事項第 6 条第 3 項の規定に従い、再々受託者の個人情報管理体制について、書面による承諾を行う必要がある。

#### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(再委託の禁止等)

##### 第 6 条

- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第 1 項ただし書きの承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

#### 【指摘－18】再受託者の研修実施報告書の未提出について

受託者は、個人情報取扱特記事項第 10 条第 2 項及び第 3 項に基づき、研修実施報告書(第 2 号様式)を再受託者に提出させ、それを市に提出しなければならない。

しかし、再受託者の研修実施報告書が提出されていなかった。

市は、個人情報取扱特記事項第 10 条第 3 項の規定に従い、再受託者の研修実施報告書を提出させる必要がある。

#### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(研修実施報告書の提出)

- 第 10 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第 2 号様式)を委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

#### (3) 監査の意見

#### 【意見－85】研修実施報告書の提出者の責任者職氏名について

受託者は、個人情報取扱特記事項第 10 条第 1 項に基づき、研修実施報告書(第 2 号様式)を市に提出しているが、提出者の責任者職氏名欄に、責任者とは思われない者の氏名が記載されていた。当該者は別紙研修実施明細書によると「主担当」者であり、より上位者



と思われる「総括」者もいる。

他の委託業務において提出された研修実施報告書(第2号様式)を通査したところ、提出者の責任者職氏名欄には、受託者の代表者の職氏名が記載されていることが多い状況であった。

これらを踏まえると、研修実施報告書の提出者の責任者職氏名欄には、受託者の代表者等、真に責任を有する職にある者を記載させる必要がある。

## 4. 資格取得・就労支援事業委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	資格取得・就労支援事業委託		
所管部署	健康福祉局高齢健康福祉課		
契約先	公益社団法人横浜市福祉事業経営者会		
令和5年度支出額(税込)	19,250千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	22,000	—
	契約額(B)	19,250	—
	B/A	87.50%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

近年の急速な高齢化に伴い、要介護高齢者数も増加している一方、介護保険施設等では、慢性的な介護人材の不足が深刻な状況となっている。

本委託事業は、次の取組により介護を担う人材の確保に向けて、介護職としての就労を希望する者や横浜市訪問型生活援助サービスの従業者を対象に、介護職員初任者研修を開講し、介護職員初任者研修の受講、及び介護保険サービス事業所等で就労に向けた支援を一体的に行うものである。

委託業務の内容は、次のとおりである。

- 1) 就労支援対象者の募集選考
- 2) 介護職員初任者研修(4回:定員各40名)の実施
- 3) 受講者に対する市内介護保険サービス事業所等への就労支援

### (2) 監査の指摘

#### 【指摘-19】報告書の提出回数不足について

当該委託契約は部分払となっており、その基準は下表のとおりである。

表 部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量/単位	金額(円)
介護職への就労支援事業 (初任者研修 1 回目・2 回目終了後)	～R5/10	1 式	8,750,000
介護職への就労支援事業 (初任者研修 3 回目終了後)	～R5/11	1 式	4,375,000
介護職への就労支援事業 (初任者研修 4 回目終了後)	～R6/3	1 式	4,375,000

受託者は、この部分払のタイミングに合わせて、資格取得・就労支援事業業務委託実施報告書を市に提出している。具体的には、第 1 回が令和 5 年 10 月 6 日、第 2 回が令和 5 年 11 月 30 日、第 3 回が令和 6 年 3 月 29 日付で、実施報告書を提出している。

一方、資格取得・就労支援事業業務委託仕様書によると、下記のとおり、報告書は四半期ごとに作成することとされている。つまり、仕様書に従うと、報告書は年 4 回提出しなければならないこととなる。

しかし、受託者は 3 回しか報告書を提出していない。

#### 仕様書より抜粋

##### 8 各種報告について

- (1) 契約後、四半期ごとに、受講者数(介護職員初任者研修受講者数)等委託業務の執行状況について、報告書を作成すること。(以下略)

仕様書で四半期ごとに報告書の提出を求めている趣旨は、介護職員初任者研修を実施した都度、市が適宜委託業務の執行状況を把握し、受託者に必要な指示を行うなどして、委託業務の適正な履行を確保することであると考えます。

したがって、市は、受託者に対し、報告書を仕様書に従い四半期ごとに提出させるよう指導する必要がある。

#### 【指摘-20】報告書の記載内容不足について

受託者から提出された報告書を閲覧したところ、介護職員初任者研修の実施状況や就労支援の実施状況について、詳細に記載されており、委託業務が適正に履行されている状況がうかがえた。

一方、仕様書によると、報告書に記載すべき事項が下記のとおり定められている。

#### 仕様書より抜粋

##### 8 各種報告について

- (1) (略) 報告書には、①経費の内訳実績 ②就労支援をした総数 ③就職者数及びその就職先を必ず含めること。

しかし、受託者から提出された報告書には、「経費の内訳実績」が記載されていなかった。また、第 1 回目と第 2 回目の報告書には、「就職先」が記載されていなかった。

したがって、市は、受託者に対し、報告書に記載すべき項目について仕様書に従うよう指導する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見-86】 予定価格の積算根拠の明確化について

当該委託契約の予定価格の算定根拠は、予定価格調書によると「金入り設計書のとおり」とされている。そこで、予定価格の積算根拠の妥当性を検証するため、金入り設計書に記載されている委託代金額の内訳を確認した。委託代金額の内訳は、次表のとおりである。

表 内訳書

名称	数量	単位	金額(円)	摘要
業務費				
人件費	1	式	6,400,000	委託業務担当者の人件費(通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担分を含む。)
その他諸経費	1	式	13,600,000	人件費以外の事業費(介護職員初任者研修にかかる費用、参加者募集経費、営業交通費等。)
業務費 計			20,000,000	
業務価格			20,000,000	
消費税及び地方消費税相当額			2,000,000	
委託代金額			22,000,000	

表のとおり、業務費は人件費及びその他諸経費で構成されているが、人件費、その他諸経費とも一式として記載されており、単価や工数等の積算根拠は示されていない。

市に単価や工数等の積算根拠についてヒアリングしたところ、これまでの契約実績を参考に設定しているとのことであった。具体的には、令和5年度の設計金額は、令和4年度の初任者研修1回あたり5,088千円を参考に、初任者研修1回あたり5,500千円とし、4回分22,000千円としているとのことであった。

しかし、上表の摘要にも記載があるとおり、人件費、その他諸経費とも複数の項目から構成されている。したがって、それらの単価や工数等について積算されてしかるべきであるが、詳細な積算資料は存在しなかった。

詳細な積算資料がないことは、結果として、設計書を基礎として作成された予定価格の適切性、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

したがって、市は、予定価格及び契約額の根拠となる設計書について、たとえば、「【指摘-20】 報告書の記載内容不足について」で述べたとおり、報告書に「経費の内訳実績」を記載させ、それを次年度の積算の参考情報とするなど、客観的で合理的な方法に基づいて慎重に算定し、予定価格の積算根拠を明確化する必要がある。

## 5. 横浜市福祉特別乗車券交付業務委託(単価契約)

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市福祉特別乗車券交付業務委託(単価契約)		
所管部署	健康福祉局障害自立支援課		
契約先	日本郵便株式会社		
令和5年度支出額(税込)	14,908千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)		当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	218円/1件	—
	契約額(B)	218円/1件	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本事業の受託事業者には次の条件を満たすことが求められます。</p> <p>(1)厳格な個人情報管理をした上で、乗車券の交付ができること</p> <p>(2)負担金の適切な管理ができること</p> <p>(3)利用者の利便性の観点から、市内の生活圏域に、広範囲かつ複数の申請受付拠点があること</p> <p>以上の条件を満たすのは、市内302か所の郵便局を有する選定対象業者以外にはありません。(業者選定調書より)</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

市内に居住する障害者に対して、福祉特別乗車券を交付することにより、障害者等の外出を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

福祉特別乗車券とは、横浜市内を運行する路線バス(一部市外区間を含む。深夜急行バス・高速バスなどを除く)、横浜市営地下鉄(全線)及び金沢シーサイドライン(全線)を利用する場合、無料になるものである。交付をうけるためには、年額1,200円(20歳未満は年額600円)の利用者負担金が必要となる。

乗車券の有効期限は、毎年10月1日から翌9月30日までである。

交付対象者は、下記のいずれかに該当する70歳未満の市民で、福祉タクシー利用券又は障害者自動車燃料券の交付を受けていない者である。

- 1) 身体障害者手帳1～4級を持っている者
- 2) 愛の手帳(療育手帳)A1～B2を持っている者又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定された者

## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

3)精神障害者保健福祉手帳1～3級を持っている者

### (2)監査の指摘

#### 【指摘－21】参照条文の誤りについて

個人情報の保護に関して、令和 5 年度横浜市福祉特別乗車券交付業務委託契約書に次のとおり規定されている。

#### 契約書より抜粋

(個人情報の保護)

第 10 条 受託者は、本件業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。ただし、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に定める研修の実施及び誓約書の提出については、不要とする。

しかし、契約書第 10 条但し書きで参照している個人情報取扱特記事項第 12 条の規定は存在しない。正しくは、次のとおり、個人情報取扱特記事項第 10 条である。

#### 個人情報取扱特記事項より抜粋

(研修実施報告書の提出)

第 10 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第 2 号様式)を委託者に提出しなければならない。

参照条文を誤った要因は、令和 5 年 2 月 8 日付市市情第 2243 号に基づき、令和 5 年 4 月 1 日に新たに施行された個人情報取扱特記事項を適用したものの、参照条文は平成 27 年 10 月施行の旧個人情報取扱特記事項のままとしたことにある。

したがって、今後は参照条文を誤ることのないよう、留意する必要がある。

### (3)監査の意見

#### 【意見－87】報告方法の明確化について

本委託事業を実施したときは、受託者は仕様書に定める報告を行い、委託者の検査を受けなければならない(契約書第 3 条第 1 項)こととなっている。仕様書に定める報告は次のとおりである。

#### 仕様書より抜粋

5 報告

毎月第 10 営業日までに、前月の実績を報告することとする。

また、前月の実績の報告方法については、委託者受託者間で別途協議の上、決定する。

そこで、報告方法について市にヒアリングしたところ、毎年契約締結時に取扱件数の報告方法は前年同様とすることを確認しているとのことであったが、協議内容を文書化したものはなかった。

報告は、「2024 年〇月分 横浜市福祉特別乗車券 取扱数等報告」という様式により行わ

れているが、報告内容は検査の対象となることを鑑みると、重要であり、その方法は文書により明確にしておくべきであると考え。

したがって、市は、報告方法について協議結果を文書化したり、仕様書に報告様式を定めたりするなどして、報告方法を明確化する必要がある。



## 6. 認知症初期集中支援チーム(港南区)

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	認知症初期集中支援チーム(港南区)		
所管部署	健康福祉局高齢在宅支援課		
契約先	医療法人FLATS		
令和5年度支出額(税込)	7,500千円		
契約の締結方法	公募型プロポーザル(随意契約)		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	7,500	—
	契約額(B)	7,500	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	健康福祉局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会(令和4年10月12日)において、公募型プロポーザル方式にて受託候補者の選定を行うことを決定しています。 「横浜市認知症初期集中支援推進事業(認知症初期集中支援チーム)委託」受託候補者特定に係る実施要領第6条に定めるプロポーザル評価委員会を令和5年1月20日に開催し、評価を行った結果、医療法人FLATSを受託候補者として特定しました。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、国の定める地域支援事業実施要綱の包括的支援事業に位置付けられている認知症初期集中支援推進事業として、横浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱に基づき実施するものである。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としている。

委託内容は、次のとおりである。

- 1) 支援チームに関する普及啓発
- 2) 認知症初期集中支援の実施
  - ア. 訪問支援対象者の把握
  - イ. 情報収集及び観察・評価

- ウ. 初回訪問時の支援
  - エ. 専門医を含めたチーム員会議の開催
  - オ. 初期集中支援の実施
  - カ. 引き継ぎ後のモニタリング
  - キ. 記録等の保管
- 3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加

**(2) 監査の指摘**

**【指摘-22】 作業機器の外部接続の可否の検討について**

市は、個人情報適切に管理するため、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を定めている。さらに、当該委託契約においては、「横浜市認知症初期集中支援推進事業(認知症初期集中支援チーム)個人情報等取扱規程」(以下「支援チーム個人情報取扱規程」という。)を定め、個人情報の適切な管理を受託者に求めている。

個人情報取扱特記事項では、個人情報の適正な管理のために講じた安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により市に報告しなければならないこととなっている。安全管理措置報告書には、電算処理における個人情報保護対策を記入する欄が設けられており、受託者による当該項目の記入状況は、次のとおりである。

**安全管理措置報告書より抜粋**

<b>11 電算処理における個人情報保護対策</b>	
<b>(2) 外部との接続</b>	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法: <input checked="" type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他( ) 通信の暗号化: <input type="checkbox"/> している <input checked="" type="checkbox"/> していない

一方、支援チーム個人情報取扱規程では、電算処理を行う場合の個人情報保護対策として、次の事項の遵守を求めている。

**支援チーム個人情報取扱規程より抜粋**

横浜市認知症初期集中支援チームの受託者は、支援チームの運営において入手、使用する個人情報を適切に管理するため、以下の項目を遵守する。 <b>(6) 電算処理を行う場合の個人情報対策</b> 作業を行う機器は受託医療機関の備品に限る。 作業を行う機器は外部との接続はしない。 ID・パスワード付与によりアクセスを制限する。 作業を行う機器はチェーン等で固定し、外部へ持ち出すことができないよう防犯対策に努める。 USB等の外部媒体による持ち出しは、原則禁止する。
--

このとおり、支援チーム個人情報取扱規程では、作業機器を外部と接続することは認めていない。しかし、安全管理措置報告書によると、作業機器はインターネットにより外部と接続していることから、支援チーム個人情報取扱規程に従っていない状況となっている。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

市によると、支援チーム個人情報取扱規程は、平成 27 年 7 月の策定時から改定されていないため、現状と齟齬が生じているとのことであった。確かに、策定当時は外部接続を避けることで、個人情報漏洩リスクを減らすことが重要であったと思われるが、セキュリティ技術は日々進化しており、適切な対策を講じることで、外部接続を安全に利用することが可能である。このため、クラウド利用の拡大等の状況を踏まえると、外部接続を禁止することは必ずしも現実的ではない。

したがって、市は、作業機器の外部接続を認めるか否かを検討し、認めるのであれば、支援チーム個人情報取扱規程を改定する必要がある。

#### 【指摘-23】安全管理措置報告書の記載漏れについて

安全管理措置報告書には、電算処理における個人情報保護対策を記入する欄以外にも、調査項目について記入する欄が多数設けられている。

しかし、受託者から提出された安全管理措置報告書の記入状況は、次のとおりであり、未記入となっている調査項目が多数見受けられた。

#### 安全管理措置報告書より未記入箇所抜粋

調査項目	内容
1 業者名	医療法人 FLATS <input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> P マーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格( ) <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制	
(2) 個人情報の保管場所	<input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他( )

上記の未記入箇所には単なるチェックマーク漏れも含まれていると推察されるが、特に、「5 個人情報保護関連資格等」の欄や「8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等」の欄は、受託者が個人情報を適切に管理しているか否かを確かめるための重要な調査項目である。

したがって、市は、受託者に対し、安全管理措置報告書の記入を徹底させるとともに、記入漏れの有無を含めた記入内容の確認を徹底して行う必要がある。

#### (3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## X. 資源循環局

## 1. プラスチック製容器包装中間処理(Bエリア)業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	プラスチック製容器包装中間処理(B エリア)業務委託		
所管部署	資源循環局業務課		
契約先	株式会社ホンマ		
令和5年度支出額(税込)	442,749 千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	442,773	—
	契約額(B)	442,749	—
	B/A	99.99%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本委託業務は、分別収集したプラスチック製容器包装を再商品化事業者へ引き渡しを行うために、受託者の中間処理施設で選別・圧縮・梱包などを行うものです。</p> <p>中間処理については、プラスチック製容器包装に関する本市一般廃棄物処理施設許可を受けた施設を所有している必要がありますが、市内において条件を満たしているのは現行の受託業者3者のみです。</p> <p>新規で本市一般廃棄物処理施設許可を受けるためには、敷地・建物・設備などの事前投資に加え、都市計画審議会の了承と中間処理施設周辺住民への住民説明等が必要となります。本委託業務を履行するためには、この要件を全て満たす必要があり、最低でも2年の期間が必要です。</p> <p>また、近接市町村の民間中間処理施設の受け入れにつきましても、本委託業務を履行できる状況にはないため、本委託業務を履行できるのは現行の市内受託業者3者のみというのが現状です。</p> <p>現行の市内受託業者3者ですが、建物、設備規模が全く異なるため、中間処理能力に大きな差があります。それぞれの能力に合わせてできるだけ施設に近いエリアのプラスチック製容器包装を集めないと、別途発注する収集運搬委託のコストが大きく増大してしまうため、経費の節減を最大限に確保するためには、現行の市内受託業者の中間処理能力を踏まえたエリア設定が必要です。</p>		

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
	<p>各社の処理能力の合計が本市のプラスチック製容器包装の発生量とほぼ同じであるため、重複のないようにエリア設定を行わざるを得ません。その結果、必要なサービスを提供できる業者はエリア内に1者となります。</p> <p>さらに、プラスチック製容器包装の再商品化事業者への引渡基準は非常に厳しく、日本容器包装リサイクル協会の検査も厳格であるため、プラントや異物除去作業に十分なノウハウが必要不可欠です。</p> <p>以上の点から、本委託業務の性質が競争入札に適しないものであると認められることから、株式会社ホンマとの随意契約を希望します。(随意契約理由書より)</p>
過年度の包括外部監査	該当事項なし

### ② 事業内容

#### 1) 中間処理業務

市が収集する、家庭からプラスチック製容器包装として排出された廃棄物(以下「プラ製容器廃棄物」という。)について、受託者の施設において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)が定める引き取り品質ガイドライン及び環境省令に定める分別基準に適合するよう、選別・圧縮・梱包・保管を行うとともに、選別により発生したその他のもの(不適物)の運搬等の業務を行う。

#### 2) 積替運搬業務

市が収集したプラ製容器廃棄物を神明台ヤード(泉区池の谷 3949 番地1神明台処分地内)(以下「中継ヤード」という。)に搬入するので、受託者は中継ヤードにおいて運搬車両に積替え、受託者の中間処理施設もしくは、本市の指定する中間処理施設までの運搬業務を行う。

なお、収集輸送効率等の観点からエリアを A,B,C の3つに分けている。B エリアは、主に中区・磯子区・金沢区・旭区・泉区・瀬谷区・港南区の一部である。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見ー88】立会い調査の証跡がないことについて

プラスチック製容器包装中間処理(B エリア)業務委託仕様書によると、受託者は市立会いのもと、四半期に一度を目安として、選別後のプラ製容器廃棄物の品質調査を受託者施設内で行わなければならないこととなっている。

**仕様書より抜粋**

**6 中間処理業務に関すること**

**(3) 委託業務内容**

又 受託者は本市立会いのもと、四半期に一度を目安として、選別後のプラ容器廃棄物の品質調査を受託者施設内で行うこと。基準等については指定法人が定めるプラスチック製容器包装ベールの評価方法の収集袋の破袋度評価、容器包装比率評価、禁忌品の有無評価に準ずる。

しかし、当該品質調査に市が立ち会ったか否か、確認することができなかった。  
市は、仕様書の内容が適切に履行されていることを明確にするためにも、立会い調査の結果について、報告書を作成するなどして、その証跡を明らかにしておく必要がある。

## 2. プラスチック製容器包装中間処理(Cエリア)業務委託

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	プラスチック製容器包装中間処理(Cエリア)業務委託		
所管部署	資源循環局業務課		
契約先	J&T環境・デスポ特定共同企業体 代表構成員J&T環境株式会社		
令和5年度支出額(税込)	946,450千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	949,006	—
	契約額(Ⓑ)	946,450	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.73%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本委託業務は、分別収集したプラスチック製容器包装を再商品化事業者へ引き渡しを行うために、受託者の中間処理施設で選別・圧縮・梱包などを行うものです。</p> <p>中間処理については、プラスチック製容器包装に関する本市一般廃棄物処理施設許可を受けた施設を所有している必要がありますが、市内において条件を満たしているのは現行の受託業者3者のみです。</p> <p>新規で本市一般廃棄物処理施設許可を受けるためには、敷地・建物・設備などの事前投資に加え、都市計画審議会の了承と中間処理施設周辺住民への住民説明等が必要となります。本委託業務を履行するためには、この要件を全て満たす必要があり、最低でも2年の期間が必要です。</p> <p>また、近接市町村の民間中間処理施設の受け入れにつきましても、本委託業務を履行できる状況にはないため、本委託業務を履行できるのは現行の市内受託業者3者のみというのが現状です。</p> <p>現行の市内受託業者3者ですが、建物、設備規模が全く異なるため、中間処理能力に大きな差があります。それぞれの能力に合わせてできるだけ施設に近いエリアのプラスチック製容器包装を集めないと、別途発注する収集運搬委託のコストが大きく増大してしまうため、経費の節減を最大限に確保するためには、現行の市内受託業者の中間処理能力を踏まえたエリア設定が必要です。</p> <p>各社の処理能力の合計が本市のプラスチック製容器包装の発生量</p>		



項目	内容
	<p>とほぼ同じであるため、重複のないようにエリア設定を行わざるを得ません。その結果、必要なサービスを提供できる業者はエリア内に1者となります。</p> <p>さらに、プラスチック製容器包装の再商品化事業者への引渡基準は非常に厳しく、日本容器包装リサイクル協会の検査も厳格であるため、プラントや異物除去作業に十分なノウハウが必要不可欠です。</p> <p>以上の点から、本委託業務の性質が競争入札に適しないものであると認められることから、J&amp;T 環境・デスが特定共同企業体との随意契約を希望します。(随意契約理由書より)</p>
過年度の包括外部監査	該当事項なし

## ② 事業内容

### 1) 中間処理業務

市が収集する、家庭からプラスチック製容器包装として排出された廃棄物(以下「プラ製容器廃棄物」という。)について、受託者の施設において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)が定める引き取り品質ガイドライン及び環境省令に定める分別基準に適合するよう、選別・圧縮・梱包・保管を行うとともに、選別により発生したその他のもの(不適物)の運搬等の業務を行う。

### 2) 積替運搬業務

市が収集したプラ製容器廃棄物を都筑ヤード(都筑区平台 27 番地1都筑工場敷地内)(以下「中継ヤード」という。)に搬入するので、受託者は中継ヤードにおいて運搬車両に積替え、受託者の中間処理施設もしくは、本市の指定する中間処理施設までの運搬業務を行う。

なお、収集輸送効率等の観点からエリアを A,B,C の3つに分けている。C エリアは、主に鶴見区・神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・西区・南区・保土ヶ谷区である。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-89】立会い調査の証跡がないことについて

プラスチック製容器包装中間処理(C エリア)業務委託仕様書によると、受託者は市立会いのもと、四半期に一度を目安として、選別後のプラ製容器廃棄物の品質調査を受託者施設内で行わなければならないこととなっている。

**仕様書より抜粋**

**6 中間処理業務に関すること**

**(3) 委託業務内容**

又 受託者は本市立会いのもと、四半期に一度を目安として、選別後のプラ容器廃棄物の品質調査を受託者施設内で行うこと。基準等については指定法人が定めるプラスチック製容器包装ベールの評価方法の収集袋の破袋度評価、容器包装比率評価、禁忌品の有無評価に準ずる。

しかし、当該品質調査に市が立ち会ったか否か、確認することができなかった。  
市は、仕様書の内容が適切に履行されていることを明確にするためにも、立会い調査の結果について、報告書を作成するなどして、その証跡を明らかにしておく必要がある。

## XI. 都市整備局

### 1. 令和5年度横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)改定検討

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)改定検討		
所管部署	都市整備局企画課		
契約先	株式会社サンワコン 横浜営業所		
令和5年度支出額(税込)	8,547千円		
契約の締結方法	指名競争入札		
契約期間	令和5年5月15日から令和6年3月29日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	13,288	—
	契約額(Ⓑ)	8,547	—
	Ⓑ/Ⓐ	64.32%	—
入札参加者数	10者		
入札辞退者数	5者		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

平成25年3月に策定された横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられ、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に則して定められている。

本委託事業は、令和4年度に実施した「都市計画マスタープラン等改定検討小委員会における審議結果に基づき、令和5年度に予定している2回の小委員会運営・支援、市民との意見対話を通じて都市計画マスタープラン等改定素案(案)を作成することを目的としており、都市計画マスタープラン等改定検討小委員会の資料作成、委員会の運営補助、改定素案の作成、市民説明用資料のデザインの作成を行う。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-90】入札辞退者の辞退理由の把握について

市は、本委託事業の契約の締結方式として、都市計画と総合的なまちづくりに関する豊富な経験と専門的知識や技術力を必要とするため、契約の締結方法として指名競争入札を採用している。

指名業者の指名においては、横浜市有資格者名簿の設計・測量等において、種目「建設コンサルタント等の業務」を第1位とし、登録種目を「A 建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」としている業者のうち、建設コンサルタントの登録を有し、技術士(建設部門:都市及び地方計画)を1人以上有すること、かつ都市計画マスタープラン策定かつデザインに関する業務実績をそれぞれ1件以上有することを条件とし、市内・準市内の中小企業・大企業を対象とし、局内で設置する業者選定委員会に諮り、指名業者選定の意思決定を行っている。

市は、入札参加候補者として10者を指名したものの、その半数が競争入札を辞退している。

辞退された事由について、市は、指名業者のそれぞれの事情によるため一概には言えないが、委託内容で求める事項が、高度かつ多岐にわたることが要因の一つではないかと考えているという。辞退者へヒアリング等を実施するなど直接的、積極的に把握していない。

指名業者の半数が辞退するといった事態は、何らかの原因や課題があるものと考えられる。辞退理由として、委託内容が高度かつ多岐にわたるため実施することが困難であることに加えて、たとえば人員不足で対応することができない、仕様書の要件に対応することができない、金額的に対応することができない等の事由も考えられ、実際上の辞退理由をヒアリング調査することで、入札参加者を増加させる具体的な取組ができ、競争性の向上を図ることができるものと考えられる。

今後の競争参加者数を増加させ、より一層の競争性を確保するため、入札辞退者に対して積極的にヒアリング等を行って辞退の理由を把握し、分析することが望まれる。

#### 【意見-91】競争入札の実施時期の早期化について

本委託事業の競争入札及び契約にかかるスケジュールを確認したところ、執行伺は令和5年3月14日に起案され、入札の執行(開札)が同年4月24日、その後契約締結は同年5月15日であり、新年度がはじまり1か月超が経過した後に業務開始となっている。業務委託期間が実質的に十分ではなかったのではないかと考えられる。

本委託事業のようなマスタープランの策定や改定を検討するようなコンサルティング業務は、高度かつ多岐にわたり、業務遂行に相当の期間を要する内容であると考えられるため、十分な業務実施期間を確保することが必要であり、入札実施時期を新年度が開始する前とする等できるだけ早期化することで、指名業者の辞退を減らすことができ、また入札参加者を増やし、より競争性の向上を図ることができるものと考えられる。

広く事業者が応札しやすいよう競争入札の実施時期を早期化することを検討し、競争性の促進を図る取組に努めることが望まれる。

**【意見－92】競争入札の参加資格要件の緩和について**

本委託事業の競争入札にかかる参加資格要件を確認したところ、横浜市有資格者名簿の設計・測量等において、種目「建設コンサルタント等の業務」第1位を条件とし、市内・準市内の中小企業・大企業を対象としている。

一定の能力や資質を有する事業者に入札へ参加してもらいたいという市の意向は理解できるが、入札参加資格の要件に関しては、順位要件を第1位に加えて、第2位以下を含めるなど緩和することにより、指名業者を増やすことができ、より競争性の向上を図ることができるものと考えられる。

入札参加者数が増加させられる取組を検討し、また、広く事業者が応札しやすい参加資格要件となるよう検討し、競争性の促進を図る取組に努めることが望まれる。

**【意見－93】仕様書に記載のない業務実施計画に関する業務を仕様書に明記する必要性について**

市は、受託者より業務の目的や実施方針、具体的な業務工程や業務組織計画、成果品の内容等を明示した業務実施計画書の提出を受けているが、受託者が実施している業務実施計画の提出に関して、特記仕様書に記載がない。

市は、本委託事業に限らず一般的、標準的な業務実施計画に関しては、委託契約約款及び土木設計業務共通仕様書に記載があるので、明文をもって特記仕様書に明記しなかったとのことだが、業務実施計画書の作成は、本委託事業のマスタープランの策定や改定を検討するようなコンサルティング業務では、市と受託者との間で業務の全体を把握し、進捗管理等を実施するため特に重要であると考えられる。

受託者に対して実施すべき業務を明確化し、また業務の進捗管理を明示的に徹底させるため、業務実施計画書の作成に関する具体的な業務を特記仕様書上で明文をもって規定化することが望まれる。

## 2. 公共掲示板撤去委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	公共掲示板撤去委託		
所管部署	都市整備局景観調整課		
契約先	横浜標識株式会社		
令和5年度支出額(税込)	6,282 千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和5年9月11日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	8,863	6,282
	契約額(B)	6,032	6,282
	B/A	68.06%	100.00%
入札参加者数	8者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	-		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は景観調整課が所管する「公共掲示板(まちの広告板)」の撤去及び現状復旧並びに撤去に伴う産業廃棄物の処分を委託する事業である。

市内に設置した公共掲示板を全て撤去することについて、平成26年度に方針決定しており、この方針に沿って、令和5年7月現在設置されている24基のうち17基の撤去を行う。加えて、過去に公共掲示板の撤去を実施した際に残置した基礎4基についての撤去を含んでいる。

また、本委託事業を行うにあたって必要な道路管理者、交通管理者等への届出等の手続きも含まれている。

#### ③ 公共掲示板撤去の背景

公共掲示板は「まちの広告板」の名称で、駅の近くやスーパーマーケットの付近に設置され、縦60cm×横42cm以内のものを掲示することができる。自治会や町内会が管理している掲示板と異なり、利用規約に基づいて利用者がその場で掲示することができるものとされている。

市は、インターネットの普及やフリーペーパーが広まったことを受け広報媒体や方法等が多様化したことで、代替手段の確保が容易になったとして、公共掲示板の役割は終わったとし、平成26年度に全ての公共掲示板を撤去する方針を決定したという。

昭和 48 年の屋外広告物法の一部改正によって、貼り紙や立て看板といった広告物の即時除去が可能になったことから、その代替手段として昭和 50 年に公共掲示板の設置を始め、かつては市内に 160 カ所以上設置されていた公共掲示板が姿を消すことになる。

図 公共掲示板(まちの広告板)



(実績報告書中の工事写真より監査人加工)

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-94】 個別業務ごとの記録がないことと進捗管理について

市は、公共掲示板の設置や撤去等に関して、受託者より地域住民への案内や説明、ホームページの更新(公共掲示板のお知らせ)への対応のため、施工工事前に受託者より電話やメール等で作業日程等の連絡を受けているが、設置する公共掲示板ごとの個別業務の作業予定日や施工完了日、通年のスケジュールなど本委託事業にかかる工事進捗を管理すべく記録がつけられていない状況である。

公共掲示板の撤去案件ごとに、個別工事施工前に市と受託者で電話やメール等で日程等の調整を行い、施工後は個別に完了報告を行うとともに、次工事の日程等の打合せを実施しているというが、その進捗状況等の記録が残されていない。

個々の公共掲示板の撤去作業がいつ実施され、いつ時点で撤去が完了したかどうかの情報は、期日管理の観点から重要であると考えられる。特に本委託事業では、市担当者による直接的な現場確認が実施されていないことの状態を鑑みれば、個別撤去工事ごとの詳細な記録を残し進捗管理、モニタリングすることがより重要である。

市は、事業全体を委託事業として一括管理するのみならず、事業期間中も常時継続的にモニタリングすることが肝要であり、個別撤去工事ごとに対象掲示板、施工予定日、実際に施工が実施された日、廃棄物処分日等の情報を予め、受託者に業務計画書として提出させ、



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

これを更新するかたちで個別撤去工事ごとの進捗管理をしていくことが一案である。

なお、本委託事業に関して、変更契約が複数回行われている。初回は、撤去対象である3基の公共掲示板について、現況の路面状況が仕様書と異なっていたことに伴い、土木事務所と協議した結果、路面の復旧方法(アスファルトやブロック舗装など)を変更する必要性が生じたためであったが、2回目の変更契約は、初回の変更契約において履行期限を変更しなかった結果、公共掲示板3基の撤去が12月下旬に後ろ倒しとなったことで、廃棄物の最終処分の完了が1月以降の見込みとなったことにより、履行期間を変更する必要性が生じたことによるものである。前記のように、事業期間中に業務進捗管理を適切に行っていたのであれば、2回目の変更契約の発生を回避できたように考えられる。

本来不必要な手続をできるだけ回避し、業務の効率化を図る観点からも、個別撤去工事ごとの進捗管理、モニタリングを適切に行うことが望まれる。

#### **【意見-95】仕様書に記載のない業務計画及び実施報告等に関する業務を仕様書に明記する必要性について**

市は、公共掲示板の撤去案件ごとに、個別工事施工前に電話やメール等で受託者と日程等の調整を行い、施工後は個別に完了報告を受けるとともに、次工事の日程等の打合せを実施しているが、受託者が実施している業務計画や実施報告等に関して、仕様書に記載がない。

受託者に対して実施すべき業務を明確化し、また業務の進捗管理を明示的に徹底させるため、業務計画や進め方、打合せ方法、事後の具体的な報告方法等に関する受託者の具体的な業務を仕様書上で明文をもって規定化することが望まれる。

## 3. 令和5年度綱島東口デザイン・エリアマネジメント検討業務委託

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度綱島東口デザイン・エリアマネジメント検討業務委託		
所管部署	都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所		
契約先	株式会社オクトプランニング&デザイン		
令和5年度支出額(税込)	5,940千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年9月11日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	5,940	—
	契約額(B)	5,940	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>本業務は、過年度の委託の「公共的空間部分のデザイン検討」、「エリアマネジメントの検討」等を踏まえて実施する業務である。</p> <p>「(1)公共的空間部分のデザイン検討」で作成・更新する公共空間デザインプラン、VR等は、地元関係者がまちの将来イメージを把握し、合意形成を図るためのものであり、「(2)エリアマネジメントの検討」は、まちの将来像をイメージしながら、今後想定される公共空間の活用に支障がないよう公共空間デザインプラン、VR等を見直すなど、(1)(2)を相互に反映し合いながら一体的に進める必要がある。</p> <p>また、「(3)地元との意見交換における技術的な助言・支援」は(1)(2)の検討を進める上で必要不可欠であり、同一業者が担うことでより効果的・効率的に実施することができる。</p> <p>これら(1)～(3)の業務は、今後の段階的な『まちびらき』に向けて長期的に検討するものであり、まちの付加価値に影響を及ぼすものである。その前提として地元関係者との信頼関係を十分に構築しているとともに、活発的な議論を促し、更なる課題への対応や検討の深度化をすることが求められる。</p> <p>今回選定する業者は事業初期から当地区の街づくりに関わっており、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、当該業者と単独随意契約を締結している。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

綱島駅東口周辺地区では、地元主体の「綱島東口街づくり検討会」(以下「検討会」という。)及び「綱島東口街づくり検討会デザイン検討部会」(以下「デザイン部会」という。)により、平成29年度から街のコンセプトを定め、「綱島東口街並みデザインガイドライン」及び「公共空間デザインプラン」、「VR」による街並みのデザイン検討、エリアマネジメントの検討を行い、一定の方向性を確認してきた。

市は、当地区内で土地区画整理事業を施行する立場であることから、これまでの検討を踏まえた持続可能な街づくりに向けてコーディネートする役割を担っており、これにかかる検討資料の作成等を担当する必要がある。

本委託事業では、公共施設の設計の深度化等を踏まえ、公共的空間部分の整備仕様の考え方をとりまとめ、過年度に作成した「公共空間デザインプラン」等を更新する。あわせて、令和5年度下半期の地区内建物の竣工及び第一期『まちびらき』に向けて、地元の機運を醸成するとともに、公共空間の活用検討、将来の地元運営組織の立ち上げ検討を含めたエリアマネジメントの検討を行う。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-96】請求書受理日の明示的な証拠を保存する必要について

本委託事業に関する請求日が、令和6年3月28日であることに対し、その請求に対する支払日が、令和6年4月30日である。

契約代金の支払に関して、委託契約約款に、次のように規定されている。

### 委託契約約款の規定

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(参考)

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分

については、委託者がこれを負担しなければならない。  
 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

また、支払遅延防止法には、次のように規定されている。

#### 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定

(目的)

第 1 条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(中略)

(政府契約の必要的内容事項)

第 4 条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第 10 条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

(中略)

(支払の時期)

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日(以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(中略)

(この法律の準用)

第 14 条 この法律(第 12 条及び前条第 2 項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

「請求を受けたとき」の時点に関しては、様々な請求を受ける方法(郵送やメール、手渡し等)がありうるため、受理日の解釈をめぐるトラブルを回避するべく、請求書受理者を定め、受理簿を設け、又は受理した請求書に受理日付印を押なつするなど請求書受理後の経過を明瞭にしておくことが肝要であると考える。

昨今では郵便事情も変わり、普通郵便に関しては投函日から配達までにかかる日数が数日間を要することもあり、受託者が請求書を作成した請求書日付と実際に市に配達された請求書受理日との間に相当期間の乖離が生じる可能性がある。

請求書受理に基づく支払は、委託契約約款及び支払遅延防止法に基づいて請求書を受理した日から30日以内に確実に実施する必要があり、請求書受理日の記録、管理をするだけでなく、明確に明示できるようにすることは説明責任を果たす観点からも重要である。また、受託者とのトラブル防止の観点や支払遅延ともなれば支払遅延利息が発生することから、請求書受理日を含む支払期限の管理は重要である。

支出命令書への記録、管理に加え、例として請求書に請求書受理收受印を押印する、請求書受理簿を備置く等、請求書の受理日を明示的に証跡として残されることが望まれる。

#### 【意見一97】再委託に関する具体的な内容把握と記録について

委託契約約款において、再委託に関して、次のように規定されている。

#### 委託契約約款の規定

(一括委任又は一括下請負の禁止)  
第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

本委託事業では、受託者は下請負人を選定したため、「委託業務 下請負人選定通知書」を作成し、市に通知しているが、その通知書の委託部分の記載が、『公共的空間部分のデザイン検討及びエリアマネジメントの検討に係る資料の作成補助』とあるのみで、具体的な再委託業務の内容及び範囲が不明確である。

市は、契約時に受託者より業務の一部を他者へ請け負わせる予定であることを確認したため、委託契約約款第6条第2項に基づき、下請負人選定通知書の提出を受けるとともに、再委託に係る業務内容が、受託者が検討・作成した公共空間平面プラン及び道路施設等の詳細デザインをベースにしたVR動画の編集作業、街づくり検討会等、地元協議の場でVR動画を公開する場の立ち合い、商業連携や公共空間の利活用について受託者が検討を行う際の他地域の事例に関する助言等であること、また再委託先の業者がどこであるかを口頭等により確認しているという。

また、本委託事業時の打合せの際に、再委託する業務が設計書の金額や受託者から提出された委託代金内訳書の金額のどの部分に該当するかを把握し、金額面からみても、委託契約約款第6条第1項の総合的な企画や業務遂行管理等の「主たる部分」に該当しないことを確認し、再委託の妥当性を金額面からも判断しているというが、その確認した内容に

関する記録までは残していない。

再委託により事故の発生可能性が高まり、また仮に事故が発生した際には責任の所在が不明確になる可能性がある等のリスクがあることから、安易に再委託を行うことは抑えられたいと考えるが、例外的に再委託を実施する場合には、市の説明責任を果たす観点からも、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを明確にする必要があり、下請負人選定通知書の委託部分の記載に、市が確認をした再委託に係る具体的な業務内容について明文をもって詳細に記載するよう受託者に指導することが望まれる。

また、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを確認する方法としては工数や作業時間、再委託金額など定量的で客観的に分かる方法で把握することを検討し、再委託の妥当性の検討の経過とその結果を第三者が見ても容易に理解できるよう記録として残すことが望まれる。

#### 4. 令和5年度戸塚西口共同ビル中央プロムナード照明設備更新等業務委託

##### (1)概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度戸塚西口共同ビル中央プロムナード照明設備更新等業務委託		
所管部署	都市整備局市街地整備調整課		
契約先	株式会社東急コミュニティー		
令和5年度支出額(税込)	12,320千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和6年1月5日から令和6年3月25日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	12,320	—
	契約額(Ⓑ)	12,320	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>戸塚駅西口第1地区第二種市街地開発事業に係る戸塚西口共同ビル(以下「共同ビル」という。)内に横浜市が専有する中央プロムナードに関して、管理運営について必要な事項を定めた「横浜市中心プロムナード管理運営要綱(以下「要綱」という。)」を制定している。合わせて、その使用及び維持管理等を円滑に行うために「中央プロムナードの使用及び維持管理等に関する協定(以下「協定」という。)」を戸塚西口共同ビル管理組合(以下「管理組合」という。)と締結している。</p> <p>また、中央プロムナードの維持管理については、共同ビルを一体的に管理する必要があること等から、管理組合が選定した「株式会社東急コミュニティー」に委託するものとし、このことは要綱第3条第1項に規定しているため、当該維持管理委託については単独随意契約により株式会社東急コミュニティーに継続発注している。</p> <p>中央プロムナードについては本来、共同ビルの全体共用部分となる施設であるが、戸塚駅と交通広場及び矢部町方面を結ぶ通路機能を併せ持つことから、市の専有部分とした経緯がある。このため、商業施設内を通過する通路として、共同ビル内の他の共用部分と一体的に管理する必要がある。</p> <p>また、修繕業務を問題なく実施するためには、共同ビルの管理区分等を把握していることのみならず、日常的に共同ビル全体の保守管理や修繕、さらには地元との調整等を行っている事業者が実施しなければ、履行が困難となる。これらの理由から、要綱第3条第1</p>		



項目	内容
	項に規定したとおり、管理委託先として管理組合が選定した当該業者に中央プロムナードの維持管理及び修繕を委託している。随意契約方式によるため、選定した業者から見積書を徴収した結果、予定価格の範囲内であり、その内容も適正であると認められた。
過年度の包括外部監査	該当事項なし

## ② 事業内容

戸塚西口共同ビル内の横浜市専有床である中央プロムナードは、公衆用通路としての機能と商業ビル内通路としての機能を兼ね備えており、年度毎に修繕実施の必要性等を判断しながら実施している。当年度においても、施設利用者に安全且つ良好な環境を提供するため、照明設備更新等業務委託を実施する。なお、平成 27 年 12 月 28 日都市調第 734 号の方針決裁に基づき、中央プロムナードの修繕は、維持管理業務と同じ戸塚西口共同ビル管理組合が選定する専門管理会社である株式会社東急コミュニティーに委託している。

また横浜市都市整備局入札参加資格審査・業者選定委員会要綱第8条適用除外(5)に該当するため、業者選定委員会には附議していない。

さらに、方針決裁に基づき、単独随意契約を行うため、委託先から見積り徴収を行っている。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-98】再委託に関する具体的な内容把握と記録について

委託契約約款において、再委託に関して、次のように規定されている。

#### 委託契約約款の規定

<p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第 6 条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。</p>
---

本委託事業では、受託者は下請負人を選定したため、「委託業務 下請負人選定通知書」を作成し、市に通知しているが、その通知書の委託部分の記載が、『照明設備更新業務』、『バードネット及び間接照明周辺清掃業務』とあるのみで、具体的な再委託業務の内容及び範囲が不明確である。

市は、受託者が自らの業務の一部を他者へ請け負わせる予定であることを把握したため、委託契約約款第 6 条第 2 項に基づき、下請負人選定通知書の提出を受けるとともに、再委

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

託に係る業務内容が、直接的な修繕作業(照明更新やバードネット清掃)の他、修繕による店舗及び通行者への影響を最小限に抑えるために当然必要となる作業としてのビル全体の照明設備の調整、照明等の接続する中央監視盤の制御、再開発事業の権利者をはじめとする各テナント、商店会及び管理組合との調整、通行者への安全配慮等の総合的な調整等であることを口頭等により確認しているという。

再委託により事故の発生可能性が高まり、また仮に事故が発生した際には責任の所在が不明確になる可能性がある等のリスクがあることから、安易に再委託を行うことは抑えられたいと考えるが、例外的に再委託を実施する場合には、市の説明責任を果たす観点からも、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを明確にする必要があり、下請負人選定通知書の委託部分の記載に、市が確認をした再委託に係る具体的な業務内容について明文をもって詳細に記載するよう受託者に指導することが望まれる。

また、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを確認する方法としては工数や作業時間、再委託金額など定量的で客観的に分かる方法で把握することを検討し、再委託の妥当性の検討の経過とその結果を第三者が見ても容易に理解できるよう記録として残すことが望まれる。

#### 【意見-99】 予定価格の積算根拠資料の保存について

市は、単独随意契約方式を採用しており、継続して現在の受託者と契約している。市は、事業者から入手した参考見積書に基づき、照明価格の確認や事業者からの聞き取り等により適正な金額であることを確認したうえで、設計図書を作成して予定価格を決定している。

予定価格は、適正な契約金額を決定するため、客観的かつ適正な金額で設定する必要があり、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要がある(横浜市契約規則第13条第2項)。受託者のみの参考見積書だけでは取引の実例価格等を反映することは困難であると考えられる。

この点、市は、予定価格の設定に際して、取引の実例価格等が反映されず、予定価格が過大となる可能性があるため、参考見積書に加えて、業者からの聞き取りやメーカーのホームページ等を確認した結果を参考とし補正を行っているが、予定価格の検討及び算出過程が資料として残されていない。

予定価格が適切に検討され、適正に積算されているかどうかを客観的かつ事後的に確認することができず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されていないとすると、予定価格が過大となるリスクがあり、契約金額の妥当性にも疑念が生じる。更に、予定価格の積算根拠資料が保存されていなければ、次年度以降に本委託事業や他の関連する業務でも活用することができる。

予定価格の検討及び算出過程を根拠資料として整理し保存することが望まれる。

#### 【意見-100】 仕様書に記載されている打合せ業務が実施されていないことについて

本委託事業の業務内容に関して、都市整備局維持管理等委託業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)において次のように規定されている。

### 都市整備局維持管理等委託業務共通仕様書の規定

#### 総 則

委託者が受託者に委託する業務(以下「委託業務」という。)については、委託契約約款等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。なお、本仕様書にて適用する項目は、チェックボックスにチェックが入った項目とする。

(中略)

■ 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

- ・提出書類:打合せ議事録(A4判)
- ・提出期限:打合せ後遅滞なく
- ・部数:1部

本委託事業では、市と受託者は業務打合せを行ってその議事録を作成し、市へ提出しなければならない旨が共通仕様書に規定されているものの、市が受託者に対して本委託事業の内容を詳細に提示し、特に疑義がなかったため打合せを実施しなかったという。

共通仕様書で打合せを行い、打合せ議事録を作成し提出しなければならないことが明文をもって規定されていることから、業務の客観性を高め、また、委託内容を明確にする観点から、打合せを実施しなかったのであれば、受託者に対して業務の詳細を提示し、疑義がなかったため、打合せを実施しないこととしたことを市と受託者の両方で合意したことの記録を残すことが望まれる。

もしくは、業務打合せ自体の必要がないのであれば、共通仕様書上の業務内容から除外することが望まれる。

## 5. 令和5年度高速鉄道3号線延伸の経済波及効果に関する検討業務

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度高速鉄道3号線延伸の経済波及効果に関する検討業務		
所管部署	都市整備局都市交通課		
契約先	一般財団法人運輸総合研究所		
令和5年度支出額(税込)	11,011千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年8月28日から令和6年3月15日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	11,011	—
	契約額(Ⓑ)	11,011	—
	Ⓑ/Ⓐ	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>高速鉄道3号線延伸計画については、交通局が鉄道事業に関する計画を行い、都市整備局がまちづくりに関する計画を行うこととなっている。</p> <p>本業務は、高速鉄道3号線延伸に関する業務であり、交通局が行っている需要推計と整合性を図る必要がある。交通局の推計方法は国土交通省の鉄道事業許可を考慮し、国の交通政策審議会で推計業務を受託した一般財団法人運輸総合研究所に委託することにより、交通政策審議会に採用された推計方法及びパラメータとの整合性を図っている。</p> <p>本業務は、交通局で行った需要推計の作業の過程のデータを集計し、周辺地域や横浜都心部への人流の変化を算出し、その結果に基づき波及効果を求めるものである。一般財団法人運輸総合研究所は、国や交通局の需要推計の考え方と整合を図りつつ、需要推計の過程におけるデータを集計し3号線延伸に伴う整備効果の算出を行うことが可能な唯一の事業者である。</p> <p>また、交通局で推計しているデータをそのまま活用することができることから、費用及び作業期間が大幅に軽減されることから一般財団法人運輸総合研究所を選定している。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、横浜高速鉄道3号線(あざみ野～新百合ヶ丘)における将来需要予測に基づいた経済波及効果の検討等を行うことを目的としており、川崎市と協力し計画を検討している。当該計画においては、周辺のまちづくりとも密接に関係する事業であり、事業実施に伴い、周辺地域に大きな影響を与えられらる。本委託事業では、それらの影響を事業中の経済波及効果、事業後の周辺地価上昇や都心部への来街者の変動などを定量的にとりまとめるものである。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-101】 打合せに要した時間の記録がないことについて

本委託事業の打合せに関して、特記仕様書において次のように規定されている。

#### 令和5年度高速鉄道3号線延伸の経済波及効果に関する検討業務委託特記仕様書

##### 2 業務内容

##### (1) 打ち合わせ

打ち合わせは業務着手時、中間打合せ3回、成果物納入時の5回とする

市は、予定価格を算出するための根拠として設計書を作成しており、その中で「打合せ協議」の項目を設け、業務着手時、中間打合せとして3回、成果物納品時の打合せについて積算している。また、打合せ業務の結果として、「設計・測量等委託業務 打合せ簿」を作成し記録し、打合せが行われた年月日、打合せ内容等を記載しているが、打合せ時刻や打合せに要した時間に関する記録がない。

設計書において「打合せ協議」の人工数や単価が設定されていることは、打合せ自体が独立した委託業務の内容の一つであることを意味し、それに係る金銭的負担が発生することが見込まれている。

また、設計書の委託費内訳表等では、各技術者の単価に人工数(数量)を乗じた金額として積算されている。打合せに係る人工数(数量)には、実際の打合せ時間に加えて打合せに向けての準備時間や移動時間等を加味することも想定されるため、単純に打合せを実施した時間だけを集計した実績比較では有用性に乏しいとも思われるが、実際の打合せ時間を集計し記録しておくことは、次回以降の同様の事業案件の予定価格の積算時の参考となり、また事業計画の検討の際には、一定の目安とすることができ有用であると考えられる。

次年度以降の同様の事業や予定価格の積算、フィードバックを行えるといった観点から、特記仕様書で規定された業務内容の一つである打合せ協議について、打合せ日等に加え、打合せ時刻や打合せに要した時間についても、「設計・測量等委託業務 打合せ簿」又は打合せ議事録を作成し、記録することが望まれる。

## 6. 令和5年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託		
所管部署	都市整備局都市交通課		
契約先	一般財団法人計量計画研究所		
令和5年度支出額(税込)	18,700千円		
契約の締結方法	指名競争入札		
契約期間	令和5年8月1日から令和6年3月15日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	21,010	—
	契約額(B)	18,700	—
	B/A	89.00%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

東京都市圏交通計画協議会(以下「協議会」という。)では、国土交通省及び1都4県(茨城県、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)、5政令市(横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)、4団体(首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び独立行政法人都市再生機構)が共同して、昭和47年度から10年ごとに物の動きを捉える東京都市圏物資流動調査(以下「物資流動調査」という。)を実施してきており、令和4年度には第6回物資流動調査の実施に向けて事前調査を行った。

本委託事業は、事前調査結果を踏まえ、東京都内の事業所に調査票等を配布し、物資の搬出・搬入の有無、施設の機能、物資を搬出・搬入する貨物車台数など、事業所の物流等に関する実態を調査する、第6回物資流動調査の本体調査(事業所機能調査)を実施することを目的とする。

第6回東京都市圏物資流動調査 本体調査(事業所機能調査)は、東京都市圏内の事業所(東京都市圏内で約85千件(横浜市では約6.7千件を想定している。))に調査票等を配布し、物資の搬出・搬入の有無、施設の機能、物資を搬出・搬入する貨物車台数など、事業所の物流等に関する実態を調査する。

物資流動調査は、物流事業が大きく変化する中で、今後の物流政策を検討するにあたり、基礎データとなること、また、10年毎の変化も把握することができる貴重なデータで、統計法に基づく承認を得て実施されており、統計としても重要である。

**(2) 監査の指摘****【指摘－24】 検査調書上の日付誤記について**

委託契約約款において、業務完了時の届出通知及び完了確認のための検査に関して、次のように規定されている。

**委託契約約款の規定**

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

委託先から提出された業務完了届出書上の日付が令和6年3月11日であるが、市が作成した検査調書を査閲したところ、その完了年月日を令和6年3月11日と記載すべきところを令和6年3月8日と誤記されていること、また、完了届出年月日を令和6年3月11日と記載すべきところを令和6年3月8日と誤記されていることが認められた。

市は、完了検査及び検査調書の作成の際に業務委託完了届出書等をチェックし検査調書を作成しているが、誤記のまま検査を完了させてしまったという。

検査調書は、契約された業務の履行が完了したことを市として検査したことを示す調書であり、これに基づいて受託者への支払手続が開始される。日付の誤記は契約履行日や支払期限等に関して誤りが生じるおそれがある。

検査調書の作成の際には、記載内容に誤記等が無いことを精緻に確認することにより、適当な検査調書を作成する必要がある。

**(3) 監査の意見****【意見－102】 今後の契約方式に関する検討について**

本委託事業は指名競争入札を採用しているものの、指名業者が2者のみとなっている。

市は、本委託事業は、物の動きやそれに関連する貨物自動車など、東京都市圏における広域的な動きをとらえることを目的に、第6回調査として令和3年度から令和7年度までの5か年で首都圏全体で行うもので、これまでの事前検討・調査を踏まえ本体調査(横浜市内)を実施調査にあたって、過去の調査内容や近年の社会動向を考慮し、調査方法・内容を構築する必要があるという。

また、調査対象である東京都市圏は、他都市圏と比して人口や事業所、物流施設、交通インフラ等広範かつ膨大に有しており、あらゆる要素が複雑・密接に連動しながら物資流動



#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

網を形成しているため、東京都市圏固有の大規模かつ複雑・密接な物資流動網を正確かつ迅速に追跡・分析する幅広い知見及び高度な技術力が求められ、さらに、東京都市圏の調査は、今後実施予定の全国の都市圏の物資流動調査に先んじて、国や関係機関等と手法や施策を調整することを含め、基準となる調査であり、他の都市圏にも大きな影響を与えることに加え、第6回調査から新たに整備された事業所母集団データベース(事前調査から使用)を使用することからも、幅広い知見と高度な技術力、経験が不可欠であるという理由から、他の団体と協調し、円滑な調査を実施するためには、過去の調査において首都圏各団体から業務を受託し、大規模調査を実施する能力を有すること、また、昭和47年の第1回調査から東京都市圏の物資流動調査の経過・内容を熟知し、幅広い知見と技術的知見を有する者でないと円滑な履行が困難であるため、これらの実績を有する者を入札参加候補者として指名している。

指名業者が2者のみでは十分な競争性が確保されているとは言い難く、指名業者が少数であることが継続する場合、業者間の談合等の問題が生じる懸念もある。

そもそも、本委託事業は5年間で1サイクルとする調査業務であり、年度ごとに業務を分割することや、5年間の途中で他者が代わって担える性格の業務ではないという。だとすれば、契約方式として、指名競争入札以外の異なった、本委託事業の性格に相応しい契約方式へと検討する余地があるのではないかと考えられる。高度な専門性や知見等が不可欠で複数年度にわたって特定の事業者が業務を実施することに合理性があり、業務の効率性や有効性が見出せるのであれば、単独随意契約によることも一案といえよう。

契約方式の原則は一般競争入札であることを踏まえ、指名競争入札においては、指名業者数を増やし、より一層の競争性を確保することが望まれるが、業務内容の性格等を鑑み、本委託事業の性格や内容に相応しい別の契約方式を採ることを検討することが望まれる。

#### 【意見-103】打合せに要した時間の記録がないことについて

本委託事業の打合せに関して、仕様書において次のように規定されている。

#### 令和5年度 仕様書の規定

##### (2)業務内容

##### 7)打合せ

打合せは、中間打合せを含めて3回を予定しており、業務着手時および成果品納品時の打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

市は、予定価格を算出するための根拠として設計書を作成しており、その中で「打合せ協議」の項目を設け、業務着手時、成果品納品時及び中間打合せを含めて3回を積算している。また、打合せ業務の結果として、「委託打合せ簿」を作成し記録し、打合せが行われた年月日、打合せ内容等を記載しているが、打合せ時刻や打合せに要した時間についての記録がない。

設計書において「打合せ協議」の人工数や単価が設定されていることは、打合せ自体が独立した委託業務の内容の一つであることを意味し、それに係る金銭的負担が発生することが見込まれている。

また、設計書の委託費内訳表等では、各技術者の単価に人工数(数量)を乗じた金額とし

て積算されている。打合せに係る人工数(数量)には、実際の打合せ時間に加えて打合せに向けての準備時間や移動時間等を加味することも想定されるため、単純に打合せを実施した時間だけを集計した実績比較では有用性に乏しいとも思われるが、実際の打合せ時間を集計し記録しておくことは、次回以降の同様の事業案件の予定価格の積算時の参考となり、また事業計画の検討の際には、一定の目安とすることができ有用であると考えられる。

次年度以降の同様の事業や予定価格の積算、フィードバックを行えるといった観点から、仕様書で規定された業務内容の一つである打合せ協議について、打合せ年月日等に加え、打合せ時刻や打合せに要した時間についても、「委託打合せ簿」又は打合せ議事録を作成し、記録することが望まれる。

## 7. 横浜市駐車場整備地区等実態調査による駐車施策の検討業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	横浜市駐車場整備地区等実態調査による駐車施策の検討業務委託		
所管部署	都市整備局都市交通課		
契約先	株式会社日本能率協会総合研究所 横浜事務所		
令和5年度支出額(税込)	17,831千円		
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)		
契約期間	令和5年8月16日から令和6年3月21日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	17,917	—
	契約額(Ⓑ)	17,831	—
	Ⓑ/Ⓐ	99.52%	—
入札参加者数	2者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、市内の駐車場整備地区の一部において、駐車行為に関する実態調査を行って駐車場の需給バランスを検証するほか、附置義務駐車施設等の実態調査を行った上で当該駐車施設等に係る新基準等の導入に向けた課題及び要件を整理し、今後の駐車場施策の検討を進めて整理するものである。

### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-104】競争入札の実施時期の早期化について

市は、一般競争入札を採用しているものの、競争参加者が2者のみとなっている。広く入札の機会を与えるため指名競争入札ではなく一般競争入札を採用しつつ、業務内容に一定の専門性があることから条件付きの一般競争入札によっているという。

入札実施の時点では、設計図書作成に当たって実施した参考見積徴収で協力を得られた4者以上の入札参加を見込んでいたが、結果として、そのうち1者のみが入札し、もう1者は参考見積依頼先以外の者が入札へ参加した。

市は、入札参加者が少なかった理由は、業務の中に含まれている現地調査が多くの人員を要するため、業務スケジュール等の調整がつかないと見込んだ事業者が多かったのではないかと。本委託事業は、結果的に令和5年7月26日に開札が行われた後、令和5年8月16日付での契約締結となり、履行期間は令和6年3月21日までの7か月間程度しかなく業務委託期間が実質的に十分ではなかったと考えられる。

入札実施時期を早めることにより、業務遂行のための相当の期間を十分に確保できたのであれば、入札参加者の調整の可能性が高まったと考えられる。

広く事業者が応札しやすいよう競争入札の実施時期を早期化することを検討し、競争性の促進を図る取組に努められることが望まれる。

**【意見-105】 駐車場利用者へのアンケート調査の回収率向上について**

本委託事業では、駐車場利用者の駐車場の利用目的・利用方法等を把握し、各駐車場整備地区内の駐車行為の実態等を整理し、これを踏まえた施策を検討することを目的として、アンケート調査の実施が業務とされている。

**特記仕様書の規定**

第4条 業務内容

2 駐車場整備地区の実態調査

中央地区駐車場整備地区の一部、新横浜北部地区駐車場整備地区及び戸塚駅周辺地区駐車場整備地区において、次に掲げる事項について別紙1及び別紙2のとおり調査を行い、各駐車場整備地区内の駐車行為の実態等を整理し、実態等を踏まえた施策を検討する。

(1) 路外駐車場利用実態調査

(2) 駐車場利用者へのアンケート調査

(後略)

**【別紙1】 駐車場整備地区の調査について**

3 調査方法

(2) 駐車場利用者へのアンケート調査

令和4年度に実施した駐車場管理者への事前意向確認を踏まえ、駐車場内に調査員を派遣し、駐車場の利用者に対してアンケート調査を行い、駐車場利用者の傾向を把握・整理することとする。(後略)

**【別紙2】 駐車施設利用者へのアンケート調査について**

1 調査方法

特記仕様書「2 駐車場整備地区の実態調査」の調査対象施設のうち駐車施設利用者へのアンケート調査の実施を認められた施設及び「3 附置義務駐車場の実態調査 (1) 施設管理者への調査」で駐車施設利用者へのアンケート調査の実施を認められた施設において、駐車施設利用者に対してアンケート調査を行うこととする。

なお、調査にあたっては、事前に調査事項の検討及び精査を委託者と受託者とで行い、委託者がアンケート調査用の Web ページを「横浜市電子申請・届出システム」で作

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

成する。

受託者は、別紙1と同日の同時時間帯に調査員を配置し、前述の Web ページにアクセス可能な QR コードを記した用紙を駐車施設利用者に配布し調査協力の依頼を行う。ただし、印刷した調査票も一定程度用意し、その場で記入及び回収が可能な状態とし、インターネットの使用が困難な方も回答できるよう対応する。

受託者は、委託者から Web ページでのアンケート調査の回答データを受け取り、属性等による傾向の分析を行う。

#### 2 アンケート調査項目(案)

- (1) 自動車の種類
- (2) 駐車施設利用者人数(同乗者人数)
- (3) 普段、駐車施設を選ぶ際のポイント
- (4) 本日の駐車施設の選択理由
- (5) 駐車後の来訪先箇所数
- (6) 来訪先への来訪目的(複数ある場合は順位)
- (7) 駐車後の来訪先までの徒歩の時間(複数ある場合はそれぞれの時間)
- (8) 駐車施設から来訪先まで許容できる徒歩の時間
- (9) 自家用車を使用せずに来訪しても良いと思える条件等

表 アンケート調査の概要

項目	内容
アンケート実施期間	令和5年11月14日～令和5年12月4日
アンケート回答件数	362件
回収率	19%
回答方法	web

アンケート調査は、駐車場内に調査員を派遣し、駐車場の利用者に対して調査依頼のチラシを配布する方法で実施しているが、その回収率が19%と低迷している。

市は、本アンケート調査は、調査対象者にはメリットが見えづらい内容のため、元々高い回収率を期待しておらず、その中でもできるだけ多くの有効回答を得るために多くのチラシを配布するとともにポスターの掲示を行い、回答にあたってはインターネットで回答できるように電子申請システムを利用しているという。

アンケート調査は、駐車場利用者の満足度や思いを知るうえで、分析等により有用な手段となりうる。アンケートの回収率を高め、より多くの駐車場利用者の声を把握することは、駐車場施策の検討という目的からすれば、今後の事業展開に有用であると考えられる。

駐車場事業のより一層の充実に資するため、回収率を向上させる更なる施策を検討することが望まれる。

#### 【意見-106】アンケート調査の目標回収件数や目標回収率の設定について

本委託事業に係る特記仕様書の別紙2において、本アンケート調査の方法や調査項目に関して詳細に規定しているが、当該アンケートの回収件数や回収率等の定量的な目標や目安等が明示されていない。

駐車場利用者の満足度や思いを知り、分析等により活用することを鑑みれば、一定数の回収件数や回収率といった目標値を規定化することで、アンケート結果の回収を高めることができ、駐車場施策の検討に有用になると考えられる。

特記仕様書において、アンケート調査に関する具体的な目標回収件数や目標回収率等の数値を明確化することの検討が望まれる。

#### **【意見-107】アンケート調査結果の経年比較分析について**

本委託事業に係るアンケート調査結果は、単年度ベースで集計し、分析をすることにどまっている。

アンケート調査結果を複数年度にわたって集計し、その結果を期間比較分析することも有用である。アンケート調査結果に関して、市は単年度ベースでの分析を実施しているが、これに加えて複数年度にわたり回答者の属性別、設問項目別等に経年比較を実施することで、本委託事業に係る本質的な課題発見につながり駐車場利用者の要望等をより精緻に汲み取ることができる。中長期や次年度以降の駐車場施策の検討に資することができ、駐車場事業のより一層の向上を図ることができると考えられる。

単年度のアンケート調査結果の分析に加えて、複数年度にわたる経年比較分析を実施することで、今後の事業運営に生かすことの検討が望まれる。

## 8. 令和5年度横浜市生活交通バス路線利用状況調査業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度横浜市生活交通バス路線利用状況調査業務委託		
所管部署	都市整備局都市交通課		
契約先	株式会社福山コンサルタント 神奈川営業所		
令和5年度支出額(税込)	5,412千円		
契約の締結方法	指名競争入札		
契約期間	令和5年5月18日から令和5年8月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	7,755	—
	契約額(B)	5,412	—
	B/A	69.79%	—
入札参加者数	5者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、横浜市生活交通バス路線の効率的な運行計画の検討に必要な乗降区間の利用人数、利用券種及び利用者属性等を把握することを目的とする。

調査対象路線は、以下の3路線である。

- ①10系統(横浜市交通局運行路線)
- ②11系統(神奈川中央交通(株)運行路線)
- ③134系統((株)フジエクスプレス運行路線)

#### 表 調査対象路線の概要

路線名	便数(平日)	起終点(経由地)	路線延長
10系統	36便(往復)	磯子駅前～中原～峰の郷	往路:6.02 km 復路:5.86 km
11系統	82便(往復)	保土ヶ谷駅東口～蒔田駅前～桜木町駅前	往路:10.60 km 復路:10.50 km
134系統	21便	桜木町駅前～本牧元町～桜木町駅前	循環:17.72 km

本委託事業の具体的な業務内容に関しては、特記仕様書において次のように規定されている。



## 令和5年度横浜市生活交通バス路線利用状況調査業務委託の特記仕様書

## 1. OD 調査

調査対象路線の始発便から最終便までの1日分の全便における OD 調査(乗降区間別の利用人数、利用券種、利用者属性等)を行う。

- ・利用券種:現金、定期券、ICカード、敬老パス、福祉パス等
- ・利用者属性:年齢別

## 2. データ整理、分析

## 3. 報告書作成

## 4. 打ち合わせ協議

※OD 調査とは、Origin(出発地)と Destination(目的地)の略語であり、人や物、通信の流動を調べる調査のことをいう。交通施策や街づくり、観光振興などの基礎資料として利用され、交通計画を策定する上で重要なデータとなりうる。

## (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3)監査の意見

## 【意見-108】今後の契約方式に関する検討について

本委託事業では、指名競争入札を採用しているものの、指名業者が7者であるのに対し、2者が辞退し、5者で競争が行われた。

市は、OD 調査では、10名程度の調査員が同時に調査するため、調査員の確保と組織的な対応の管理が必要となり、また、調査結果から運行計画の検討に活用するデータ分析作業が必要となるため、類似の業務経験のある業者から選定したく、指名競争入札を採用しているという。

また、複数者の辞退が生じた理由に関しては、OD 調査は、対象バス路線の始発から最終までの全ての便を調査するもので、長時間バスに立ったまま乗車し、乗客に調査票を配布、回収できる調査員の確保、調査票の準備が必要となるため、必要人員の確保の可否が原因であったという。

本委託事業の内容は、資格要件や高度な専門性等が強く要請されているものではないと考えられるため、指名競争入札による限定的な競争よりも、一般競争入札により広く門戸を開放し新規参入者に参加機会を与え、より一層の競争性が確保できる契約方式に変えることも一案といえよう。

契約方式の原則は一般競争入札であることを踏まえ、入札参加者が限定される指名競争入札に代え、特記仕様書で業務内容や方法等に細かな指示をするとともに、入札参加資格により業者の履行能力等を確保した公募型指名競争入札の採用を検討することが望まれる。

## 9. エキサイトよこはま22 グランドデザイン検討業務委託

### (1)概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	エキサイトよこはま22 グランドデザイン検討業務委託		
所管部署	都市整備局都市再生課		
契約先	株式会社日建設計		
令和5年度支出額(税込)	73,810千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年5月12日から令和6年3月29日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	72,787	73,857
	契約額(B)	72,050	73,810
	B/A	98.99%	99.93%
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	-		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>エキサイトよこはま22(以下「計画」という。)は、平成21年度に株式会社日建設計の委託検討に基づき策定されており、また、平成27年～平成29年に開催した「横浜駅西口駅前まちづくり検討会」において、平成28・29年に株式会社日建設計に委託した「エキサイトよこはま22 街区形成検討業務委託」(以下「過年度委託」という。)により、地権者と学識経験者を含めて西口駅前空間の再編方針が検討議論され、計画が改定されている。株式会社日建設計は、エキサイトよこはまの策定に当初から関わっており、鉄道事業者、地権者、学識経験者といったエキサイトよこはまに関わる方と継続的に議論を重ね信頼関係も築きながら、計画づくりを行ってきた。</p> <p>エキサイト策定時からの内容や経緯を十分に理解・把握しており、地元の状況もよく把握していることに加え、新技術等の知見を持つことから、本業務を効率的かつ安価で着実に実施することができる。また、エキサイトよこはまの計画策定、改定を日建設計が行っていることから、横浜駅周辺の地権者との信頼関係により、株式会社日建設計が横浜駅東口、西口の民間再開発を検討している。そのため株式会社日建設計は、横浜駅周辺の公共基盤整備と民間開発を一体的に検討することが可能である。</p> <p>本業務は、過年度委託を更新する形で実施することを前提としており、更新にあたっては地権者等との調整が重要となる。計画を熟知し再開発の状況を把握しており、かつ、周辺事業者からの信頼もある株式会社日建設計が、最も効果的・効率的な検討を行える唯一の業者である(令和5年4月17日付指名業者選定調書より)。</p>		

項目	内容
過年度の包括外部監査	該当事項なし

## ② 事業内容

横浜駅周辺地区では、国際化への対応、災害に対する安全性の確保、環境にやさしいまちづくりなど、様々な分野の課題や、多くの人が集まる駅にふさわしい魅力の向上などの課題があり、それらを解決するために横浜駅周辺地区のまちづくりの指針となる「エキサイトよこはま22」が平成21年12月に策定された。

「エキサイトよこはま22」の策定から概ね10年が経過し、横浜駅周辺を中心としてJR横浜タワーをはじめとした民間開発や西口駅前広場屋根の整備などの基盤整備等により、防災、環境、回遊性等、多様な都市機能の更新が図られている。

一方、エキサイトよこはま22エリア全体においては、閉鎖的なまち空間、回遊性の低さ、狭隘な歩行者空間、自動車と歩行者の錯綜、大規模未利用地の存在、建物の老朽化など、従来からの問題が依然として存在しており、駅直近から周辺部へ都市機能更新の波及とみなとみらい21地区との連携強化が必要である。また、将来の社会経済情勢の大きな変化や様々な社会的課題に対応すべく、将来にわたって持続可能なまちづくりが求められている。

本委託事業は、エキサイトよこはま22の各地区が有する地域資源を生かしながら、これらの問題及び課題を消化し、独自の魅力を創出するまちの将来像をとりまとめ、まちづくりに関わる関係者等と共有するためのグランドデザインを検討することを目的としている。

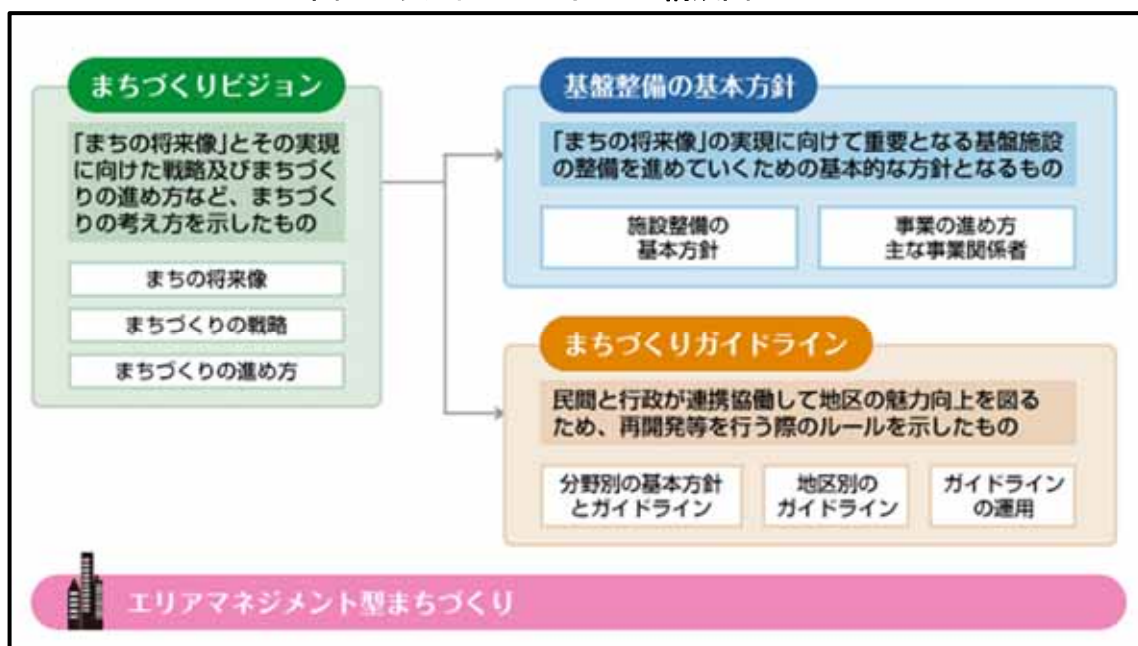
図 エキサイトよこはま22のエリア図



### ③ グランドデザインについて

グランドデザインとは、社会情勢の変化等を踏まえたエキサイトよこはま22計画の改定にあたり、「まちづくりビジョン」・「基盤整備の基本方針」に示す施策展開全体イメージ・「まちづくりガイドライン」に示す地区別の将来市街地イメージなどを再評価・検証し、段階的な整備の考え方など実現に向けた筋道も加えた上で、まちの将来像として分かりやすくとりまとめたものである。地元の市民・関係者等と具体的なまちの将来像を共有できるツールとしても活用するとともに、エキサイトよこはま22計画全体の改定に反映する基礎となるものである。

図 エキサイトよこはま22の構成図



(市ホームページより)

### ④ 本委託事業の内容について

本委託事業の具体的な業務内容に関しては、特記仕様書において以下の項目を検討し、収集資料・検討経緯・検討結果を取りまとめた報告書を作成することとされている。

#### 特記仕様書の業務内容に関する規定

##### (1) グランドデザイン策定に向けた検討

##### ① グランドデザイン骨子の作成

DX・GX や SDGs 等の昨今の社会潮流を踏まえ、過年度に検討した東ログランドデザイン骨子案や、業務(2)～(3)の検討、及び委託者によって行われる関係事業者ヒアリング内容等を反映した、エキサイトよこはま22のグランドデザイン骨子を作成する。作成においては、センターゾーンを中心としたエキサイトよこはま22地区全体の交通機能配置及び施策、土地利用に係る将来構想(周辺民間開発で担う機能を含む)を示すものとする。

グランドデザインの検討にあたっては、地区内関係者及び学識経験者の意見と整合を図りつつ進め、委託者と協議の上、記載内容を決定する。取りまとめにあたっては、要旨を編集した概要資料を作成する。

##### ② 駐車場の適正配置

委託者(横浜市)が提示する隔地駐車場設置候補地について、自動車アクセス上の課題や、センターゾーンからの歩行者アクセス上の課題について概略の検討を行う。

**(2) 横浜駅東口基盤検討**

①交通ターミナル再編に向けた検討

- ① 民間活力の活用を前提とした出島地区全体の開発構想を検討する。
- ② 開発構想案にて建物と一体的なバスターミナルの配置検討を行う。なお配置検討に当たっては、委託者の指示による(東口駅前広場等検討部会の検討案等)バース等の諸元を与件とする。
- ③ 開発構想案を前提に過年度検討の支線 1 号線の線形等のチェックを行い、課題と今後の進め方を整理する。
- ④ 低層部平面図、断面図を作成する。
- ⑤ 開発構想案を実現するための段階建替えステップ図(ゾーニング図レベルでのステップ図)を作成する。

②東口駅前広場の検討

- ① 東口駅前広場等検討部会案を前提に、歩行者中心の駅前広場としてオアシスと東口完成時の基本計画案を作成する。
- ② バスバース等については上記検討部会案を前提とし、歩行者空間としての利活用事例を踏まえつつ歩行者空間の整備・デザインの方向性を検討する。
- ③ 歩行者を中心とした場合の都市計画法上の駅前広場の区域の考え方を整理する。
- ④ 平面図、断面図、パース 1 枚をオアシス時、東口完成時で作成する。
- ⑤ オアシス時、東口完成時における概算の駅前広場整備費を算定する。

③南デッキの整備計画の検討

- ① 既存検討を前提に、オアシス時と東口完成時の基本構想レベルの平面図・断面図(いずれも民地内含まず、駅広内 EV を含む)を作成する。
- ② 法的課題、構造的課題等の課題整理を行う。
- ③ オアシス時、東口完成時における概算工事費を算定する。

**(3) 横浜駅西口基盤検討**

- ① 委託者(横浜市)より提供する過年度検討成果物等(交通量調査、基盤計画検討等)、及び委託者が実施する関係者ヒアリングの内容等を踏まえ、横浜駅西口全体(横浜駅地区(西口)、鶴屋地区、北幸地区、南幸地区)において、概略検討を行う。
- ② ①の検討を踏まえ、センターゾーンにおける交通ターミナル再編に向けた交通機能配置の検討を行い、簡易的なゾーニング図を 2 案程度作成する。
- ③ ②の検討を踏まえ、概略の計画平面図及び計画断面図を 2 案程度作成する。

※バスバースとは、駅前広場やバスターミナルなどに設けられた、バスの利用客が乗り降りするためのスペースのこと。

※パースとは、建物や外観を立体的に表現した絵のことであり、未完成な建物の完成予想図として用いられることが多く、図面では分かりづらい部分を立体で表現することができる。



## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-109】単独随意契約における予定価格(設計価格)の妥当性の検討について

市は、受託者と次の理由により、一者随意契約を締結している。

- 受託者は、計画策定時において委託検討を行うなど、計画の内容やこれにかかる関係者との経緯等を深く理解・把握している。
- 公共用地の限られる横浜駅周辺地区では、グランドデザインの策定にあたって、民間開発と公共基盤整備が一体となった将来像を提案し、関係者と合意を得ていくことが重要であるが、そのためには、民間開発権利者の意向も踏まえた提案を行う必要があり、受託者は地区内で検討を進めている全ての民間開発の検討についても受託を受けていることから、市も知りえていない関係者の意向を把握しており、それを踏まえた提案が可能である。
- 受託者以外の事業者では、相手の意向を把握することが困難であり、相手方から得られる情報も限定的となるため、結果として有効な提案ができず協議が停滞し、場合によっては協議不調に終わる等、本業務や今後の計画更新に支障をきたすおそれがある。
- 計画を熟知し再開発の状況を把握し、かつ、周辺事業者からの信頼もある委託先を最も効果的・効率的な検討を行える唯一の業者である

随意契約では、安定した業務の履行実績を有する事業者と引き続き契約ができることや契約事務が簡素化できるといった利点がある一方で、競争入札による方法に比して、公正性や公平性の観点から課題が生じうる。特に、単独随意契約の場合は、競争原理が働かないことから、競争入札による場合と比べて契約金額が高止まりする傾向が強くなる。

本委託事業は、同一業者と複数年度にわたり契約が継続すること、また他者からの参考見積書を入手しがたい業務内容であることから、受託者のイイ値(価格の高止まり)となってしまう可能性がある。

このため、契約金額の妥当性の検証やその結果を翌年度以降の同様の契約に活かすための取組は重要であると考えられる。

市は、予定価格に関して、本委託事業は標準歩掛では積算できない業務内容なので、直接人件費の算定に係る人工について、本件事業者から入手した参考見積書により決定し、また、土木工事標準積算書にのっとり、直接経費、その他原価、一般管理費等を算定し、予定価格を決定しているという。また、適正な価格であるかどうかは、過去に計画の一部改定を行った際の業務委託の価格と比較を行っているという。

市民に対して説明責任を果たす観点からも、契約金額に関して、毎年度の予定価格(設計金額)が適正であるかどうかについて、引続き客観性、公正性の確保に努めることが望まれる。

## 10. 令和5年度木造建築物安全相談事業

## (1)概要

## ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度木造建築物安全相談事業		
所管部署	都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課		
契約先	一般社団法人横浜市建築士事務所協会		
令和5年度支出額(税込)	4,697千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(A)	4,697	—
	契約額(B)	4,697	—
	B/A	100.00%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	本事業を実施するためには、市民からの申請に係る事務手続や一般的な相談への迅速な対応を行う組織力に加え、建築物の耐震・耐火性能及び道路や崖など敷地状況に関する調査を実施し、建築設計及び耐震改修等の実務経験に基づく専門性の高いアドバイスを適確に行う技術力が求められる。令和4年度までの事業における実績があり、今後も組織力と技術力を生かして円滑な事業実施を行うことができる団体である。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

## ② 事業内容

本委託事業は、地震火災対策計画に基づく重点対策地域(不燃化推進地域)等において、建築の専門家を派遣し、建築物の耐火・耐震性能や敷地状況などの調査、相談説明、不燃への意識啓発等を行うことで、建築物の不燃化及び耐震化を始め、狭あい道路の拡幅や敷地内の危険な崖・擁壁・塀等の改善を総合的に推進するものである。本委託事業を実施するための事務局を設置し、地震火災の危険性が特に高い地域における建築物の不燃化、耐震、前面道路の状況等の調査、相談及び未接道地等の建て替え困難地における不燃化の啓発に係る業務を実施することを目的としている。

本委託事業の具体的な業務内容に関しては、特記仕様書において次のように規定されている。

## 令和5年度 木造建築物安全相談事業業務委託 特記仕様書

第4条 本事業に係る業務は、次のとおりとする。

(1) 市民対応等諸業務



## 第4 包括外部監査の指摘及び意見

- ア 本事業に係る市民からの相談・問合せに対応する。
- イ 受付件数や調査・相談結果等について、横浜市の指定する方法により月ごとに統計処理を行い、統計処理データを横浜市へ提出する。
- ウ 建築物の不燃化・耐震に関して、調査・相談説明に用いた資料及び相談説明業務報告書のデータを月ごとに横浜市へ提出する。
- エ 円滑な業務の遂行上必要なマニュアル等の修正を行い、適宜横浜市へ報告する。
- オ その他、当該業務に係る諸事務を行う。

### (2)調査・相談説明業務

市民からの申込みに対して横浜市の指定する方法により、建築物の安全性に係る調査、相談説明を行い、実施後速やかに報告書を作成する。

#### ア 申込書類受付・確認業務

(ア)市民からの申込書類を受け付け、記載事項等を確認する。

(イ)ブルーマップを用いて、申込みがあった建築物の建物所在地を確認してデータ入力する。

(ウ)申込みがあった建築物が耐震診断義務付け対象道路に面するか否かを確認してデータ入力する。対象道路に面する建築物から申込みがあった場合は、横浜市に報告する。

#### イ 市民連絡・派遣調整業務

(ア)調査及び説明日時及び場所等の調整を行い、実施通知書を申込者へ送付する。

申込みがあった建築物が耐震診断義務付け対象道路に面する場合は、横浜市が指定する講習会を受講した調査員を派遣することとする。

(イ)申込書類に不備等があった場合、申込者に確認を行う。

#### ウ 調査・相談説明業務

申請者を訪問し、横浜市の指定する方法により建築物の安全性に係る調査、相談説明を行う。

#### エ 相談説明資料の確認業務

調査員が作成した相談説明用の資料について、次に掲げるものを確認し、その確認結果を横浜市へ提出する。

(ア)相談説明資料の適正な表現についての確認

(イ)耐震診断報告書の評点の計算過程、所見欄、整合性の確認

(ウ)新築時建築確認番号の確認及びデータ入力

#### オ 業務報告書の作成・確認業務

業務報告書を作成し、その内容を確認する。

#### カ アンケート集計業務

申込者が回答したアンケートの集計を行い、集計データを横浜市へ提出する。

### (2)監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の意見

#### 【意見-110】 単独随意契約における予定価格(設計価格)の妥当性の検討について

本委託事業は、委託者と受託者の双方が役割を担って協働で本委託事業に取り組むため、事業の実施について締結した基本協定に基づく取組を実施するための契約であることから、基本協定の締結先である受託者を相手方とし各年度の業務を委託する年度協定として契約を締結している。

平成 26 年 3 月に制定した「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に基づく新たな取組案として検討を開始した本委託事業は、検討過程で本市建築局の「木造住宅耐震診断士派遣事業」の実施実績のある受託者に相談を重ね、事業の実施について基本協定の締結を行っている。

基本協定の締結にあたり、受託者は、木造住宅耐震診断士派遣事業の実施実績があり、木造住宅の改修の知識を有する技術者が多数所属している建築士団体の中で、本市一般競争有資格者名簿(物品・委託等)に登録する唯一の団体であるとし、受託者と随意契約を締結している。

随意契約では、安定した業務の履行実績を有する事業者と引き続き契約ができることや契約事務が簡素化できるといった利点がある一方で、競争入札による方法に比して、公正性や公平性の観点から課題が生じうる。特に、単独随意契約の場合は、競争原理が働かないことから、競争入札による場合と比べて契約金額が高止まりする傾向が強くなる。

本委託事業は、同一業者と複数年度にわたり契約が継続すること、また他者からの参考見積書を入手しがたい業務内容であることから、受託者のイイ値(価格の高止まり)となってしまう可能性がある。

このため、契約金額の妥当性の検証やその結果を翌年度以降の同様の契約に活かすための取組は重要であると考えられる。

市は、参考見積書における金額に基づいて予定価格(設計金額)を算出しており、参考見積書と令和 4 年度までの実績をもとに人工(数量)を設定した上で算定しているという。また、受託者から参考見積書を入手し、その内容と過年度入手分の同一受託者の参考見積書を見比べ、分析を行い、大きな異常性がないかどうかを確認しているという。

市民に対して説明責任を果たす観点からも、契約金額に関して、毎年度の予定価格(設計金額)が適正であるかどうかについて、引続き客観性、公正性の確保に努めることが望まれる。

## XII. 港北区

### 1. 港北区総合庁舎受変電監視装置年間保守契約

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	港北区総合庁舎受変電監視装置年間保守契約		
所管部署	港北区総務課		
契約先	ジョンソンコントロールズ株式会社 横浜支店		
令和5年度支出額(税込)	770千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約(最終)
	予定価格(Ⓐ)	825	—
	契約額(Ⓑ)	770	—
	Ⓑ/Ⓐ	93.33%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第1類		
1者随契の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 港北区総合庁舎で使用する受変電監視装置はジョンソンコントロールズ(株)製であり、専用のOS及びアプリケーションで運用しているため、当該企業でしか保守点検が行えないため(令和5年3月20日決裁の起案書に添付の【発注伺】より)。		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

港北区総合庁舎にある受変電監視装置の保守点検業務である。中央監視装置の保守点検や法定停電作業の立会などが主な業務で上期、下期と年2回実施し、結果を市へ報告するものである。

受託者は委託契約約款第6条第2項に従って、令和5年4月1日に市へ「一部再委託承諾願」を提出し、業務の一部について再委託を行っている。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見-111】再委託の範囲について明確な記載がないことについて

「一部再委託承諾願」によると受託者であるジョンソンコントロールズ(株)横浜支店は東京都

立川市の法人に業務の一部を再委託し、「3. 再委託範囲 当社の指揮監督下における保守点検業務(補助、作業など)」と記載されているのみで、再委託する事業の具体的な内容がどこにも記載されていない。再委託の業務が一部かどうかを判断する材料もないので、再委託の範囲について具体的に記載するのが望ましい。

**【意見-112】1 者随意契約の場合の再委託先の根拠についての説明補強について**

【発注伺】に記載の 1 者随意契約の理由として、「港北区総合庁舎で使用する受変電監視装置はジョンソンコントロールズ(株)製であり、専用の OS 及びアプリケーションで運用しているため、当該企業でしか保守点検が行えないため」と記載されているにもかかわらず再委託しているのは疑問が残る。

この点について受託者から市へ提出された「保守点検業務計画書」の「業務の管理体制」の図にジョンソンコントロールズ(株)の担当者の中に協力会社として再委託先の立川市の法人名が記載されている。再委託先がジョンソンコントロールズ(株)専門の協力会社であるかもしれないが、この会社が外部の会社であるかまたはジョンソンコントロールズ(株)専門の協力会社であるかどうかはこの資料からは不明である。

再委託先についても随意契約の根拠を補強するような説明が必要と考える。

### XIII. 栄区

#### 1. 令和5年度 さかえ区民活動センター運営事業業務委託

##### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度さかえ区民活動センター運営事業業務委託		
所管部署	栄区役所地域振興課		
契約先	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ代表者 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会		
令和5年度支出額(税込)	26,797千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約
	予定価格(A)	26,900	—
	契約額(B)	26,797	—
	B/A	99.62%	—
入札参加者数	—		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>さかえ区民活動センターが入居する SAKAESTA は、横浜市本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザとの複合施設として整備し運営を一体化することで、より一層の利用促進を図り、本郷台駅周辺地区の活性化につなげることを目的に整備されている。</p> <p>SAKAESTA の運営方針については、横浜市本郷地区センター、本郷台駅前地域ケアプラザ及びさかえ区民活動センターの管理運営を一元化することを、平成29年11月20日(市地施第551号)に方針決定している。</p> <p>この方針に伴い、栄区市民活動支援センター・生涯学習支援センター事業要綱において、センターの運営は、横浜市本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザの指定管理者に委託し行うことが定められている。</p> <p>以上より随意契約方式により契約を締結している。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

本委託事業はさかえ区民活動センター(以下「センター」という。)の運営を行うものである。センターは、市民公益活動、生涯学習活動及びボランティア活動の支援を通して、市民の参画のもとに、区民力の向上により豊かな地域づくりを図ることを目的とした施設で、令和

3年12月1日にJR根岸線本郷台駅前のSAKAESTA(さかえすた)に移転している。

SAKAESTA(さかえすた)は、センターのほかに、区民交流機能を有する横浜市本郷地区センター(以下「地区センター」という。 )及び福祉や保健に関する相談・支援機能を有する本郷台駅前地域ケアプラザ(以下「地域ケアプラザ」という。 )との複合施設となっている。

### ③ センターの概要

センターの概要は次表のとおりである。

表 センターの概要

項目	内容
名称	さかえ区民活動センター
所在地	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目 5-4
施設内容	会議室、ミーティングスペース、情報・相談コーナー、印刷室 ※ 併設施設である地区センター・地域プラザとの共有部分(事務室、給湯室、授乳室、トイレ、ホール、階段、エレベーター等)も含む。
開館時間	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで
休館日	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで 月1回以内で休館を伴う建物点検日を設定することができる。 建物点検日の設定に際しては、予め横浜市と協議の上定める。

受託者は、センターの施設管理事業以外に次表の事業を行う必要がある。

表 センターの施設管理以外に受託者が行う事業

項目	内容
活動団体のネットワーク化	1) 区内の活動団体や拠点、情報や人を通じて、恒常的に結ばれるようなネットワークづくりを行うこと。 2) 活動団体のPRの場、団体同士の交流の場を積極的に設けること。
活動の支援	1) 相談・コーディネート 2) 作業スペースの設置 3) 機材貸出 4) 活動団体の活動に必要な物品を置けるグループボックスの設置
市民公益活動・生涯学習に関する情報提供・発信	1) 広報誌の作成・配付 2) ウェブサイトの運営 3) 活動団体の名簿作成 4) 情報相談コーナーの設置 5) 展示スポットの利用
場の提供	1) 会議室 2) ミーティングスペース
区民利用施設等との連携による活動支援	1) 横浜市民活動支援センター及び他区の市民活動支援センター並びに栄区内の区民利用施設等と連携して事業を遂行し、地域の市民公益活動や生涯学習に対しての包括的な支援の実施を図る。 2) 区民利用施設同士の交流の場を積極的に設ける。
自主企画事業の実施	地域の活動のさらなる拠点となることを目指し、地域の市民公益活動や生涯学習支援につながる事業を企画・実施すること。また、新たな活動の担い手の発掘・育成・活用、地域での活動の交流等を図ること。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

項目	内容
地域人材ボランティアバンク事業の実施	1) 様々な分野の知識や経験、技能・技術をボランティア活動に活かしたいと希望している個人・団体の登録を受け、登録内容について区内の団体や施設に紹介し、地域の活動の支援につなげる。 2) 登録した個人の情報を人材バンクシステム等に登録し、登録した情報の管理を行う。 3) 登録者のスキルアップを図る研修会、登録者の PR の場、登録者同士の交流の場を積極的に設ける。
その他	その他区長が必要と考える事業

#### ④ 市民活動支援センターについて

センターは、市が設置している市民活動支援センターの一つである。市は、「横浜市中期政策プラン(平成 14 年度策定)」に基づき、「市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン(平成 15 年度策定)」に沿って、平成 16 年度から順次、各区に市民活動支援センターの設置を開始し、平成 20 年度までに全 18 区での設置が完了している。

横浜市民局市民協働推進課が公表している市民活動支援センター事業展開ガイドライン(令和 4 年 3 月改訂)が示している各区市民活動支援センターの設置目的は次のとおりである。

各区市民活動支援センターは市民と行政の協働により市民活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な市民主体による活動の知恵と経験を市政に反映することにより協働型社会の形成に寄与することを目的としている。

#### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査の意見

##### 【意見-113】センターの利用状況について

SAKAESTA(さかえすた)移転前のセンターについて、平成 29 年度第 4 回横浜市再編整備検討専門会議に、「現状では区民の認知度が低く、さらなる利用促進が必要であるという課題があり、…」との記載がある。このことについて、SAKAESTA に移転後、どこまで解消されているか市に確認したところ、その回答は次のとおりであった。

地区センター・地域ケアプラザとの複合施設として一体的に運営を行うことで、地域交流コーディネーター連絡会でのケアプラザとの情報交換や、地区センター事業等の連携が促進され、区民とつながる機会が増加している。これによって、区民活動センターの認知度は高まり、登録団体や人材バンク登録者も増加している。(登録団体数:R3 248、R4 302、R5 341)(人材バンク登録者数:R3 46、R4 58、R5 90)

次表は、平成 30 年度から令和 5 年度までのセンターの利用状況等を示したものである。登録団体や人材バンク登録者数は増加傾向にあるが、令和 2 年度以降の会議室利用者数は令和元年度の数値を下回っている。



表 センターの利用状況等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議室利用者数	5,488	5,327	2,221	2,520	3,554	3,810
ミーティングスペース利用者数	5,713	5,140	2,427	2,383	1,627	1,607
人財バンク登録者	-	48	45	46	58	90
人財バンク依頼件数	15	23	1	2	15	43
人財バンク成立件数	10	5	0	0	4	23
登録団体数	281	196	223	248	302	341
相談件数	203	277	821	1,094	338	296

センターは令和3年12月1日にSAKAESTA(さかえすた)に移転している。移転前はセンター専用の会議室が設置されていたが、移転後は専用の会議室は設置されず、他施設との共用となっている。そのため、移転後の会議室の利用については、新型コロナウイルスの影響だけではなく、利用したくても利用できない状況が生じている可能性がある。

センターについては、認知度も重要であるが、実際に区民にどの程度利用されているのかが重要である。会議室が共用となったことで利用者にとどのような影響が出ているのか、たとえば現在の利用者などへのアンケート調査を行うなど、現状分析を行い、問題点や課題を明らかにして解決策を検討する必要がある。

#### 【意見-114】 機材の貸し出し状況について

センターは、利用者の活動に必要な機材として、次表の機材の貸し出しを行っている。

表 センターが貸し出している機材

ポータブルワイヤレスアンプ ワイヤレスマイク 1 有線マイク 1	カセットCDプレーヤー
プロジェクター	プロジェクタースクリーン
コードリール(10メートル)	コードリール(5メートル)
イーゼル	

イーゼル、コードリール以外の機材の令和5年度の貸し出し状況を市に確認したところ、プロジェクター3件のみとのことであった。

貸し出しがほとんど行われていないことについて、貸し出しを行っていることを施設の利用者が認知していないのか、認知しているが単純に需要がないのか、市は状況を把握しておく必要がある。需要が見込めるのか、見込めるのであればどのようにして需要を顕在化させていくのかを検討する必要がある。あるいは、需要がないと判断された場合は、他の利用が見込める施設に移管することも検討する必要がある。

市においては、機材の有効活用を検討する必要がある。

## 2. 令和5年度 栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委託

### (1) 概要

#### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	令和5年度 栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委託		
所管部署	栄区役所区政推進課		
契約先	山路商事株式会社		
令和5年度支出額(税込)	3,212千円		
契約の締結方法	単独随意契約		
契約期間	令和5年4月1日～令和5年12月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約
	予定価格(Ⓐ)	3,960	—
	契約額(Ⓑ)	3,212	—
	Ⓑ/Ⓐ	81.11%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	<p>令和5年度業務を実施するにあたっては、令和4年度業務の調査手法、集計方法を確実に踏襲する必要があり、同一業者が受託せず業務の継続性が担保されない場合、調査及び分析結果に著しい支障が生じる可能性がある。また、相手方は、令和4年度業務以前にも同じ緑地内での調査経験があり、緑地や利用者に対する知識が豊富である。</p> <p>令和4年度業務にあつては、そのノウハウを活かして、調査地点ごとに、調査員の配置換えや各調査員への適切な指示がなされている。また、調査結果の集計方法についても、過年度の経験を踏まえた提案がなされており、当該業務において秀でたノウハウを有することが確認できている。</p> <p>よって、令和4年度業務を受託しており業務の継続性を維持できること、緑地の利用実態調査及びその分析において固有のノウハウを有することから、本件業務を委託する。</p>		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

#### ② 事業内容

本委託事業は、瀬上市民の森及び横浜自然観察の森等、円海山周辺緑地のハイキングコースの利用実態を把握するために通行量調査及びアンケート調査を行い、調査結果について報告書の作成を行うもので、山路商事株式会社と3,212,000円(税込み)で単独随意契約により契約を締結している。

山路商事(株)とは、令和4年度にも栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委

託(以下「令和4年度委託」という。)を委託している。令和4年度委託では入札を行っており、同社と2,860,000円(税込み)で契約を締結している。

### ③ 調査方法等

調査地点は市が指示する6カ所で、調査地点1地点につきおおよそ3名体制で行っている。

調査地点に配置された調査員は、通行者の時間別、歩行者・ランナー・自転車別、方向別に通行量調査を行っている。また、各調査地点にアンケート調査員を配置し、通行者に対し、聞き取り方式でのアンケートを実施している。

調査日時は仕様書に次のように記載されている。

- 1) 令和5年5月のいずれかの平日及び休日2日ずつ9:00～15:00
- 2) 令和5年8月のいずれかの平日及び休日2日ずつ9:00～15:00

なお、令和4年度委託は調査地点、通行量調査とアンケート調査の方法は令和5年度と同様で、調査日時は次とされている。

- 1) 令和4年11月のいずれかの平日及び休日2日ずつ9:00～15:00
- 2) 令和5年2月のいずれかの平日及び休日2日ずつ9:00～15:00

令和4年度委託では秋と冬に調査を行い、令和5年度の業務では春と秋の調査を行って、令和4年度委託の調査結果を含めた報告書を令和5年度に作成している。

### ④ 円海山周辺緑地について

円海山周辺緑地は多摩から三浦半島へと続く「多摩・三浦丘陵群」の一部をなしている地域である。横浜自然観察の森、瀬上市民の森のほかにも金沢市民の森、金沢自然公園、氷取沢市民の森、釜利谷市民の森などが含まれている。

横浜自然観察の森は、円海山周辺の森の最南端に位置し、野鳥をはじめとする多くの生きものの生育環境が残された森で、身近な自然を代表する生きものにぎわいを楽しむことができる。

瀬上市民の森は、横浜市南部から鎌倉方面に走る尾根道で、別名、鎌倉アルプスと呼ばれている山稜の北端にあたる。円海山の近くで、西に広がる丘陵、住宅地から箱根、丹沢山塊を越えて富士山を一望できる。また鎌倉や金沢自然公園(金沢動物園)、横浜自然観察の森等へのハイキングコースの入口として利用されている。

## (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査の意見

### 【意見-115】設計金額の積算根拠の明確化について

予定価格3,600千円(税抜き)の決定にあたって行っている設計金額の積算は、市によると、令和4年度委託の参考見積書を参考にして行っているとのことである。

#### 第4 包括外部監査の指摘及び意見

令和4年度委託の参考見積書は、山路商事株式会社より令和4年7月13日付で徴している。次表は、参考見積書と令和4年度及び令和5年度の設計書に記載されている金額を比較したものである。

**表 令和4年度業務委託の参考見積書金額(税抜き)の内訳**

項目	数量	単位	金額(単位:円)		
			参考見積書	R4 設計書	R5 設計書
事前準備	1	式	45,400	50,000	50,000
通行量調査	1	式	1,933,120	3,168,000	2,000,000
集計整理	1	式	272,400	280,000	600,000
報告書作成	1	式	61,800	70,000	150,000
打合せ	1	式	24,600	30,000	100,000
諸経費	1	式	662,680	—	700,000
業務価格計			3,000,000	3,598,000	3,600,000

(市提供資料より監査人作成)

参考見積書については、各項目とも「一式」とされており、金額の積算根拠が明示されていない。そのため、たとえば通行量調査の1,933,120円がどのように積算されているのかが把握できない。また、設計書に記載されている金額は、令和4年度の諸経費を除き、令和4年度、令和5年度とも参考見積書金額を上回っているが、その根拠も不明確である。

本委託事業については、令和4年度委託も含め予定価格の妥当性が確認できない。市においては、設計金額の積算過程を明確にしておき、設計金額の妥当性を確認できる仕組みを整えておく必要がある。

#### 【意見-116】不十分なアンケート項目について

本委託事業は、瀬上市民の森及び横浜自然観察の森等、円海山周辺緑地のハイキングコース利用者について、利用実態を把握するために通行量調査及びアンケート調査を行い、調査結果について報告書を作成するものである。

栄区の森の魅力づくりに係る緑地利用実態調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)では、アンケートは、委託者が作成したアンケート表を使用して、次の項目について聞き取り方式で実施するとされている。

- ア 年代
- イ 居住地
- ウ 同行者
- エ 来訪目的
- オ 利用コース(聞き取ったコースを入口と出口が分かるように地図に落とし込むこと)
- カ 利用頻度
- キ 情報媒体
- ク 施設の認知度、ニーズ
- ケ 利用マナーの認知度
- コ 定住意向

## サ 森づくり活動 シ 自由意見欄

アンケートは、円海山周辺緑地の利用実態を把握するためとのことであるが、アンケート項目に不十分な面がある。

アンケート項目には利用コースが含まれており、入口と出口を調査しているが、入口に至るまでの移動手段を調査していない。

調査結果では、金沢文庫方面や港南台方面を入口、鎌倉方面を出口とする利用が多いことが明確になっているが、金沢文庫、港南台とも入口地点は鉄道の駅から距離があり、入口に駐車場や駐輪場は整備されていない。入口まで徒歩なのか、路線バスを利用したのか、あるいはタクシーなどその他の手段を利用しているのかなどを調査することは、利用実態を把握するうえで重要なことと思われるが、そのことが調査されていない。

また、アンケート項目には居住地が含まれている。アンケート表は「横浜市内」、「神奈川県内」、「都内・その他」に区分され、「横浜市内」であれば、「(1)栄区」、「(2)港南区」、「(3)磯子区」、「(4)金沢区」、「(5)その他の横浜市内」を調査することとされている。

円海山周辺緑地は、栄区、港南区、磯子区、金沢区に所在しているが、これら行政区でもすべての地域でアクセスが容易なわけではない。居住地を確認するのであれば、入口までのアクセス時間も調査するべきであるが、そのことは調査されていない。

市においては、今後同様のアンケートを行う際には、アンケート項目に十分に留意する必要がある。

### 【意見-117】調査結果の活用について

市は、各区が把握した地域のニーズや課題等について、区が現場の視点から解決策を検討し、局における市としての予算化、制度化を提案する仕組みである「区提案反映制度」を設けている。

令和6年度予算編成に向けた「区提案反映制度」で栄区は、円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討を掲げており、「市内最大級の緑地である円海山周辺緑地における、過年度の利用実態調査を踏まえた魅力発信の検討」を提案している。

調査結果を踏まえての対応は令和7年度以降実施することだが、令和6年10月22日時点では、「令和7年度以降の実施内容は区局間で現在検討中」とのことであった。

利用実態調査については、令和5年度は3,212,000円、令和4年度は2,860,000円の支出がなされている。市においては、支出額に見合う成果が得られるよう、対応していく必要がある。

### 3. 栄区役所窓口防犯カメラ設置委託

#### (1) 概要

##### ① 委託契約の概要

項目	内容		
契約名	栄区役所窓口防犯カメラ設置委託		
所管部署	栄区役所総務課		
契約先	有限会社相模通信システム		
令和5年度支出額(税込)	2,658千円		
契約の締結方法	公募型指名競争入札		
契約期間	令和6年1月12日～令和6年3月31日		
予定価格(税込)と契約額(税込)	(単位:千円)	当初契約	変更契約
	予定価格(A)	3,291	—
	契約額(B)	2,658	—
	B/A	80.77%	—
入札参加者数	1者		
入札辞退者数	—		
第1類/第2類	第2類		
1者随契の場合の理由	—		
過年度の包括外部監査	該当事項なし		

##### ② 事業内容

栄区役所内の区が指定する場所に防犯カメラを設置するため、機器の設置、調整、ネットワークの構築を委託するものである。

仕様書によると事業内容は次のとおりである。

- 1) 委託者が指定する箇所(栄区役所本館1階～4階、新館3階の10か所)に防犯カメラを設置・調整する。
- 2) 機器の調達及び機器設定・設置までを行う。
- 3) 導入するカメラは、物品購入等仕様書に記載する製品またはその同等品とする。
- 4) カメラ間はLANケーブルで接続し、必要な個所にHUBを設置する。

##### (2) 監査の指摘

特に記載すべき事項はない。

##### (3) 監査の意見

###### 【意見-118】防犯カメラの機種を限定することについて

本委託事業は、栄区役所本館1階～4階、新館3階の10か所に防犯カメラを設置・調整するものである。

仕様書では、設置・調整する防犯カメラ等について、株式会社NSS製NIPD-2065CD-

M(以下「NSS 社製品」という。)を基本とするが、下記の要件を満たす同等品を選定することも可能としている。

- 1) IP アドレスによる接続元制限を行う機能を有すること。
- 2) 識別認証機能を持つこと
- 3) 映像閲覧を含むカメラへのアクセス時に識別認証を実施できること。
- 4) パスワードは出荷設定値から変更する機能があること。
- 5) フレームレート 20fps 以上
- 6) 夜間撮影対応
- 7) 解像度 1920×1080 以上
- 8) レンズズーム 4.2 倍以上、モーターライズ(電動ズーム含む)
- 9) 赤外線 LED(射程距離 30M 以上)
- 10) モーション検知録画対応
- 11) 自動上書き録画機能を有すること。録画期間は 1 週間とする。
- 12) 映像圧縮方式 H265 の機能を有すること

上記要件を満たす製品は、NSS 社製品以外にも存在し、上記の要件は区役所に設置する防犯カメラとして一般的とのことである。そのため、応札には複数者が参加可能と想定されるが 1 者応札となっている。

本委託事業は公募型指名競争入札で契約の相手方を決定している。公告は令和 5 年 12 月 15 日、入札参加の申込期間は令和 5 年 12 月 15 日から 25 日まで、入札は令和 6 年 1 月 9 日に行われている。年末から年始にかけて公告から入札が行われており、そのことが一者応札の要因の一つに考えられる。

市においては、今後、発注の時期をはじめとしてその方法に留意する必要がある。

以上